

水俣市議会会議録

平成21年3月第1回定例会（2月27日招集）

水俣市議会事務局

平成21年3月第1回定例会（2月27日招集）会期日程表

（会期 2月27日から3月18日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	28日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月	午前10時	本会議	平成20年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
5	3日	火		休 会	議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡利治君・野中重男君・中村幸治君・福田斉君） （質疑通告正午まで）
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口眞次君・中原泰子君・西田弘志君）
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・岩阪雅文君・川上紗智子君） 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	——	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	15日	日			市の休日（日曜日）
18	16日	月	——	委員会	委員会
19	17日	火		休 会	議事整理日
20	18日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成21年2月27日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	6
日程第3 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について	8
日程第4 議第2号 水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	10
日程第5 議第3号 水俣市出産子育て支援基金条例の制定について	11
日程第6 議第4号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について	12
日程第7 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第8 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第9 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第10 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第11 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第12 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第13 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第14 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第15 議第13号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	21

日程第16	議第14号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1～21
日程第17	議第15号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	22
日程第18	議第16号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
日程第19	議第17号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	23
日程第20	議第18号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣 市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第21	議第19号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
日程第22	議第20号	国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正 する条例の制定について……………	25
日程第23	議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算……………	25
日程第24	議第22号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算……………	29
日程第25	議第23号	平成21年度水俣市老人保健特別会計予算……………	31
日程第26	議第24号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	32
日程第27	議第25号	平成21年度水俣市介護保険特別会計予算……………	33
日程第28	議第26号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	35
日程第29	議第27号	平成21年度水俣市病院事業会計予算……………	36
日程第30	議第28号	平成21年度水俣市水道事業会計予算……………	39
日程第31	議第29号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）……………	40
日程第32	議第30号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	44
日程第33	議第31号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	45
日程第34	議第32号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	45
日程第35	議第33号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）……………	46
日程第36	議第34号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）……………	47
日程第37	議第35号	市道の路線認定について……………	48
日程第38	議第36号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）……………	49
日程第39	議第37号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）……………	49
日程第40	議第38号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）……………	49
日程第41	議第39号	指定管理者の指定について（一小学童クラブ）……………	50
日程第42	議第40号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……………	50
日程第43	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	50

日程第44	議第42号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	1～51
日程第45	議第43号	指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）	51
日程第46	議第44号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	52
日程第47	議第45号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	52
日程第48	議第46号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	52
日程第49	議第47号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	53
日程第50	議第48号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	53
日程第51	議第49号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	53
日程第52	議第50号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	54
日程第53	議第51号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	54
日程第54	議第52号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	55
日程第55	議第53号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）	55
日程第56	議第54号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）	55
日程第57	議第55号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	56
日程第58	議第56号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	56
		市長の所信表明並びに提案理由説明	57
		休憩・開議	63
		市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	63
		散 会	70

平成21年3月2日（月） ——— 2日目 ———

出欠席議員	2～1	
事務局職員出席者	1	
説明のため出席した者	1	
議事日程第2号	2	
開 議	2	
諸般の報告	2	
質 疑	2	
日程第1 議第2号	水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	2
日程第2 議第3号	水俣市出産子育て支援基金条例の制定について	2
日程第3 議第4号	水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について	3

日程第4	議第29号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	2～3
日程第5	議第30号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	3
日程第6	議第31号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3
日程第7	議第32号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	4
日程第8	議第33号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	4
日程第9	議第34号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	4
委員会付託			4
休憩・開議			4
	○総務文教委員長の報告		5
	○厚生委員長の報告		6
	○産業建設委員長の報告		8
委員会審査報告書			9
委員長報告に対する質疑			10
討 論			10
採 決			10
散 会			11

平成21年3月10日（火） ——— 3日目 ———

出欠席議員		3～1
事務局職員出席者		1
説明のため出席した者		1
議事日程第3号		2
開 議		3
諸般の報告		3
日程第1 一般質問		3
	○高岡利治君の質問	3
	1 所信表明について	3
	(1) 環境モデル都市の認定を受けて	
	(2) 農林水産業の振興について	
	(3) 観光振興について	
	(4) 高齢者対策について	

(5) 豊かな生活づくりについて	
2 地域活性化・生活対策臨時交付金について……………	3～4
3 非常勤職員の酒気帯び運転について……………	4
4 県立自然公園普通地域内への土砂搬入について……………	4
市長の答弁……………	4
○高岡利治君の再質問……………	10
市長の答弁……………	11
○高岡利治君の再々質問……………	12
市長の答弁……………	13
総務企画部長の答弁……………	13
○高岡利治君の再質問……………	14
総務企画部長の答弁……………	14
○高岡利治君の再々質問……………	15
総務企画部長の答弁……………	15
総務企画部長の答弁……………	16
○高岡利治君の再質問……………	17
総務企画部長の答弁……………	17
○高岡利治君の発言……………	17
産業建設部長の答弁……………	18
○高岡利治君の再質問……………	19
産業建設部長の答弁……………	19
○高岡利治君の再々質問……………	20
市長の答弁……………	20
休憩・開議……………	20
○野中重男君の質問……………	20
1 与党P Tの水俣病未認定患者の救済問題について……………	21
2 与党P Tのチッソ分社化案について……………	21
3 与党P Tの水俣病汚染指定地域の解除計画について……………	21
4 雇用問題について……………	21
5 環境モデル都市の推進について……………	21
市長の答弁……………	22
福祉環境部長の答弁……………	22

○野中重男君の再質問	3 ~22
市長の答弁	24
○野中重男君の再々質問	26
市長の答弁	27
市長の答弁	27
○野中重男君の再質問	28
市長の答弁	30
○野中重男君の再々質問	30
市長の答弁	31
市長の答弁	32
○野中重男君の再質問	32
市長の答弁	33
○野中重男君の再々質問	34
市長の答弁	35
産業建設部長の答弁	35
○野中重男君の再質問	37
市長の答弁	38
産業建設部長の答弁	38
○野中重男君の再々質問	39
産業建設部長の答弁	39
市長の答弁	39
○野中重男君の再質問	40
市長の答弁	40
休憩・開議	41
○中村幸治君の質問	41
1 雇用について	41
2 環境モデル都市について	41
3 指定管理者の指定について	41
(1) 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者公募について	
4 湯の鶴温泉保健センターについて	42
5 コミュニティバスについて	42
市長の答弁	42

産業建設部長の答弁	3～42
○中村幸治君の再質問	43
産業建設部長の答弁	44
○中村幸治君の再々質問	45
産業建設部長の答弁	45
市長の答弁	46
○中村幸治君の再質問	48
市長の答弁	50
○中村幸治君の再々質問	51
市長の答弁	51
教育長の答弁	52
○中村幸治君の再質問	53
教育長の答弁	54
○中村幸治君の再々質問	54
教育長の答弁	54
産業建設部長の答弁	55
○中村幸治君の再質問	56
産業建設部長の答弁	56
○中村幸治君の発言	57
総務企画部長の答弁	58
○中村幸治君の再質問	58
総務企画部長の答弁	59
○中村幸治君の発言	59
休憩・開議	60
○福田斉君の質問	60
1 環境モデル都市認定を受けて	61
2 産業団地について	61
3 観光行政について	62
4 高校再編による影響について	62
5 小・中学校再編成後の地域振興について	63
市長の答弁	63
○福田斉君の再質問	65

市長の答弁	3～67
○福田斉君の再々質問	68
市長の答弁	69
産業建設部長の答弁	69
○福田斉君の再質問	70
産業建設部長の答弁	71
○福田斉君の再々質問	71
産業建設部長の答弁	72
副市長の答弁	73
○福田斉君の再質問	75
副市長の答弁	77
教育長の答弁	77
○福田斉君の発言	78
教育長の答弁	79
○福田斉君の発言	81
散 会	81

平成21年3月11日（水） ——— 4日目 ———

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○谷口眞次君の質問	3
1 水俣病問題について	3
2 環境モデル都市の推進について	4
3 景気対策・地域活性化について	4
4 教職員の労働環境について	5
5 有害鳥獣（イノシシ・シカ）の駆除について	5

市長の答弁	4～5
○谷口眞次君の再質問	6
市長の答弁	7
○谷口眞次君の再々質問	8
市長の答弁	9
市長の答弁	10
○谷口眞次君の再質問	12
市長の答弁	14
○谷口眞次君の発言	15
産業建設部長の答弁	15
○谷口眞次君の再質問	16
産業建設部長の答弁	17
総務企画部長の答弁	18
○谷口眞次君の再々質問	18
産業建設部長の答弁	18
教育長の答弁	19
○谷口眞次君の再質問	20
教育長の答弁	21
産業建設部長の答弁	22
休憩・開議	23
○中原泰子君の質問	23
1 発達障がい児への支援施策について	23
2 医療センターについて	24
3 本市のスクールバスの状況について	24
4 資源ごみについて	24
5 「道の駅」について	24
市長の答弁	24
福祉環境部長の答弁	24
○中原泰子君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	26
○中原泰子君の再々質問	27
教育長の答弁	27

総合医療センター院長の答弁	4～28
○中原泰子君の再質問	29
市長の答弁	30
総合医療センター院長の答弁	30
○中原泰子君の再々質問	32
市長の答弁	34
総合医療センター院長の答弁	34
教育長の答弁	35
○中原泰子君の再質問	35
教育長の答弁	35
○中原泰子君の再々質問	36
教育長の答弁	36
福祉環境部長の答弁	37
○中原泰子君の再質問	38
福祉環境部長の答弁	39
○中原泰子君の発言	39
市長の答弁	40
○中原泰子君の再質問	40
市長の答弁	41
○中原泰子君の再々質問	41
市長の答弁	42
休憩・開議	42
○西田弘志君の質問	42
1 当初予算について	43
2 経済活性化について	44
3 ごみ施策について	44
4 環境施策について	44
5 市ホームページについて	44
6 みなまた環境絵本大賞について	45
7 小・中学校の耐震化計画について	45
市長の答弁	45
○西田弘志君の再質問	46

市長の答弁	4～47
○西田弘志君の再々質問	47
市長の答弁	48
総務企画部長の答弁	48
○西田弘志君の再質問	49
総務企画部長の答弁	50
○西田弘志君の再々質問	50
総務企画部長の答弁	51
福祉環境部長の答弁	52
○西田弘志君の再質問	53
福祉環境部長の答弁	54
○西田弘志君の再々質問	54
福祉環境部長の答弁	55
副市長の答弁	55
○西田弘志君の再質問	56
副市長の答弁	57
○西田弘志君の再々質問	57
市長の答弁	57
総務企画部長の答弁	58
○西田弘志君の再質問	59
総務企画部長の答弁	60
○西田弘志君の発言	61
教育長の答弁	61
○西田弘志君の発言	62
散 会	62

平成21年3月12日（木） — 5日目 —

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2

陳情文書表	5 ~ 4
開 議	5
諸般の報告	5
日程第1 一般質問	5
○牧下恭之君の質問	5
1 国の経済対策と本市の対応について	5
2 介護関係について	6
(1) 介護報酬改定について	
(2) 介護ボランティアポイント制度について	
3 子育て環境整備について	8
4 耐震診断補助制度について	9
市長の答弁	10
○牧下恭之君の再質問	13
市長の答弁	14
○牧下恭之君の再々質問	14
市長の答弁	15
福祉環境部長の答弁	15
○牧下恭之君の再質問	16
福祉環境部長の答弁	16
福祉環境部長の答弁	17
○牧下恭之君の再質問	18
福祉環境部長の答弁	19
産業建設部長の答弁	20
○牧下恭之君の発言	21
休憩・開議	21
○岩阪雅文君の質問	21
1 所信表明について	21
2 総合医療センター問題について	22
3 国の第2次補正予算に対する具体的対応について	22
4 本市の雇用、失業者の状況について	23
5 本市の観光政策のあり方について	23
市長の答弁	24

○岩阪雅文君の再質問	5～25
市長の答弁	27
○岩阪雅文君の発言	29
総合医療センター院長の答弁	29
○岩阪雅文君の再質問	31
総合医療センター院長の答弁	32
市長の答弁	34
○岩阪雅文君の再々質問	34
総合医療センター院長の答弁	35
総務企画部長の答弁	35
総務企画部長の答弁	36
○岩阪雅文君再質問	37
総務企画部長の答弁	38
産業建設部長の答弁	38
○岩阪雅文君の再質問	38
産業建設部長の答弁	39
副市長の答弁	39
休憩・開議	40
○川上紗智子君の質問	41
1 介護保険に関する問題について	41
2 子どもの医療費助成について	42
3 平成20年度の決算見通しについて	42
市長の答弁	42
福祉環境部長の答弁	43
○川上紗智子君の再質問	45
福祉環境部長の答弁	46
○川上紗智子君の発言	47
市長の答弁	48
○川上紗智子君の再質問	48
市長の答弁	48
総務企画部長の答弁	49
○川上紗智子君の再質問	50

総務企画部長の答弁	5～50
○川上紗智子君の再々質問	50
市長の答弁	52
休憩・開議	52
質　　疑	52
日程第2　議第1号　水俣市水道水源保護条例の制定について	52
日程第3　議第5号　水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第4　議第6号　水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第5　議第7号　水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第6　議第8号　水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第7　議第9号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	53
日程第8　議第10号　水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第9　議第11号　水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第10　議第12号　水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第11　議第13号　水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第12　議第14号　みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第13　議第15号　水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第14　議第16号　水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第15　議第17号　水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第16　議第18号　水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第17　議第19号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第18　議第20号　国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	56

日程第19	議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算	5～56
	○大川末長君の質疑		56
	総務企画部長の答弁		57
日程第20	議第22号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	58
日程第21	議第23号	平成21年度水俣市老人保健特別会計予算	59
日程第22	議第24号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	59
日程第23	議第25号	平成21年度水俣市介護保険特別会計予算	59
日程第24	議第26号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	59
日程第25	議第27号	平成21年度水俣市病院事業会計予算	60
日程第26	議第28号	平成21年度水俣市水道事業会計予算	60
日程第27	議第35号	市道の路線認定について	60
日程第28	議第36号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	60
日程第29	議第37号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	60
日程第30	議第38号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	60
日程第31	議第39号	指定管理者の指定について（一小学童クラブ）	60
日程第32	議第40号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	60
日程第33	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	60
日程第34	議第42号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	60
日程第35	議第43号	指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）	60
日程第36	議第44号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	60
日程第37	議第45号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	60
日程第38	議第46号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	60
日程第39	議第47号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	60
日程第40	議第48号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	60
日程第41	議第49号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	60
日程第42	議第50号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	61
日程第43	議第51号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	61
日程第44	議第52号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	61
日程第45	議第53号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）	61
日程第46	議第54号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）	61
日程第47	議第55号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	61
日程第48	議第56号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	61

議案上程	5～61
日程第49 議第57号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について	61
日程第50 議第58号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	62
日程第51 議第59号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	63
日程第52 議第60号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	64
日程第53 議第61号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	65
市長の提案理由説明	65
休憩・開議	66
質 疑	66
○真野頼隆君の質疑（議第60号）	67
産業建設部長の答弁	67
○真野頼隆君の質疑（議第60号）	67
産業建設部長の答弁	67
委員会付託	68
散 会	68

平成21年3月18日（水） —— 6日目 ——

出欠席議員	6～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第6号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定についてから日程第54 陳第9号私立幼稚園助成金増額に関する陳情についてまで54件に関する委員会の審査報告	5
○総務文教委員長の報告	7
○厚生委員長の報告	10
○産業建設委員長の報告	15
委員会審査報告書	18

委員長報告に対する質疑	6～20
討 論	21
○平松辰弘君の反対討論（議第58号）	21
○岩阪雅文君の反対討論（請第4号）	21
○緒方誠也君の賛成討論（請第4号）	22
採 決	23
日程第55 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	24
採 決	25
閉会中継続審査・調査申出書	25
議案上程	26
日程第56 議第62号 水俣市中小企業振興基本条例の制定について	26
○産業建設委員長の提案理由説明	28
質 疑	28
討 論	28
採 決	28
閉 会	29

平成21年2月27日

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成21年2月27日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成21年2月27日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成21年3月18日午前10時57分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成21年2月27日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時4分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
次長（崎田雄七君）	議事係長（栄永尚子君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（田上和俊君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（小林信也君）	福祉環境部次長（盛下修一君）
水道局長（吉村明賢君）	教育長（大淵洋君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	

○議事日程 第1号

平成21年2月27日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について
- 第4 議第2号 水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第5 議第3号 水俣市出産子育て支援基金条例の制定について
- 第6 議第4号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第7 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第13号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第14号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第15号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第16号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第17号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第18号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第19号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第20号 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第21号 平成21年度水俣市一般会計予算
- 第24 議第22号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議第23号 平成21年度水俣市老人保健特別会計予算

- 第26 議第24号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議第25号 平成21年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第28 議第26号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第29 議第27号 平成21年度水俣市病院事業会計予算
- 第30 議第28号 平成21年度水俣市水道事業会計予算
- 第31 議第29号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第32 議第30号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第33 議第31号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議第32号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第35 議第33号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第36 議第34号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第37 議第35号 市道の路線認定について
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 第39 議第37号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第40 議第38号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第41 議第39号 指定管理者の指定について（一小学童クラブ）
- 第42 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第44 議第42号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第45 議第43号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 第46 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第47 議第45号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第48 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第49 議第47号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第50 議第48号 指定管理者の指定について（水俣市はげのき館）
- 第51 議第49号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第52 議第50号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第53 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第54 議第52号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第55 議第53号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 第56 議第54号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第57 議第55号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

第58 議第56号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成21年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

市長から、陳情の処理の経過及び結果についての報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年11月分、12月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告、平成20年度小中学校並びに公営企業会計の定期監査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、田上産業建設部長、吉本福祉環境部長、桑畑総合医療センター事務部長、小林産業建設部産業づくり総室長、盛下福祉環境部次長、吉村水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、淵上財政課長、大淵教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高岡利治議員、緒方誠也議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成21年3月第1回定例会（2月27日招集）会期日程表

(会期 2月27日から3月18日まで20日間)

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	28日	土		休 会	市の休日(土曜日)
3	3月1日	日			市の休日(日曜日)
4	2日	月	午前10時	本会議	平成20年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
5	3日	火		休 会	議案調査(一般質問通告正午まで)
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日(土曜日)
10	8日	日			市の休日(日曜日)
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問(質疑通告正午まで)
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	——	委員会	委員会
16	14日	土		休 会	市の休日(土曜日)
17	15日	日			市の休日(日曜日)
18	16日	月	——	委員会	委員会
19	17日	火		休 会	議事整理日
20	18日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長(松本和幸君) お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

- 日程第3 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について
- 日程第4 議第2号 水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第5 議第3号 水俣市出産子育て支援基金条例の制定について
- 日程第6 議第4号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第7 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第13号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第14号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第15号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第16号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第17号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第18号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第19号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第20号 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第21号 平成21年度水俣市一般会計予算
- 日程第24 議第22号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成21年度水俣市老人保健特別会計予算

- 日程第26 議第24号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議第25号 平成21年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第28 議第26号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議第27号 平成21年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第30 議第28号 平成21年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第31 議第29号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第32 議第30号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議第31号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議第32号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議第33号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第36 議第34号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議第35号 市道の路線認定について
- 日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第39 議第37号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第40 議第38号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第41 議第39号 指定管理者の指定について（一小学童クラブ）
- 日程第42 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第44 議第42号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第45 議第43号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 日程第46 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第47 議第45号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第48 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第49 議第47号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第50 議第48号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第51 議第49号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第52 議第50号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第53 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第54 議第52号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第55 議第53号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 日程第56 議第54号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第57 議第55号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

日程第58 議第56号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第1号水俣市水道水源保護条例の制定についてから、日程第58、議第56号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてまで、56件を一括して議題とします。

議第1号

水俣市水道水源保護条例の制定について

水俣市水道水源保護条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市水道水源保護条例

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、水道の水質を保全し、かつ、安定的な水の供給を確保するため、その水源を保護し、もって現在及び将来にわたって市民の生命及び生活環境を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 水道の取水施設及び貯水施設の周辺地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 水源及びその上流の地域で、市長が指定する、特に水源に影響があると認められる地域をいう。
- (3) 対象事業場 別表に掲げる水源保護地域内の事業場をいう。

（市の責務）

第3条 市は、水源の保護に係る施策の実施、知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自ら水源の保護に必要な措置を講ずるとともに、安全な水を確保するための市民の活動に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する水源の保護に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、水源の保護に関する理解を深め、それぞれの立場から水源の保護に寄与するよう努めるとともに、市が実施する水源の保護に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（水源保護地域の指定等）

第6条 市長は、水源及びその上流域において水質を保全することが必要と認められる地域を水源保護地域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、水俣市環境基本条例（平成20年条例第55号）第20条に規定する水俣市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その意見を尊重して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、水源保護地域を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、市長が水源保護地域の指定を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

（対象事業場の届出）

第7条 次に掲げる者（以下「対象事業場設置者等」という。）は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 水源保護地域において対象事業場を設置しようとする者
- (2) 水源保護地域において対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更又は事業の範囲の変更（以下「対象事

業場の変更」という。)をしようとする者
(事前の協議等)

第8条 前条の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ市長に協議するとともに、関係地域の住民に対し、対象事業場の事業内容、施設の構造、事業活動に係る水源への影響及びその防止対策について、説明会の開催その他の措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前条による届出があった場合において、前項の規定による協議を行わず、若しくは行う見込みがないとき又は説明会の開催その他の措置を執らず、若しくは執る見込みがないときは、対象事業場設置者等に対し、期限を定めて当該協議を行うよう、又は説明会の開催その他の措置を執るよう勧告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、住民生活の安全性の確保及び自然環境の保全のために必要があると認めるときは、対象事業場の設置等の計画の変更(以下「計画の変更」という。)を勧告するものとする。

(建設工事等に対する措置)

第9条 対象事業場設置者等は、前条第3項による勧告を受けて計画の変更をするまでは、対象事業場の建設工事に着手し、又は対象事業場の変更をしないよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して対象事業場の建設工事又は対象事業場の変更に着手した者に対して、当該建設工事又は対象事業場の変更の一時停止を勧告するものとする。

(承継)

第10条 第7条の規定による届出をした者からその届出に係る対象事業場を譲り受け、借り受け、若しくは相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該対象事業場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、対象事業場設置者等に対し報告を求め、又は市長の指定する者に事業に係る土地及び施設への立入検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、前条第1項の報告又は立入検査において、水源の水質を汚濁させ、又は汚濁させるおそれがあると認めるときは、対象事業場設置者等に対し、期限を定めて施設の構造若しくは使用方法又は排水水等の処理の方法を改善するよう勧告するものとする。

(施設の使用又は排水の一時停止勧告)

第13条 市長は、前条の勧告に従わない対象事業場設置者等に対し、当該施設の使用又は排水水等の公共用水域への排水の一時停止を勧告するものとする。

(水道水源保護協定の締結)

第14条 対象事業場設置者等は、市と将来にわたる水道に係る水質の保全及び水量の確保のために必要な事項を内容とする協定(以下「水道水源保護協定」という。)を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、水道水源保護協定を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該水道水源保護協定の内容について、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、水道水源保護協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、締結した水道水源保護協定の内容を変更する場合についても準用する。

(公表)

第15条 市長は、第8条第3項、第9条第2項又は第12条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に水源保護地域において、対象事業場を設置している者（設置の工事に着手している者を含む。）については、第7条の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に水源保護地域において、対象事業場を設置している者（設置の工事に着手している者を含む。）については、当該対象事業場の変更をする場合を除き、第12条から第15条までの規定は、この条例の施行の日から3年を経過する日までの間は、適用しない。

別表（第2条関係）

ゴルフ場	総面積が10ヘクタール以上かつ9以上のホールを有するもの
一般廃棄物最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
産業廃棄物最終処分場	廃棄物処理法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場
砕石場	水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を設置して、岩石等を細かく砕く事業を行う場所
残土処分場	土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。）を埋立てし、盛土し、又はたい積する事業を行う場所で、その面積が1,000平方メートル以上のもの
その他の事業場	水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業場又は水源の水量に影響を及ぼすおそれがある事業場で、市長が別に定めるもの

(提案理由)

環境悪化を未然に防止し、貴重な資源である水環境を保全し、将来にわたって市民の生命及び健康を守るため、本案のように制定しようとするものである。

議第2号

水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るといふ平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険特別会計歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 水俣市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源に充てる基金を設置するため、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市出産子育て支援基金条例の制定について

水俣市出産子育て支援基金条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市出産子育て支援基金条例

(設置)

第1条 出産及び子育ての支援に要する経費の財源に充てるため、水俣市出産子育て支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、出産及び子育て支援に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

出産及び子育ての支援に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について

水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例

(設置)

第1条 障がいの有無にかかわらず子どもからお年寄りまで、地域住民の誰もが気軽に集い利用できる場を提供することにより、環境福祉モデル地域及びもやいづくりを推進するため、水俣市ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市ふれあいセンター

位置 水俣市栄町一丁目6番18号

(業務)

第3条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉及び交流促進に関する業務
- (2) 環境及びリサイクルに関する業務
- (3) 日本一の読書のまちづくりに関する業務
- (4) その他地域住民がふれあえる事業に関する業務

(組織)

第4条 センターは、総務企画部の所管とする。

2 センターに館長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前11時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館料)

第7条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可)

第9条 センターの施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可の基準)

第10条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用されることがセンターの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項で許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用料)

第12条 センターの施設の利用料は、別表に定めるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管

理を行うこととされた期間前に第9条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

7 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第9条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設及び設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

（利用料金）

第15条 第12条の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にセンターの利用に係る料金を収受させることができる。

（原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第17条 故意又は過失によりセンターの施設及び設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（過料）

第18条 詐欺その他不正の行為により利用料の徴収を免れたものに対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第12条関係）

施設利用料

区 分	利用料（1日当たり）
展示コーナー	500円

備考 利用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

（提案理由）

障がいの有無にかかわらず子どもからお年寄りまで、地域住民の誰もが気軽に集い利用できる場を提供することにより、環境福祉モデル地域及びもやいづくりを推進する水俣市ふれあいセンターを設置するため、本案のように制定しようとするものである。

議第5号

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例

水俣市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

統計法の全部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されることに伴い、規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第6号

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例

第1条中「非常勤の者」を「特別職の職員で非常勤のもの」に改める。

第3条第6項を次のように改める。

6 件数による報酬は、件数に応じ支給する。

第4条第4項を次のように改める。

4 件数による報酬は、職務に従事した際支給する。

第5条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	報酬の額	費用弁償
選挙管理委員会の委員長	年額 207,500円	水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号）別表第1に定める副市長等の旅費相当額
同 委員	” 167,100円	
監査委員（議選）	” 372,400円	
同（識見）	” 1,596,000円	
農業委員会の会長	” 494,300円	
同 副会長	” 382,800円	
同 委員	” 345,000円	
教育委員会の委員長	” 728,700円	
同 委員	” 593,700円	
固定資産評価審査委員会の委員長	日額 4,500円	

同	委員	”	4,500円	
交通指導員		年額	120,000円	水俣市旅費支給条例別表第1に定める 部長等の旅費相当額
保育料納付相談員		”	10,000円	
学校医		”	210,000円	
学校歯科医		”	210,000円	
学校薬剤師		”	92,600円	
体育指導委員		”	21,400円	
社会教育委員		”	15,000円	
水俣病相談員		月額	86,400円	
婦人相談員		”	106,600円	
家庭相談員		”	106,600円	
就労支援相談員		”	100,000円	
地域人権教育指導員		”	140,000円	
教育相談員		”	95,700円	
防災会議委員		日額	4,500円	
行財政改革推進委員会委員		”	4,500円	
表彰審査委員会委員		”	4,500円	
情報公開等審査会委員		”	4,500円	
特別職報酬等審議会委員		”	4,500円	
公務災害認定委員会委員		”	4,500円	
公務災害補償審査会委員		”	4,500円	
総合計画策定審議会委員		”	4,500円	
男女共同参画審議会委員		”	4,500円	
財産価格審議会委員		”	4,500円	
固定資産評価員		”	4,500円	
地籍調査推進委員		”	6,700円	
国民健康保険運営協議会委員		”	4,500円	
環境水俣賞委員会委員（学識）		”	20,000円	
環境水俣賞委員会委員（知経）		”	4,500円	
環境ISO市民監査委員		”	5,900円	
環境ISOアドバイザー		”	5,900円	
環境審議会委員		”	4,500円	
水俣病資料館協議会委員		”	4,500円	
予防接種嘱託医		”	15,800円	
予防接種健康被害調査委員会委員		”	15,800円	
介護保険等運営委員会委員		”	4,500円	
地域包括支援センター運営協議会委員		”	4,500円	
老人ホーム入所判定委員		”	4,500円	
生活保護嘱託医		”	14,050円	
障害者計画等策定審議会委員		”	4,500円	
民生委員推せん会委員		”	4,500円	
観光開発審議会委員		”	4,500円	
勤労青少年ホーム運営委員会委員		”	4,500円	
換地委員		”	5,900円	
都市計画審議会委員		”	4,500円	

公共下水道事業審議会委員	”	4,500円
就学指導委員	”	10,000円
適応指導教室指導員	”	5,000円
奨学生選考委員会委員	”	4,500円
特別支援教育支援員	”	4,500円
文化財保護審議会委員	”	4,500円
学校開放管理指導員	”	1,170円
水道料金審議会委員	”	4,500円
専門委員	”	4,500円
児童扶養手当障害認定医	1件	14,050円
選挙長 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者 開票管理者 投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人 開票立会人 選挙立会人	国の定める基準による。	
外国語指導助手 国際交流員 その他の非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

非常勤職員の職種区分の適正化等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「一般職員」を「一般職の職員」に、「水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号)第3条又は第4条の規定を適用して」を「一般職の職員の例により」に改める。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市教育長の給与等に関する条例(昭和42年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「一般職員」を「一般職の職員」に、「水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号)

第3条又は第4条の規定を適用して」を「一般職の職員の例により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市長等及び水俣市教育長の退職手当の算出額の適正化等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第34条の7を改め、同条を第34条の8とし、第34条の6の次に1条を加える改正規定のうち、第34条の7第1項第3号に係る部分中「市内」を「県内」に改め、同項第4号に係る部分中「所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する法人に対する」を「所得税法第78条第2項第3号に規定する」に、「市内」を「県内」に改め、同項第5号に係る部分中「市内」を「県内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市手数料条例の一部を改正する条例

水俣市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「第92条」を「第87条」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号中「第27条」を「第30条」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とし、同項第16号中「第78条」を「第59条」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同項第19号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第20号を第19号とし、同項第21号中「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成10年法律第77号）第76条」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第103条」に改め、同号を同項第23号とし、同項第19号の次に次の3号を加える。

(20) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第26条の規定に該当する

者

- (21) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第83条の規定に該当する者
- (22) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第33条の規定に該当する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

戸籍事項の証明に関する手数料の免除対象の拡大等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市学童クラブの設置等に関する条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第12項」を「第2項」に改める。
第2条中「一小学童クラブ」を「一小ふれあい学童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市学童クラブの名称の変更等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条中「定義」を「意義」に改める。
第3条第2項中「第4号及び第5号」を「第4号、第5号及び第6号」に改め、第6号を削り、第5号を第6号とし、同項第4号中「育成医療、第21条の9に規定する」を削り、「第21条の9の2」を「第21条の5」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療の給付を受けているとき。

第3条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

関係法令の廃止等に伴う規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市ワークプラザの設置等に関する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。
第11条に次の4項を加える。

- 4 第1項の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、プラザの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がプラザの管理を行うこととされた期間前に申請された第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 7 第1項の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がプラザの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

第12条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 施設の使用の許可に関する業務

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第13条 第8条の規定にかかわらず、プラザの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。
別表中「200円」を「300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

指定管理者の業務等の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）を次のように改正する。

第2条第1項中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、同項第1号中「25,900円」を「26,300円」に改め、同項第2号中「31,100円」を「31,600円」に改め、同項第3号中「36,800円」を「37,400円」に改め、同項第4号中「51,900円」を「52,600円」に改め、同項第5号中「67,500円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「85,600円」を「86,800円」に改め、同項第7号中「93,400円」を「94,700円」に改め、同条第2項及び第3項中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法第129条第3項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第14号

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(本所)」及び「(支所) 水俣市浜4063番地1」を削る。

別表1 センターの使用料の表中

本所	研究関連施設一式 (共同研究開発室、分析室、クリーン室、前室、研究員控室)
	大研修室
	小研修室
	小会議室

を

研究関連施設一式
(共同研究開発室、分析室、クリーン室、前室、研究員控室)

大研修室

に改め、支所の項を削り、同

小研修室
小会議室

表2 冷暖房使用料の表中

本所	大研修室
	小研修室
	小会議室

大研修室
小研修室
小会議室

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

みなまた環境テクノセンター支所を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

議第15号

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「午後1時」を「午前10時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、4月から9月までの保健センターの開館時間は、午前10時から午後8時30分までとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの利用者の利便性を向上させるため、本案のように制定しようとするものである。

議第16号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表丸島団地の項戸数の欄中「15」を「14」に、同表田平団地の項戸数の欄中「27」を「23」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

丸島団地及び田平団地について、老朽化に伴い住宅の一部を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

議第17号

水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市下水道条例の一部を改正する条例

水俣市下水道条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第3号中「及び郵政事業」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

下水道施設占用料について、郵政事業の民営化に伴い、免除対象から除くため、本案のように制定しようとするものである。

議第18号

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

（水俣市消防団の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 水俣市消防団の設置等に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第19号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例

水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

石坂川体育館	水俣市石坂川113番地	を
石坂川体育館 深川体育館	水俣市石坂川113番地 水俣市中鶴539番地	に

改める。

第5条第1項第1号中「石坂川体育館」の次に「深川体育館」を加える。

別表中

石坂川体育館	水俣市学校体育館使用条例（昭和35年告示第8号）に準ずる。	を
石坂川体育館 深川体育館	水俣市学校体育館使用条例（昭和35年告示第8号）に準ずる。 水俣市学校体育館使用条例（昭和35年告示第8号）に準ずる。	に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に水俣市学校体育館使用条例第1条の規定により水俣市立深川小学校の体育館の使用の許可を受けている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の水俣市体育施設条例第6条の使用の許可を受けた者とみなす。

(提案理由)

水俣市立深川小学校の閉校に伴い、体育館を社会体育施設として転用するため、本案のように制定しようとするものである。

議第20号

国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

裁判用診断書	”	4,200円	
生命保険診断書	”	4,200円	簡易保険病状調査書、入院証明書
健康診断書	”	1,050円	就職用診断書

を

」

「

裁判用診断書	”	5,250円	
生命保険診断書	”	5,250円	病状（症状）調書、入院証明書
健康診断書	”	2,100円	就職用診断書

に、

」

「

自賠法関係診療内容証明書	”	2,100円	
--------------	---	--------	--

を

」

「

自賠法関係診療内容証明書	”	3,150円	
--------------	---	--------	--

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の書類の交付に係る手数料について適用し、同日前の書類の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国保水俣市立総合医療センター等において作成する裁判用診断書等の手数料の改定を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第21号

平成21年度水俣市一般会計予算

平成21年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,640,196千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1. 市 税		2,939,238
	1. 市 民 税	1,238,991
	2. 固 定 資 産 税	1,487,339
	3. 軽 自 動 車 税	57,231
	4. た ば こ 税	150,526
2. 地 方 譲 与 税	5. 入 湯 税	5,151
		137,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	22,680
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	98,000
3. 利 子 割 交 付 金	3. 地 方 道 路 譲 与 税	13,320
	4. 特 別 と ん 譲 与 税	3,000
		10,000
4. 配 当 割 交 付 金	1. 利 子 割 交 付 金	10,000
		2,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1. 配 当 割 交 付 金	2,000
		2,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000
		260,000
7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	260,000
		8,000
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000
		42,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	42,000

9. 地方特例交付金		18,000
	1. 地方特例交付金	13,000
	2. 特別交付金	5,000
10. 地方交付税		4,700,000
	1. 地方交付税	4,700,000
11. 交通安全対策特別交付金		4,348
	1. 交通安全対策特別交付金	4,348
12. 分担金及び負担金		161,006
	1. 分担金	2,341
	2. 負担金	158,665
13. 使用料及び手数料		179,869
	1. 使用料	159,806
	2. 手数料	20,063
14. 国庫支出金		1,468,380
	1. 国庫負担金	1,170,645
	2. 国庫補助金	290,589
	3. 委託金	7,146
15. 県支出金		820,082
	1. 県負担金	463,115
	2. 県補助金	273,422
	3. 委託金	83,545
16. 財産収入		139,080
	1. 財産運用収入	17,500
	2. 財産売却収入	121,580
17. 寄附金		2
	1. 寄附金	2
18. 繰入金		192,469
	1. 基金繰入金	192,469
19. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
20. 諸収入		746,621
	1. 延滞金加算金及び過料	3,573
	2. 市預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	137,597
	4. 雑収入	598,800
	5. 受託事業収入	6,650
21. 市債		810,100
	1. 市債	810,100
歳入	合計	12,640,196

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		171,262
	1. 議会費	171,262
2. 総務費		2,033,777

	1. 総務管理費	1,499,800
	2. 徴税費	180,049
	3. 戸籍住民基本台帳費	76,400
	4. 選挙費	57,780
	5. 統計調査費	185,556
	6. 監査委員費	34,192
3. 民生費		4,080,667
	1. 社会福祉費	2,020,686
	2. 児童福祉費	1,279,251
	3. 生活保護費	780,730
4. 衛生費		1,615,664
	1. 保健衛生費	324,840
	2. 清掃費	814,846
	3. 簡易水道設置費	17
	4. 環境対策費	125,961
	5. 病院費	350,000
5. 農林水産業費		272,458
	1. 農業費	195,162
	2. 林業費	55,760
	3. 水産業費	21,536
6. 商工費		241,875
	1. 商工費	241,875
7. 土木費		1,473,730
	1. 土木管理費	3,727
	2. 道路橋りょう費	319,378
	3. 河川費	12,090
	4. 港湾費	1,281
	5. 都市計画費	927,253
	6. 住宅費	210,001
8. 消防費		399,201
	1. 消防費	399,201
9. 教育費		870,208
	1. 教育総務費	173,967
	2. 小学校費	119,618
	3. 中学校費	127,679
	4. 社会教育費	214,919
	5. 保健体育費	234,025
10. 災害復旧費		19
	1. 農林水産施設災害復旧費	1
	2. 公共土木施設災害復旧費	18
11. 公債費		1,466,335
	1. 公債費	1,466,335
12. 予備費		15,000
	1. 予備費	15,000
歳出	合計	12,640,196

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自 平成22年度 至 平成23年度	千円 7,398
固定資産現況調査事業業務委託料 (税務課)	自 平成22年度 至 平成23年度	7,460
白浜団地5号棟建設事業 (都市政策課)	自 平成22年度 至 平成22年度	35,184
牧ノ内団地基本設計業務委託料 (都市政策課)	自 平成22年度 至 平成22年度	5,139

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
一般公共事業（農業農村事業）	千円 8,000	証書借入又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金等につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率。）	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権者 と協定するものによる。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短 縮し、又は、繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
一般公共事業（災害関連事業）	2,900			
一般公共事業（水産基盤事業）	3,600			
公 営 住 宅 建 設 事 業	156,300			
学校教育施設等整備事業	68,900			
一 般 単 独 事 業	41,000			
自 然 災 害 防 止 事 業	6,300			
臨時地方道整備事業	9,700			
過 疎 対 策 事 業	112,700			
県 道 路 整 備 事 業	17,300			
臨 時 財 政 対 策 債	383,400			
計	810,100			

議第22号

平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成21年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,302,597千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場

合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		531,552
	1. 国民健康保険税	531,552
2. 使用料及び手数料		546
	1. 手数料	546
3. 国庫支出金		1,275,957
	1. 国庫負担金	713,007
	2. 国庫補助金	562,950
4. 県支出金		199,364
	1. 県負担金	13,460
	2. 県補助金	185,904
5. 療養給付費等交付金		288,819
	1. 療養給付費等交付金	288,819
6. 前期高齢者交付金		949,242
	1. 前期高齢者交付金	949,242
7. 共同事業交付金		588,205
	1. 共同事業交付金	588,205
8. 財産収入		330
	1. 財産運用収入	330
9. 繰入金		462,932
	1. 他会計繰入金	282,747
	2. 基金繰入金	180,185
10. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
11. 諸収入		5,649
	1. 延滞金加算金及び過料	1,378
	2. 市預金利子	1
	3. 雑収入	4,270
歳入	合計	4,302,597

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		79,908
	1. 総務管理費	42,822
	2. 徴税費	32,919

	3. 運 営 協 議 会 費	100
	4. 趣 旨 普 及 費	50
	5. 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費	4,017
2. 保 險 給 付 費		3,194,157
	1. 療 養 諸 費	2,894,397
	2. 高 額 医 療 費	289,358
	3. 移 送 費	2
	4. 出 産 育 児 諸 費	9,500
	5. 葬 祭 諸 費	900
3. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		323,419
	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	323,419
4. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		436
	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	436
5. 老 人 保 健 抛 出 金		7,981
	1. 老 人 保 健 抛 出 金	7,981
6. 介 護 納 付 金		137,652
	1. 介 護 納 付 金	137,652
7. 共 同 事 業 抛 出 金		484,359
	1. 共 同 事 業 抛 出 金	484,359
8. 保 健 事 業 費		26,893
	1. 保 健 事 業 費	7,088
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	19,805
9. 基 金 積 立 金		330
	1. 基 金 積 立 金	330
10. 公 債 費		494
	1. 公 債 費	494
11. 諸 支 出 金		6,968
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,425
	2. 繰 出 金	5,543
12. 予 備 費		40,000
	1. 予 備 費	40,000
歳 出	合 計	4,302,597

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 料	自 平成22年度 至 平成22年度	千円 1,036

議第23号

平成21年度水俣市老人保健特別会計予算

平成21年度水俣市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 支払基金交付金		30,966
	1. 支払基金交付金	30,966
2. 国庫支出金		20,626
	1. 国庫負担金	20,626
3. 県支出金		5,156
	1. 県負担金	5,156
4. 繰入金		6,584
	1. 一般会計繰入金	6,584
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		4
	1. 市預金利子	1
	2. 雑収入	3
歳入	合計	63,337

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		430
	1. 総務管理費	430
2. 医療諸費		61,906
	1. 医療諸費	61,906
3. 諸支出金		1
	1. 諸支出金	1
4. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出	合計	63,337

議第24号

平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ385,595千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれ

らの経費の各項の間の流用
平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		263,919
	1. 後期高齢者医療保険料	263,919
2. 使用料及び手数料		109
	1. 手数料	109
3. 繰入金		121,130
	1. 一般会計繰入金	121,130
4. 繰越金		2
	1. 繰越金	2
5. 諸収入		435
	1. 延滞金加算金及び過料	104
	2. 償還金及び還付加算金	330
	2. 預金利子	1
歳入	合計	385,595

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		385,265
	1. 総務管理費	21,482
	2. 徴収費	10,422
	3. 後期高齢者医療広域連合納付金	353,361
2. 諸支出金		330
	1. 償還金及び還付加算金	330
歳出	合計	385,595

議第25号

平成21年度水俣市介護保険特別会計予算

平成21年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,655,960千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		418,007
	1. 介護保険料	418,007
2. 分担金及び負担金		7,584
	1. 負担金	7,584
3. 使用料及び手数料		108
	1. 手数料	108
4. 国庫支出金		681,647
	1. 国庫負担金	444,560
	2. 国庫補助金	237,087
5. 支払基金交付金		762,947
	1. 支払基金交付金	762,947
6. 県支出金		384,307
	1. 県負担金	373,929
	2. 県補助金	10,378
7. 繰入金		401,355
	1. 一般会計繰入金	401,355
8. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
9. 諸収入		4
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑収入	2
歳入	合計	2,655,960

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		74,176
	1. 総務管理費	35,323
	2. 徴収費	6,173
	3. 介護認定審査会費	32,530
	4. 趣旨普及費	28
	5. 運営協議会費	122
2. 保険給付費		2,518,425
	1. 介護サービス等諸費	2,197,908
	2. 介護予防サービス等諸費	162,720
	3. その他諸費	3,670
	4. 高額介護サービス等費	52,869
	5. 高額医療合算介護サービス等費	2

	6. 特定入所者介護サービス等費	101,256
4. 地域支援事業		61,156
	1. 介護予防事業	24,728
	2. 包括的支援事業・任意事業	36,428
5. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
6. 公債費		1
	1. 公債費	1
7. 諸支出金		201
	1. 償還金及び還付加算金	201
8. 予備費		2,000
	1. 予備費	2,000
歳出	合計	2,655,960

議第26号

平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成21年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,975,118千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円とする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 分担金及び負担金			11,706
		1. 負担金	11,706
2. 使用料及び手数料			278,419
		1. 使用料	278,418
		2. 手数料	11
3. 国庫支出金			271,450
		1. 国庫補助金	271,450
4. 繰入金			749,912
		1. 繰入金	749,912
5. 繰越金			1
		1. 繰越金	1

6. 諸	収	入		1,930	
			1. 延滞金加算金及び過料	1	
			2. 預金利息	1	
7. 市	債	入		1,928	
			3. 雑		
				661,700	
			1. 市	債	661,700
歳 入 合 計				1,975,118	

歳 出

(単位：千円)

	款	項	金 額
1. 公 共 下 水 道 事 業 費			777,757
		1. 公 共 下 水 道 事 業 費	777,757
2. 公 債 費			1,196,361
		1. 公 債 費	1,196,361
3. 予 備 費			1,000
		1. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計			1,975,118

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	平成21年度 平成27年度	未償還元金利息、延滞利息に 対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	平成21年度 平成27年度	償還利子に対する利子補給額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業 債	千円 271,700	証書借入又は 証券発行	4.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金等につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率。）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
過 疎 対 策 事 業 債	119,100			
公 的 資 金 の 繰 上 償 還 に 係 る 借 換 債	270,900			
計	661,700			

議第27号

平成21年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 総合医療センター 417床 (一般413床、感染4床)

(2) 年間患者数

ア 入 院 総合医療センター 116,800人

イ 外 来	総合医療センター 診 療 所	208,250人 2,200人	合 計	210,450人
(3) 一日平均患者数				
ア 入 院	総合医療センター	320人		
イ 外 来	総合医療センター 診 療 所	850人 22人	合 計	872人
(4) 主要な建設改良工事				
建 設 工 事 費	総合医療センター	142,822千円		
固 定 資 産 購 入 費 (器械備品購入費)	総合医療センター	228,816千円	合 計	371,638千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 総合医療センター事業収益		6,176,490千円
第1項 医 業 収 益		5,935,678千円
第2項 医 業 外 収 益		231,611千円
第3項 特 別 利 益		9,201千円
第2款 診 療 所 事 業 収 益		23,521千円
第1項 医 業 収 益		22,373千円
第2項 医 業 外 収 益		1,146千円
第3項 特 別 利 益		2千円
収 益 的 収 入 合 計		6,200,011千円
支 出		
第1款 総合医療センター事業費		6,128,435千円
第1項 医 業 費 用		5,907,677千円
第2項 医 業 外 費 用		182,757千円
第3項 特 別 損 失		38,001千円
第2款 診 療 所 事 業 費		22,574千円
第1項 医 業 費 用		22,470千円
第2項 医 業 外 費 用		3千円
第3項 特 別 損 失		101千円
第3款 予 備 費		2,000千円
第1項 予 備 費		2,000千円
収 益 的 支 出 合 計		6,153,009千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額258,719千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,698千円、過年度分損益勘定留保資金241,021千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 総合医療センター資本的収入		526,548千円
第1項 企 業 債		371,600千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金		1千円
第3項 補 助 金		2千円
第4項 負 担 金		154,944千円
第5項 繰 入 金		1千円

資 本 的 収 入 合 計 526,548千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	784,267千円
第1項 建設改良費	371,638千円
第2項 企業債償還金	412,629千円
第2款 予備費	1,000千円
第1項 予備費	1,000千円
資本的支出合計	785,267千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター 看護システム (NANDA-NOC-NIC) ライセンス使用料	自 平成21年度 至 平成22年度	1,850米ドルに相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 142,800	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具整備事業	228,800			
計		371,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

区分 病院別	科 目		備 考
	(1) 職 員 給 与 費	(2) 交 際 費	
1 総合医療センター	3,423,951千円 (3,062,930)	500千円	
2 久木野診療所	6,737 (5,426)		
合 計	3,430,688 (3,068,356)	500	

※上記の()書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病 院 別	限 度 額
1 総合医療センター	1,325,662千円
2 久木野診療所	14,392
合 計	1,340,054

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	医用デジタルガンマカメラシステム	1式

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第28号

平成21年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	10,580戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	3,088,850m ³	
(3) 1 日 平 均 給 水 量	8,462m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
ア 建設改良工事	東部第一汚水7号幹線工事に伴う古城1丁目配水管移設工事	47,048千円
イ 機械器具購入費	第1水源地4号送水ポンプ取替	5,189千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			485,990千円
第1項 営業収益			483,075千円
第2項 営業外収益			2,913千円
第3項 特別利益			2千円
	支	出	
第1款 水道事業費			411,897千円
第1項 営業費用			356,513千円
第2項 営業外費用			54,283千円
第3項 特別損失			101千円
第4項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額195,767千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,206千円、減債積立金57,000千円、過年度分損益勘定留保資金109,632千円及び現年度分損益勘定留保資金22,929千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			47,995千円
第1項 負担金			47,994千円
第2項 固定資産売却代金			1千円
	支	出	
第1款 資本的支出			243,762千円
第1項 建設改良費			185,091千円
第2項 企業債償還金			57,671千円
第3項 予備費			1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 149,102千円

(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、798千円と定める。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第29号

平成20年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

平成20年度水俣市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,271,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・廃止・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第10号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 市 税		3,041,886	35,016	3,076,902
	1. 市 民 税	1,293,622	52,902	1,346,524
	2. 固 定 資 産 税	1,522,654	△4,775	1,517,879
	3. 軽 自 動 車 税	56,994	△792	56,202
	4. た ば こ 税	162,075	△12,446	149,629
5. 入 湯 税	6,541	127	6,668	
12. 分 担 金 及 び 負 担 金		175,653	△4,135	171,518
	1. 分 担 金	10,615	875	11,490
2. 負 担 金	165,038	△5,010	160,028	
14. 国 庫 支 出 金		1,611,632	719,885	2,331,517
	1. 国 庫 負 担 金	1,183,932	47,725	1,231,657
	2. 国 庫 補 助 金	409,095	672,160	1,081,255
15. 県 支 出 金		904,348	△7,485	896,863

	1. 県 負 担 金	459,272	5,693	464,965
	2. 県 補 助 金	356,433	△11,250	345,183
	3. 委 託 金	88,643	△1,928	86,715
16. 財 産 収 入		29,202	64,490	93,692
	1. 財 産 運 用 収 入	18,111	301	18,412
	2. 財 産 売 払 収 入	11,091	64,189	75,280
18. 繰 入 金		341,558	△106,703	234,855
	1. 基 金 繰 入 金	337,955	△106,703	231,252
20. 諸 収 入		824,749	221,755	1,046,504
	1. 延滞金加算金及び過料	3,496	3,908	7,404
	3. 貸付金元利収入	159,581	100,827	260,408
	4. 雑 入	653,487	117,020	770,507
21. 市 債		1,108,310	△41,000	1,067,310
	1. 市 債	1,108,310	△41,000	1,067,310
	補正されなかった款に係る額	5,352,751		5,352,751
	歳 入 合 計	13,390,089	881,823	14,271,912

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,993,845	622,859	2,616,704
	1. 総 務 管 理 費	1,431,656	639,370	2,071,026
	2. 徴 税 費	229,972	△12,753	217,219
	4. 選 挙 費	28,853	△3,758	25,095
3. 民 生 費		3,973,960	71,085	4,045,045
	1. 社 会 福 祉 費	1,961,101	21,723	1,982,824
	2. 児 童 福 祉 費	1,239,719	△993	1,238,726
	3. 生 活 保 護 費	773,140	50,355	823,495
4. 衛 生 費		1,658,029	39,392	1,697,421
	1. 保 健 衛 生 費	373,274	31,190	404,464
	2. 清 掃 費	767,788	8,514	776,302
	3. 簡 易 水 道 設 置 費	714	0	714
	4. 環 境 対 策 費	166,253	△312	165,941
5. 農 林 水 産 業 費		371,013	1,838	372,851
	1. 農 業 費	288,344	506	288,850
	2. 林 業 費	52,966	1,832	54,798
	3. 水 産 業 費	29,703	△500	29,203
6. 商 工 費		241,171	5,079	246,250
	1. 商 工 費	241,171	5,079	246,250
7. 土 木 費		1,687,983	50,289	1,738,272
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	289,374	46,186	335,560
	3. 河 川 費	14,477	2,950	17,427
	4. 港 湾 費	17,233	10,000	27,233
	5. 都 市 計 画 費	1,271,840	22,370	1,294,210
	6. 住 宅 費	90,589	△31,217	59,372
8. 消 防 費		379,066	△2,513	376,553

	1. 消 防 費	379,066	△2,513	376,553
9. 教 育 費		1,260,844	△6,347	1,254,497
	1. 教 育 総 務 費	232,309	△24,658	207,651
	3. 中 学 校 費	168,012	0	168,012
	4. 社 会 教 育 費	205,779	17,816	223,595
	5. 保 健 体 育 費	535,771	495	536,266
10. 災 害 復 旧 費		84,173	0	84,173
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	56,655	0	56,655
11. 公 債 費		1,555,883	100,141	1,656,024
	1. 公 債 費	1,555,883	100,141	1,656,024
補正されなかった款に係る額		184,122		184,122
歳 出 合 計		13,390,089	881,823	14,271,912

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	定 額 給 付 金 給 付 事 業	千円 467,871
		ひかり通信システム整備事業	14,927
		地 域 振 興 券 交 付 事 業	114,904
		低 公 害 車 購 入 費	3,000
3. 民 生 費	2. 児 童 福 祉 費	子 育 て 応 援 特 別 手 当 事 業	14,263
4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費	百間雨水幹線公害防止事業	21,546
		新型インフルエンザ対策事業	600
	2. 清 掃 費	清 掃 施 設 設 備 整 備 事 業	21,070
5. 農 林 水 産 業 費	1. 農 業 費	農 道 整 備 事 業	3,000
		農 業 用 水 路 改 良 事 業	2,000
6. 商 工 費	1. 商 工 費	道 の 駅 整 備 事 業	6,479
7. 土 木 費	2. 道 路 橋 り ょう 費	市 内 一 円 道 路 整 備 事 業	39,338
		市 内 一 円 橋 り ょう 長 寿 命 化 修 繕 計 画 作 成 業 務 委 託 料	2,490
		中 尾 山 線 道 路 改 良 測 量 設 計 業 務 委 託 料	2,000
		八ノ窪・湯出線道路改良事業(交付金事業)	35,656
	3. 河 川 費	大 迫 遊 水 池 整 備 事 業	5,000
	4. 都 市 計 画 費	都 市 計 画 基 本 図 修 正 事 業	15,928
9. 教 育 費	1. 教 育 総 務 費	小 中 学 校 施 設 耐 震 化 推 進 事 業	34,852
	4. 社 会 教 育 費	文 化 会 館 駐 車 場 整 備 事 業	17,766
10. 災 害 復 旧 費	1. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現 年 発 生 補 助 災 害 復 旧 事 業 (林 業 施 設)	5,813
		現 年 発 生 単 独 災 害 復 旧 事 業 (林 業 施 設)	998

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 議 会 会 議 録 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成20年度 至 平成21年度	千円 958
み な ま た 市 議 会 だ よ り 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成20年度 至 平成21年度	546
広 報 み な ま た 印 刷 業 務 (総 務 課)	自 平成20年度 至 平成21年度	3,818
市 民 活 動 総 合 補 償 保 険 料 (企 画 課)	自 平成20年度 至 平成21年度	1,600
水 俣 市 ふ れ あ い セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (企 画 課)	自 平成20年度 至 平成21年度	2,615
水 俣 市 産 業 団 地 用 地 取 得 造 成 及 び 附 帯 事 業 に 係 る 債 務 保 証 (都 市 政 策 課)	自 平成20年度 至 平成21年度	147,469

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
ワ ー ク プ ラ ザ 管 理 委 託 料 (健 康 高 齢 課)	自 平成20年度 至 平成21年度	千円 568

3 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
高 齢 者 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (健 康 高 齢 課)	自 平成20年度 至 平成21年度	千円 7,505	自 平成20年度 至 平成21年度	千円 6,793
百 間 雨 水 幹 線 公 害 防 止 事 業 (下 水 道 課)	自 平成21年度 至 平成21年度	23,252	自 平成21年度 至 平成21年度	23,182
自 立 経 営 体 育 成 資 金 の 融 資 に 対 す る 利 子 補 給 (農 林 水 産 振 興 室)	自 平成21年度 至 平成25年度	185	自 平成21年度 至 平成25年度	365
久 木 野 ふ る さ と セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (農 林 水 産 振 興 室)	自 平成20年度 至 平成23年度	17,610	自 平成20年度 至 平成23年度	17,580
み な ま た 環 境 テ ク ノ セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (商 工 観 光 振 興 室)	自 平成20年度 至 平成21年度	14,273	自 平成20年度 至 平成21年度	12,595
文 化 会 館 管 理 委 託 料 (生 涯 学 習 課)	自 平成20年度 至 平成23年度	71,251	自 平成20年度 至 平成23年度	71,076
徳 富 蘇 峰 ・ 蘆 花 施 設 管 理 委 託 料 (生 涯 学 習 課)	自 平成20年度 至 平成23年度	19,965	自 平成20年度 至 平成23年度	19,854
武 道 館 管 理 委 託 料 (生 涯 学 習 課)	自 平成20年度 至 平成23年度	21,599	自 平成20年度 至 平成23年度	21,595

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
一 般 公 共 事 業 (農 業 農 村 事 業)	千円 16,100				千円 18,900			
公 営 住 宅 建 設 事 業	177,300				153,300			

災 害 復 旧 事 業	27,500			29,200		
学校教育施設等整備事業	250,200			248,900		
自然災害防止事業	14,400			12,500		
臨時地方道整備事業	77,400			85,800		
過疎対策事業	264,300			237,600		
補正されなかった事業に係る額	281,110			281,110		
計	1,108,310			1,067,310		

議第30号

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140,330千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,154,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		1,349,753	△140,658	1,209,095
	1. 国 庫 負 担 金	986,810	△268,189	718,621
	2. 国 庫 補 助 金	362,943	127,531	490,474
9. 繰 入 金		299,149	91	299,240
	1. 他 会 計 繰 入 金	285,240	91	285,331
11. 諸 収 入		5,203	237	5,440
	3. 雑 収 入	3,687	237	3,924
補正されなかった款に係る額		2,641,180		2,641,180
歳 入 合 計		4,295,285	△140,330	4,154,955

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		79,345	591	79,936
	1. 総 務 管 理 費	41,019	508	41,527
	2. 徴 税 費	32,679	83	32,762
2. 保 険 給 付 費		3,175,979	△147,659	3,028,320
	1. 療 養 諸 費	2,854,026	△147,659	2,706,367
9. 諸 支 出 金		4,997	6,738	11,735

	2. 繰 出 金	3,005	6,738	9,743
	補正されなかった款に係る額	1,034,964		1,034,964
	歳 出 合 計	4,295,285	△140,330	4,154,955

議第31号

平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成20年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ415,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 諸 収 入		22	142	164
	4. 雑 入	0	142	142
5. 国 庫 支 出 金		0	7,140	7,140
	1. 国 庫 補 助 金	0	7,140	7,140
	補正されなかった款に係る額	408,174		408,174
	歳 入 合 計	408,196	7,282	415,478

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		408,176	7,282	415,458
	2. 徴 収 費	10,385	7,282	17,667
	補正されなかった款に係る額	20		20
	歳 出 合 計	408,196	7,282	415,478

議第32号

平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成20年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,657,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 保 険 料		396,608	△656	395,952

	1. 介護保険料	396,608	△656	395,952
4. 国庫支出金		665,920	20,879	686,799
	1. 国庫負担金	434,411	6	434,417
	2. 国庫補助金	231,509	20,873	252,382
5. 支払基金交付金		779,732	△1,308	778,424
	1. 支払基金交付金	779,732	△1,308	778,424
6. 県支出金		379,801	△1,378	378,423
	1. 県負担金	368,572	△1,378	367,194
7. 繰入金		397,301	△1,124	396,177
	1. 一般会計繰入金	397,301	△1,124	396,177
補正されなかった款に係る額		22,068		22,068
歳入合計		2,641,430	16,413	2,657,843

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		74,818	33	74,851
	1. 総務管理費	35,929	1,260	37,189
	3. 介護認定審査会費	32,703	△1,227	31,476
2. 保険給付費		2,467,347	△4,220	2,463,127
	1. 介護サービス等諸費	2,115,233	9,900	2,125,133
	2. 介護予防サービス等諸費	205,975	△24,000	181,975
	3. その他諸費	3,619	80	3,699
	4. 高額介護サービス等費	45,263	6,700	51,963
	5. 特定入所者介護サービス等費	97,257	3,100	100,357
5. 基金積立金		1	20,600	20,601
	1. 基金積立金	1	20,600	20,601
補正されなかった款に係る額		99,264		99,264
歳出合計		2,641,430	16,413	2,657,843

議第33号

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成20年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,087千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,939,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
---	---	-----	-----	---

2. 使用料及び手数料		308,124	△29,024	279,100
	1. 使用料	308,113	△29,024	279,089
4. 繰入金		716,297	20,737	737,034
	1. 繰入金	716,297	20,737	737,034
7. 市債		811,600	△4,800	806,800
	1. 市債	811,600	△4,800	806,800
補正されなかった款に係る額		116,203		116,203
歳入合計		1,952,224	△13,087	1,939,137

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		424,520	△5,887	418,633
	1. 公共下水道事業費	424,520	△5,887	418,633
2. 公債費		1,526,704	△7,200	1,519,504
	1. 公債費	1,526,704	△7,200	1,519,504
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,952,224	△13,087	1,939,137

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 202,800				千円 200,400			
過疎対策事業債	49,900				47,500			
補正されなかった事業に係る額	558,900				558,900			
計	811,600				806,800			

議第34号

平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成20年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 総合医療センター事業収益	6,097,491千円	2,539千円	6,100,030千円
第2項 医業外収益	208,526千円	2,539千円	211,065千円
収益的収入合計	6,120,224千円	2,539千円	6,122,763千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「277,043千円」を「277,045千円」に、過年度分損益勘定留保資金「255,379千円」を「255,381千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入

の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 総合医療センター資本的収入	586,847千円	△2千円	586,845千円
第1項 企 業 債	435,900千円	△10,700千円	425,200千円
第3項 補 助 金	35,945千円	6,499千円	42,444千円
第5項 繰 入 金	1千円	4,199千円	4,200千円
資 本 的 収 入 合 計	586,847千円	△2千円	586,845千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加及び廃止する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター 電気保安管理業務委託	自 平成20年度 至 平成21年度	780千円

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター 院内保育業務委託	自 平成20年度 至 平成21年度	17,289千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター 病院施設 整備事業	千円 84,900				千円 78,400			
	351,000				346,800			
計	435,900				425,200			

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第35号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

No.	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	古城12号線	古城1丁目地内	古城1丁目地内	なし

(添付図掲載略)

(提案理由)

本路線は、開発行為により計画され、水俣市道認定基準第3条の規定を満たすことになったため、市道に認定しようとするものである。

議第36号

指定管理者の指定について

水俣市厚生会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市厚生会館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市遺族会 会長 田畑 大八
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市厚生会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第37号

指定管理者の指定について

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
ふくろふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
ふくろふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 前嶋 道子
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

二小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
二小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
水俣第二小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 坂口 直子
- 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

二小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第39号

指定管理者の指定について

一小学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一小学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
水俣第一小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 倉本 美貴
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

一小学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第40号

指定管理者の指定について

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市高齢者福祉センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市老人クラブ連合会 会長 下山 俊雄
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第41号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第42号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第43号

指定管理者の指定について

水俣市勤労青少年ホームの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市勤労青少年ホーム
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

水俣市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第44号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 川野 剛一
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第45号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第46号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 古里 信夫
- 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第47号

指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称
東部地域振興協議会 会長 淵上 義久
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第48号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市はぜ振興会 会長 緒方 道義
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第49号

指定管理者の指定について

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市地域農業担い手育成センター
- 2 指定管理候補者の名称
社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第50号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市漁業協同組合
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第51号

指定管理者の指定について

水俣市立武道館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立武道館
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第52号

指定管理者の指定について

グリーンスポーツみなまたの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
グリーンスポーツみなまた
- 2 指定管理候補者の名称
水俣自然学校 代表 三村 堅一
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

グリーンスポーツみなまたの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第53号

指定管理者の指定について

水俣市立蘇峰記念館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立蘇峰記念館
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立蘇峰記念館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第54号

指定管理者の指定について

徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
徳富蘇峰・蘆花生家
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第55号

指定管理者の指定について

水俣市文化会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市文化会館
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(提案理由)

水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第56号

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を次のように制定することとする。

平成21年2月27日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等

(郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第3条第1項の規定に基づき、郵便局事務取扱法第2条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、久木野郵便局、釣橋郵便局、湯出郵便局及び袋郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）を指定する。

(事務の範囲)

第2条 郵便局事務取扱法第2条第1項の規定に基づき、事務取扱郵便局において、次に掲げる水俣市の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱わせることとする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、除戸籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (4) 住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(6) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

（取扱期間）

第3条 事務取扱郵便局における委託事務の取扱期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（協定）

第4条 第1条から前条までに定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市と郵便局株式会社が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この指定は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平成21年第1回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、平成21年度の施政方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

3年前の市長就任以来、議員各位の深い御理解と御協力をいただきながら、他自治体より常に一歩前進した環境への取り組み、交流人口の拡大を目指す取り組み、弱者にやさしい取り組みを基礎とし、豊かな自然、文化の薫りに包まれた、小さくとも輝く、ほっと安心できる、ぬくもりのあるまちを目指し、市民と行政が一体となって努力することを基本として、市民の目線、弱者の視点に立った市政運営に、これまで全力で取り組んでまいりました。

現在、我が国は未曾有の金融・経済危機に直面し、近年にない景気が悪化する中で、本市の産業・経済も大きな影響を受けております。また、市民の雇用・生活も深刻な状況にあり、このような厳しい局面を乗り越えていくためには、水俣市民の総力を挙げ、渾身の努力を傾注していかなければなりません。

私にとりまして4年目となる平成21年度は、市制施行60周年の記念すべき年となります。水俣市にとりまして、私にとりまして、正念場の年ととらえ、これまでの集大成として、結果を残さなくてはならないと考えております。

次に、市政運営の基本方針について申し上げます。

産廃問題も、我がふるさと水俣を守る市民の結集した阻止運動により、一応の解決を得ることができました。また、時を同じくして、環境モデル都市の認定をいただきました。今回、本市が認定を受けたことは、環境にこだわったまちづくりを進めてきた水俣市民に対する評価とエールを送っていただいたものと思っております。このことを水俣再生への浮揚の契機ととらえ、新工

エネルギー分野など環境分野での雇用の創出、観光・商工業の振興や農林水産業など産業の振興を図りながら、環境と経済の両立したまちづくりを展望し、水俣のこれからの生きる道として強力に進めてまいります。

一方で、水俣市は、お年寄りや障がいを抱えて暮らしている方など、弱者と呼ばれる方が多く生活している自治体でもあります。子どもからお年寄り、障がいのある人ない人がともに助け合い、安心して暮らしていける生活づくり、ぬくもりのあるまちづくりが必要であります。

市民が光り輝き、安心して生活できる水俣を目指して、第1に、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進、第2に、農林水産業の振興、第3に、観光や商工業など経済の振興、第4に、医療・福祉の充実、第5に、豊かな生活づくりの5つを掲げ取り組んでまいります。

以下、基本方針に掲げたまちづくりの内容について具体的に申し上げます。

水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について申し上げます。

これまで本市は、水俣病の苦難と水俣病問題の克服に向け厳しい歴史を歩んでまいりました。苦難に満ちた歴史の重みを十分に認識しながら、引き続き被害者救済を最優先に、地域社会の安定が図られるなど、まちの将来に禍根を残さない解決策を、関係機関に強くお願いするとともに、これまで被害を受けられた方々やその御家族が、地域で安心して暮らしていただけるよう引き続き全力で取り組んでまいります。

また、水俣病資料館での情報発信に努めるとともに、犠牲となられた多くの方々に対して祈りを捧げる水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりなど、市民とともに取り組んでまいります。

環境モデル都市の推進について申し上げます。

水俣市は、昨年7月、国から環境モデル都市の認定を受け、その使命と責任の大きさを痛感しております。

今後は、これまでの取り組みを再度見直しながら、環境モデル都市提案書や、昨年策定した第2次環境基本計画を基本として、アクションプランを3月までに策定し、自転車のまちづくりや家庭への太陽光発電システムの設置補助など、新たな水俣にふさわしい具体的な取り組みを推進してまいります。

国から選ばれた環境モデル都市としてのプライドを持ち、温室効果ガスの削減を中心としたさまざまな取り組みを、市民・企業・行政が連携・協働して推進していくことで、真の環境モデル都市の実現を目指し、同時に経済効果や雇用の創出も図ってまいります。

リサイクルの推進につきましては、ごみゼロ推進宣言を行い、草木類、廃食油、レアメタルなど、新たな資源化に市民協働で取り組んでまいります。

また、みなまた環境大学やみなまた環境塾など、水俣の次代を担う環境のスペシャリストを養成するとともに、受け入れ体制についても整備を行い、環境学習機能の充実を図ってまいりま

す。

さらに、エコタウン事業についても、引き続き支援を行うとともに、くまもとテクノ産業財団からコーディネーターの派遣を受けるなど、みなまた環境テクノセンターの機能強化も図りながら、バイオエタノールやレアメタル等に関する調査・研究を行い、新たな産業の創出に努めてまいります。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

水俣には、海もあり、山もあり、川もあり、豊かな水もあります。田畑や温泉もあり、自然と資源が豊かなまちです。私たちには、これらの豊かな資源を活用し、後継者の育成、観光資源、生産資源としての新たな価値の創出を図り、みずからの手で育てていく生き方が求められているのではないかと考えております。そのような意味において、農林水産業の振興は、水俣復興の大きな柱となるものであり、強く推し進めてまいります。

まず、農業振興につきましては、地元で生産された安心・安全な食べ物を地元で消費する地産地消のさらなる推進に向け、新しくなった学校給食センターへの納入はもとより、昨年からは始めましたみなまた新鮮市や直売所など、生産組織等を核とした地域内での生産・流通を積極的に推進・支援してまいります。

また、増加傾向にある耕作放棄地につきましては、先般策定した耕作放棄地解消計画に基づき、農業委員を主体とした「みなまた遊休農地エコ推進協議会」とともに、所有者への意向調査や現地確認等を実施し、耕作放棄地の解消、農地の有効活用に取り組んでまいります。

さらに、担い手不足や生産効率の向上を図るため、水田機械の共同利用や、作業受委託を行う集落営農組織づくりを推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、県営中山間地域総合整備事業において、新たに深川、薄原地区の圃場整備に取り組むとともに、継続整備中である小田代農免農道の早期完成を目指してまいります。

地域の活力を用いた農道舗装や水路等の簡易な維持・修繕については、材料の支給枠を広げ、積極的に支援してまいります。

バイオマスタウン構想につきましては、竹やサトウキビなどを利用したバイオエタノール製造技術の構築など、本格稼働につながる取り組みを展開してまいります。

水産業の振興につきましては、海藻の森構想による不知火海の再生と海藻類の有効活用等への支援を行ってまいります。また、放流事業による水産資源の確保と漁業振興に努めてまいります。

林業振興につきましては、森林所有者の林業経営意欲の高揚を図るとともに、森林の持つ水源涵養、災害防備等の機能を十分に発揮し、生活環境の保全が可能となる森林整備を進めてまいり

ます。

次に、観光や商工業などの経済の振興について申し上げます。

観光振興につきましては、広域交流拠点として、エコパーク水俣を新たな観光スポットになるように、昨年バラ園の整備等を行ってまいりました。4月には、道の駅みなまたがオープンいたします。今後は、春のバラ園グランドオープンや秋の開花時期にあわせて、多彩なイベント等を開催し、本市の観光の拠点として、さらなる誘客につなげてまいります。また、九州新幹線の全線開業が2年後に迫っておりますので、湯の児温泉や湯の鶴温泉の観光拠点の整備、みなまた未来コンサートなど、観光イベントの充実を図りながら、観光情報誌等も活用したPRに力を入れ、交流人口の拡大を図ってまいります。

商工業は、地域振興の原動力として大きな役割を果たしております。企業ニーズを的確に把握し、市の優遇・融資制度に基づく各種支援や資金貸付など適切に対応していくことで、地場企業力の向上につなげてまいります。また、商工会議所と連携した地域特産品開発事業の中で、地域の食材を活用した新たな特産品づくりを支援してまいります。さらに、商店街の活性化に向け、空き店舗対策事業を軸として、にぎわい潤いのある商店街となるよう積極的に支援してまいります。

企業誘致は雇用の拡大、地域経済を図る上で非常に重要なことから、県との連携を密に図りながら、私みずからも精力的に企業誘致活動を行っていくことで、本市に1社でも多く立地いただけるように努めてまいります。さらに、熊本県産業・雇用創出事業の中で、具体的な地場産業創出プロジェクト等を支援していき、新たな産業・雇用の創出につなげてまいります。

次に、医療・福祉の充実について申し上げます。

総合医療センターにつきましては、医療・保健・福祉の各関係機関等と連携を深めるとともに、医師・看護師等の確保に努めながら、地域医療の中核的病院として、良質な医療を提供するための体制・整備に取り組んでまいります。

高齢者が生き生きと安心して暮らしていくために、各地区がその特性を生かし、地域の支え合い、見守りの仕組みを共同で醸成していく必要があります、そのための支援を行ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法のサービスを円滑に運用するとともに、障がいを持つ人をはじめ、そのご家族など、だれもが安心して暮らすことのできる施策を展開し、さらなる障がい者福祉の質の向上に努めてまいります。

今年5月に、仮称水俣市ふれあいセンターをオープンいたします。センターでは、高齢者や障がい者の元気や癒しの空間づくり、市民が集うためのイベントや事業等を行ってまいります。

健康づくりの推進につきましては、従来の健診制度とあわせて、各個人の生活様式に応じた健康づくりを推進するとともに、健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とさ

れた方に対して、保健指導を徹底してまいります。

また、母子保健事業、子育て支援事業といたしまして、妊婦健診の公費負担を5回分から最高14回分までにふやすことで、安心できる妊娠・出産を促進します。さらに、予防接種事業、発達障がい児の早期発見・支援相談の充実、多子世帯の3歳児未満の保育料を無料にするなど、子育てしやすい環境づくりに努めるとともに、こどもセンターでは、子どもを安心して育てられるためのサービスを引き続き実施してまいります。

次に、豊かな生活づくりについて申し上げます。

学校教育につきましては、これまでの総括と新年度からの方向性を検討し、特別支援教育支援員を14名に拡充するなど、さらなる学力向上の充実を図ってまいります。また、かねてより要望の強かった遠距離通学児童生徒の助成については、補助制度を新設いたします。

学校再編成につきましては、小学校の再編成がおおむね完了することとなりましたので、今後は中学校の円滑な再編成に努めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては、耐震診断の結果を踏まえた実施設計を行い、早期の耐震化を図ってまいります。

さらに、環境モデル都市アクションプランに沿った環境教育を実践するとともに、学校エコ改修事業にも着手してまいります。

今年1月には、新しい学校給食センターが稼働しました。今後は、学習や試食ができる食育の拠点としての運用を行うとともに、安心して安全なおいしい給食を子どもたちに届けてまいります。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、策定した日本一の読書のまちづくり推進計画をもとに、具体的な取り組みを推進し、身近な本に触れ、親しむことのできる読書のまちを目指してまいります。

スポーツの振興につきましては、市民の健康づくりと地域コミュニティ醸成のため、各種イベントの開催と、3年後に迫った県民体育祭に向けた選手強化や審判員養成等に取り組んでまいります。

生活環境の整備について申し上げます。

火災や自然災害などから市民の生命財産を守り、安心・安全な郷土づくりを行うため、消防設備の充実を図るとともに、自主防災組織活動の充実を図ってまいります。

南九州西回り自動車道の早期実現は水俣市民の長年の願いであり、地域振興にも大変重要だと考えておりますので、今後とも、国や関係機関に対し強く働きかけを行ってまいります。

バス事業につきましては、市内完結路線のコミュニティバス一化が完了し、当初の予想を超える利用となっております。しかし一方で、乗合バスの利用人員は年々減少し、バス事業者に対する補助も徐々に増加しております。今後、利用状況等の調査も行い、全体的な見直しを図ってま

います。

また、肥薩おれんじ鉄道も大変厳しい経営を強いられております。今後も、さらなる利用促進策を図ってまいります。

主要幹線道路の整備につきましては、八ノ窪・湯出線の継続事業を促進するとともに、その他の道路についても、安全で快適な交通の確保に努めてまいります。また、南九州西回り自動車道の開通に向けた将来の道路計画の策定等、新たな道路整備計画づくりを推進します。

百間雨水幹線ダイオキシン類対策事業につきましては、ことし5月末の完了を目指し、市独自の事業を進めております。さらに、水俣湾等の県事業につきましても、市民の安心が確保されるよう、県・市一体となった対策検討を行ってまいります。

公共下水道事業につきましては、将来人口の減少等を勘案し、計画区域を縮小する手続きを行い、区域外の汚水処理は従来の合併処理浄化槽設置整備事業で対応してまいります。

住宅政策につきましては、月浦市営住宅の第2期建設を引き続き行うとともに、新たに白浜団地の第3期建設、牧ノ内団地の建替基本設計にも着手いたします。また、月浦台地福祉ニュータウンの整備も完了することから、今後の公共工事の指針とするため、新たな都市再生整備計画の策定も進めてまいります。

現在、全国だけでなく海外からも注目される地域の元気づくりの取り組みとなった、村丸ごと生活博物館につきましては、今後も、訪問者との交流を促進し、指定地域と住民の持つ力を引き出しながら、元気な村づくりを進めてまいります。

本格スタートした自治会活動につきましては、自治会とさらなる連携を図りながら、地域のがまだす補助金など、自治力向上のための支援を行ってまいります。

新年度は、市制施行60周年記念イベントとして、仮称みなまた環境絵本大賞やNHKのど自慢などを予定しております。また記念式典では、水俣病問題など多くの問題に直面しながらも、困難を乗り越えてきた市民のだれもが、心から60周年を祝い、楽しめるようなものになりたいと考えております。

次に、行財政改革について申し上げます。

厳しい財政状況の中、地方自治体は徹底した行財政改革に取り組み、自立性を高めることが求められております。本市におきましても、策定する第4次行財政改革大綱に基づき、さらなる経営能力と危機意識を持って、簡素かつ効率的な行政体制の構築と、持続可能な財政運営に向けた、新たな行財政改革に取り組んでまいります。

第4次水俣市総合計画につきましては、水俣市政策事業評価管理システムを構築し、総合計画や重要政策を定期的に評価・管理しております。本計画は平成21年度で期間満了となるため、新たな水俣の将来像も見据えた次期総合計画を策定してまいります。

以上、平成21年度に取り組みます施策の概要を申し述べさせていただきました。

今後とも、議員の皆様のご指導とご支援、市民の皆様のご御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） この際、しばらく休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君）（続） 続きまして、本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第1号水俣市水道水源保護条例の制定について申し上げます。

環境悪化を未然に防止し、貴重な資源である水環境を保全し、将来にわたって市民の生命及び健康を守るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について申し上げます。

介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源に充てる基金を設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市出産子育て支援基金条例の制定について申し上げます。

出産及び子育ての支援に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

障がいの有無にかかわらず、子どもからお年寄りまで、地域住民のだれもが気軽に集い、利用できる場を提供することにより、環境福祉モデル地域及びもやいづくりを推進する水俣市ふれあいセンターを設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

統計法の全部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されることに伴い、規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤職員の職種区分の適正化等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市長等及び水俣市教育長の退職手当の算出額の適正化等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

戸籍事項の証明に関する手数料の免除対象の拡大等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市学童クラブの名称の変更等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

関係法令の廃止等に伴う規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第12号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定管理者の業務等の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第13号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法第129条第3項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第14号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

みなまた環境テクノセンター支所を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第15号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市湯の鶴温泉保健センターの利用者の利便性を向上させるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第16号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

丸島団地及び田平団地について、老朽化に伴い住宅の一部を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第17号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

下水道施設占用料について、郵政事業の民営化に伴い、免除対象から除くため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第18号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第19号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市立深川小学校の閉校に伴い、体育館を社会体育施設として転用するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第20号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国保水俣市立総合医療センター等において作成する裁判用診断書等の手数料の改定を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第21号平成21年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ126億4,019万6,000円で、平成20年度の当初予算額と比較すると、3億8,110万4,000円、約2.9%の減少となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、環境モデル都市推進事業、水俣市市制60周年事業、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、自立支援給付費、第4款衛生費に、妊婦健康診査事業、乳幼児医療事業、第5款農林水産業費に、農業農村整備一般土地改良事業、森林環境保全事業、第6款商工費に、地域特産品定着化促進事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、第7款土木費に、牧ノ内・大迫線道路改良事業、地域住宅交付金事業、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、学校エコ改修と環境教育事業、環境みなまた絵本作品募集事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、固定資産土地鑑定評価業務委託料外3件を計上いたしております。

このほか、地方債につきましては、過疎対策事業債外10件を計上いたしております。

次に、議第22号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億259万7,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金、第5款老人保健拠出金、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第23号平成21年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,333万7,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款医療諸費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款支払基金交付金、第2款国庫支出金、第3款県支出金、第4款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第24号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,559万5,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第25号平成21年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億5,596万円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保健給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第26号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億7,511万8,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費等を計上いたしております。

なお、公共下水道事業費の主な内容といたしましては、浄化センター等運転管理業務委託料、汚水管整備及び浄化センター改築更新関係経費ほかを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款

国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債等をもって充当いたしております。

また、債務負担行為といたしましては、水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給外1件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、公共下水道事業債、過疎対策事業債及び公的資金の繰上償還に係る借換債を計上いたしております。

次に、議第27号平成21年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に62億1万1,000円、収益的支出に61億5,300万9,000円、資本的収入に5億2,654万8,000円、資本的支出に7億8,526万7,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、高熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、総合医療センターナースコールシステム、駐車場設備更改等の建設工事費、医用デジタルガンカメラシステム、デジタルエックス線テレビシステム、医用テレメーター、栄養管理システム等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

次に、議第28号平成21年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,599万円、収益的支出に4億1,189万7,000円、資本的収入に4,799万5,000円、資本的支出に2億4,376万2,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第29号平成20年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8億8,182万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ142億7,191万2,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、第2款総務費に、定額給付金給付事業、地域振興券交付事業、第3款民生費に、子育て応援特別手当事業、生活保護費、第4款衛生費に、出産子育て支援基金積立金、清掃施設管理運営費、第5款農林水産業費に、農道整備事業、中山間地域総合整備事業、第6款商工費に、道の駅整備事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、都市計画図作成経費、第9款教育費に、文化会館管理運営費などを増額し、また、各款において、事業の

確定等に伴う事業費の減額を計上いたしております。

なお、これらの財源としましては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか繰越明許費補正として、定額給付金給付事業外20件の追加を計上しております。

また、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外5件を追加、ワークプラザ管理委託料を廃止、高齢者福祉センター管理委託料外7件の限度額の変更を計上しております。

地方債の補正としましては、過疎対策事業外6件の限度額を変更しております。

次に、議第30号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,033万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,495万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第11款諸支出金を増額し、第2款保険給付費を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金及び第11款諸収入を増額し、第3款国庫支出金を減額いたしております。

次に、議第31号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ728万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,547万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、後期高齢者医療制度の改正に伴うもので、第1款総務費に、後期高齢者医療保険料システム改修委託料等を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款諸収入、第5款国庫支出金などをもって調整いたしております。

次に、議第32号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,641万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,784万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費の増額及び第2款保険給付費の減額及び第5款基金積立金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第33号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

す。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,308万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億3,913万7,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費で下水道建設事業の縮小に伴う減額及び第2款公債費で繰上償還に伴う利子償還金の減額等を計上いたしております。

これらの財源としましては、第2款使用料及び手数料、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正としまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第34号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に253万9,000円を増額し、補正後の収益的収入を61億2,276万3,000円とし、資本的収入から2,000円を減額し、補正後の資本的収入を5億8,684万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、医療センターの院内保育所整備事業に係る熊本県補助金の額が決定されたこと、また、国民健康保険調整交付金の額が決定され、国民健康保険特別会計からの繰入金の額が確定されたことによるもので、これらのうち建設改良費の財源となっていたものについては、企業債との財源振りかえをあわせて行うものであります。

また、債務負担行為につきましては、電気保安管理業務委託を追加し、既決分の院内保育業務委託を廃止するものであります。

次に、議第35号市道の路線認定について申し上げます。

本路線は、開発行為により計画され、水俣市道認定基準第3条の規定を満たすことになったため、市道に認定しようとするものであります。

次に、議第36号から議第55号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、一小学童クラブ、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、水俣市勤労青少年ホーム、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はげのき館、水俣市地域農業担い手育成センター、湯の児フィッシングパーク、水俣市立武道館、グリーンスポーツみなまた、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家及び水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第56号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、

本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第56号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い致します。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わり、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月2日午前10時から開き、平成20年度各会計補正予算等の審議を行います。
本日はこれで散会します。

午前11時4分 散会

平成21年3月2日

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

先議案件（平成20年度補正予算等）の表決

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成21年3月2日（月曜日）

午前10時0分 開議

午後3時52分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
次長（崎田雄七君）	議事係長（栄永尚子君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（田上和俊君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（小林信也君）	福祉環境部次長（盛下修一君）
水道局長（吉村明賢君）	教育長（大淵洋君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第2号

平成21年3月2日 午前10時開議

(付託委員会)

- | | | | |
|----|-------|--------------------------------|--------|
| 第1 | 議第2号 | 水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について | (厚生) |
| 第2 | 議第3号 | 水俣市出産子育て支援基金条例の制定について | (厚生) |
| 第3 | 議第4号 | 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について | (総務文教) |
| 第4 | 議第29号 | 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第10号) | (各委) |
| 第5 | 議第30号 | 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) | (厚生) |
| 第6 | 議第31号 | 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | (厚生) |
| 第7 | 議第32号 | 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) | (厚生) |
| 第8 | 議第33号 | 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) | (産業建設) |
| 第9 | 議第34号 | 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号) | (厚生) |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長(松本和幸君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(松本和幸君) 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

○議長(松本和幸君) これから日程に従い、議案の質疑に入ります。

日程第1 議第2号 水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第1、議第2号水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第2 議第3号 水俣市出産子育て支援基金条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第2、議第3号水俣市出産子育て支援基金条例の制定についてを議題

とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議第4号 水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第3、議第4号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第29号 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

○議長(松本和幸君) 日程第4、議第29号平成20年度水俣市一般会計補正予算第10号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第30号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(松本和幸君) 日程第5、議第30号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第31号 平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本和幸君) 日程第5、議第31号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第 7 議第32号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 7、議第32号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第 4 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 8 議第33号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 8、議第33号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第 9 議第34号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 9、議第34号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第 3 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第 2 号から議第34号まで議案 9 件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時 2 分 休憩

午後 3 時32分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案 9 件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第4号水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、障がいの有無にかかわらず、子どもからお年寄りまで、地域住民のだれもが気軽に集い、利用できる場を提供することにより、環境福祉モデル地域及びもやいづくりを推進する水俣市ふれあいセンターを設置するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、日曜、祝日を休館日とした理由についてただしたのに対し、平日に町なかに出たとき利用していただき、日曜日や祝日はそれぞれの家庭の中での団らんを大切にしてもらいたいとの考えから休館としたとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号平成20年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、定額給付金給付事業、地域振興券交付事業、第9款教育費に、文化会館管理運営費などを計上し、その財源として、第1款市税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債を充当している。

このほか繰越明許費補正として、定額給付金給付事業外5件の追加を計上している。

また、債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外4件を追加、文化会館管理委託料外2件の限度額の変更を計上している。

地方債の補正としては、学校教育施設等整備事業外1件の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、定額給付金給付事業について、今年度給付予定の自治体もあるが、本市の状況はどうかについてただしたのに対し、申請書発送のための住基システムの改修が必要で、富士通が全国共通版を開発中であり、今月末くらいに申請書発送ができればと考えているとの答弁でありました。

また、文化会館駐車場整備工事の平米単価についてただしたのに対し、第一小学校隣の駐車場と給食センター跡地2,705平米を予定しているが、照明やフェンス、排水口工事なども含まれており、予算額を単純に割った場合約6,500円になるとの答弁でありました。

また、スクールバス購入費の減額についてただしたのに対し、当初大型1台、中型1台を購入予定であったが、中型2台の購入となったため減額補正を行ったとの答弁でありました。

なお、委員から、スクールバス購入費の減額補正が1,200万円余りと大きいのが、今後当初予算編成時において十分に精査を行い予算計上を行うようにとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について申し上げます。

本案は、介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源に充てる基金を設置するために制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国の特例交付金の交付方法についてただしたのに対し、平成21年度から23年度について、介護報酬改定の影響を受ける第1号被保険者分の介護保険料増加分の半額を平成20年度に一括して交付するもので、内訳としては、3年分のうち平成21年度分の全額、22年度分の2分の1を国が負担する形になるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号 水俣市出産子育て支援基金条例の制定について申し上げます。

本案は、出産及び子育ての支援に要する経費の財源に充てる基金を設置するために制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号平成20年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、子育て応援特別手当事業、第4款衛生費に、出産子育て支援基金積立金等を計上しており、その財源としては、第14款国庫支出金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、子育て応援特別手当の内容についてただしたのに対し、平成20年度のみ緊急措置として、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれで平成21年2月1日時点で住所地が水俣市であり、なおかつ第2子以降の児童について、1人当たり3万6,000円を支給するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,033万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億5,495万5,000円とするもので、補正の内容は、第1款総務費及び第11款諸支出金を増額し、第2款保険給付費を減額しており、これらの財源としては、第9款繰入金及び第11款諸収入

を増額し、第3款国庫支出金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ728万円2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億1,547万8,000円とするもので、補正の内容は、後期高齢者医療制度の改正に伴い、第1款総務費に、後期高齢者医療保険料システム改修委託料等を計上しており、これらの財源としては、第4款諸収入、第5款国庫支出金等で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,641万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,784万3,000円とするもので、補正の内容は、第1款総務費及び第5款基金積立金を増額し、第2款保険給付費を減額しており、これらの財源として、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣芦北広域行政事務組合負担金、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の減額の理由についてただしたのに対し、広域行政事務組合負担金については、認定審査数の減少によるもので、地域密着型介護サービス給付費については、居宅サービスの組み合わせの関係と年度途中から開始した地区について周知が不足していたため見込みより利用者が伸びなかったためである。また、施設介護サービス給付費については、利用者数は減っていないが、国で想定している重度の利用者の割合がふえていないためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第34号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入を253万9,000円増額及び資本的収入を2,000円減額し、補正後の額をそれぞれ61億2,276万3,000円及び5億8,684万5,000円とするものである。

補正の内容は、院内保育所整備事業に係る県補助金の額及び国民健康保険調整交付金の額の決定によるもので、これらのうち建設改良費の財源となっていたものについては、企業債との財源振りかえをあわせて行うものである。

また、債務負担行為について、電気保安管理業務委託を追加し、既決分の院内保育業務委託を廃止するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、院内保育業務委託の債務負担行為の廃止の理由についてただしたのに対し、計画当初10名前後の利用を見込んでおり、民間委託の予定であったが、実際に希望者を募ったところ、平成21年度当初で3名程度の利用にとどまったため、利用状況を見ながら直接実施するのが適切と判断したためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第29号平成20年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、事業の確定等に伴う事業費の減額であり、歳出の主なものとして、第5款農林水産業費に、農道整備事業、中山間地域総合整備事業、第6款商工費に、道の駅整備事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、都市計画図作成経費などを計上するものである。

これらの財源としては、国庫支出金、県支出金、市債等をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、百間雨水幹線公害防止事業外11件の追加を計上した。

債務負担行為補正として、水俣市産業団地用地取得造成及び付帯事業に係る債務保証を追加、百間雨水幹線公害防止事業外3件の限度額の変更をしている。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、県営農免道路整備事業負担金の減額についてただしたのに対し、一部県の用地交渉で地権者の同意が得られず、事業が推進できなかったため減額したものであるとの答弁がありました。

また、住宅建設費の減額についてただしたのに対し、うめど夕陽が丘団地に市営住宅建設を計画していたが、当団地は本来戸建て住宅を目的に分譲したものであり、新規の市営住宅建設について地区住民の理解が得られず、事業着手が困難であり減額するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,308万7,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出そ

れぞれ19億3,913万7,000円とするものである。

補正の主な内容としては、下水道建設事業の縮小に伴う減額及び繰上償還に伴う利子償還金の減額等であり、これらの財源として、使用料及び手数料、繰入金、市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月2日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第4号	水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第29号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月2日

厚生常任委員長 大川 末 長

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第2号	水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市出産子育て支援基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第29号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第30号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第31号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第32号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第34号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月2日

産業建設常任委員長 福田 斉

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第29号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	原案可決	全員賛成
議第33号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第2号水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてから、議第34号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第3号まで、以上9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本9件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本9件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明3日から9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は4日正午まで、議案質疑の通告は10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 3 時52分 散会

平成21年3月10日

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成21年3月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後4時8分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
次長（崎田雄七君）	議事係長（栄永尚子君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（田上和俊君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長（小林信也君）	福祉環境部次長（盛下修一君）
水道局長（吉村明賢君）	教育長（大淵洋君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（本山祐二君）
総務企画部企画課長（栄永徳博君）	総務企画部財政課長（淵上茂樹君）

○議事日程 第3号

平成21年3月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡利治君
 - 1 所信表明について
 - (1) 環境モデル都市の認定を受けて
 - (2) 農林水産業の振興について
 - (3) 観光振興について
 - (4) 高齢者対策について
 - (5) 豊かな生活づくりについて
 - 2 地域活性化・生活対策臨時交付金について
 - 3 非常勤職員の酒気帯び運転について
 - 4 県立自然公園普通地域内への土砂搬入について
- 2 野中重男君
 - 1 与党P Tの水俣病未認定患者の救済問題について
 - 2 与党P Tのチッソ分社化案について
 - 3 与党P Tの水俣病汚染指定地域の解除計画について
 - 4 雇用問題について
 - 5 環境モデル都市の推進について
- 3 中村幸治君
 - 1 雇用について
 - 2 環境モデル都市について
 - 3 指定管理者の指定について
 - (1) 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者公募について
 - 4 湯の鶴温泉保健センターについて
 - 5 コミュニティバスについて
- 4 福田 齊君
 - 1 環境モデル都市認定を受けて
 - 2 産業団地について
 - 3 観光行政について
 - 4 高校再編による影響について
 - 5 小・中学校再編成後の地域振興について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成21年 1 月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 3 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

自民党議員団の高岡でございます。

平成21年度の当初予算が出まして、宮本市長の所信表明も行われました。

市長就任 4 年目を迎えることし、水俣丸の船出が前途洋々たるものであるのか、また、前途多難な航海となるのか、船長である宮本市長のかじ取り一つにかかっていると云っても過言ではございません。

施政方針演説でも述べられた、市長がこの 1 年やりたいこと、また、やるべきことが盛り込まれておりますので、そこを中心に、以下、質問いたします。

1、所信表明について。

(1)、環境モデル都市の認定を受けて。

①、アクションプランの策定とあるが、その中身はどのようなものか。

(2)、農林水産業の振興について。

①、これからのみなまた第一次産業を考える会議がつくられたが、そこに参加する人、内容について。

②、地消地産の推進とあるが、学校給食センターへの地元業者の納入状況はどうなっているのか。

(3)、観光振興について。

①、道の駅みなまが4月オープンの予定とあるが、現在の進捗状況はどうなっているか。

②、企業誘致の重要性と対策について。

(4)、高齢者対策について。

①、ひとり暮らしの高齢者及び認知症の高齢者についての対策をどのように取り組んでいるのか。

(5)、豊かな生活づくりについて。

①、水俣・芦北県体へ向けた具体的な取り組みについて。

②、選手の強化と利用施設の充実について。

③、市制施行60周年を迎えるに当たり、今後、水俣が進むべき方向をどのように考えておられるのか。

2、地域活性化生活対策臨時交付金について。

①、この交付金は重点的に、どこに使われるのか。

3、非常勤職員の酒気帯び運転について。

新聞等で報道されているが、常勤、非常勤職員のサービスに関する研修等はどのように行われているのか。

4、県立自然公園普通地域内への土砂搬入について。

①、環境モデル都市に指定されている水俣にあってならないことだと思うが、市長はどう考えるか。

②、なぜ今回のような問題が起きたのか。

③、どの程度の土砂が搬入されたのか。

以上で1回目の質問終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明については私から、地域活性化・政策対策臨時交付金について及び非常勤職員の酒気帯び運転については総務企画部長から、県立自然公園普通地域内への土砂搬入については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

環境モデル都市の認定を受けて、アクションプランの策定の中身についての御質問にお答えします。

環境モデル都市のアクションプランは、昨年の認定に当たって提出した本市の提案書をもとに、各事業担当課との協議や国との調整、さらに環境モデル都市推進委員会での意見も踏まえ、

見直し・検討作業を現在行って、今月中に取りまとめて、来月初めに公表する予定です。

その構成内容は、本市の温室効果ガスの排出実態と分析、基準年と削減目標、フォローアップの方法、取り組みの方針と、5年以内に具体化する予定の取り組み内容、スケジュール、推進の組織体制等となっております。

2005年を基準年とし、2020年に33%、2050年には50%の温室効果ガスを削減することを目標に、①、環境配慮型暮らしの実践、②、環境にこだわった産業づくり、③、自然と共生する環境保全型都市づくり、④、環境学習都市づくりの4つの分野で、それぞれ取り組みを進めることとしています。

具体的には、暮らしの分野で、ごみゼロ推進宣言と新たな分別・資源化によるリサイクルの推進、家庭や事業所への普及を図る環境ISOのまちづくり、コミュニティバスと自転車のまちづくりなどを進めます。

産業に関する分野では、竹などの地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出、地産地消の促進と安心安全な農林水産物づくり、太陽光発電等の新エネルギーの積極的な活用などに取り組みます。

自然共生の分野では、市民の森や海藻の森づくり、環境負荷の少ないエコハウスづくりを進めます。

環境学習の分野では、みなまた環境大学や村丸ごと生活博物館の充実、環境学習の拠点整備などに取り組みます。

推進組織としては、市民代表や学識経験者からなる環境モデル都市推進委員会を中心に、プロジェクトを推進するための部会を設け、市民・企業・行政のそれぞれの関係者が連携・協働して取り組んでいく体制をつくります。

次に、農林水産業の振興について順次お答えします。

まず初めに、これからのみなまた第一次産業を考える会議がつくられたが、そこに参加する人、内容についてお答えいたします。

さきの所信表明で申し上げましたとおり、ここ水俣は自然と資源が豊富なまちであり、これらを活用する農林水産業の振興は、本市施策の大きな柱になるものと考えております。

しかしながら、気象変動やたび重なる天候不順に加え、販売価格の低迷や従事者の高齢化、担い手不足など、厳しい要素が多く、景気の停滞等により、先行きがなかなか見えない状況にあります。

本市におきましては、これまでさまざまな施策や事業展開を図ってまいりましたが、今後、この水俣の農林水産業はどうあるべきなのか、何が今一番課題なのか、さまざまな方々の率直な御意見、お考えを直接お聞きしたいという思いから、今回、「これからのみなまた第一次産業を考

える会議」と銘打ち、2月26日に第1回の会議を開催をいたしました。

参加者につきましては、JAあしきたや水俣市漁協、水俣川漁協、水俣芦北森林組合等の団体や、各生産部会、農業委員等それぞれの分野で直接携わっておられる代表の方々に加え、市議会からも代表として3名御出席をいただき、活発な意見交換がなされました。

会議では、事前にアンケート調査をお願いし、今何が最も課題なのか、今後どのような取り組みを計画されているのか、農林水産業発展に対する御意見、御要望等についてお聞かせいただいた上で、改めてお一人お一人から貴重な御意見をちょうだいし、今後の進め方について活発に議論いただきました。

会議の開催に先立ちまして、久木野や石坂川、石飛、深川、袋といった市内の主要な農林水産業の現地も回らせていただきましたが、現在抱えている課題などを、実際に目と耳で感じ取ることができました。

第一次産業の大切さを痛感するとともに、何とかしなければならないという思いを出席者一同共有することができた、大変有意義な会議であったのではないかと考えております。

次に、学校給食センターへの地元業者の納入状況はどうなっているかについてお答えします。

学校給食センターでは、給食物資の納入業者として、平成20年度は地元業者25社を指定して、肉類、豆腐類、かまぼこ類、干し魚類、青果類、みそ・しょうゆ類を納入してもらっております。

給食の食材における地場産物活用率は41.8%で、納入品目は32品目となっております。2年前の26.4%に比べ、15%増加している現状でございます。

特に、新しくなった給食センターでは、水俣産の米を使って炊飯業務を行っています。年間の米の使用量としては、約25トンとなり、納入されるJAあしきたでの取り扱われる水俣産のお米の約4分の1を使用することになります。

主食の御飯を地元産米にすることができましたので、地産地消の取り組みをさらに進めることができたのではないかと考えております。

また、新しい給食センターでは、下処理室が広がっていますので、地域や学校で栽培された野菜や芋類、みかん類、水俣の海の海藻の森で育ったワカメなど、地場産物の食材もこれまで以上に使用しやすくなっています。

給食センターとしましては、今後も学校給食でしゅんの地元産の食材を使用するとともに、農林水産振興室や地元生産者と連携を図りながら、積極的に地産地消を推進していきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問に順次お答えします。

まず、道の駅みなまたが4月オープンの予定とあるが、現在の進捗状況はどうなっているのか

との御質問にお答えします。

私といたしましては、エコパーク水俣を水俣の新たな交流拠点として位置づけ、多くの人々に水俣においていただき、今の水俣の姿を自分の目で見、体で感じてもらうためには、まつぼっくり及びその周辺を道の駅へ登録することは非常に有効な手段であると考えました。

そこで、昨年夏の第4次水俣芦北地域振興計画に関する要望において、関係機関に働きかけるとともに、昨年末には本件を実現させる目的で上京し、早期の登録をお願いいたしました。

これらの取り組みの結果、皆様方の多大なる御協力等を受け、1月に登録申請することができました。現在、国土交通省において御審査をいただいております、今月末には登録証の交付を受け、4月末にはオープンできるのではないかと考えております。

道の駅の登録時期について、昨年の12月議会で、平成21年中の登録を予定しているとお答えいたしましたけれども、金子国土交通副大臣、国土交通省の御尽力によりまして、時期が前倒しになり、非常に喜んでいるところです。

なお、道の駅を所管している国交省熊本河川国道事務所におきましては、道の駅みなまたの道路標識を国道3号の上下線合わせて6本設置を計画されており、開駅までにはすべて設置できると聞いております。

また、市といたしましても、国道3号から、道の駅みなまたへの誘導看板や、道路情報や地域情報の提供施設及び休憩施設としてインフォメーションセンターの内装工事、24時間利用可能とするための駐車場の外灯改造工事など、先日、補正予算を承認いただき、現在、4月上旬の工事完了を目指し、準備を進めているところです。

さらに、県営公園でありますエコパーク水俣の一部を道の駅として兼用することとなりますので、現在、県関係部署と維持管理方法等について協議を進めておりますが、こちらも早期に完了するよう手続を進めております。

道の駅として登録されることで、地図や、道の駅専用ホームページに掲載され、これまで以上に水俣に立ち寄っていただけたらと考えております。

水俣の観光の情報や、特産品等の魅力を伝える機会がふえ、観光入り込み客の増加につながっていくものと考えております。

開駅の時期は、新たな観光スポットである道の駅内のバラ園のグランドオープンとも重なることから、ぜひとも多くの皆様に訪れていただければと期待しております。

次に、企業誘致の重要性と対策についてお答えします。

さきの所信表明でも述べましたように、企業誘致は雇用の拡大、地域経済の発展を図っていく上で、本市の重要な施策の一つであります。

現在、全国各地の自治体において、企業誘致の実現に向けたセールス活動が展開されております。

すが、新たに企業の立地が図られることで、雇用の創出や税収増加といった企業進出による直接的効果はもとより、既存企業との業務提携や取り引きを通じた新分野の技術開発や研究、産業集積の促進も大きく期待できると考えております。

さらに、雇用者が増加することで、飲食業や小売業など、生活関連サービス産業への波及効果も期待できると考えております。

しかしながら、現実面におきましては、現在、世界的な不況のため、新たな企業進出や、新規設備の投資は難しい時期に入っていると推察しております。

そのような厳しい状況ではありますが、対策につきましては、引き続き積極的な企業誘致活動を行うとともに、企業誘致を担当する職員体制の充実についても前向きに検討してまいりたいと考えております。

あわせて、既存企業に対する支援についても、各企業、事業所からの御意見、御要望をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者対策について、ひとり暮らしの高齢者及び認知症の高齢者についての対策をどのように取り組んでいるのかとの御質問にお答えいたします。

現在、ひとり暮らしの高齢者等に対しましては、急病や災害等の緊急時の対応や、社会的孤立感の解消、安否の確認等を行うため、緊急通報システム事業を実施しています。

また、認知症の高齢者に対しましては、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数の増加が予測されており、認知症対策は急務と認識しております。

その対策として、住みなれた地域で尊厳を持ちながら、穏やかに生活できるように、市民の方々に認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーターの養成を地域包括支援センターで実施しております。

また、認知症高齢者を介護している家族に対し、家族の集いを本年度より開催し、介護負担の軽減や知識不足による問題行動の対処法等について交流を深めています。

その他、介護予防の一般高齢者事業として、高齢者が陥りやすい廃用症候群の原因となる転倒骨折、閉じこもり、認知症等を予防するため、地域の公民館や公共施設において、介護予防事業、通称まちかど健康塾を市内28カ所 — 公民館型23カ所、送迎型5カ所で開催し、定着化しつつあります。

今後の認知症対策については、初期段階での対応に重点を置き、個人を取り巻く環境に十分配慮するため、情報の収集や提供、地域の偏見の解消等、認知症対応の各種サービスの拡充を図りながら、強化していきたいと考えております。

次に、豊かな生活づくりについての御質問のうち、水俣・芦北県体へ向けた具体的な取り組みについてお答えします。

昨年12月議会において、真野議員に年度別の事業計画をお答えしたところでありますが、今後の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年12月、既に計画策定委員会と各郡市首長の同意を得て、大会計画書及び同意書を熊本県体育協会へ提出したところであります。

今後の取り組みについては、本年2月12日の1市2町の社会体育担当者会議の中で、実行委員会設立準備委員会を4月に設置することで合意しています。

さらに、県下全域から23の正式競技と公開競技の選手・役員など、総数8,500人以上の参加の予定があり、スムーズに準備、運営をしていく上では、専任事務局が必要であると考えますので、1市2町で実行委員会事務局を設置する予定であります。

また、大会までの諸計画としまして、開催施設の設備及び競技に必要な備品や用具は、各市町及び各市町実行委員会にて購入し、点検を加えて整備充実を図っていくこととなります。

審判要請計画としましては、地元審判員約400名、地元補助員600名程度を確保するとともに、同時に審判の資質向上を図ることが必要となります。そのために、各種目協会において、審判育成を推進していただくようお願いしたいと考えています。

また、一方では、全市的な盛り上がりをつくっていく必要があります。関係機関団体はもとより、一般市民の協力のもと、スローガン入り横断幕の作成や各市町広報紙等による広報を行っていきます。

さらには、今後、大会当日に向けて、水俣・芦北地域内をアピールする炬火リレーや、開閉会式及び歓迎アトラクション計画など、特色のある心こもった企画をしていこうと考えております。

次に、選手の強化と利用施設の充実についてお答えします。

選手強化につきましては、各種目協会から、ふるさと選手の選任を早目にして、計画的に育成する必要がある。現在の県体練習の期間は7月から9月までになっているが、今後はさらに期間を延長してほしい。練習量をふやすので、使用料の支援をしてほしいなどの要望がっております。

その対策としまして、まず、使用料の助成につきましては、協会主催の強化練習の場合に使用料の減免の対策を考えているところです。

県体練習期間につきましては、今後、関係者と協議しなければなりません。22年と23年の2カ年は6月から9月までの4カ月間実施できないか検討しているところです。

選手強化とあわせて、少しでも上位の成績を残すためには、全種目の出場を目標に、選手の掘り起こしや講師の招聘をして、競技力の向上を図るなど、進めてまいりたいと考えております。

また、利用施設の充実につきましては、既存の施設を利用することを前提としておりますが、

一部の施設の老朽化には、水俣市、葦北郡の共通の課題でもあります。今後、1市2町が協議しながら、計画的に整備を進める必要があると考えています。

本市の場合を考えますと、今後、市内各小・中・高等学校の体育館やグラウンド、関係施設の点検とともに、エコパークの各施設を利用している各協会と連携して、関係機関とも協議を進めてまいります。

市制施行60周年を迎えるに当たり、今後、水俣市が進むべき方向をどのように考えているかの質問にお答えします。

これまで水俣市民は、水俣病問題など多くの課題に直面しながらも、困難を乗り越えてきました。市民の強い意思と行動力は、市民協働で進めてきた環境モデル都市づくりにあられ、広く国内外から知られるようになりました。

また、市民の団結力は、産廃阻止運動にあられ、我がふるさと水俣の自然や生活環境を守ることができました。

現在、本市は、弱者と呼ばれる方々が多く生活しており、子ども、お年寄り、障がいのある人、あるいはない人がともに助け合い、安心して暮らしていける環境づくり、ぬくもりのあるまちづくりが必要であると考えており、そのための施策を展開してまいります。

一方で、我が国は未曾有の金融・経済危機に直面し、市民の雇用・生活も深刻な状況にあります。

本市の産業・経済の立て直しのために、市民の総力を挙げ、渾身の努力を傾注しなければなりません。

市制施行60周年を迎えるに当たって、水俣の将来は、環境モデル都市として、新エネルギーを活用したさまざまな産業が起こり、豊かな自然と有機無農薬栽培等を活用した農林水産業の振興により、農産物や加工品が流通し、湯の児・湯の鶴温泉の復活、元気村づくりの拡大、優秀な人材を活用した環境学習旅行やグリーンツーリズムで、人が行き交うようになる。また、それぞれの地域では互いに支え合い助け合いながら、地域のパワーを発揮し、身の丈に合った豊かさが享受できるまちを目指してまいります。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問に、ちょっと項目が多いものですから、時間が、ちょっと駆け足でいきたいと思っておりますけれども。

まず、環境モデル都市の件についてなんですけれども、今、答弁がありましたように、大きく4つに分けられているということで、今月末中にアクションプランの策定をするということになっております。まだ、いろいろ盛り込んでいけるのではないかとこのふうにも思っております。

環境モデル都市の認定を受けたということは、この水俣市にとって大変喜ばしいことであると。その認定を受けたということにただ満足をするということではなくて、これを確実に実行をしていくと。また、その環境にこだわったまちづくりを目指すこの水俣市にとって、それが重要になってくるのではないかというふうに思います。

また、周りからの注目度や期待というものが、ますます今後大きくなっていくのではないかと、いうふうに感じております。そのような中で、新エネルギー分野への力を入れていくということでもあります。

また、環境と経済の両立という部分を掲げていく、そういうことが地域経済の浮揚にもつながる施策ではないかというふうに考えるんですが、そういう中で、今年の9月議会の野中議員の質問ですとか、12月議会の大川議員の質問に答弁にもありましたように、水俣の豊かな自然を生かした太陽光発電であるとか、水を生かした水力発電であるとか、また、風を利用した風力発電であるとか、そういった自然エネルギーの活用を目玉とした取り組みを積極的に進めていくというふうな答弁があったと思っております。であれば、当然今回の施政方針演説の中にもこういう部分が盛り込まれているのだろうというふうに私も確信しておりましたが、残念なことに水力発電であるとか、風力発電という文言が、今この答弁の中に聞こえてこなかったということもあります。それはなぜなのかというところですね。それが一つですね。

それと、その風力発電に関して言いますと、ことしの2月にも新聞の記事にも載りましたが、九州電力グループの発電所建設会社の西日本プラント工業というところが、鬼岳の尾根付近に風力発電の施設7基の建設を計画をしているということが新聞の方でも記事も載りました。この件に関して、水俣市の方へも昨年企業が訪れて概要の説明をされたということを知っております。こういうところを踏まえた中で、今年の市長の答弁ではなかったのかなというふうに、私は推察をするんですけども、いかがなんでしょうか。

今、先ほどの答弁でもありました企業誘致の問題も絡んでくるんですが、この厳しい経済状況の中であるからこそ、こういう企業が、自主的にといますか、自社の資金で、こういう施設をつくってくれるということであるんで、水俣市としては願ってもないチャンスではないのかというふうに私は思うんですけども、また、市長におかれても、こういう事業に対して積極的に働きかけていただきたいというふうに思うんですが、いかがお考えか、答弁お願いいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） この件につきましては、確かに西日本プラントの方からもおいでいただいて、その説明も受けております。

今、議員から御質問がありましたように、水力発電、それから風力発電について、所信表明の中に入っていなかったということですが、もちろん自然エネルギーを活用して、新たな

産業を目指したい、そのことによって雇用をつくっていききたいという思いは強いものがございます。ただ、風力発電、それから水力発電につきましては、ただいま非常に調整中のところもございますし、いろんな調査をしたり、いろんな検討をしながら、加えていかなければならないというようなことで、一応外したところでございました。

今後、さらにいろんな形で、いろんな御意見をお聞きしながら、進めるべきところは進めていかなければならない、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 なぜこの私が風力発電の問題を質問したかというのは、いろいろあるんですけども、一つは、要するに環境モデル都市というのにふさわしい、そういう企業ではないかということが一つですね。そういうものもあります。

それから、この風力発電に関して、一つ私が思い描いているといいますか、ことしの20年度補正予算に、後から質問でも出るんですけども、地域活性化生活対策臨時交付金というのがございます。この中で、環境モデル都市推進事業という項目の中で、低公害車の購入ということが予算に上げられておりました。これはお聞きするところによると、その電気自動車を購入して公用車として走らせるんだということで、環境に配慮した車という点では非常に水俣にはマッチしているものだというふうに思っております。

ただ、その電気自動車を走らせるということで、じゃ環境なのかということではなくして、じゃその電力自体も自前でできないのかというところを、私としては考えるわけですね。それが風力発電に何で関係あるんだということでもあるかもしれないんですけども、実は横浜にあるレンタカー会社がありまして、そこは電気自動車の貸し出しをしておると。副市長もうなずいておられますので、知っておられるのかもしれませんが、そこは風力発電の機械を設置されておるんですね。会社の屋上あたりに8基ほど設置をしているということ。それは簡単につくりといたしますか、これを開発されたのが、宮崎の学校の先生だそうで、宮崎の学校の先生が開発されたのを横浜の一レンタカー会社が既に取り入れているということで、プロペラの長さが直径約1.6メートルですから、私がこう手を開いたよりも短いぐらいの羽根なんですね。何が特徴かというところ、その微風でも発電できると、風速1.5メートルぐらいから発電が可能だということで、非常に設置も簡単だと。ポールの高さなんかにしても、そこを聞きますと、自分たちでポールを買ってきて、なるべくコストを低く下げたために、自分たちでポールを買ってきて立てましたよと。普通の家の屋根の上あたりも立てられるような、そういうつくりなんですということをおっしゃっておられました。そこはその自前の発電機を使いながら、当然その自動車の蓄電ですとか、社屋の電気ですとか、街灯ですとか、そういうものの補助にも使っているということで、今後は太陽光パネルも併用すれば、より効率がよくなるんで、それも検討しているということだったんです

ね。じゃどのくらいのコストでできるんですかというお尋ねをしたら、大体1基30万円ぐらいの金額でできますという話でした。こういうものがせっかく電気自動車を走らせるのであれば、水俣市の屋上あたりに設置をして、庁舎の一部の電力に利用するとか、そういう電気自動車の電力は自分たちでつくって走らせているんですよということもPRになるんじゃないかというふうに思って、こういう質問をしてるわけですが、鬼岳の稜線には年間1万世帯ぐらいを賄う、そういう電力をつくる風力発電があり、水俣の庁舎には屋上にそういう自前で電力をつくり出すような、そういう風力発電の機械を設置しているというふうになれば、3号線を通る車あたりからも、そういう部分でPRになるんじゃないかというふうに思うんですけども、私としては、先ほども言いましたように、ぜひそういう部分も推進をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、その自前の発電機も含めたところで、市長のお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、太陽光発電を庁舎につけたらどうかということで、私どもも考えて、そこをいろいろ検討したところでございました。専門家にお聞きしますと、庁舎に太陽光発電というのは、うちの構造上ちょっと難しいんじゃないかなというような御意見もいただいているところでございます。

風車、それから水力発電につきましては、今後、いろいろな形で、自然との共生とか、そういった部分のところもございまして、十分その辺のところは、専門家の御意見等もお聞きしながら、調整を図って行って、今おっしゃったように、できるだけCO₂削減あたりに非常に大きな要素も持っております、メリットの部分もたくさんございまして、そういったものを含めながら、あわせて今後検討していくことになると思います。

○議長（松本和幸君） 次に、地域活性化生活対策臨時交付金について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、地域活性化生活対策臨時交付金についてお答えいたします。

地域活性化生活対策臨時交付金は、昨年10月30日に、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議におきまして決定された生活対策の中に盛り込まれている地方公共団体支援策に基づき交付されるものです。

国は、この交付金に6,000億円の予算を計上しており、本市への交付予定額は1億6,576万9,000円となっております。

交付金が重点的にどこに使われるかとの御質問でございますが、国の地方公共団体支援策に、

地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるため、地域活性化生活対策臨時交付金を交付するとされたことを踏まえ、本市においても、市民生活に欠かせない道路等の整備、ごみ処理施設の修繕、小・中学校施設の耐震化、文化会館駐車場の整備などに活用することとしております。

また、自治体独自事業への財源充当も認められていますので、地域経済の活性化のためのプレミアムつき商品券の発行や、観光振興対策としての道の駅整備事業、農林水産業関係では農道等の整備や間伐への補助などに利用するほか、子育て支援関係事業の財源として基金への積み立てを行うこととしております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

この交付金については、既に20年度の補正予算の中で承認をしているということであるんですけども、その事業の中に地域商品券について1,250万円という金額が入っておりますが、この地域商品券というのは、いろいろよその自治体でも昨年いろいろ新聞の記事等にも載ったんですけども、その辺のところをどのような形で水俣市としては広報するのか、御説明をいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、地域商品券につきましては、現在、我々総務部内でプロジェクトチームを立ち上げまして、今準備を進めさせていただいております。

この地域振興券につきましては、さきの定額給付金とあわせまして、水俣市の経済対策ということで、できれば一体となって、同時期に支給と、あるいは販売、売り出しをしたいということで、これも水俣市内でぜひ使っていただけるような商品券ということは今考えてやっております。

商品券のイメージといたしましては、例えば1万円のお金で1万1,000円分の商品券が買える。だから1万1,000分のお買い物ができる、1万円ですね。そういう考え方で今進めておりますけれども、商品券のイメージとしましては、500円の22枚の1セット、これを1万円で販売するというところでございます。

使用できる店舗等に関しては、水俣市内の、いわゆる小売店舗等、今、市報等でも各小売店、あるいは事業所さんに御案内しようかというふうに思っておりますけれども、登録をいただいた事業所さんでお買い物をしていただくということでございます。

それから、発売時期等につきましては、4月の末、間に合えば4月の末には発売をしたいというふうに思っております。

発売場所につきましては、市役所の1階で販売できたらというふうな形で、今考え方としては

進めております。

それから販売制限と申しますか、市民の皆様に行き渡るようにしたいということもございまして、今、総額で1億1,000万の1万セットでございまして、1万ずついっても1万人しか行き渡らないということもございましてけれども、その上限を1人10万円までと当面はしたいと、もし売れ残ったりということがあれば、その都度、考えていきたいなというふうに思っております。

それから、商品券を使用できる期間も一応区切っております。おおよそ3カ月を想定しております。ですから8月の末ぐらいまでということをお願いをしたいなというふうに思っておりますし、それから使用上の注意としては、水俣市内でしか使えないということと、500円つづりになっていますので、おつりが出ないということで、600円の買い物をしていただければ、500円を切って、あと100円継ぎ足してもらって、そういう使い方をしていただくというふうなことでございます。おおよそ、そういうことで進めたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、交付金の内容を大体説明いただいたんですけども、まず、今いろんな案を検討をされているということなんですが、庁内だけのプロジェクトでやられるのか、例えば商工会議所であるとか、商店街であるとか、そういうところも含めた中で、より効果の上がるような、そういう商品券の発行を目指しているのかということですね。

それと、葦浦部長の方から答弁がありました、期間が3カ月と、おおむねということなんですけども、その3カ月という、何か根拠がもしあれば、できれば半年、1年ぐらいの使用期間があってもいいのかなというふうに、私個人としては思うんですけども、やっぱりちょっと3カ月というのは、若干短いのかなという、今お聞きした中で感じる部分がありますので、そのところ、この2点、答弁をいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 商品券の発行につきましては、当然、商工会議所、商店街等、できれば一緒にということのスタンスではあります。ただ、商工会議所等にも事前に実は相談をさせていただきました。その中で、ちょうど時期的に4月というのが、いろんな申告の時期とか重なったり、あるいは5月のイベントがあったりということで、非常に、商工会議所でやっていただけないかという話もちょっとさせていただいたりとかしたんですけども、いろんな方法を考えましたけれども、なかなか人手的なもの、あるいは時期的なもので、非常に難しいということで、ただ、事業としては大賛成なので、ぜひいろんなことで協力をしたいという申し出をいただいております。

それで、事業所の登録、そういう関係については、もうリストなんかも積極的に出していただいたりしておりますので、その辺の関係、あるいは周知関係につきましても、また、今後お願いするというこの話もできておりますので、我々市が中心となってやりますけれども、市、商工会議所、商店街一体となった事業だということで進めてまいりたいというふうに思っております。

それから期限につきましては、若干短いんじゃないかということもございましたけれども、この商品券を、経済効果を上げるためには、定額給付金を交付したそのお金で、できれば商品券を買っていただきたいなということもちょっとありまして、それとできれば短期間で使っていただいて、景気浮揚につなげたいということと、もう一つ、整理期間で、できればお金を使っていただいて、それを事業所さんが今度はその交付した券を換金に来られるということもございまして、換金もスムーズにしたいということで、事務的にも長くすると、かなり長期間の雇用も必要になって、煩雑になったりということもございまして、できれば3カ月ぐらいでお願いしたいなということでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、非常勤職員の酒気帯び運転について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、非常勤職員の酒気帯び運転について、新聞等で報道されているが、常勤、非常勤職員の服務に関する研修等はどうに行われているかとの御質問についてお答えいたします。

常勤職員については、熊本県市町村職員研修協議会における階層別研修の一環として、新規採用職員研修の中で、公務員倫理及び地方公務員法に関するカリキュラムで服務に関する研修を行っております。

また、非常勤及び臨時職員等につきましては、新規任用時に守秘義務等の服務に関する説明を行うとともに、地方公務員法に規定する信用失墜行為の禁止の服務に関する事項についての記載がある誓約書の提出を求めています。

なお、昨年、交通災害共済事務手続放置の事案について、課長会議で経過の説明を行い、公金外現金の取り扱い等服務に関して注意を促す指導を行ったところでございます。

さらに、非常勤職員等に関しても、服務に関する研修が必要と判断いたしましたので、昨年9月25日に在職の職員を対象に、地方公務員法の服務の基本基準や守秘義務等について説明会を行ったところであります。

そのほか、年末年始の時期等には飲酒運転等に関して違反等がないよう、注意を促す通知を行っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問させていただきます。

この件に関しましては、今議会冒頭にも市長の方からも謝罪の弁がありました。今、葦浦総務企画部長の方から答弁の中でもあった、昨年は市の職員による交通災害共済の受付業務という部分で、手続を怠っていたという問題も新聞に載っております。また、そして今回もその非常勤職員による酒気帯び運転、無免許による逮捕と、こういう立て続けに職員の不祥事問題というのが発生をしておるわけですが、まして今回に関しましては、もう10年余りに、その免許も取り消しを受けていたということで、さらにアルコールを飲んだ車の運転での逮捕と。普通常識ではやはり考えられない行為ではないかというふうに考えるんですね。昨年9月25日には、今おっしゃられた非常勤、常勤職員の研修も行ったということなんですけれども、にもかかわらず、このような問題が起きたということは、やはりその研修自体が生かされていなかったというふうに言われても仕方がないのではないかとこのように思っております。

それに、考えたくはないことなんですけれども、この方が日常の通勤時にも車を運転していた事実はないのか。また、そういう確認はされていたのかどうかですね。それと、それ以外にこの車の運転等で、行政処分等を受けて、免停あたりをしている場合の把握というものが、今現在何かの方法でなされているのかどうかという、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、高岡議員からお話がありましたように、本当に研修の意味というのが、本当に生かされているのかということでございましたけれども、それについては、非常に私どもも足りなかったかなというふうな反省をしております。

それから、日常の運転をやっていたかどうか、その確認等はやっていたのかということでしたけれども、事件が起こった後、実は確認をさせていただきましたけれども、通常は使っていないという本人の言葉でございました。

それから、免許停止等の確認につきましては、事故等、あるいは免停等があった時点で、警察あたりからのお知らせをいただきまして、初めてその時点で確認するというのが、今現状でございまして、今後はもちろん酒気帯び運転の注意というのは当然やっていくべきだと思いますし、今後、運転免許証の確認も、ぜひ無免許等がないような形で、届け出を年1回でもぜひ確認をやっていくようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今、葦浦部長の方から答弁ありました。そういう部分のチェックも今後やっていきたいということ。当然運送関係の会社に関しましては、そういう当然車を常時乗るということで、半年なり、1年に1回、そういう免許証の提出というような義務づけがあるところもあると

聞いております。やはり、この車の運転免許というのは、半ば持っているのが当たり前というような、今状況だと思うんですね。そういう中で、そういったものをきちっとチェックをすることも、やはり今後必要になってくるであろうというふうに思います。

それから、今回のような不祥事が起これば、市役所全体がやはり批判を受けるということでもありますし、その個人を攻める云々ということではないんですけれども、職務に忠実に取り組んでいらっしゃる職員の方々にとっても、大変こういう問題が起きれば不本意だということも思うものですから、ぜひこういうところが、今後起こらないような、事前の予防という対策も含めてやっていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、県立自然公園普通地域内の土砂搬入について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、県立自然公園普通地域内の土砂搬入についてお答えします。

まず、環境モデル都市に指定されている水俣にあってはならないことについて、市長はどう考えるかについてお答えします。

環境モデル都市に指定されている本市が自然公園内であるという認識がなく、必要な通知をしないで土砂搬入を行ったことは遺憾であったと考えております。

今回の事態を反省し、各課関係職員を中心に、芦北海岸県立自然公園内の区域の確認を行うとともに、職員による県景観条例、県立自然公園条例等の勉強会を開催したところであります。

今後、二度とこのようなことがないよう、県と連携をとりながら、自然公園の保護・景観の保全に努めていきたいと考えております。

次に、なぜ今回のような問題が起きたのかについてお答えします。

土砂の搬入を行った箇所である市採石事業所跡地の土地が、熊本県の定める芦北海岸県立自然公園内であったことが原因であります。

さきに述べましたように、この場所は自然公園普通区域内でありながら、その認識がなかったことにより、熊本県立自然公園条例に基づく通知をしないまま、市発注である八ノ窪・湯出線道路改良工事で発生した土砂を搬入してしまったことであります。

その後、県からの指導により、この土砂の搬入が芦北海岸県立公園の普通区域内であり、同条例第24条第1項第6号に定める土地の形状を変更する行為に該当するものであり、知事への通知が必要との指摘を受け、今回の事態となったものであります。

次に、どの程度土砂が搬入されているかについてお答えします。

八ノ窪・湯出線道路改良工事の長崎地区の建設発生土で約850立方メートルを搬入したところ

でございます。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 2回目の質問ですけれども、この件に関しましても、先ほど質問いたしました酒気帯び運転の問題と同様に、言ってみれば本当にお粗末なことではないかというふうに思っております。

県の指定公園普通区域内に土砂を搬入して、県からの指摘を受けて、それに対して担当課としては知りませんでしたというようなコメントが新聞にも載っておったんですけども、こういう発言もちょっと行政として、余りにも無責任な発言ではないのかなと。当然やはりそういう指定区域内の網がかかっているということは、きのう、きょうのことではないというふうに感じますので、もう少しその辺のところは対応をきちっとしていただければなというふうに思います。

そういう部分で、先ほどと同じように、やはり行政に対する市民の期待をやはり裏切ってしまうような問題が余りにも発生をしていきますと、どうしても行政に対しての不信ですとか、そういうものにもつながりかねませんので、十分注意をしていただきたいという中で、2つ質問をさせていただきます。

1つ目としては、その工事をやったということになっておりますけれども、その土砂に関して、まだ搬入されていない工事途中の土砂があるのかどうか。あるのであれば、どの程度の量がまだ残っているのかというのが1点ですね。

それと、その公園区域内に搬入されている土砂に関しては、当然県の指導を受けておるわけですから、適正に処理をしなければいけないということですが、これはいつまでに、どのような処理をされるのか。

この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 現在、工事を行っているところは、先ほども申しましたように、長崎地区のところ、今、橋を掛けているところの上付近になっているんですけども、この八ノ窪・湯出線というのは、平成2年ぐらいから始まりまして、大体工期が完了するのが、平成22年で、約20年ぐらい工事しているところでございます。

今回、土砂を、今年度と来年度、再来年度にかけて工事をするわけですが、大体、トータルで3万立米ぐらいの土砂量ということでございまして、今回の搬入した土砂については、1,200立米ぐらいになるんですけども、まず、その一部を農免道路に使用しています。それと、ちょうど県の方が小田代農免道路というのをつくってございまして、そっちの方に一部出して、それからその一部を、先ほど申しました採石場跡地に仮置きしたということでございまして、今後、そういうことでございまして、その3万立米全体につきましては、今、市の方で一応予定し

ているところがございますので、搬入先を予定しているところがございますので、順調にいけば、そちらの方に搬出できると、持っていけるというふうに考えております。

そして、今、採石事業所の跡地に置いた土砂につきましては、搬入先の方が大体内定しておりますので、できれば3月中にそちらの方に搬出できるものということで、今進めております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 とにかくいいことで新聞紙上をにぎわすことは大変結構なことだというふうに思うんですけども、やはりこういうことが頻繁に続きますと、どうしても市民の皆さんの、先ほど申し上げましたように、不信感も出てくるということもありますので、十分、早急に、速やかに対応をしていただければというふうに思っております。

また、今後やはりこういう問題が発生しないように、襟を正して、職務の遂行をお願いしたいなというふうに考えます。

常々市長の方も、市役所というところは市民の役に立つところと書いて市役所と言うんだというふうにおっしゃっておられますので、それを実践していただけるような市役所の体制を今後もつくっていただければというふうに思っております。

最後に、質問をはしょってしまいましたので、何か市長の方からありましたら、最後に。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） たび重なる不祥事がございますので、おわびのしようもないところでございますけれども、いずれにいたしましても、今回も認識不足だったとはいえ、非常に緊張感が足りなかったということを反省をしております。

今、議員からも御指摘がございましたように、今後も心を引き締めて厳しい姿勢で、市役所の市政運営を図っていきたく思っております。どうかひとつ、今後とも御支援をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

麻生政権は支持率の低下に見られるように、国民から見放されています。また、最近になって違法献金の問題が出てきました。解散が半年以内に行われる情勢とも相まって、政局は極めて流動的になっています。しかし、地方政治・自治体は、国政の動向に大きく左右されるとしても、国民に最も身近な自治体であり、政治であり、地に足をつけたしっかりとした議論と方向を指し示していく必要があると思います。

私は、市民の皆さんの利益を擁護する立場で、差し迫った課題について質問したいと思いません。

早速、質問に入ります。

1、与党P Tの水俣病未認定患者の救済問題について。

①、救済対象者はだれが決めるのか。

②、救済対象者への給付金などはどこが払うのか。そのうち一時金の原資は国が一般会計で予算化していると聞くが、額はどれくらいか。

③、救済対象者への給付の内容はどのようになっているか。

2、与党P Tのチッソ分社化案について。

①、与党が計画している分社化はどのようなものか。

②、分社化した後、加害企業であるチッソはどのようにするのか。

③、分社化後の水俣病患者への支払いはどこが責任を持つのか。

④、分社化後、水俣湾の水銀最終処分場の補強工事費などはどこが負担するのか。

⑤、分社化後、公害防止事業でチッソの費用負担が出てきたらどこが負担するのか。

3、与党P Tの水俣病汚染指定地域の解除計画について。

①、公害健康被害補償法上の汚染指定地域が解除されれば、水俣病認定申請や検診、審査、処分はどうなるのか。

②、4大公害発生地域で汚染指定地域が解除されたところはあるか。

4、雇用問題について。

①、市内で最近の経済不況で解雇があった事業所の数と人員はどれくらいか。

②、解雇があった事業所の経営状況は聞いているか。

③、緊急雇用創出事業などが計画されているが、どのように進めるのか。

④、水俣市が発注する公共事業は各課に及ぶが、先日可決した補正予算及び21年度当初予算で土木・建設関係の金額は幾らになるか。

5、環境モデル都市の推進について。

①、環境モデル都市への政府の財政支援はほとんどないと聞くが、昨年12月に環境モデル都市

会議が北九州で開かれ、市長は意見を述べると答弁されました。この会議の様子はどうだったのか。また、政府の財政支援は今後どうなると聞いているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、与党P Tの水俣病未認定患者の救済問題については福祉環境部長から、与党P Tのチッソ分社化案について及び与党P Tの水俣病汚染指定地域の解除計画については私から、雇用問題については産業建設部長から、環境モデル都市推進については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 与党P Tの水俣病未認定患者の救済問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 与党P Tの水俣病未認定患者の救済問題についてお答えします。

まず、救済対象者はだれが決めるのかについてお答えします。

これにつきましては、現時点ではまだ決まっていないと伺っております。P T案においては、救済措置開始後3年以内をめどに、救済対象者を確定するというように報道されておりますので、その流れの中で明らかになってくると思われまます。

次に、救済対象者への給付金などはどこが払うのか、一時金の原資は国が一般会計で予算化していると聞きますが、額はどれくらいかについてお答えします。

対象者への救済内容につきましては、一時金についてはチッソが、療養手当及び医療費については国・県が負担するとされています。一時金の原資として国が予算化している額は、約23億円であると伺っております。

次に、救済対象者への給付の内容はどうなっているのかについてお答えします。

報道等によりますと、一時金については一律150万円、療養手当が月額1万円、医療費の自己負担分の全額とされております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

私はこれまで議会のたびに水俣病問題を取り上げてきました。

これまで与党P T案と言っていましたけれども、きょう与党は特別措置法を国会に議員立法で提出するということですので、与党の特別措置法という形で以下質問を進めたいと思います。

今回、与党の特別措置法は、私は、被害者を封じ込めて幕引きする、あるいは、水俣病被害者らが、あるいは公害に反対する世論が日本で積み上げてきた公害の汚染者負担原則を消滅させる、また、公害だけではなくて、損害賠償の事例でも加害者を消滅させる先鞭をつけるものだというふうに思っています。

そもそも被害者救済問題で言いますと、混乱の原因はどこにあるか。幾多の判決、あるいは確定した福岡高裁判決、最高裁判決、こういう判決が出て、52年の判断条件を変えなかった。あるいは認定制度を変えようとしなかった。その場しのぎの小手先の対策が、今の混乱を招いているというふうに思います。水俣病問題は根本から議論するには、ここから議論を起こしていきかないと思いますけれども、与党の措置法案が差し迫っておりますので、きょうはそれに絞って、救済策、分社化、指定地域解除について、項目を3つに分けて質問したいと思います。

なお、これらはいずれも関係していますし、関連しています。総合的なところについては3項目目で問題点を指摘し、質問したいというふうに思います。

そこで、答弁いただきましたので、この救済問題について、2回目の質問に入りますが、1番目の、どこが決めるのかということでは、まだ決まっていないということでしたけれども、措置法案では公的診断というふうに書いてあるのは明確ですよ。これまでの新聞報道等によりますと、環境審議会の答申を得て、環境省が決めるというふうになっています。

だから、あえてそこは答弁なさらなかったんだろーと思いますけれども、公的診断という措置法案に書いてるものからすると、加害者が被害者を特定するという構図になると思います。つまり、最高裁判決で国と熊本県が加害者になったわけですから、その加害者が公的診断で被害者を特定するというふうになると思います。私は不条理だというふうに思いますけれども、これについてはどう考えられるか。これが1点目であります。

2点目、今答弁ありましたように、措置法案は3年以内に入ることが入っています。この問題では、この間、いろんな新聞報道がありました。

例えば2月14日の朝日新聞では、95年の政治解決に関与された吉井元水俣市長はこういうふうに出ておられます。

国の責任が明確にされないままの幕引きだった95年の決着には課題が残った。関西訴訟判決で国・県の責任が確定し、被害者が声を上げた。水俣病に必要なのは、恒久的な対策だ。今回の案では95年の二の舞にならないかというふうに言っています。つまり期限をつけて、受付期間を設けて、その後は一切受け付けなかった。恒久対策にならなかったところが問題だというのが、95年に関与した吉井元市長のコメントであります。

また、本当に被害者がもう3年以内に出てきてしまって、もう終わるのかという議論であります。いつかここでも紹介しましたが、私は小児期発症した人を知っています。その人はやっ

と今回認定申請しているんですけれども、95年のときは手を挙げませんでした。それはチッソ関連の職場に勤務していて、とても挙げられる状況ではなかったと言っています。

それから、この方には2人の姉がいます。この方たちにも私は会いました。それで、ぐあいどうですかと言ったら、本人も視野狭窄があるとおっしゃるんです。目の周りが見えにくい。私が見てもわかるような視野狭窄です。ハンター・ラッセル症状をほとんどそろえている。なぜ申請しませんか。いろんなことがあってできないんです。名乗り出れないんですとおっしゃるんです。本当に私はこの水俣病問題の深さを改めて感じました。早く名乗り出ればいいではないかという議論もあるかも知れません。しかし、差別や偏見やお金目当ての申請だ、あるいは申し出だ、こういう中傷ずっとありました。これらはだれが行ったのか。名乗り出れないような状況をだれがつくったのか。少なくとも被害者ではないはずだ。私は思います。すべての水俣病被害者が早く名乗り出れば水俣病はもっと早く終わったかもしれない。しかし、そうっていないところに、水俣病問題の複雑で根深い本質があるというふうに思います。

そこで、2点目の質問ですけれども、3年で区切るというこの措置法案で、すべての被害者が出てきて、水俣病を解決できる、端的に伺います、思われますか。

以上、2点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水俣病に関する、今、野中議員の御質問がございましたけれども、答弁の前に、少し時間をいただきまして、私なりに現在の水俣病に関する状況等を踏まえながら、基本的な考え方、あるいは基本的な姿勢を少し述べさせていただければと思います。

報道等にもございましたように、今国会に提出されることになっております。公害の原点である水俣病被害者の救済問題につきましては、水俣病被害者として救済され、救済措置が法案化されることは、これは50年来初めてのことであります。

今回の法案につきましては、まだ具体的な説明を受けておりませんので、断定的なことは申し上げられませんが、被害者の救済を考えるときに、まず、大事にしなければならないことは、もう以前からも申し上げておりますとおり、被害者に軸足を置き、被害者の目線に立って考えるということは基本的なことだろうと、そのように思っております。

そのことを基本としながらも、今回すべての被害者の方々が救済されるのか、あるいは原因企業であるチッソがその責任を完遂し、地域経済に貢献することができるのか、また、地域で安心して暮らしていける状況になるかということは、大変重要なことでなかろうかと、そのように今押さえているところでございます。

法案の内容を見る限りにおいては、救済及び最終解決の原則というものがございしますが、その条項においては、救済を受けるべき人々があとう限り救済されること及び関係事業者、チッソと

ということになると思いますけれども、チッソが救済にかかる費用の負担について責任を果たすとともに、地域経済に貢献することを確保することを旨として行くと、そういうことが、まず明記をされてございます。

また、分社化の際の環境大臣の認可におきましても、分社化をしても将来にわたる被害者への補償履行と、地域経済の安定に支障を及ぼさないことが認められないならば、認可しないというような文言もございます。

また、さらに健康増進事業との実施に関する条項におきましては、地域振興等に従前のとおり取り組むように努めることが明記されております。

これらの項目は、私、地元にとっては非常に重要な項目であり、今回、法案に盛り込まれたと考えております。ただ、このことがどう実施段階で具現化されていくのかということは、やっぱりまだまだ定かにされておられません。

今後の法案の成立から救済措置の実施に移る過程を注意深く見守っていかなければならないと、そのように思っておりますし、市として必要であれば、必要な意見というのを国等にお伝えしながら、きちんと進めていかなければならないと、そのように思っております。

被害者の目線で考えるとき、今回の法案が指定解除という文字がございます。これは、やはりこの言葉には心配をしております。法案を読む限りにおいては、3年という期間は新たな救済措置に対する期間であります。

指定解除につきましては、救済措置を実施すること、認定審査の処分を促進すること、そして紛争を解決することの取り組みがなされ、その結果として、救済を求める方々がいなくなった状態となり、最終的に出てくる言葉であろうと、そのように理解をしております。

現時点においては、被害者を早期に救済すること、そして、水俣病問題が最終解決という状態になることが大事であると、そのように思います。

したがって、指定解除というのを目的として実施されることがあってはならないと、そのようには考えてはおります。この指定解除までの手順、考え方については、地元の方々が理解していただけるように、もっと詳しい丁寧な説明が要るのではないかなと、そのように思っております。

また、今回のチッソの分社化が法案に盛り込まれておりますが、このことにつきましては、被害者救済のための財源確保策として実施されるものではないかと、そのように理解をしてるところでございます。

分社化のよしあし、是非はともかくといたしまして、これまでのチッソ支援策の推進を踏まえるならば、分社化しても、やはり将来にわたってチッソが水俣に存続し、患者補償の完遂と、そして地域経済の安定が確保されなければならないと、そのようには思っております。このことに

つきましても、事態の推移を注意深く見ながら、必要なときに意見を適宜伝えていかなければならないと思っております。

一昨年の12月だったと思いますが、市議会の全員協議会でもチッソの後藤会長が出席されて、分社化しても水俣から出ていくことはないというような、その旨の発言を、明言をされておりますけれども、チッソは被害者にとっては原因企業であり、地域にとっては地域の経済を支える重要な企業であります。その両面から考えて、チッソが水俣に存続をしていただくということは、大変重要なことではないかなと、私はそのように思っております。

今後、仮にチッソが分社化されても、原因企業として、その責任を全うしていただき、最終的に被害者への補償を終え、地域振興策が実施され、地域が安心して暮らせる状況になった中で、水俣に存続をしていただき、そして世界に向けて環境問題に関するメッセージを発信していく企業として頑張ってもらえればと、そういうふうに願っているところでございます。

今後、法案が出されましても、国会審議の中で、いろんな議論が闘わされて、恐らく紆余曲折する場面が出てくるんだろうと思っておりますけれども、市といたしましても、情報収集をしっかりしながら、そしてその都度、御意見を述べさせていただければならないと思っております。そういう基本的な考え方から、今の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、第1番目の、加害者が被害者を特定することであると、これは。この不条理をどう思うかということでございますけれども、不条理をどう思うかということについては、非常に答えに窮しますけれども、高齢化、あるいは救済を求める方が非常に多いと、一日も早い救済をという、そういう非常にせっぱ詰まって状況の中で、政治解決という動きが出てきているのではないかと、そのように認識をしております。

したがいまして、その解決策の中では、やっぱり国が被害者を特定せざるを得ないのではないかと、そんなふうに思っております。

それから、この案ですべての水俣病被害者を救済できるのかとの御質問でございますけれども、今のところ、余り詳細にわたって見えないこの段階におきまして、明確なお答えをできずに申しわけございませんけれども、被害を受けた方すべてが救済されなくてはなりませんし、また、そのようにみんなで努力をしていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 市長の考え方を総論として出されました。それで、与党の特別措置法案は、冒頭言いましたように、きょう国会に出されるようですけれども、しかし、参議院は逆転してしまっていて、通過には、今のところ衆議院の3分の2を使うしかないというふうに言われております。

国会を通ったとしても、それがうまくいくか不明です。訴訟している団体もありますし、その訴訟している団体も含めて和解にならないと、債務総額が確定しません。債務総額が確定しない

ということは、分社化だとか、次の手続に移行できないということを意味します。また、中には団体加算金が出なければ拒否するという団体もあるやに聞いております。

それで、2月14日付の西日本新聞はこういうふうに言っています。

与党関係者の言葉には、総選挙前の解決を急ぐ政治家の論理は見え隠れしても、将来にわたって水俣病の被害者をどう救済するのかという、根本的な理念はみじんも伺えない。被害者の切り捨てにつながるような、拙速な議論はすべきではないというのが、西日本の記事でありました。

それで、市長が総論で言われたところについては、今から私がお尋ねしようかなと思っていただくと重なるんですけれども、指定地域の解除については、最後の段階で、最終の段階で出てくる話だと思っているということは今おっしゃいましたね。分社化については、市長の今おっしゃった期待どおり、地域に貢献する、あるいは最終的に患者補償を完遂するまで責任を負うのかということについては、後の2項目目、3項目目のところで質問しますので、ここはとりあえず市長の総論的なお考えを聞いておきますが、改めて総論のところでお述べになったのと重なるんですけれども、被害者救済を最優先に取り組む、施政方針演説でも言われているんですが、このことは何があってもこれだけはしっかり優先させなきゃいけない課題だということを、社会に向かって、あるいは与党に向かって、各政党に向かって、しっかり物を言われた方がいいとは思っていますけれども、その点はいかがですか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 被害者救済を最優先にということは、これまでも言っていましたし、基本的なスタンスだと思っております。

当然、被害者救済がやっぱり最優先されるべきだと思っておりますし、国に対しましても、その願いはこれまで変わらずにやってきたところでございます。

今後、そういう姿勢は貫きたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 次に、与党PTのチッソ分社化案について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、与党PTのチッソ分社化案についてお答えいたします。

まず、与党PTが今日容認している分社化はどのようなものかについてお答えします。

現在のチッソを患者補償を担う親会社と、液晶など、従来の主力事業を担う事業部門である子会社に分離することであると伺っております。

次に、分社化した後、加害責任があるチッソはどのようにするのかについてお答えします。

これまでの報道等によりますと、子会社の株式を売却し、その売却益で患者補償と公的債務の返済を終了させた後、親会社を清算するとされております。

次に、分社化後の水俣病患者への支払いはどこが責任を持つのかについてお答えします。

分社化後の親会社が、子会社の株式売却益を、環境大臣が指定する法人に設ける基金に積み立てて補償に充てるとお聞きしております。

株式の売却時期については、少なくとも救済が終了し、市況が好転した後とされていますので、チッソが責任を持つことになると考えられます。

次に、分社化後、水俣湾の水銀最終処分場、いわゆる水俣湾公害防止事業埋立地護岸等の補強工事費などは、どこが負担するのかについてお答えします。

去る2月23日に、熊本県によります水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会が設置され、現在の護岸等の耐震性能、老朽化対策に関する検討を行うこととなりました。

県によるここでの検討が開始されたばかりですので、対策内容や費用につきましては、今後議論されていくことになるということでもあります。

したがって、費用負担についても、現時点では議論されておりませんので、ここではお答えすることができません。

次に、分社化後、公害防止事業でチッソの費用負担が出てきたら、どこが負担するのかについてお答えします。

本件につきましても、具体的な議論がなされていないと伺っておりますので、現時点ではお答えすることができません。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 分社化問題について2回目の質問をいたします。

今、4番目と5番目ところ、公害防止事業及び水俣湾のヘドロ処理関係の費用については、詳細がわからないということで、答弁できないという話でございました。現時点では費用をどうするのかというのは出ておりませんので、そのとおりのことだと思いますが、よく論理的に考えていただければ、市長だけじゃなくて、みんな考えていただければ、あの工事するときは、水俣湾のヘドロ処理工事するときは約500億円かかりました。そのうちの3分の2は、熊本県の環境審議会において3分の2が原因企業負担だということで、約300億円ちょっと払われています。残りを国と熊本県が払うという形になりました。

払うべき原因企業が分社化して、指定地域が解除されて清算された後であれば、3分の2を払ったところがなくなっちゃうんです。それを新しい事業会社に原因社だから払えというのは、法律的には無理だと私は思います。加害責任のある会社はなくなっているわけですから。同じように、水俣市が今度ダイオキシン処理されますけれども、3分の2は原因企業負担というふうになっています。これについても同じ理屈です。払うべき原因企業がなくなっているわけですか

ら、そこに請求ができない。じゃどこが払わなきゃいけないのかとなりますと、これは行政が払わなきゃいけない。税金で払わなきゃいけないということになるのは、私は目に見えていると思うんです。今考えられるのは、そういう事態も発生することがあるので、今の与党措置法案の中に、こういうのが明確に発生することがわかっていると。その分も、その負担金の中に入れるんだということが明確に国会にきょう出される案の中に入っていれば、先の10年後なるか、15年後なるか、20年後になるかの負担については不安は解消します。しかし、与党案についてはそれは出ておりません。ということは、税金で賄わなければいけないということが、容易に想定できるといことです。ここはそれをちょっと指摘だけしておきます。

それで、2回目の質問に入るんですが、この間の与党の措置法案の中身については、いろんな新聞で報道されております。ところで、実は最高裁判決が出てから、潮谷知事の発案で、熊本県は不知火海沿岸住民の調査について、二塚新元熊本大学の教授、名誉教授ですけども、座長に調査の検討会も環境省から補助金もらって立ち上げたんです。ここではどういう手法でやるのかということまで案ができています。にもかかわらず、環境省はこれをやろうとしなかった。つまり被害者がどれくらいなるかわからないということなんです。今、被害を受けている人たちの数が、これからどれだけ出てくるかわからない。特に胎児性世代、小児性世代の人たちについては、どの範囲までその水銀の影響があるかわからないということが言われてます。

このような状況の中で、例えば与党の特別措置法案等で行われているのは、補償完遂というふうに言われてますけれども、3年以内に出てきた人たちに対して補償完遂なのか、あるいは将来に出てくる人まで補償完遂なのか、この辺の用語の使い方が非常に不明確なんです。今、認定になっている患者さん、生存中の患者さんと、3年以内に出てきた人たちのみを補償完遂とするのか、将来出てくる人たちも含めて補償完遂とするのか、非常に用語があいまいです。ただし、措置法案で見ると限りにおいては、3年度以内で区切って、後は指定地域解除して、そして分社化するということですから、これは絵にかいたもちで、法案でのつくろいだというふうに私は思っています。

この措置法案の補償完遂、そもそもどれだけ出てくるかわからないのに、補償完遂などできないと私は思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。これは2回目の1番目です。

それから、2点目は、先ほど言いましたように、患者補償が完遂しないままに加害企業が消滅するということが、今の状況だと私は考えられると思います。こういう事態をどのように考えられるか。

具体的には新聞報道等でありますように、公的債務、民間債務、認定患者の補償等は計上されていて、売却益で2,300億円ぐらいあるから、それで賄えるんだというふうに言われてはいますが、ただし、先ほど言いましたように、補償が完遂しない前になくなってしまうという事態

が考えられますけれども、これについてどう考えられるか。

それから、この案が順調に進んだとして、売却益の範囲内で、今後の、あるいは今認定になっている人、3年以内に名乗り出た人たちの債務が支払われるというふうになりはしないかというふうに思いますけれど、この点についていかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点は、補償完遂ということでございますけれども、加害企業チッソの補償完遂などはできないのではないかというような御質問だったと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、被害者の救済というのは、いかなる場合も完遂をするというのが大前提であると思っておりますので、この辺のところは完遂していただけるように、強くお願いをしていくということになると思います。

それから、加害企業がなくなってしまう事態が考えられると、補償を完遂をしない前に。これも同じような答弁になると思いますけれども、補償完遂ができて、初めて売却できるというようなところが法案には、たしか示されていたんではないかなと思います。

そういうことですので、それを必ず履行していただくようにということで、やっぱり強くお願いをしていかなければならないと思っております。

それから、3番目は、株式の売却利益の範囲で患者補償が左右されるのではないかというようなことでございますけれども、今申し上げたところと大体同じようなことになると思いますけれども、やっぱりまずは患者補償が優先されなくてはならないということございまして、あくまでも補償完遂が先であると、そうしないと売却できないというようなことも法案にも出ておりますので、そのところ注意深く見ていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問に入ります。

今、御答弁いただいたんですけれども、市長おっしゃるように、1番目ところの、私は補償完遂というのは論理的にもう無理だというふうに思っています。それができないのに、売却だとか、あるいは分社化だとかというのはあり得ないんじゃないかというふうに思っていますし、市長もほぼ同じ考えじゃないかなと思いましたが、私は、分社化をしてしまえば、冒頭申しましたけれども、水俣病問題だけではなくて、全国の公害企業で公害を出した企業は、どこもそのようにしていいんだということを先鞭つけるものだというふうに、冒頭も言いましたけど、そのように思います。

それで、元熊本県の職員で、県債発行等に関与した人ですけれども、室蘭工業大学の永松俊雄教授は、朝日新聞の2月5日付でこういうふうに言っています。

分社化で補償免責を免れるのであれば、企業倫理の崩壊を招くだけではなく、環境政策の前提が成り立たなくなるというふうに述べています。

これも繰り返しの質問になると思いますけれども、企業倫理というのは、どんなに公害を発生させても、ある時点でもう責任ありませんよということで、別会社をつくってしまえばいいということですよ。そういうことが水俣で、もし今回やられたとしたら、できてしまう。それは社会的存在である企業の倫理が崩壊してしまうということを永松さん言ったんだと思います。私もそういうふうに思います。

それで、日本の環境政策の前提は、加害企業がきちっと最後まで責任を負うというのが前提です。それをもとに、公害健康被害補償法も成り立っていますし、すべての政策が成り立っていました。こういうことに私はなるんじゃないかなと思いますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、公害防止事業等については先ほど言いましたので、もう飛ばします。

3番目は、地域に貢献してほしいということを言われました。たとえ分社化したとしても、地域に貢献してほしいというふうに言われました。希望的な要望、また、市長としては、そういうふうに望まざるを得ないというのはよくわかります。その上で、しかし、企業倫理、論理というのはそう簡単ではないんじゃないかな、私も思っています。

それで、今、液晶でチツソは大変な利益を上げていらっしゃるわけですが、今、液晶工場を増設されているというふうに聞いています。近く操業されるんじゃないかというふうに聞いておりますが、これは液晶の特許が切れたとしても、液晶の製造に継ぐ、いろんな特許を取っておられて、他社が簡単に追いつくのは困難だというふうにも聞いています。

今、薄型テレビだとか、パソコンだとか、液晶の需要が非常に多いということで、増設して、さらに生産力を高めようということなんだろうと思いますけれども、ただし、施設は必ず老朽化します。また、化学産業においては、いつも技術の発展に応じて、生産設備を更新していく等の、土音がいつも響いておかないと、先端の産業には、あるいは競争には勝ち抜いていけないというふうにも聞いております。

市長はさっき希望的な観測で、ぜひ地域に貢献してほしい、私もそういうふうに思いますし、市長もそのようにお答えになったわけですが、分社化で地域経済への影響というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

以上、2点について。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点ですが、分社化で補償責任を免れるのであれば、企業倫理の崩壊を招くだけではなく、環境政策の前提が成り立たなくなるんじゃないかというような

御質問だったと思います。

この件につきましては、今、冒頭にも申し上げましたけれども、分社化によって水俣病の救済策、あるいは地域振興、そういったものに支障があってはならないというのが基本的な考え方です。

今、現時点で、それがどのような方向に進んでいくのか、正直申し上げまして、情報もまだ薄弱な部分もございますので、現時点ではなかなか断言できないんですけれども、議員おっしゃったPPPの原則は堅持していかなければならないと、そのように思っております。

それから、分社化後の地域経済への影響はどのように考えているかということでございますけれども、これも、これまで地域経済、救済、そして被害者の方々の心のケアと、3点セットみたいな形で、国の方にもお願いをしてきたところでございますけれども、今回、地域経済の振興ということについては、法案の中に盛り込んでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、このことをどう、じゃ水俣に対して地域振興をしていくのか、地域の経済に役立っていくのかということは、詳細にわたっては書いてございませんので、その辺のところは、我々もじゃ地域経済、水俣にとって地域に振興、地域経済とは何なのかということ、しっかりこうまた考えて、それに基づいてお願いするなりしていかなければならない、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、与党PTの水俣病汚染指定地域の解除計画について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、与党PTの水俣病汚染指定地域の解除計画についてお答えします。

まず、汚染指定地域が解除されれば、水俣病認定申請や検診、審査、処分はどうなるのかについてお答えします。

救済を受けるべきすべての人々が救済された後に、公害健康被害補償法に基づきます地域指定解除がなされた場合、同法から水俣病が外れることになり、認定申請そのものがなくなることとなりますので、その後の検診や審査、処分もなくなるのではないかと考えております。

次に、4大公害発生地域で、汚染指定が解除されたところはあるかについてお答えします。

公害健康被害補償法に基づく地域指定につきましては、同法第2条による第1種地域であった四日市が昭和63年の法改正に伴い解除されております。他の3地域の指定は継続しているようです。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁にありましたように、公害健康被害補償法上の認定申請等を受け付けないわけ

ですから、その後の検診とか審査だとか処分という業務が一切なくなってしまうというのが指定地域の解除です。

指定地域の解除されたところは大気の日市、1種地域の大气で、2種地域の水質汚染のイタイタイ病、あるいは新潟水俣病等は解除されておられません。2月14日付の熊日新聞で、元熊大教授の富樫先生はこういうふうに言っています。指定解除は、もう患者は出てこないとの科学的結論に達することが前提だ。調査されてなく、指定解除の要件が整ったと言える段階にはほど遠い。指定解除がされるとしたら、長い水俣病の事件史上、最大の汚点となると述べています。

朝日新聞は、分社化には債務を確定させる必要がある。後年、新たな被害者が名乗り出ると、債務が膨らむため、新たな患者を出さないよう、認定審査制度を廃止する必要がある。なかなか名乗り出られない被害者側の事情よりも、チッソの債務確定を優先させるわけだ。いまだに6,000人の申請者を出す病を抱えた公害病をチッソの分社化、チッソの生き残りを優先させて幕引きしていいのか。人命よりも経済成長を優先させた、かつての日本の失敗を忘れることにならないかというふうに朝日は書いております。

それで、2点ほどお伺いしたいと思います。

市長も見られていると思いますけれども、2月18日付熊日新聞ですけれども、熊本県の村田真一環境生活部長はこういうふうに言っています。

見出しは、水俣病の指定地域解除問題、県部長、今できるはずない。先ほど、市長答弁された中にも一部入っているんですけど、改めて質問したいと思います。

生活部長は、救済策も終わり、認定申請もなくなり、訴訟もなくなり、その時点で出てくる話だ。今の時点でできるはずがない。断言できると述べていますが、市長の認識はいかがでしょうか。

今の時点というのは、3年後の話なのか、あるいは今それを議論すべきでないのか。その辺はちょっとあいまいですけども、この点については、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目は、指定地域解除は、もう患者はいない、出てこないという科学的根拠があるべきだ、私も思います。科学的根拠がないままに外すという議論がありますけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

以上、2点です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、村田部長の意見等どうかというような御質問でございますけれども、そのとおりでございます。

それから、指定解除についてでございますけれども、そのことについては、どう思うかということでございますけれども、まあ繰り返しになりますけれども、村田部長がおっしゃっているよ

うに、被害者の救済が終わり、訴訟もなくなり、新たな被害者が出てこない、そういう段階で出てくる話であろうと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問に入ります。

冒頭で言いましたように、1項目目が救済策、あるいは2項目目が分社化、そして、今指定地域の解除ということで、ずっと質問を続けてきました。これらは密接に関係していますし、与党のPT、プロジェクトチームの議論の中でもそういうふうに関連するというふうには、話が完結するというふうには言われているようです。それを整理してみますと、こういうふうになります。

水俣病の被害者の側からしますと、今、認定申請している人は、認定審査会で処分する。その受け皿として、新救済策と新保険手帳が用意されている。しかし、公的診断で切られた人は、それで新たにつくられるとして申し出たとしてもそれで終わり。指定地域解除で新たな認定申請者は出ない。また、裁判をしようにも、加害企業はなくなっており、加害企業には請求できない。胎児性とか、小児性の世代の人たちを中心に、研究がまだ十分尽くされていないのに幕引きされてしまう。これが被害者の側から見た整理です。

一方、チッソの側から見たらどうなるか。分社化によって、加害責任があるチッソは清算・消滅する。今後は裁判でも賠償責任は問われない。指定解除で、認定申請者もいなくなり、認定がなければ支払いも発生しない。今、申請している患者は審査会で処分される。加害責任から解放され、企業活動は経営戦略に基づいて新会社で実施できる。

熊本県からするとどうなるか。申請者がいなくなれば、医療費補助業務は残るとしても、申請の受付、検診、審査、処分などの業務がなくなる。認定申請者への支払いは、新救済策患者への対応は、今後、環境省がつくる基金が受け持つ。今後の県債発行がなくなり、後は県債の償還が残る。

国からしたらどうか。最高裁判決と世論で、昭和52年の判断条件と認定制度が批判されている中で、熊日新聞の2月14日付が指摘しますように、この案で紛争の火種であった認定制度の呪縛から逃れたいという、国の衝動が垣間見えるというふうには言っています。

つまり、結論的に言いますと、与党PTはこういうふうには整理しているわけですがけれども、究極の加害企業の救済策、あるいは熊本県救済、国の呪縛解放、一方で被害者の切り捨て策だと私は思っています。

それで、1点だけ質問したいと思います。

2月23日付西日本新聞は社説でこういうふうには書いています。

これでは、すべての被害者をもれなく、適切に救済・補償する恒久的な枠組みにはなり得ない。水俣病問題が最終解決に向かうと見るのは早計だ。むしろ問題をこじらせるおそれさえあ

る。与党に救済策の再考を求めたいと述べております。私も同感であります。

市長のお考えは、これについてはどう考えられますか。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 救済策につきましては、まだ今後いろいろな場面で、いろいろな議論が闘わされていくのではないかなと、そのように思っております。いろいろな救済策も出てきておりますので、それぞれの案をお互いにぶつけていただきながら、そして議論してもらって、一日も早い救済につながっていけばなと期待しているところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、雇用問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 野中議員の雇用問題について順次お答えします。

まず、最近の経済不況で解雇があった市内事業所の数と人員についてお答えいたします。

本市では、市内事業所の経済・雇用の状況をできるだけ詳しく把握するため、本年2月に担当職員が市内事業所に出向き、ヒアリング方式で雇用実態調査を実施いたしました。

対象事業所は、ハローワーク水俣で把握されている従業員数50人以上の医療・福祉関係等を除く事業所を中心に、市内主要18社を訪問させていただいたところです。

結果といたしましては、昨年末から本年2月に至るまで、雇いどめ、または解雇された非正規社員が3社で計109名、正規社員につきましては、増減なしの事業所が多く、実人員としては、計2名の増となっております。

なお、市内事業所からハローワーク水俣に雇用保険、被保険者離職票を提出された非正規社員は、本年2月時点で、計60人であるとのことでありました。

また、今後の労働調整の中で、本年3月ごろをめどに、さらに3社で計45人の非正規社員の雇いどめ、または解雇を予定されておりますが、正規社員につきましては、4月の新規採用を含めると、計8名の増の予定となっております。

このように、最近の経済不況等の影響で、会社経営が困難になり、正規社員は何とか解雇しないよう努めているものの、非正規社員を中心に、雇いどめや解雇されている状況です。

次に、解雇があった事業所の経営状況は聞いているかについてお答えします。

さきに実施した雇用実態調査の中で、解雇があった事業所における会社経営の現状や、今後の見通しについても、お話を聞かせていただきました。

内容としては、総じて全国的な経営低迷の流れで、業界全体で売り上げが大幅に落ち込み、業種によっては会社としても底が見えない厳しい経営状況であり、今後の予想は難しいとのことで

ございます。

今はじっと耐えて、景気が回復するまで、できるだけ雇用が維持できるよう頑張るだけという企業が多く、どの企業も雇用については、特に配慮していただいているという印象でございます。

次に、緊急雇用創出事業などが計画されているが、どのように進めるのかについてお答えいたします。

このような厳しい雇用の現状を踏まえまして、市といたしましては、国の緊急雇用創出事業制度及びふるさと雇用再生特別基金事業制度を活用し、失業者等を市の臨時職員として一時的に雇い入れる事業や、民間企業等に委託して、失業者等を1年以上継続して雇い入れる事業を計画いたしております。

緊急雇用創出事業は、失業者等を臨時職員として雇い入れるつなぎの雇用就業の場を提供する事業であります。具体的には、公道や農道、水路、公共施設の環境美化等の労務作業的な業務や、各種事務補助的な業務に至るまで、延べ16人の臨時職員を6カ月未満雇い入れる予定にしております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業は、地域の実情に応じて地域の雇用再生を図るため、失業者等を雇い入れて、雇用機会を創出する事業であります。具体的には株式会社みなまたに委託して、ネット通販による地元特産品販売事業として、2人を雇用していただく予定にしております。

いずれの事業についても、3カ年事業で本市への補助金配分枠を繰り越すことが可能ですので、今後、さらに対応できる事業がないか、検討していきたいと考えております。

採用につきましては、ハローワーク水俣等を通じて、広く募集を行い、面接、選考を経て採用をしていく予定にしております。

次に、水俣市が発注する公共工事は、各課に及ぶが、先日可決した補正予算及び21年度当初予算で土木・建設関係の金額は幾らかについてお答えいたします。

近年、国の公共事業の見直し、行政改革等の推進とともに、公共工事予算も全国的に年々減少傾向にあり、本市においても公共事業も削減され、建設業の倒産による従業員の解雇、あるいは雇用不安など、取り巻く環境は大変厳しい状況であります。

このような中、国は追加経済対策として、公共事業などを柱にした地域活性化・生活対策臨時交付金が創設され、本市におきましては、平成20年度分として1億6,769万円を限度額に配分されました。

土木・建設関係におきましても、この交付金を活用し、地域経済のカンフル剤となるよう、これまでできなかった水俣市内の道路整備、補修、生活環境の整備など、きめ細かなインフラ整備

を進め、景気対策を図りたいと考えております。

お尋の予算につきましては、補正予算は、市全体の工事請負費、業務委託料の合計で、8事業、約7,700万円でございます。

平成21年度予算につきましては、特別会計も含めて、工事請負費、業務委託料、修繕料等の合計で、約10億9,000万円を予算計上をいたしております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 雇用問題について、2回目の質問をします。

今、御答弁いただいたように、事業社数で3社109人の方が解雇、あるいは雇いどめになっているという話でありました。今、答弁聞いて、僕が聞いていた、直接聞いていた範囲ではもっと少なかったものですから、こんなにあったかというふうに、実は今びっくりしたところなんですけれども、この方たちの中には、それこそ一家の柱であった方たちも多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

本当に胸が痛い話なんです、ところで、大企業などでは派遣切りが横行してしまっていて、これが年末から昨年暮れから大問題になっていました。私どもの党でも、国会でこの問題をずっと取り上げてきて、派遣切り、3年以上継続的に雇用した場合は、事業主が直接雇用を申し出なければいけない。途中でクーリング期間等入れてありますけれども、それは偽装だということで、厚生労働大臣も違法行為だというふうに認めて、今これを見直そうという動きが始まっています。パナソニックなどでは直接雇用を正職員にしようというような動きも始まってきて、今いろんなところでいろんな動きが出てきているところです。

それで、水俣での派遣労働等について、私はつかんでおりませんが、幾つかの事業所を紹介したいと思います。私が知り得る範囲ですけれども、具体的に名前を申し上げます、解雇があつておりますので。

水俣電子という会社さんですけれども、ここは住友金属と三菱マテリアルさんが出資されて、株式会社サムコという会社をつくられてしまっていて、そこが経営されている。決算書にはそうなっていました。平成18年と19年の資料がありますけれども、ここでは本当にすごい利益が上げられるもんだなというふうに思いました。平成18年度と19年度を比較しますと、売上だけで990億円、19年度がふえております。当期純利益でいきますと、18年度と19年度の比較で、720億円ふえております。それから、売上高の中の経常利益率で言いますと、8%ぐらいふえておまして、現物及び現金同等物期末残高で言いますと、700億円、現金とか、そういうのがふえているということで、こういう産業というのは本当にすごい利益を上げられるもんだなと、改めて思ったんですけれども、単年度の決算、ことしの3月期の決算等が経営が悪いというふうにしたとしても、このように、これまで内部留保をたくさん持っていらっしゃるところで、解雇等がされていない

のかどうかというようなことを思いました。それで、こういうのがあるとしたら、ぜひ雇用を継続してほしいもんだというふうに、本当につくづく思います。

それから労働契約法という法律が2008年の3月に施行されておりますけれども、雇用期間の定めがある、いわゆる非正規の社員であっても、企業はやむを得ない重大な理由がなければ解雇することができないというふうに、これは規定になっています。

また、自動契約更新を繰り返している場合には、企業による突然の雇いどめは解雇権の乱用に当たるといふように、この法律は言っております。これらも参考にさせていただいて、幾つか、市長にお願いといいますか、見解をお尋ねしたいと思うんですけれども、こういうふうに、大きな事業所、今3社109人の解雇があったり、あるいは雇いどめにあっていふということでしたけれども、こういう法律等も見られた上で、雇用確保、それぞれの事業所に要請されたらどうか。市長が出かけて行って、雇用を確保してほしい。もう会社が立ち行かないということであれば、それはもう仕方ないかもしれません。あるいは倒産するということであれば仕方ないかもしれません。しかし、膨大な内部留保を抱えているのであれば、当面ワーキングシェア、正社員も含めて、いろんなところで仕事を分け合うとか、あるいは全体の給料を下げるだとかというふうにやっている中小企業もありますので、そういうのができないのか。こういうような要請をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、2つ目です。答弁のあった公共事業、ちょっと聞き取れなかったんですけど、補正予算で7,700万、21年度当初予算で10億9,000万というふうに聞いてよかったですか。というその公共事業を計画されているということでしたので。そのうち、水俣市が発注する単独事業は、補正予算を含めてどれくらいになるのか。数字をぱっと申し上げて申しわけないんですか、大まかで結構です。国の補助とか、県の補助だとかがいろいろあると思いますけれど、水俣市の事業で単独事業でどれくらいあるのか。事前に通告のときに、ここを用意しておいてくださいというふうに言っておりますので、多分大丈夫だと思いますが、以上、2点お願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、大きな事業所あたりには、市長みずから行ってお願いしたらどうかということでございますけれども、今、部長を中心に、そういうお願いを今しているところでございますけれども、私もぜひ出かけて行って、そういうお願いをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今の平成20年度の単独事業についてということですが、今、御説明した事業につきましては、基本的には交付金事業でございますが、全体で交付金額が1億6,576万9,000円でございますけれども、このうち7,875万2,000円を単独事業として、先ほどの交付金事業を原資として事業を行うということでございます。

事業としては、それぞれありますけれども、8事業ございまして、特に、文化会館の駐車場の整備とか、市道等の強化舗装とか、あと湯の児海岸線の横断橋工事という、白浜ポンプ場のあの橋のところはかなり老朽化しておりますので、あれに対策を当てる、事業をするとか、緊急的にすべきことを、この交付金事業でやるということで行っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 わかりました。

それで、この項目で最後の質問なんですけど、水俣市内の何人かの建設関係の方とお話を伺いました。それで、年度初めの4月、5月、6月が公共事業が出ないと、そのために従業員を雇用している、あるいは会社を維持する、非常に大変なんだ、年度末に集中するよりも、バランスよく準備ができたところから4月、5月、6月と出してほしい、こういう要望がありました。

それで、国と県絡みは先ほど言いましたように、なかなか大変だと思いますけれども、水俣市の単独、今金額を言われましたので、これらについては4月ごろから出せるものは出していくというふうをお願いしたいと思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 21年度のいろんな単独事業につきましては、市道の強化舗装が7件ございます。それと側溝改良が6件、局部改良が5件で、合計5,000万ほどございます。できるだけ、補助事業につきましては、当然いろんな申請等がございますので、おぐれてきますけれども、今申しました単独事業につきましては、できるところから早目に着手したいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市の推進について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市の推進に係る政府の財政支援についての御質問にお答えします。

昨年12月14日、北九州市において内閣官房、関係省庁及び環境モデル都市などの共催で、環境モデル都市国際セミナーが開催されました。

このセミナーは、環境モデル都市の取り組みを広く普及するため、国内外への情報発信と専門家からの有益な助言を得ることを目的に開催されたもので、400名余りの参加がありました。プログラムは、基調講演、環境モデル都市6都市の取り組み紹介、海外の環境都市の取り組み紹介、さらにパネルディスカッションと盛りだくさんの内容でございました。

私も、水俣市の取り組みについて、約10分間という短い時間でしたけれども、発表いたしました。

内容の非常に濃い会議で、環境モデル都市を内外にアピールする絶好の機会でもあったと思います。しかし、内容が多過ぎて、時間不足で消化不良の感じもいたしました。

また、セミナー開催にあわせて、同日午前中に低炭素都市推進協議会の設立総会が開催されました。この協議会は、環境モデル都市を中心に、全国の70市町村、39道府県、関係省庁及び関係政府機関等の140団体で構成され、連携して低炭素型の都市・地域づくりに取り組む組織です。ここでは、規約制定や役員を選出、活動計画等の承認が行われました。

お尋ねの政府の財政支援については、発言の用意はしてはいたのですが、プログラム全体が非常に詰まっており、自由な意見交換の時間等もありませんでしたので、残念ながら発言の機会を得ることができませんでした。

今後、環境モデル都市の具体的な取り組みを進めていく中で、国の補助金や交付金の優先的な採択の状況等を見ながら、機会をとらえて財政支援に対する国への働きかけや要望をしていきたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 最後の質問をします。

予算書と施政方針演説で、幾つかの21年度の温暖化防止に向けた対策が検討されているんですけども、例えばマイカーを使わないとか、太陽光発電だとか、太陽熱利用だとかというのはあります。

これらをまとめて、ちょっとどういう政策を展開されるのか、答弁いただきたいと思います。

ちなみに、最近見た新聞では、テレビを2時間消しても、シャワーを1分間余計に出せば帳消しだと。あるいは2キロの買い物をマイカーを使えば1個の蛍光灯100時間使ったのと同じだというのが資料として、これは経済産業省の資料でそういうふうになっているんですけども、こういうものもあります。どういう取り組みをされようとしているか、この辺を最後の質問にしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今ございましたように、太陽光発電でありますとか、あるいは太陽熱システムの一般家庭への導入とか、学校耐震化にあわせ、太陽光発電設置など、あるいは環境に優しい学校への改修といったものも考えておりますし、また、ごみ分別リサイクルをさらに進め、ごみゼロ推進宣言とか、そういうものも行いたいと思っております。

また、新たに草木類とか小型電子機器、廃食油等の分別・資源化にも取り組んでいかなければならないと思っております。

それとあわせて、自転車のまちづくりやノーマイカーデーの推進、家庭版ISOの見直しと普及と、そういったところと、また、地域資源を活用したバイオマスエネルギーの創出、そう

いったところに、さらに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

そういった自然との共生、あるいは自然の恩恵等を考えながら、受けながら産業づくり、あるいは企業誘致、雇用、そういったものにぜひつなげていければなと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

会派新風の中村幸治です。

今、世の中は不況のあらしが吹き荒れています。水俣も大変な状況です。

宮本市長は、議会初日に所信表明を行われました。この所信表明をもとに質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、1番目の、雇用についてなんですけど、これは、午前中、野中議員の質問とダブるところもありますけど、このまま質問をさせてもらいたいと思います。

①、水俣市の現在の失業者数は把握されているのかお尋ねします。

②、今後の失業者数見通しをどのように見られているのかお尋ねします。

③、失業者に対して早急な対策をどのようにとられるのかお尋ねします。

次に、環境モデル都市についてです。

①、水俣市の温室効果ガス排出量について、民生、製造業、交通など、どのような現状把握をされているのかお尋ねします。

②、現在アクションプランを策定中ですが、どれくらい進んでいるのか、また、その内容がどのようなになっているのかお尋ねします。

これは午前中の質問と一緒になんですけど、この分も質問したいと思います。

③、温室効果ガス削減に新エネルギーとして、太陽光、風力、水力等などが考えられますが、水俣市としてはどの分野を考えておられるのかお尋ねします。

次に、指定管理者の指定について。

(1)、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者公募について。

①、この公募には4団体の申請があり、プレゼンテーション、ヒアリング、申請書類による審

査で民間企業に決定いたしました。総得点は次点者と僅差であったことを知りましたが、最終決定の理由をお尋ねします。

②、については、3月5日に資料の提出が私にありましたので、質問を取り下げたいと思いません。

次に、湯の鶴の温泉保健センターについて質問いたします。

①、湯の鶴温泉保健センターの料金改定が昨年7月行われましたが、値上げ前と値上げ後の利用者数と利用収入はどのようになっているのかお尋ねいたします。

②、昼からの開館を、昨年1カ月間だけ朝10時から開館をされましたが、結果はどうだったのかお尋ねします。

③、湯の鶴温泉保健センターとして、今後の課題をどのようにとらえられているのかお尋ねします。

最後に、コミュニティバスについて質問いたします。

①、みなくるバスが4ルートになり、コミュニティバス化が完了しました。

運行時間、運行ルートなど、課題がたくさん残されていますが、どのように把握され、どのように対処されていかれるのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、雇用については産業建設部長から、環境モデル都市については私から、指定管理者の指定については教育長から、湯の鶴温泉保健センターについては産業建設部長から、コミュニティバスについては総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 雇用について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 中村議員の雇用問題について順次お答えします。

まず、本市の現在の失業者数は把握しているのかについてお答えします。

さきの野中議員の御質問でもお答えしましたとおり、本年2月に従業員数50人以上の医療・福祉関係を除く18社の雇用実態調査を行ったところ、昨年未から現在に至るまでの雇いどめや解雇となった非正規社員は、計109人でした。

なお、市内事業所からハローワーク水俣に雇用保険被保険者離職票を提出された非正規社員

は、本年2月時点で計60人であるとのことでした。

次に、今後の失業音数の見通しをどのように見ているかについてお答えします。

雇用実態調査の中で、特に経営状況の厳しい事業所において、本年3月ごろをめどに、3社でさらに計45人の非正規社員を雇いどめ、または解雇される予定であるとお聞きしております。

このように、市内事業所においては、最近の全国的な経済不況等の影響もあり、部分休業とか、出勤調整など、何とか雇用調整以外の方法で経営を切り盛りされている事業所が多く、大変厳しい状況が続いているとのことから、今このまま景気が回復されない場合は、正規社員を含めて、失業者の増加が見込まれるのではないかと懸念しているところです。

次に、失業者に対して早急な対策をどのようにとられるのかとの御質問にお答えします。

このような厳しい雇用の現状を踏まえまして、市といたしましては、失業者等を臨時職員として雇い入れるつなぎの雇用就業の場を提供する事業である国の緊急雇用創出事業制度及び地域の実情に応じた地域の雇用再生を図るため、失業者等を雇い入れて雇用機会を創出する事業であるふるさと雇用再生特別基金事業制度を活用し、失業者等を市の臨時職員として一時的に雇い入れる事業や、株式会社みなまたに委託して失業者等を1年以上継続して雇い入れる事業を計画しているところです。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 今の答弁で、大体の失業者の状況はわかったんですけど、私、これについて、水俣の現状というのは、まず、水俣でも、今言われたように、非正規雇用の失業者がこれは出ているということですね。それと、これは年度末で、全国で100万人の失業者が出るのではないかなと言われております。今の答弁でも、水俣でもやはり年度末は失業者が出る環境にあるということですね。それとこのような不景気の中で、水俣で雇用を生むと、民間企業で雇用を生むというのは、なかなか厳しい状況なのかなというところ、それとこのような状況であるので、水俣市としての雇用対策、これがやっぱり大変重要になってくるのかなということを自分なりに思っております。現に仕事をなくして、生活が大変だという状況に置かれている方が水俣におられるという現実があるということです。その人たちがいかに早く仕事につくことができるかというのが、これが大変重要なことだと思っております。

そこで、このような状況を踏まえて、市の方としても、今答弁がありましたように、ふるさと雇用再生特別交付金事業、それと、緊急雇用創出事業を行うということですので、この2つの事業について、若干質問してみたいと思います。

まず、午前中の野中議員の答弁で、聞き取れなかったものですから、ちょっと質問したいと思っておりますけど、どのような職種があるのか、仕事としてどのような内容的な仕事があるのか。そこを1点お聞きをしたい。

それと、スタートとしては、いつごろからスタートできるのか。ともかく短期でもいいから、早く雇用を望みたいという方がおられるんじゃないかなと思いますので、いつごろからスタートができるのかということですね。

それと、これも午前中の野中議員の答弁の中で、ハローワークという格好の答弁がありましたけど、この事業は主として窓口というのはどこになるのか。そこを1点を質問したいと。

それと、失業者が、これをどのような格好で知るのか。その周知の方法関係等がどのようなになっているのか。それを質問したいと思います。

それと、ふるさと雇用再生特別交付金事業、これで雇用というのがどれくらい見込めるのか。もしそれがわかったら、それも教えてほしい。

一応第2の質問はそれだけです。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 緊急雇用創出事業、また、ふるさと関係の事業について、どのような内容があるのか、仕事の内容がどういうものがあるかということでございますけども、緊急雇用創出事業につきましては、基本的には、6月未満の短期間の労働者に限るということで、市が直接雇用できるというシステムでございまして、これは21年度から23年度事業となっております。3年間で2,459万円、本年度の配当枠につきましては1,475万円ということでございます。

市としましても、いろいろ市内でも検討しまして、かなりたくさんのお事業が出てきたんですけども、それを選定しまして、県との調整をしまして、1,475万使い切るということで、基本的には土木とか、農水とか、都市計画関係の、例えば草刈りとか、そういうものも準備しております。また、そのほかソフト的な部分につきましては、商工観光振興室のみなまた未来コンサートの支援事業、そういう臨時的な雇用になったり、財政課においては公有財産の調査事業というか、そういうものに充てていきたいというふうに考えています。

それと、ふるさと雇用再生特別基金事業制度がもう一つにあるんですけども、これも先ほどの事業と同じように、3カ年事業でございまして、3カ年で6,509万円、平成21年度の配当としましては2,169万円でございます。これは一応1年ごとの契約になるんですけども、3年間継続して雇用できるということでございますけれども、基本的には、市で事業を考えて、いろんなところに委託して、それを事業実施してもらう。そういう方で、さらに、その事業が継続して、今後その3年間切れた以降、継続して雇用できるような見通しがある事業について、これを運用できるということで、なかなか市の事業を委託して、どっかの会社とか、事業所にその委託してする事業というのが、近々見つからないものですから、とりあえず、今回エコパークのところには道の駅ができることとなりますので、そのいろんな啓発とか、そこの中のネット販売とか、そういうまつぼっくり、株式会社みなまたに委託して、そういう事業についていただくというこ

とを計画しています。ただ、これも3年間の継続事業ですので、まだ、これからいろんな事業が出てくると思います。

それをいろいろ検討して、ぜひ全額扱い切れるように検討していきたいと思っています。

それと、いつからスタートするかということでございますが、これは平成21年4月1日以降のスタートということになります。

窓口につきましては、商工観光振興室の方で受け付けておりますので、そちらの方の窓口にさせていただきたいんですけれども、雇用につきましては、総務課の方で一括して担当していただくということで、周知も含めてですけれども、ハローワークに相談される方もいらっしゃると思いますので、ハローワークと、それと市報なんかで周知して、多くの方が応募していただけるような形をとりたいと思っています。

ただ、雇用につきましては、先ほど金額が限定されておりますので、なかなかたくさんの人を雇用することはできません。臨時雇用創出事業につきましては、半年ぐらいをめでに16人ぐらい採用できるんじゃないかというふうに考えています。また、ふるさと雇用再生特別基金の事業につきましては、今のところお2人採用を考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 今の答弁で、まず、短期の雇用というのは、今言われたような格好で、ある程度望める部分があるのかなということですね。ですので、これについては早急に雇用が発生できるように、力を注いでもらいたいと思います。

問題は長期雇用なんですよ。これがなかなか難しいということで、2点だけちょっと質問したいと思います。

まず、目玉ということになるのかどうか知りませんが、今言われたように、水俣市独自で短期雇用は一応行えるということなんですけど、緊急に正規の雇用ということは水俣市独自で考えられないのか、1つ、質問したいと思います。

それと、今、全国で農業関係の仕事の部分をよく言われていますけど、水俣で就農、農業者の正規雇用という部分が生まれてくるのかどうか。

そこの2点だけを質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今、緊急雇用ということで、市の方で採用できないか、枠はないかということでございますけれども、基本的に毎年採用試験を行っていますので、その中でどれだけ、できるだけたくさんの方を採用するというふうに考えておりますけれども、基本的にはその採用試験の中で調整すると思います。ただ、特別な枠についての臨時職員等を優遇して採用す

ということは今のところ考えておりません。

農業就労につきましても、なかなか市の事業の中で計画したものを、農業の個人に委託するということがなかなかこの制度上、そういう制度ではありませんので、そういう団体等について、市で農業関係を含めて市の企画したものを、そういう団体に委託して、農業関係の事業をやっていくとか、そういうことは今後考えられると思いますので、各関係、各課で調整しながら、そういうことができるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市について、水俣市の温室効果ガス排出量について、民生、製造業、交通など、どのような現状把握をされているのかという御質問にお答えします。

水俣市における温室効果ガスの排出量につきましては、平成17年度に作成しました水俣市地域省エネルギービジョンの調査結果をもとに、温室効果ガス排出量を算出しており、今後の排出量削減の基準年とする平成17年、2005年の総排出量は23万8,646トンとなっています。

部門別の排出量では、産業部門が9万9,100トン、このうち製造業が8万3,443トン、農林水産業が1万3,560トン、建設業が2097トンとなっております。

また、民生部門は8万8,259トンで、その内訳は、業務用が5万4,711トン、家庭用が3万3,548トンとなっております、運輸部門は5万1,287トンとなっております。

また、全体に占める割合で見えますと、製造業が35%、農林水産業が6%、建設業が1%で、産業部門の合計で42%となっており、業務用が23%、家庭用が14%で、民生部門の合計が37%、運輸部門が21%となっております。

本市では、これらの数値を基準として、2020年までに33%、2050年までに50%以上削減という目標を立てて取り組むことにしています。

次に、アクションプラン策定の進捗状況と、その内容についてお答えします。

環境モデル都市のアクションプランは、昨年提出した国への提案書をもとに、各事業担当課と協議や国との調整、さらに環境モデル都市推進委員会での意見も参考に、見直し・検討作業を行ってきており、今月中に最終的な取りまとめを行い、来月初めには公表する予定です。

プランの構成は、本市の温室効果ガスの排出実態と分析、基準年と削減目標、フォローアップの方法、取り組み方針と5年以内に具体化する予定の取り組み内容、スケジュール、推進の組織体制等となっております。

2005年の排出量を基準とし、2020年に33%、2050年には50%の温室効果ガスを削減することを目標に、①、環境配慮型暮らしの実践、②、環境にこだわった産業づくり、③、自然と共生する

環境保全型都市づくり、④、環境学習都市づくりの4つの分野で、それぞれ取り組みを進めることとしています。

具体的には、暮らしの分野で、ごみゼロ推進宣言と、新たな分別・資源化によるリサイクルの推進、家庭や事業所への普及を図る環境ISOのまちづくり、コミュニティバスと自転車のまちづくりなどを進めます。

産業に関する分野では、竹などの地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出、地産地消の促進と安心・安全な農林水産物づくり、太陽光発電等の新エネルギーの積極的な活用などに取り組みます。

自然共生の分野では、市民の森や海藻の森づくり、環境負荷の少ないエコハウスづくりを進めます。環境学習の分野では、みなまた環境大学や村丸ごと生活博物館の充実、環境学習の拠点整備などに取り組みます。

これらの具体的な取り組みを市民・企業・行政が、連携・協働して推進していくことで、真の環境モデル都市の実現を目指します。

次に、温室効果ガス削減に新エネルギーとして、太陽光、風力、水力等が考えられるが、市としてはどの分野を考えておられるのかとの御質問にお答えします。

低炭素社会を目指す環境モデル都市の取り組みとして、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーの導入は、温室効果ガス削減のための主要な取り組みの一つであり、特に太陽光発電システムについては、積極的に導入していきたいと考えております。

具体的には、市の施設等には、順次計画的に導入していきたいと考えております。来年度は老人ホームへの設置を考えており、学校においても耐震化事業とあわせて、エコ改修事業として太陽光発電の導入を検討しております。

また、一般家庭における太陽光発電システム設置に対しては、来年度から補助金制度の導入を予定しており、みずからの居住用住宅に新たに太陽光発電システムを設置する方に対して、1キロワット当たり5万円、上限額20万円を、また、太陽熱利用システムを設置する方に対して、設置費用の10分の1で、上限額5万円までを補助する方向で考えております。

風力発電につきましては、九州電力関係の民間会社が、鬼岳から石飛地区にかけて風力発電設置に向け、現在、調査等を行っており、もし将来この事業が実現するとなると、環境モデル都市に認定された本市としましては、温室効果ガス削減の取り組みとして、大きく貢献するものと思われまます。

水力発電につきましては、市内を流れる水俣川や湯出川等の河川を利用した、小さな水力発電の可能性はあるのではないかと考えているところです。しかし、流量・落差等の設置条件、漁業権や水利権などを含め、可能かどうか、また、費用対効果はどうなのか、まずは専門家の意見を

お聞きしながら、設置の可能性を調査していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、温室効果ガスの排出量についてなんですけど、これは今答弁でもありました。また、提案書の中で、基準年が2005年のCO₂の排出量、これが23万8,647トンになっていますということですね。これをもとにして、2020年に32%の削減、つまり計算をしてみますと、7万8,038トン削減するという目標になるということですね。これは提案書の2003年度のデータの民生が69,558トンという排出量になっているんですね。これを全部削減しても削減できないというようなことになるのかなと。だからこの基準というのは厳しいと、よほど市民、事業所、行政が力を合わせないと、削減目標達成はなかなか難しい現状かなということ、私なりに考えております。

それで、先ほどの答弁の中で、平成18年度の水俣市地域省エネビジョン、これに基づいて、排出量関係等は計算をしましたということなんですけど、ちょっと教えてもらいたいのは、一応、18年度の省エネビジョンの平成15年度のデータ、これが民生では8万7,529トン、それと産業では9万5,192トン、運輸では8万9,973トンという格好になっています。提案書の中をみますと、平成15年度の提案書の中では、民生は6万9,588トン、それと産業は10万5,750トン、それと運輸は4万8,528トンというような格好で、若干数量が違うと。それと、今の答弁でお聞きしますと、平成17年度、これは民生では合計が、もし聞き間違いでなければ、8万8,259トン、産業が9万9,100トン、それと運輸が5万1,287トンと、それで、平成17年度は23万8,646トンですよというようなことの答弁があったと思うんですけど、このように、ちょっと排出量にちょっと差というのがあつたものから、私自身もちょっと混乱をしているという格好ですので、その排出量が若干違う部分があるものから、それがなぜ違うのかということ、1点質問したいと思ます。

それともう一点は、水俣市の森林の二酸化炭素吸収量、これについて提案書の中で、2006年は6万7,128トンというふうな数値が掲げられております。これが、この6万7,128トンというのは、結果的には排出した部分からこれだけ吸収しますよというような考え方なのかなと思うんですよ。ということは、この基準年の2005年の排出量、23万8,647トンという排出量があるんですけど、この排出量というのは、この数値を引いた数値なのかどうかですね。ちょっと私が資料見てわからなかったものから、そこを1つ質問したいと思ます。

次に、アクションプランについてなんですけど、岡議員の答弁、また、今私の答弁の中で、いろんなプランというのを答弁いただきました。まず、私が考えたのは、先ほども言ったんですけど、平成18年に水俣市の地域省エネルギービジョンというのを策定をされています。この中をみますと、市民の取り組みとして、省エネルギー型住宅の供給促進、その内容としまして

は、断熱性能の高い住宅の普及と高効率設備の導入、つまりこれは太陽電池とか、ソーラーシステムということだと思います。その導入という、促進という格好ですね。それと、自動車利用の削減、これは近距離移動なんかは、徒歩や自転車は利用をしますよということですね。それと事業者の取り組みとしては、エネルギー管理の普及促進、また、省エネ診断の実施というのがうたってあります。

それと、行政の取り組みとして、省エネナビの貸し出し事業の検討ということで、これエコワット、簡易電力ですね。それとか省エネナビなど、電力を中心として、エネルギー使用料が一目でわかる機器、これを貸し出しますよというようなことで、アクションプランは取り組みがなされてます。こういう取り組みをしたらどうですかということが言われています。

それで、私なりに考えてみたんですけど、その中で省エネ住宅ということで、先ほど、エコハウスという答弁もありましたけど、エコハウスの中に、太陽光発電というのは、もう今日本じゅうどこでも考えられてるんですね。先ほどの答弁でもありましたように、これについてはいろんな補助を出しますよということをお答えなされていましたが、先ほども申しましたとおり、省エネビジョンの中に、断熱という部分がうたってあるんですよ。だから水俣として、断熱材、これを使用した場合に相当な効果があると。これは東京大学の総長、お名前ちょっと忘れたんですけど、この方が提案をされて、自分のところが断熱材を使った家を建てられて、エコハウスを建てているということで、我が家は魔法瓶なんですよということを言われています。何か人間1人100ワットの熱を出すというような格好で、これを外に逃がさないとか、そういうふうな中で、断熱材というのを利用した場合に相当な効果が上げられるのかなということで、断熱材を利用した補助金関係、そういうのを考えられることはできないのかというところを1つ質問したいと思います。

それから、一応今答弁の中にもありました、それと提案書にもちょっと書いてあったんですけど、フォローアップの方法ということをお聞きしております。これが私が提案書の中を見ますと、民生分野は環境首都まちづくり委員会、産業分野はエコタウン協会、それに行政がかかわって数値管理を行っていくということになっていますが、これをどのような管理ということをお聞きしたいのか。そこを1点お聞きしたいと思います。

最後に、新エネルギーについてなんですけど、これは市長の答弁の中で、太陽光発電、これを積極的にやっていきますというところが一つありました。それと、風力発電については民間の部分と、それと水力発電については若干難しい部分なのかなという答弁があったんですけど、一応新エネルギーについて、先ほどもありましたとおり、風力発電については、民間企業が建設を予定されていると。高岡議員の方の質問もあったんですけど、まず、発電規模は1万4,000キロワット、年間約1万世帯数を賄える発電量と、それとCO₂削減効果は1万2,807トン見込まれます

よということで、このような事業が計画をされていますけど、水俣市として、この事業の進出をどのように受けとめて、今後どのような対応をされるつもりなのか、この点を質問したいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、省エネビジョンに出ている二酸化炭素の排出量と環境モデル都市の基準年の排出量に違いがあるようだけれども、なぜかというのが第1番目の質問だったと思います。

これは環境モデル都市の基準年とした排出量と、省エネビジョンで示された排出量の違いが出てきておりますけども、燃料の種類ごとにCO₂の換算係数の違いによるものでございます。

今回は、省エネビジョンで使用した統計資料の基礎データをもとに、環境省によって示されておりますその係数で掛けたということでございます。その分だけ違いが出てきているということでございますので、今後は、今回計算しました排出量基準としてとらえていくということになっております。

それから、森林の二酸化炭素の吸収量に対するお尋ねでございますけれども、森林の二酸化炭素の吸収量は基本的には植林とか、間伐等の適正な管理が行われた場合にのみ、削減数値に入ることができるので、そのようにされておりますので、この数値は、削減数値にはならないということでございます。したがって、基準年の排出量も森林の吸収量を引いた数値ではないということでございます。

それから、断熱材でございますけれども、断熱材を利用した場合に、補助金はどうかということでございます。断熱材の使用につきましては、現在のところは補助対象としては考えておりません。しかし、今、議員がおっしゃいましたように、断熱材や複層ガラスなどは家庭の断熱対策による省エネの効果は非常に大きいものがあるんだということはもう受けとめておりますし、CO₂削減にも非常に大きな影響を及ぼすのではないかとすることは十分認識しておりますので、まずは、今回の太陽光発電、太陽熱の利用の普及を促進し、その実績を見ながら、ぜひ、この断熱材を含めたエコハウスの住宅の支援とか、そういうところには、今後の研究課題として取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

それから、数値の管理をどのようにするのかということでございますが、これは環境モデル都市推進委員会を中心に、市民、事業者、あるいは行政が協働いたしまして、事業の推進と温室効果ガスの削減量の数値管理を行っていきたいと思っております。

具体的にはアクションプランの各取り組みによる削減効果を数値化して、全体の削減量を見ていくということになるのではないかなと思います。

それから、もう一点、新エネルギーをどう受けとめて、今後どう対応していくのかということでございますので、新エネルギーの分につきましては、非常に議員が最初おっしゃいましたように、この目標は大変厳しいものがございます。そういう意味も含めまして、ぜひこの新エネルギーについては積極的に導入していきたいというように思っておりますが、いろんな部分で調査等もまだしていかなければならないものがございますので、そういうものも十分踏まえながら、対応してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問なんですけど、今の答弁にありましたように、一番大事なのはCO₂の削減の数値の管理なんです。それでフォローアップについてなんですけど、提案書に、今言われたような格好のものを少し書いてあります。それと、数値管理の排出状況表の作成を市民、企業、行政が連携して行いますというようなことも書いてあるんですね。これは、多分ペーパー管理かなという気がするんですよ。今言ったように、排出量の削減については、数値が大変重要になってくるということで、管理の方法として、水俣の独自としての、ソフトとか、そういう開発、そういうのができないものか。そして、それをネットワーク化するという何か方法ですね。せっかくある文明の力のパソコンを使って、何かそういうものができないのか、そういうことを考えるつもりがないのかどうか、そこを1点お伺いしたいと思います。

それと、これはもう大まかな質問なんですけど、水俣市が環境モデル都市に選ばれましたということなんですけど、これは環境と経済の調和した、持続可能な小規模の自治体のモデル都市ですよということなんです。小さい規模の自治体ということなので。国は、よくテレビとか、いろんなことでお聞きするんですけど、日本版のグリーンニューディールという格好の中で、太陽光発電、また、省エネの電化製品、または電気自動車の普及、それと緑のCO₂削減、また、税制優遇などの政策を考えられているみたいなんですけど、国として、今言ったように、持続可能な小規模の自治体のモデル都市という格好で、水俣市に国としてどのような施策、または何を求められているのか、最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、環境モデル都市で、一番大事なものは数値管理であるから、その数値管理をどうやっていくのかというような御質問でございますけれども、現時点では、その削減量の数値管理につきましては、取り組みの結果をもとに、市役所で一括して算定をするというような考え方でおります。

この削減数値の情報を市民、企業、共有管理しながら、目標達成を目指していくということでございます。したがって、現在のところは、ソフト開発とか、ネットワークとか、そういう

ものについては、今考えていないというのが現状でございます。

それから、最後、水俣市は環境モデル都市に環境と経済の調和した持続可能な小規模の自治体のモデルとして選ばれたと、どのような施策を、あるいは何を国は求めているのかという御質問でございますけれども、まずは、やはり温室効果ガスの大幅な削減による低炭素社会の実現を目指すということと、同時に、これを通して、経済が生まれる、あるいは経済の活性化など、地域の活力につながるような、そういう取り組みをしてほしいと、そういう目的だと思います。

また、そのことが他の自治体に広く普及されるということを目指していると、そのように受けとめているところでございます。

これを我々もしっかり受けとめながら、具体的にその削減に向けて成果を上げることによって、水俣の活気につながっていくのではないかと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、指定管理者の指定について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、指定管理者の指定についてに関する水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者公募について、総得点は次点者と僅差であったが、最終決定はどのような理由によるものかについてお答えします。

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理候補者の審査につきましては、教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要項に基づき、選定委員会により行いました。

選定に当たりましては、平成20年11月25日から、本市のホームページに募集要項等を掲載するなどして、候補者の募集を開始しており、12月12日には、応募者に対する現地説明会を開催するとともに、募集要項、業務仕様書等について詳細に説明を行ったところです。

次に、1月8日に第1回目の選定委員会を開催し、資格審査を行い、1月20日に第2回目の選定委員会を開催しています。

選定委員会では、平成17年11月に本市で策定しました水俣市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に従い、当施設の募集方針で定めました審査基準及び審査方法に基づき、応募者から提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により、5人の選定委員がそれぞれチェックリストに基づき審査を行いました。

具体的な審査項目としましては、事業計画書の内容が当該、公の施設の効用を最大限に発揮できるものであるか、事業計画の内容が、管理に係る経費の節減が図られるものであるか、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財務的基礎を有しているか、その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項などの各選定項目について採点を行ったところでございます。

その結果、運用指針に基づき、各選定委員の採点を合計した総合点が最も高かった事業者を指定管理候補者として選定いたしました。

議員御指摘のとおり、次点者とは僅差の結果でありましたが、入館者増加への取り組みとしまして、対外的にアピールできるよう、マスコミへのPR活動やシンポジウム、学習会等を開催することなどが計画されていました。

また、施設や資料の維持管理の方針が、市民の憩いの場、コミュニティーの場として位置づけられていること、清掃チェックシートによる清掃、定期的な立ち寄り警備など、内容が具体的で、前向きに提案されていたことなどが、全体的に評価されました。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 私は、この情報、この件はインターネットで実は見たんですね。というのは、一応、公募のときもインターネットを見ていましたから、ああ公募されるんだなということはわかってました。それで2月19日に、たまたま市のインターネットに入り込んで見てみたら、この結果が載っているということで、一応プリントアウトしています。

この中で採点の方も、1位の方の項目ごとの点数はあります。それと総得点は4社ともあるというところで、1位と2位の差が0.52、500点満点の0.52の差ということだったんですね。それで、これは物すごい本当の僅差だなというところで、どうしてこんな僅差なのかなと、というのは、1位の項目の部分はわかるんですよ、点数は。だけど2位、3位、4位の方の項目はわからないということなものですから、ちょっとどういうことなのかなということで、今ちょっと一般質問しているところなんですけど。ということは、これ一応選定委員の方が5名と、選ばれましたということで、一番大事なのは選定委員の方の点数ということなんです。というのは、確かに選定方法で指定管理者候補の選定については、選定委員会の各委員が個別に審査をし、採点をした合計、その一番高い人を指定管理候補者に選定しますよということになっています。それは私は十分わかっています。

それをもとにして、3点ほどちょっと質問したいと思います。

まず、インターネットでもこうあるんですけど、2回ほどの審査ということで、1回目に1月8日の1次審査、申請書類による応募資格の審査ということをされていますけど、これは5名の審査員でまず行われたのかどうか。

それと、2番目、1月20日に第2次審査が行われています。これはプレゼンテーション、ヒアリング、申請書類による審査、これも5名の委員で行われたのか。そして、この日に採点をされて、この日に決定をされたのかどうかですね。

それと、選定委員の5名なんですけど、これはどのような方法で選ばれて、また、委員長が、私がいただいた資料の中ではだれなのか見えませんので、委員長はどなただったのか。

この3点を質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） まず、1点目の、選定委員5名でだったのかということでございます。

1月8日の選定委員会5名で行ったかということでございますが、これは選定委員5名の方に出席をいただいて、応募の資格を満たすものかどうかということで審査をしております。

その際、事前に各委員には各応募者からの提出書類一式を事前に渡しておきまして、そして、事前に内容等を検討してもらって集まってきてもらっております。

それから、第2回目の1月20日の選定委員会でございますけれども、これも5名であったかということでございますが、内容はこのときの内容は先ほど申したとおりですけれども、これも5名で行っております。最終的に、点数と配点に基づいて採点を行って、そして評価された点など、確認して選定をしたと、そういうことでございます。

それから、選定委員5名、どのような形で選んだかとのことでございますけれども、5名で構成しておりますその委員につきましては、市の職員3名、施設所管課長を含めた関係の事業とのかかわりのある職員3名、それから民間の方としまして、特に文化財とか、あるいはまた社会教育施設等、そこあたりにつきまして造詣の深い方2名をお願いしております。委員長はだれだったかということでございますが、5名の互選により委員長を選んでおられます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それで、最後の質問になりますけど、一応5名で審査をされたら。当然5名選ばれたわけですから、5名の方ですべてを決めるということは、これは当たり前なことだと思うんですけど。最後の質問なんですけど、次点の方との僅差という格好で、本当に500点満点の0.52という数値、この中の2者ということで、再度検討をしなければいけないんじゃないかなという声とか、そういうのは出なかったのかどうかですね。そこだけ御質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） それにつきましては、まず、委員を依頼するに当たりましては、公正公平で、客観的に判断できる人とか、あるいはまた、施設設備に関する造詣が深く、施設設備、物品等の管理運用、こういうものについて理解している人、そういうような方々を当初から選んでおりますので、それぞれの方、精いっぱい頑張っておられますので、その結果でございますので、これについては特別な異論はあっておりません。

○議長（松本和幸君） 次に、湯の鶴温泉保健センターについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、湯の鶴温泉保健センターについての御質問に順次お答えします。

まず、昨年7月の値上げ前と値上げ後の利用者数と利用収入はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

値上げ前の1年間の利用者数は月平均で3,775人、利用収入は6万5,146円でしたが、値上げ後の7月からことし1月までの利用者数は月平均2,424人、利用収入は32万3,807円でした。利用者数は、月平均約1,300人ほど減少いたしました。利用収入は約25万8,000円の増加となっております。

次に、昨年11月に朝からの開館を行った際の結果はどうだったかとの御質問にお答えします。

湯の鶴温泉保健センターは、現在、午後1時からの開館となっておりますが、昨年11月の1か月間、試験的に午前10時から開館いたしました。結果としましては、前の月に比べ2,371人から2,709人となり、338人の増加につながりました。また、午前10時から午後1時までの時間に限りますと、1か月間の合計で317人の方に御利用いただいております。

今回は1月という期間で、広く周知が行き届かなかったところではありますが、利用者からのアンケートによりますと、午前中からの開館を望む声が多く、潜在的な需要は多いと考えております。

次に、今後の課題をどのようにとらえているかとの御質問についてお答えします。

湯の鶴温泉保健センターは、昭和58年に開業以来、地元の方々の初め、市内外からの多くの人に親しまれております。

しかし、近年、施設内の老朽化が進んでおり、利用者の皆様に不便をおかけしてしまうことから、平成20年度は脱衣所を改修し、平成21年度は、玄関ロビーを中心にリフォームするとともに、地元で採れた産品や加工品、弁当などの販売も行えるように整備を予定しており、利用者数の増加と、湯の鶴全体の観光の活性化へつながるよう努力してまいりたいと考えております。

また、以前からの課題として、泉源の問題がございます。現在、使用している泉源は、約300メートル離れた場所に位置しており、お湯が温泉保健センターに届く間に温度が下がり、特に冬場はボイラーで加温せざるを得ない状況でございます。

また、泉源からの配管は、設置後26年が経過しており、今後、破損による水漏れの可能性も考えられることから、メンテナンスや修繕などの費用も必要となってまいります。

さらには、湧出する湯量の減少が見られることから、新たな泉源の検討などを課題ととらえております。この問題に関しましては、市だけで解決できるものではございませんので、湯の鶴各旅館や地域住民の方々と十分協議を重ねながら、課題解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、昨年の利用料金の値上げによって、利用者が減少していますけど、収入の方は相当ふえたということです。昨年の条例を通した私も、実はこの件に関してはほっとしています。

それから、昨年の11月に1カ月間だけ、10時からの開館を試験的に行われましたということですが、これについては、答弁の中でもあったんですけど、私自身もやっぱり少々PRが不足だったのかなということを認識しております。

それで、今後の課題についてという答弁をいただきましたけど、私も温泉センターについては、以下のような課題があるのではないかなと考えております。

重複するところもありますけど、それをまず述べたいと思います。

まず、泉源問題、今言われたとおり、温泉センターと泉源がちょっと離れていますよということです。それと設備の問題としては老朽化と狭い、サウナがない。できればグラウンドゴルフ場が併用できないかなという問題ですね。それともう一つ、温泉保健センターという格好で、保健センターという名前があるんですね。これが足かせになってはいないのかどうか。それと温泉の質は物すごくいいと、本当に全国的にも評判なんですけど、それだけではお客を呼べない現状なんですよということで、温泉以外に、いろいろな付加価値をどうつけていくのか。まず、食堂関係等できないのか。物産館とか、今ある広間の活用などですね。こういうことをどうしていくのかという課題があるのかなと。それともう一点は、コミュニティバスとの連携はできないのか。要するに運行時間の見直し、または運行回数をふやすということができないのか。また、コミュニティバスと温泉センターを併用した割引サービス関係等、そういうのができないのかということです。それともう一つは、湯の鶴温泉の活性化の拠点という格好にするのかどうかですね。このようなたくさんの課題が、私としても考えられるのかなと思っております。

そこで、次の質問をしたいと思います。

まず、今言いましたように、湯の鶴温泉の活性化の拠点という格好で、この温泉センターの位置づけを考えられているのかどうか。ここを1点質問したいと思います。

それと、温泉センターの建設は、昭和54年の開業ということだったと思うんですけど、今後、ここは利用しやすいような設備という格好で、設備の改善の投資をされていくのかどうか。来年度は、ちょっと予算も組まれているということですが、今後、設備投資をされていくのかどうか。

この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 平成20年度も21年度も、いろんな形で老朽化に伴いまして、いろ

んな改修等を行って、21年度も予定しているわけでございますけれども、基本的には、この温泉保健センターの方を、市としてどのように活性化につなげていくかというのが、まず、そこが論議するものということで、我々としてはとらえております。

先ほどの質問にもお答えしましたように、いろんな地域の方たちとか、いろんな関係者に集まっていたいて、今後どのような形で温泉センターを運営していくかということ、まず、協議してまいりたいと思います。

市としまして、観光の振興ということで、いろんな施策をとってくるわけですが、湯の児、湯の鶴の温泉の活性化というか、そちらの方を重点にやっているわけですが、特にこの温泉保健センターにつきましては、湯の鶴地区の中心というか、そういう形で、今後、地域の発展に寄与していければなと思っております。先ほどからもありました課題が非常に多くございまして、築30年がたっておりますので、これが基本的な大きな問題でございますので、泉源の問題もありますけれども、今後、地域の方たちと十分検討しながら、進めていきたいと思っております。

ただ、今後、改修について進めていかれるかということでございますけれども、やはり温泉に行くときには、一つは、温泉のお湯の質、それもさることながら、いろんな環境、清潔かどうかとか、いろんなその場所付近のいろんな附帯の施設があるかどうかとか、利用しやすいとか、そういうことで、総合的に判断していくこととなりますけれども、とりあえずは、今回、20年度予算で提案させていただいておりますけれども、玄関付近を中心にリニューアルして、それをまず、平成21年度をやって、今後いろんなことで検討した結果、改善できるものについては改善して、今後の課題に対応したいというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは最後の質問なんですけど、まず、熊本県、九州含めてなんですけど、新幹線の全面開通があと2年ということで、残された時間は2年なんですけど、もうそんなに多くないということなんです。今、田上部長の答弁もありました。また、市長の所信表明でも観光や商工業など、経済の振興を上げられています。

その中で、今答弁もあったように、湯の児、湯の鶴温泉の観光拠点整備の充実という格好で、市長も言われています。私は湯の鶴、まあすべて含めてなんですけど、基本的に地元の人たちとの話し合い、これ十分やっていきますということです、これがまず一番大事なのかなと。湯の鶴温泉センターだけではなく、湯の鶴全体としてどういう観光目的、どういうまちづくりをやっていくのか、これを含めて、ぜひ地元の人たちと十分な話し合いを1年かけてでもやっていただければなと思っております。

一応これは要望という格好で終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、コミュニティバスについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、コミュニティバスみなくなるバスについて、運行時間、ルートなどの残された課題に対して、今後、どのように把握し対応していくのかについてお答えいたします。

本市におきましては、地域生活に欠かすことのできないバス路線を維持するため、既存路線を見直し、平成15年1月から、コミュニティバスみなくなるバスを順次導入し、昨年3月の茂道・湯の鶴線への導入により、市内を完結する路線のコミュニティバス化が完了しました。

しかしながら、最初にコミュニティバスを導入してから約5年がたち、沿線地域からは、バス停の追加、運行時刻及びルートの変更等の要望が寄せられております。

また、平成23年春の九州新幹線全線開通に向けて、新水俣駅からの2次アクセスの確保について検討する必要があるとございます。

さらに、昨年7月に環境モデル都市の認定を受け、その取り組みとしまして、コミュニティバス及び自転車のまちづくりを推進し、マイカー利用の削減を図っていくことが必要であると考えております。

そこで、市内交通体系を見直すため、21年度から国土交通省所管の地域公共交通活性化・再生総合事業を予定しております。

まず、21年度に各地域における公共交通に対するニーズを把握するための調査を実施し、公共交通総合連携計画を策定いたします。

調査内容といたしましては、公共交通利用実態調査、公共交通利用者への聞き取り調査、市民を対象とした交通意識調査、通勤交通実態調査、新水俣駅から各地域への移動実態調査等を予定しております。

さらに22年度からは、策定した公共交通総合連携計画に基づき、実証運行等の事業を実施、その結果を踏まえ、採算性及び効率性についても十分検討した上で、地域からの要望に対し、最大限考慮した運行内容となるよう、市内交通体系の見直しについて検討してまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 3回目の質問に入りたいと思います。

このコミュニティバスについての課題ということで、私も考えがあります。1つは、みなくなるバスで高齢社会の足が確保されているのかどうか。運行ルート以外の地域からの要望があるということですね。それと運行時間、運行回数についての要望。これは答弁でもありました。それと、利用者数の増加、これがどのような格好で確保できるのか。これが一番大変なことかなと

思っております。それと、補助金の削減、県からの補助金関係等、それと水俣市の補助金ですね。水俣市の補助金の削減をどのようにするのかなど。このようなたくさんの課題が残されていると思いますけど、質問、1点、まず今言いましたように、補助金の関係で、県からの補助金はどのような推移になっているのか。そこのことを1つ質問したいと思います。

それと、地域公共交通活性化・再生総合事業と言われたと思うんですけど、これでいろんな調査を考えられてますよということなんですけど、これにどれくらいの期間を考えられておるのか。これを1点質問したいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、県の補助金はどのような推移になっているかということでございますけれども、これまで県の補助金は、ちなみに昨年でございますけれども、市の補助金が19年度3,998万6,000円ございまして、そのうち県の補助金が823万9,000円でございます。実は今年度でございますけれども、議員も御存じのように、熊本県は財政再建を今やっているということで、県の補助事業についても市町村に対しては非常に厳しいということが言われてきておりましたが、実際、年度末になりまして、地方交通に対する補助金につきましては、昨年度の97%、昨年を100としますと、97%でございます。金額にして、今年度の市の補助額は4,107万5,000円でございます。そのうち県の補助は822万9,000円になる予定でございます。

したがって、昨年から市の補助金は120万ぐらいふえています、県の補助金は全然変わっていないという形になりまして、市の持ち出しが120万ふえたという格好になっております。

それから、地域公共交通活性化・再生総合事業というのが、今度手を挙げて、実は緊急でございますけれども、あと今年度は間もないんですけれども、つきようですか、国の方から事業をやらないかというようなことで、問い合わせもありまして、急遽、計画づくりとか、申請書づくりを始めたところでございますけれども、これをやりますと、先ほども答弁申し上げましたように、来年度いろんな調査事業やりまして、総合計画をつくっていくと、その後、いろんな実証実験をやらせていただくと、その後、本格的にできるかどうかという見きわめをしまして、交通体系の再編に取りかかるということで、向こう3年ぐらいで、この事業は完結するというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 最後の要望として、今後、住民の足として、コミュニティバスで十分それが足として確保できるのかどうか、それともコミュニティバス以外の交通手段、これを何か考えることができないのか、これが水俣の今後の課題だと思いますので、ぜひそのところを十分頭の中に入れておいていただきたいと思っております。これは要望です。

終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時54分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 皆様、お疲れさまでございます。

新政同友クラブの福田です。

毎回前置きの長い質問スタイルの私ですが、質問の趣旨をよく御理解いただくために、いつもどおりに行いますので、居眠りをなされないようによろしくお願いいたします。

この春3月、高校生が思い出の学びやを後にしました。いよいよ厳しい社会へ旅立つ者、あるいは大学や専門学校などに進む者、去る一昨日の日曜日には、水俣、芦北地区の自衛隊新入隊員を合同激励式に、私は関係者として出席いたしました。国家国民を守るという崇高な志を持って、厳しい仕事を選択した若者たちのりりしい姿もありました。

それぞれの道へ進む子どもの姿を親御さんたちはどのような思いで見ているのでしょうか。水俣に住んでほしい、いつかは戻ってきてほしい、先行きの不透明な世の中だからこそ、そういう強い思いもあると思います。

この水俣市は大きな問題を抱えています。本当によいまちです。しかし、水俣病をきっかけにして、このまちに関心を持つに至ったよその人たちにしてみれば、このまちが水俣病の影響で卑屈でかわいそうな暗いまちとしての誤解されたイメージで見てる人もまだまだいるようです。とんでもありません。このまちは昔からゆったりとした時間の流れの中で、豊かな自然環境に包まれ、そこに住む穏やかな人々は、明るく、楽しく、前向きな地域社会をこれまでも形づくってきています。

近年、ノーモア・ヒロシマになぞったノーモア・ミナマタと片仮名で表現したり、生命の源である水という厳かな冠を持つ立派な漢字の水俣という名称があるのに、やさしさを強調したつもりの平仮名や片仮名書きの水俣など、私は最近そんなみずからのまちに誇りをなくすような風潮が気になって仕方ありません。

若いころ、一時期の出来事と風評被害の続くまちに自信が持てなくなり、出身地さえまともに名乗れなかった自分が恥ずかしながら、今この壇上に立たせてもらっております。

これからの若い世代には自信を持って、前向きに新水俣市を謳歌して行ってほしいと思います。

もともとあった明るい水俣人の気質というものを取り戻すためにも、もう一度、我々団塊の世代の踏ん張りが期待されていると思います。

目の前の課題に対しては、果たして水俣のためになるか、ならないかと、そういった冷静な自分なりの判断を加えながら、私見を交え、以下、5項目にわたり、質問と提言を行ってみたいと思います。

本日、4人目となり、質問が重複した部分もあるかと思いますが、視点を変えて質問をしたいと思いますので、通告どおり行います。よろしくお願いいたします。

初めに、1つ、環境モデル都市認定を受けてであります。

平成4年、当時の吉井市長時代に環境にこだわったまちづくりを進めるべきとして、環境モデル都市づくり宣言が出され、その後歴代の市長へ受け継がれ、現宮本市政へと、幾多の努力が実を結び、昨年7月、全国6カ所の一つとして、環境モデル都市に認定されたことは、周知のとおりであります。

このように、長年にわたって培われた環境に特化したまちづくりを進めることが、いかにすばらしいことか、今後の本市の方向性が改めて明確になりました。今後は、市民に対し、具体的な数値達成目標を示し、行政はもちろん、産業界全般や市民と一体となった取り組みが必要であります。

そこで、以下、質問します。

- ①、今後の具体的な取り組みについて。
- ②、民間で計画されている風力発電所建設計画の概要について。
- ③、風力発電計画が自然エネルギー利用を掲げる本市にとって、大いに歓迎される事業と思われるが、市の見解について。
- ④、エコタウン事業の現状と今後の構想について。

以上、4点、お尋ねします。

次に、2つ目、産業団地についてであります。

平成8年から13年度にかけ産業団地が造成されました。現在、約30社ほどの市内の企業が進出、立地しております。しかしながら、近年の経済不況の中で、新規の企業の進出どころか、団地そのものが若干変化しているように感じます。

市の浮揚のためには、企業の誘致につなげるための新たな産業団地の条件整備が必要と考え、以下質問します。

- ①、産業団地の土地活用状況はどうなっているのか。

②、立地している企業の状況について。

③、産業団地搬入道路等について。

以上の3点、お尋ねします。

次に、3つ目、観光行政についてであります。

いよいよ九州新幹線の全線開業並びに西周り自動車道の開通を控え、本市がストロー化現象の影響を受けないような交流人口の施策が必要です。そのためには、本市の資源と地域の特性を生かした体験型旅行事業を積極的に実施すべきであり、魅力あるまちづくりを進め、今後、交流人口をふやす施策について、以下質問します。

①、株式会社みなまた経営改善計画の進捗状況について。

②、体験型の事業は現在どのようなものがあるか。また、その実績と評価について。

③、観光資源としての不知火海をどのようにとらえているか。

④、道の駅コンセプトと事業の内容について。

以上の4点をお尋ねします。

次に、4つ目、高校再編による影響についてであります。

熊本県下の中学校全体の卒業生数は、平成元年3月では2万8,759人、平成19年3月が1万9,616人、7年後である平成28年3月の中学校卒業見込者数は1万7,273名と、大幅な減少が予想されております。

これに対し、県立の高校数は、この20年近く61校のままであり、少子化に伴う学校のクラス数の減少など、小規模化が進んでおります。

そういった状況の中、県立高等学校再編成整備等基本計画が決定されました。計画では、前・中・後期に分けられ、平成19年から平成27年までの9年間で実施をするとされております。

前期計画の阿蘇市周辺の高校については、既に来春の生徒募集を停止し、そして閉校につなげる事が決定したと、つい最近の新聞報道でもありました。これでいきますと、本市にある2校、すなわち水俣高校と水俣工業高校の再編は、中期計画に入れられ、平成23年から24年度に統合再編するとされております。

世の中の状況をかんがみ、統合再編の動きに対して、ここで異論に唱えようとするものではありませんが、伝統ある2つの高校を抱える当市の地域振興にとって、統合再編が大きな意味を持つものと考えます。

そこで、以下、質問します。

①、市内高校の統合計画とはどのようなものか。

②、統合によってどのような学校の形態となるのか。

③、水俣市の地域経済への影響など、どのようなものが考えられるか。

④、市内の各中学校における工業系への進路指導等について。

以上の4点をお尋ねします。

最後に、5つ目、小・中学校再編後の地域振興についてであります。

現在、市内の小・中学校の再編成計画によって、子どもたちの大幅な教育環境の見直しと整備が進められようとしております。

閉校による学校周辺の地域への影響は避けられません。本来は閉校そのものが新たな地域振興再生のスタートとなるよう、閉校後の十分な行政の対応が求められております。

そこで、以下、質問します。

①、既に閉校となった旧石飛分校と旧石坂川小学校の状況は、また、施設の管理はどのようになされているのか。

②、深川小学校については、現在、閉校準備委員会が組織され、閉校に向けて準備が進められているが、現在の状況は。

③、閉校後の行政の担当課及びどのような対応を考えているか。

④、将来にわたる再編成の中長期計画をどのように考えるか。

以上の4点をお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境モデル都市認定を受けては私から、産業団地については産業建設部長から、観光行政については副市長から、高校再編による影響について及び小・中学校再編後の地域振興については教育長から、それぞれお答えいたします。

環境モデル都市認定を受けての御質問にお答えします。

まず、今後の具体的な取り組みについてお答えします。

今後の具体的な取り組みについては、現在、最終的な取りまとめ作業を行い、来月初めに公表する予定の環境モデル都市アクションプランに基づいて実施していきます。

プランの内容は、高岡議員、中村議員の御質問に対する答弁でもお答えしましたとおり、2005年の排出量を基準とし、2020年に33%、2050年には50%の温室効果ガスを削減することを目標に、1、環境配慮型の暮らしの実践、2、環境にこだわった産業づくり、3、自然と共生する環境保全型都市づくり、4、環境学習都市づくりの4つの分野で、それぞれ取り組みを進めることとしています。

具体的な取り組みについては、暮らしの分野で、ごみゼロ推進宣言と、新たな分別・資源化によるリサイクルの推進、家庭や事業所への普及を図る環境ISOのまちづくり、コミュニティバスと自転車のまちづくりなどを進めます。

産業に関する分野では、竹などの地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出、地産地消の促進と、安心安全な農林水産物づくり、太陽光発電等の新エネルギーの積極的な活用などに取り組みます。

また、自然共生の分野では、市民の森や海藻の森づくり、環境負荷の少ないエコハウスづくりを進めるとともに、環境学習の分野では、みなまた環境大学や村丸ごと生活博物館の充実、環境学習の拠点整備などに取り組みます。

これらのさまざまな取り組みを、市民・企業・行政が連携・協働して推進していくことで、真の環境モデル都市の実現を目指し、同時に経済効果や雇用の創出も図ってまいります。

次に、本市における風力発電所建設計画の概要についてお答えします。

本計画案につきましては、去る2月27日に開催されました全員協議会でも概要等を説明させていただきましたが、御提案いただいておりますのは、九州電力等が出資する民間会社、西日本プラント工業株式会社でございます。

内容につきましては、本市南東部の鹿児島県境に位置します鬼岳から石飛地区にかけて、発電規模が1万4,000円キロワットで、直径80メートルの風車がついた最上部の高さが120メートルの風力発電設備を7基建設するもので、事業主体は西日本プラント工業株式会社が本市に設立する新会社を予定されており、事業費総額は約四十数億円、従業員は3名程度になるとお聞きしております。

これまで西日本プラント工業株式会社は、平成17年10月から同地区で独自に風況精査を行い、当地区を風力開発の有望地であると評価され、昨年8月27日に本市を訪問していただき、本計画案を御説明いただきましたが、現在のところ、本年度の九州電力の売電受け入れ枠を抽せんを通過した段階ということで、今後、九州電力の系統連携候補者として正式に選定されれば、地元の同意と協力をいただきながら、本計画を具体的に進めていきたいとのことであります。

次に、本事業に対する市の見解についてお答えします。

さきの中村議員の御質問でもお答えしましたが、もし将来この事業が実現いたしますと、環境モデル都市に認定された本市にとって、温室効果ガス削減の取り組みとしては、大きく貢献するとともに、産業振興への寄与と固定資産税など、市税収の増加も見込まれますので、できれば本市に立地いただければ、大変ありがたいと考えております。

なお、風力発電所の建設に際しましては、希少猛禽類など、生態系への影響を初め、騒音、電波等を含めた地元住民への影響などが懸念されますので、市といたしましては、西日本プラント

工業株式会社が進めておられる各種調査結果等を踏まえ、専門家の意見もお聞きしながら、前向きに検討していきたいと考えております。

次に、エコタウン事業の現状と今後の構想についてお答えします。

エコタウン事業は、平成13年2月に国のエコタウンプランの承認を受けて以来、リサイクル企業の進出が進み、現在のところ7社が立地している状況であります。

現在の本市におけるリサイクル企業の現状としましては、競合する企業の増加や、困難な原料調達、製品価格の低迷等により、平成18年に南九州タイヤリサイクル株式会社、平成20年11月にリプラ・テック株式会社の2社が倒産されるなど、企業におかれては大変厳しい経営を強いられているところです。

なお、エコタウン企業の中には、従業員を増員されるなど、好調な企業もあると伺っております。

今後の構想につきましては、国に提出した環境モデル都市提案書の中で、環境にこだわった産業づくりを掲げており、レアメタルリサイクルの事業や、バイオ燃料利活用事業、地域循環型社会の構築を目指したエコフード事業による新たな産業・雇用の創出を目指し、さらなる事業化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきましたので、2回目に入ります。

今後の具体的な取り組みについては、これから何をやろうとしているかがある程度わかりました。今までモデル都市の認定を目指して、市民と協働で進めてきたことが認められて、今回の認定を受けるに至ったわけですけれども、これからはモデル都市としての推進力が求められていると思います。

そもそも環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減などで、先駆的な取り組みを行うモデルとなる都市ということなんですけれども、果たしてこれまで水俣市がやってきたことが、まさにそのことだったのかということ、若干私は違っていたのかなというような印象もございます。

そこで、質問ですけれども、3点ほどあります。

どのようなこれまでの取り組みが温室効果ガスの削減のつながったと、評価された部分は何だったのかと。これが1点ですね。

それと、今後は具体的に数値目標を掲げ取り組んでいくわけですけれども、もし数値目標の未達成となった場合に認定が取り消される性格のものなのか。これが1点ですね。今答弁もございましたけれども、モデル都市提案書の中身について、絵にかいたもちでは困るんですけれども、数値的なもので、温室効果ガス削減目標が2020年にはマイナスの32%以上、2050年に、現在の実に半分となるマイナス51.1%と、高い数値目標を設定してございます。

現在の水俣市の排出量と比較した上での具体的な改善効果の計算値だと思いますけども、それぞれ取り組む事業の中でも、特にCO₂削減に大きく寄与するのは、事業所や家庭で行うエネルギーの省エネ化だと思うんです。提案書の中に、電力のオール水力化という表現が非常に盛んに記載されております。

このことについて、数値に大きく影響することですのでお尋ねしますけども、果たして水力発電供給が現実的なのかと、可能なものと考えているか。1点。以上、3点。

次に、風力発電については、ただいまの説明でよく理解できました。事前の全協の説明資料もいただいております。私はネットで風力発電設備を計画されている会社の経営状況等もいろいろ調べてみました。環境関連企業として、その経営理念も拝見して、非常に興味しております。実績も含めてですね。

そこで、お尋ねします。2点あります。

風力発電施設が進出されることによって、本市への最大のメリットについて。1点です。

そして、県内での2カ所目ということで、非常に注目を浴びております。これが集客につながるということで、観光分野での施策が展開できると思うんですけども、そこら辺がどうか。1点ですね。以上、2点。

次のエコタウン事業についてです。現状は理解できております。ただ、今までも心配なことは、市長も言われましたけれども、エコタウン構想の一角を占めていた南九州タイヤリサイクルとリプラ・テックの閉鎖でございます。特に、昨年11月に倒産したリプラ・テック株式会社は、70名余りの従業員とその家族の方々が今でも不安な生活を続けておられると。この議場からでも、閉鎖されたリプラ・テックの建物を遠くに見ることができます。創業以来、環境モデル都市として、水俣の顔としてやってこられた会社です。本来ならもっともっと特別扱いしてでも育てていくべきだったというふうに、私は個人的に思っております。

例えば、リプラ・テックの関連製品であった樹脂の再生木材あたり、ああいった品物を百間の親水護岸のウオークボード、毎年張りかえが進んでおりますけども、ああいったウオークボードに使用できるように、県の方に申し入れるとか、もう過ぎたことですけども、あるいは原料の供給について、積極的な行政関与も必要であったのではないかと、今になっては残念でたまりません。

そこで、質問ですけども、エコタウンの顔でもあったそれらの会社については、もっともっと支援すべきであったのではないかというふうに思うんですけども、そこら辺はどう思われたか。1点。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、どのような環境モデル都市として水俣が評価をされたのかというのが第1点だったと思います。

これまでの水俣市の取り組みがもちろん評価をされたわけでございますけれども、市民が一体となって、このことに取り組んでいった、その成果が認められたと思います。

特に、水俣の場合はごみの分別収集もございましたし、あるいは市民の環境意識の高さというのが、私は一番ポイントになってきているのではないかなと、そういった部分が評価をされてということでございますので、これまで水俣が取り組んできたことを基盤として、さらにその上に新たな取り組みを展開していかなければならない、そのように思っております。

議員がおっしゃいましたように、ちょっと目的が違うんじゃないかというようなお話もございましたけれども、我々としても、これまでやってきたことをしっかり押さえながら、徹底して、そしてさらにその上に新しいものを積み上げていくと、そういう思いでいるところでございます。

それから、2番目に、削減が計画どおり進まない場合には、認定の取り消しか何かあるんじゃないかということでございますので、場合によっては非常に厳しい条件もございますので、目標どおり進まない場合が出てくるかもしれません。しかし、個々の取り組みをしっかりと我々がやっていけば、認定を取り消されるということはないのではないかなと思っております。

それから、今回、水力発電の話が出てきているけど、果たして実現可能はどうかということでございます。このことも、いろいろ専門家の先生方にもお話をお聞きしたりしているんですけども、水量の問題とか、そういったことから、かなり厳しい話も伺っております。私が個人的に聞いた話では、その水俣川では、ちょっと大がかりな水力発電は無理じゃないかとか、あるいは寒川あたりならできるんじゃないかとか、いろんな話もちよっとお聞きしているところでございますけれども、小水力発電の可能性はありと、そのように思っております。

まず、今後もまだ専門家の先生方にお話をお聞きしながら、進めていくことになるのではないかなと思います。

それから、風力発電の事業に関し、進出の最大のメリットは何かということでございますけれども、これは、もちろん我々は環境モデル都市を目指しておりますので、温室効果ガスの削減というのが大きな一番のメリットになると思います。

あと、先ほど申しましたように、固定資産税でありますとか、そういった産業振興への寄与とか、そういうものが大きなメリットになるのではないかなと思います。

それから、風力発電を観光につなげることはできないかということでございますけれども、議員が今おっしゃいましたとおり、副次的なものとしては、それは期待できるのではないかなと、そのように思っております。

現在では、そのことはまだ想定しておりませんので、今後、副次的なものとして、そういうのが出てくることはあり得ると思います。

それから、もう一つ、リプラ・テックあたりの倒産があつておりますけれども、それに市として何かできなかったのかと、支援ができなかったかというような御質問だったろうと思います。

このリプラ・テックのことに关しましては、我々も原料確保については、当社に市としての協力を打診したこともございます。しかし、それは容器包装リサイクル協会の入札ということで、この分は必要ないという回答を受けたところでございました。

それから、さっきおっしゃつたような、製品のボード等の使用につきましては、エコタウン協議会が毎年開催しておりますエコタウンフェスタあたり等で紹介をさせていただいたというような、その程度でございますけれども、今後そういう様子を、動きをしっかりと見ながら、我々で支援できるところはしっかりと支援をしていかなければならない、そういう強い思いは持っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 それじゃ、3回目に入ります。

風力発電事業についてでございます。御存じのように、先ほども出ておりましたけれども、新聞紙上には今回初めて風力発電計画が掲載されております。熊日新聞に至っては、2月5日にその記事が掲載されております。

クリーンエネルギー化を切望しておりましたので、大変その記事に喜んだわけですが、次の日には、反対する方の投稿記事が掲載されておりました。それを見て、正直またかと、愕然した気持ちになりました。また、持ち上がった水俣の反対運動はこれですよと言わんばかりの掲載のタイミングに、新聞社の意図的なものを私は感じました。

質問します。2点ございます。

反対される側の方に対しての思いと、クリーンエネルギー化の積極的な推進を考えたとき、どう判断されるのか。1点、お尋ねします。

もう一つ、環境モデル都市推進委員会の件がございます。今後のモデル都市推進のための核となる組織になるわけですが、15名の委員の方がおられます。その中の一人の女性の委員の方は、昨年川辺川ダム問題のテレビ放映中に、川辺川にダムをつくることは、川辺川の上流にチッソを持ってくるようなものだ、甚だ不見識ととられるような発言をされております。

ここで、質問です。こういった理解に苦しむ発言が、大人から子どもまで見るお茶の間のテレビに流されたということが残念でたまりませんが、この女性は環境モデル都市推進委員の方でもあるということに、どのような感想を持たれたか。

以上、2点、最後にお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 反対運動が出たということでございますけれども、熊日の読者コーナーということでございましたけれども、これを出された方は、クマタカの生息への影響も心配されるということでしょうし、自然保護というようなところで、私はこれは反対運動というふうには認識しておりません。クマタカを含む猛禽類の調査が継続して行われておりますし、その調査結果を踏まえて、専門家の意見もお聞きしながら、先ほど申しましたように、判断をしていきたいと、そういう思いでございますので、私は、これは反対運動というようなとらえ方はしておりません。

それから、もう一点の、女性の方が、そういう発言をされたということでございますけれども、環境モデル都市に対する取り組みというのは、川辺川の問題とは直接関係もございませんし、委員として発言されたのではないと思っておりますので、このことについてはコメントを控えさせていただきますと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、産業団地について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 産業団地についての御質問に順次お答えします。

まず、産業団地の土地活用状況はどうなっているのかについてお答えします。

水俣産業団地は、市内企業の集積と企業誘致等による新たな企業の立地による産業の振興を目的として、工場跡地約20ヘクタールについて、水俣市土地開発公社が平成8年度に造成工事に着手し、第1工区が平成9年度、第2工区が平成13年度までに完了いたしました。

現在の土地活用状況につきましては、全40区画が完売となっており、このうち36区画が土地購入契約済み、残り4区画が賃貸借契約済みとなっております。

しかし、産業団地内においては、現在、未利用の土地や建物があることから、新たな企業進出や設備の拡大に対応できる用地の確保を図るため、本年1月から2月にかけて、所有者に対して土地開発公社による土地・建物等物件に関する売買及び賃貸等の意向調査を実施したところです。

結果といたしましては、11社中、半数以上の9社が、現在、土地の具体的利用策をお持ちでないとのことでしたが、所有地については、企業誘致等による譲渡または賃借の相談があった場合は、7社から対応は可能との回答をいただいたところでございます。

このようなことから、現在、産業団地内における更地の活用策については、企業誘致活動の中で、産業団地内での立地を検討する企業があれば、土地所有者につなぐなど、十分連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、立地しております企業の状況についてお答えいたします。

現在、産業団地では、環境関連産業の中心的企業でありますエコタウン企業7社を初めとし、約25社の企業、事業所が企業活動を展開しております。

しかしながら、昨今の経済情勢、長引く不況により、御承知のように、本市産業団地におきましても、まことに残念ながら、昨年、工場、事業所の計2件の閉鎖がっております。

今後、本市として新たな企業誘致に取り組んでまいること重要課題の一つではありますが、あわせて既存企業の支援についても同様であると、強く認識しているところでございます。

次に、産業団地搬入道路等についてお答えいたします。

産業団地内で構成されている水俣産業団地運営協議会の方々が、昨年、市へ相談に来られ、産業団地の出入り口が大型車両の出入りが困難であり、交差点の改良をお願いできないかと要望を受けております。

また、この道路は通学路にもなっており、学校関係者、地域住民から児童・生徒の危険性を回避するため、改良要望がなされております。

現地調査を実施したところ、産業団地の出入り口は市道昭和・白浜町線とのT字路の交差になっており、交差点が鋭角になっているため、産業団地から水俣大橋へ左折する場合、特に、大型車の通行が困難であり、改良の必要性は高いと判断し、平成21年度補助事業を活用し整備する予定であります。

ただし、交差点でありますので、警察との交差点協議を行い、今後、協議が整った段階で、水俣産業団地運営協議会と連絡をとりながら、実施したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

産業団地に行ってみると、エコタウン企業も含めて、水俣の産業の集積地というようなイメージがあって、非常に躍動感を私は感じております。

各事業者の台所事情はわかりませんが、今の御時世でございますので、とても厳しいものがあると思います。ただ、私が気になっていることは、土地の所有者が決まっていながら、一見すると、イメージなんですけども、印象なんですけども、一見すると、放置された印象も受けるし、単なる駐車場として利用されたり、残土や資材が野積みになっていたりという状態もあるみたいです。あそこはエコタウンの見学コースにも入っていると思うんですけども、そういうイメージを受けやすいということで、私はちょっと気になっております。

過去の一般質問の中で、企業誘致につながる空いている土地が少ないということであるから、なかなか誘致がしにくいというような答弁もあったかという記憶がございますけれども、2回目の質問です。3点あります。

新たに進出を希望されてる事業者はないのかと。土地問題も含めて、あるとすれば、どのよう

に対応しておられるのか、現在。これが1点。

それと、本来、雇用拡大につながるような土地活用というか、そういったことへの当初の土地開発公社との売買契約があるのではないかと。あるとすれば、その規約の内容、どういった規約の内容になっているのか。1点ですね。

3点目、団地からの一般道路の出入り口については、今、交差点の改良工事をやる予定であるというように、部長の答弁がございましたので、これは省略したいと思います。

以上、3点、答弁お願いいたします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 新たに産業団地に入りたいという事業所はないかということですが、現在でも、市内外の企業の方から問い合わせがあつているところですが、なかなか企業誘致というか、現実的にそこに入ってくるというまでの段階には至っておりません。

それで、今、議員おっしゃいましたとおり、11社中、未使用の土地がございますけれども、基本的に、先ほども申し上げましたとおり、アンケート調査をいたしまして、現在、500平米のところは1カ所、400平米のところは1カ所、300平米のところは1カ所、1,000平米が3カ所、1,000平米以下が1カ所、計7カ所の土地については、そういう譲渡とか、賃貸とか、そういうことが可能だということで、こちらの方に回答されておりますので、今後、そういう企業進出したいという申し出があつた場合、そこに積極的におつなぎして、企業誘致につながるようにしてまいりたいと思っております。

そして、2つ目の質問ですが、新たな土地活用の契約等について、そういうのがあつたのではないかとということですが、これにつきましては、3年以内に建物ができたり、新たに土地利用が確定しない場合は、相談するというような形になっております。

土地開発公社としましては、毎回意向調査をしまして、現在の経済状況とか、平成12年度以降なかなか景気が前向きにならないところがありまして、保留という形で回答をいただいております。市としても、そういう形で、そういう保留して、未使用の土地をそのまましておくということは、先ほど議員もおっしゃいましたように、活気についても、なかなか保っていかれませんので、できるだけ企業誘致が、そういう申し出があつた場合には、率先してというか、御理解をいただいて、賃貸でも構いませんし、売買でも構いませんけれども、そういう形で、企業が進出していただける受け皿として対応していただきたいというふうを考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 前回、答弁があつたと思うんですけども、新たに環境関連企業のアプローチ、こちらも進めていると、そういった市長の前の答弁もあつたと思うんですけども。

ここで、質問です。用地の確保のために、公園の緑地、これの売却はできないのかと。これに

ついては、ああいったところの、緑地率が何%以上なけりゃいかないと、そういう法的な部分もあるかと思うんですけども、そういったところは、ほかに空いているところと据えかえるとか、あるいは足し算でいくとか、専門的なところまではわかりませんが、そういった手法もあるんじゃないかというふうに感じます。と申しますのは、あの一番いい出入り口の、一番いい正面の右側の方に、イベントを開催、いろいろされますけど、ああいったところをそういった工場用地として提供していけば、ああいったところに進出したいという企業の方たちもおられるんじゃないかと、私は感じております。非常に玄関口でございますので、先ほど私はイメージとして躍動感を感じているというふうに思っているんですけども、あそこら辺を単なる公園地として、ああいうふうにしていくよりも、切り売りしてでも、あるいは一角で処分するにしても、あるいは賃貸して貸すにしても、ああいったところを一つの、なりふり構わず企業を誘致するという気持ちで、ああいったところもちょっと見直すべきじゃないかというふうに思っております。これについて、1点ですね。

あと1点。先ほど出入り口の交差点の改良という話もありましたけども、できれば歩道橋あたりはできないのかなと、私は考えております。第二中学校とか、チッソの従業員とか、非常に通っておりますので、ああいったところを交差点とか改良拡幅工事をやるなら、思い切ってそういった陸橋あたりの設置とかできないのか。そこら辺お尋ねしたいと。

以上、2点でございます。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 緑地のところを新たな誘致の何というんですか、用地にできないかということでございますけども、当時の開発行為をしたわけですけど、そのときに緑地の面積というのは、ちょっと数字的には記憶ないんですけども、何%という確保する部分がございます、その部分の中であそこの土地が面積上どうしても入る。ただ、空いているから、なかなかそれを変更するということがなく、もう既に完売されておりますので、特に、そういう、市にどっちかという、寄附とか、そういう形で緑地にしてくれということがない限り、なかなかその部分を変更して公園の緑地を企業対象の用地に変えることは難しいと思います。

あと歩道橋につきましてでございますけれども、この路線につきましては、昭和・白浜町線ということでございますけども、なかなかここを通行する車両と歩行者の費用対効果というものがなかなか見込められないという路線だと思っております。確かにここは産業団地の出入り口でありますし、そういうトラックとか、大型車の通行はあるんですけども、なかなか量的には、そこまで歩道橋までつくるようなところではないというふうに判断しておりますので、基本的にはできるだけ産業団地の方々と連絡とりながら、今、基本的な設計をしておりますけれども、ほかにもいろいろ要望があつてみたいですね。できるだけそういう地元の方、学校関係、産業団地の協議会

の方の意見を踏まえて、できるだけ利便性がいいような形で整備したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、観光行政について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、観光行政についての御質問に順次お答えいたします。

まず、株式会社みなまたの経営改善計画の進捗状況についてお答えいたします。

昨年3月の産業建設委員会において、店売りの充実、経費の削減、積極的なPR及び市役所の関与の4項目を柱とした、株式会社みなまたの経営改善計画を説明いたしました。

その後の取り組みとしては、昨年4月に観光再生係職員4名を株式会社みなまたの経営体制のバックアップのため派遣し、5月には館長を採用して、新たな体制を構築し、経営改善に取り組みました。

また、商品管理の徹底及び品揃えの充実を図るため、昨年9月にPOSレジを導入し、在庫の一掃によるむだな資産の整理や資金繰りの改善に努めました。

さらに、地元産のマンゴーやスイートスプリング、デコポンといった特産品を、通信販売やDMなどを活用して、積極的にPRしながら販売をいたしてまいりました。

あわせて、エコパーク水俣の全面供用開始にあわせて、幅広い客層に対応するため、駄菓子など子ども向け商品の販売や、豆乳やエコ牛乳を原料としたソフトクリームの導入などを行うとともに、拡充した商品を効果的に紹介できるよう、売り場レイアウトの変更に取り組んできたところです。

昨年10月からは、市の農林水産振興室により、地元農家の皆さんに呼びかけ、毎月第4土曜日にまつぼっくり周辺において、みなまた新鮮市を開催してまいりましたが、地元農家や加工業者の皆さんとの連携が図られてきたのではないかと考えております。

残念ながら、今年度の決算見込みは、収入源の柱であるサラタマ通信販売が思ったように伸びなかったことや、POSレジの導入など、販売体制確立のための投資を行ったことなどの理由により、売り上げ見込みにおいては、5,642万円で、昨年実績が5,828万円と、186万円のマイナスとなっており、経常収益は78万円のマイナスとなる予定です。

しかしながら、昨年度実績は402万円のマイナスであったことから、若干ではありますが、少なくなると見込んでいます。

なお、3月末には、まつぼっくり及びその周辺が道の駅として登録予定であり、また、隣接するバラ園も4月末には道の駅開駅とともにグランドオープンを迎え、いろいろなイベントの開催が予定されていることから、利用客の増加が見込まれるものと期待をしています。

今後、生鮮食品や加工食品、道の駅やバラ園の関連商品、市内業者との連携による新商品開発

などによる品揃えの拡充を進めるとともに、通信販売を促進することで、売り上げアップが図られるものと考えております。

次に、体験型の事業は現在どのようなものがあるのか、また、その実績と評価についての御質問にお答えいたします。

これまでの、本市における体験型観光といたしましては、環境学習体験のような教育旅行事業が挙げられます。

教育旅行については、民間の団体が中心となり、修学旅行生や研修生の受け入れを積極的に推進していただいております。

過去5年間の統計では、年平均で約5,400名の受け入れとなっており、本市への集客という点においては、一定の成果を上げていると認識しております。

しかし、修学旅行や研修など、特定の目的を持って来られた方々は、なかなかリピーターにならず、観光入り込み客数減少の歯どめがかかっておりません。

さらに、水俣への訪問を選択してもらうよう、常に働きかけていかなければならないという問題もあります。

そこで、本市といたしましては、水俣を訪れ体験することが目的となるような、教育旅行以外の体験型観光事業についても、今後、推進を図っていく必要があるものと考えております。

最近では、観光物産協会エコみなまた主催で行われている湯の鶴ウオークを初め、JR九州主催のウォーキングや、村まるごと生活博物館での生活体験等の新たな取り組みが、市内随所で生まれてきております。

また、以前からの体験型観光事業である湯の児の名物でもあります太刀魚釣りも観光資源となっております。

今後ますます多様化する旅行者のニーズにきめ細かく対応し、新たな旅行者の獲得を目指すためには、議員御提案のとおり、本市の地域資源や特性を生かした体験型旅行事業のような、地域の独自性を強く反映させつつ、ほかにはない、水俣がオンリーワンとアピールできる事業の展開が必要であります。

本市といたしましては、この点を念頭に置いて、今後、十分な検討を重ね、観光入り込み客数の増加が図られるような施策を展開していきたいと考えております。

次に、観光資源としての不知火海をどのようにとらえているかについての御質問にお答えします。

本市は、不知火海に面した観光地である湯の児温泉を擁しており、天草の島々を遠くに望み、九州の地中海と評されるほど美しい湯の児からの景観は、観光に訪れた方々からは大変好評をいただいております。

また、その景観だけでなく、季節を通して比較的波が穏やかであるという特徴から、海水浴を初め、太刀魚釣りやいそ釣りなどの観光客にも人気があります。

最近お聞きしたところによりますと、湯の児において、新たにスキューバダイビングの取り組みが始まっているとのことでありました。

また、船釣りの一種でありますジギングも一部で行われているとのことでした。

本市といたしましても、不知火海は今後の観光振興において貴重な地域資源の一つととらえ、海を利用した水俣観光の新たな魅力づくりのために、さまざまな視点から、これまでの枠にとられない活用方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、道の駅のコンセプトと事業内容についてお答えします。

道の駅については、さきの高岡議員の御質問にお答えしましたとおり、観光入り込み客数の減少に歯どめをかけるため、エコパーク水俣を水俣の新たな交流拠点と位置づけ、竹林園やバラ園などの公園施設や、物産館・レストランなどの便宜供与施設を活用し、水俣の新たなイメージを情報発信していきたいと考え、取り組んでいるものです。

道の駅において、水俣の魅力的な特産品や観光スポット等を紹介することで、交流人口の増加を図り、地域産業の振興や地域の活性化につなげていきたいと考えています。

道の駅の運営体制につきましては、道の駅の管理者として、株式会社みなまたに、インフォメーションセンター、駐車場施設、休憩施設等の管理運営を委託することとしております。

物産館及びレストランと一体的な管理を行うことで、利用者の利便性に寄与するとともに、観光や特産品を初めとする地域情報の発信においても相乗効果が得られるものと考えております。

道の駅の開駅は、新たな観光スポットである道の駅内のバラ園のグランドオープンとも重なることから、多くの皆様に訪れていただけるものと期待しております。

道の駅登録により、幅広い情報発信が可能となることから、これをフルに活用して水俣の魅力的な地域情報を積極的に幅広く発信し、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきましたので、2回目に入ります。

株式会社みなまたの経営の改善計画については、進捗状況としては理解できました。

職員も非常に頑張っておられるというふうに聞いております。結果も出つつあるということでございますので、引き続き頑張ってくださいというふうに思います。

体験型の観光事業についてですが、答弁にあったように、水俣らしい特色のある取り組みがされております。例えば、言われましたごみ分別体験とか、村まるごと博物館とか、あるいはエコタウン事業所での体験と、モデル都市らしい取り組みで話題性もあるというように理解して

おります。

ただ、言われたかと思うんですけども、いずれも修学旅行のコースの一つであるとか、あるいは環境学習体験というだけではリピーターも絶対ふえないでしょうというふうに思っております。今後は、どこの自治体でも似たような環境への取り組みが一般的になってまいります。

独自性が薄れて、興味が持たれなくなってしまうというふうに考えております。せっかく水俣で、最近、テレビ等でもありますけども、田舎か臭さとか、田舎へ泊まろうとかありますけども、水俣の田舎臭さを売りとするというふうに考えた上で、ちょっと以下、執行部の方に対して、ちょっと長くなりますけども、提案をしたいと思えます。

例えば、湯の鶴あたりに棚田がございます。棚田に水を張ってしまって、ドジョウ、ゲンゴロウ、ヤゴとかあった水生動物を育てて、市内外の子どもたちの学習旅行に役立てるとか、あるいはインターネットでそういったヤゴとか、そういった珍しい、ああいったものを販売するというような事業展開もできるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

もう一点は、久木野に夏場のそうめん流し、有名でございます。そこにある水源亭の冬場対策ということで、田楽の里づくりというものをちょっと提案したいと思えます。あそこは水俣にこだわって、すべて地元の食材で賄いきれると、例えば豆腐、みその大豆もつくっております、久木野で。こんにゃくも手づくりですと、にがりには不知火海の海水から取っております。炭ももちろん焼いております。米は久木野自慢の棚田米です。水は水源があります。イノシシの肉も提供できると。そう言えば、もう立派なスローフードの完成なんですね。恐らく民宿の実現も夢ではないというふうに思っております。

長くなりましたけど、ここで、質問です。2点あります。

そういった新たな田舎の体験型観光について、どう思われるか。1点。

もう一つは、水俣の散策ということで、水俣の有名文化に触れると、徳富蘇峰はもちろん、生家、あるいは湊上毛銭の歌碑があちこちございます。そういった碑の思いに触れるとか、私、何回か村下孝蔵のことを言いますが、村下孝蔵を生みはぐくんだ水俣の景色に触れるとか、そういった話題性もひとつ発信できるんじゃないかなろうかというように思います。そういったものの実現性について1点ですね。

あと一点、道の駅についてですけども、私は昨年6月議会の一般質問で、水俣市にその道の駅の必要性和実現を提案させていただきました。その後、我々議員団は上京して、金子国土交通副大臣にその実現に向けて、陳情も行ってあります。

いよいよ4月には道の駅がオープンということですけども、それに先立って再度我々議員団は、先月、近隣の、近くの道の駅の運営状況を視察してまいりました。そこで感じたことですが、質問します。通りすがりのお客さんを含めた観光客に、どうやってインパクトを与えて、

また来てみたいと思わせるような売りというか、魅力を提供できるかということです。心配しております。逆に、大丈夫なのかと。そのことについて1点。

以上、3点を2回目の質問とします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 2回目の御質問にお答えいたします。

水俣らしい体験型の観光ができないかということで、湯の鶴を利用した棚田での体験とか、久木野の水源亭での年間を通じた、そういった営業、そういったものを、今議員の方から御提案をいただきました。

まず、湯の鶴の棚田につきましては、水俣の有効な地域資源という形でとらえておりますので、今御提案がありましたように、田舎暮らしの体験というのが、今脚光を浴びています。そういった意味で、湯の鶴温泉あたりと一緒に、そういった部分ができないか、検討してまいりたいと思っております。ただ、こういった部分をやっていくのには、あとの蘇峰さんとか何かも一緒なんですけども、案内人であったり、指導者であったり、そういった、それをコーディネートする必要があるようになってくるのかなと。そういったものを含めて、ちゃんとした形で、単なるイベントである一過性のものであればすぐできると思うんですけども、やっぱりこういったものを観光ということにつなげていくということになれば、そういったことも含めて、今後考えていきたいと思っております。

また、水源亭につきましては、リニューアルしたときに一応通年型ということで検討はされております。そういった意味で、なぜそれが今できないのかということも含めて、今後地元と十分検討をしてまいりたいと思っております。

また、蘇峰とか蘆花、市内の観光ルートにできないかということですけども、水俣にはそういった文学者のいろんな史跡があったり、いろんなのがありますので、そういったものも含めて、新しい観光ルートの開発、そういったものも検討してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、高校再編による影響について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、高校再編成による影響についての御質問のうち、まず、市内高校の統合計画とはどのようなものかとお尋ねにお答えします。

熊本県高等学校の再編成整備計画につきましては、現在、平成19年10月25日付で発表されております県立高等学校再編成整備等基本計画に沿って進められている状況でございます。

この計画では、県全体の再編計画を3期に分けて進められることになっており、水俣高校と水俣工業高校は、平成23年から平成24年度の中期計画の中で、再編成統合の計画になっているとの

こととさせていただきます。

今月3日に開催されました県教育委員会におきまして、前期計画については基本計画に沿って進めることが決定されましたので、中期計画につきましても、基本計画に沿って進められるのではないかと考えておく必要があるかと思えます。

次に、統合によってどのような学校の形態となるかとお尋ねについてお答えします。

基本計画によりますと、両校を新しい学校として発展的に再編・統合し、現在の学科・コースを生かした学校を設置し、生徒の多様な興味・関心、進路希望に柔軟に対応できるよう、2年次からは、総合選択制を導入して、学科の枠を超えて選択履修できるようなシステムになっております。

計画の具体的な中身としましては、校地として現水俣高校を使用することとされており、設置される学科は、普通科、機械電気科、環境建築科であります。

また、普通科には現在の商業科の科目を取り込むことが想定されております。

次に、水俣市の地域経済への影響等どのようなものが考えられるかについてお答えします。

今回の両校の再編整備によりまして、一部の教職員数が減少することも予想されますが、全体としては、工業高校の現学科を網羅した学科編成となりますので、市の地域経済に与える影響はそれほど大きなものではないと考えております。

次に、市内の各学校における工業系への進路指導等についてお答えします。

今回の両校の再編整備につきましては、水俣の人づくり、ものづくり、まちづくりに貢献する人材育成の教育を基本的な考え方の一つとしておりまして、先ほど述べましたように、計画では、普通科に加えて、現在の工業高校の工業系学科がほぼ網羅されることや、水俣の地域性を生かした環境建築科が設置されることが検討されています。

しかし、水俣工業高校がなくなることになれば、工業系の高校を希望する生徒は、他地域の高校に進学するのではないかと心配もございまして、再編整備後におきましても、水俣高校において、工業系の専門性を深めながら、将来の職業意識や進路意識を高めることができることなど、早い時期から十分に周知を図る必要があると考えています。

その一環として、中学校やその保護者を対象とした高校からの説明会を開催するとともに、高校への体験入学、キャリア教育などの充実を図りながら、さらに充実した進路指導を推進してまいります。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 時間もないようでございます。

答弁をいただきましたので、まず、この議場の議員の18名中3分の1に当たる私を含む6名、水俣工業高校の卒業生でございます。松本議長、塩崎議員、谷口議員、平松議員、牧下議員、皆

さん、私を除いて優秀なOBでございます。市議会の最大会派となり得るものでございます。それだけに母校のこういった動きに対しては、非常に愛着深いものがある、非常に心配もございません。

工業高校には先端技術を学ぶべきして、よその市町村、天草あたりからも多くの生徒が通っていますし、おれんじ鉄道で通う子どもたちもいるし、市内に下宿している子どもたちもたくさんおります。再編問題の影響と思われるんですけども、今年度の入学志願者数が、チッソに就職実績が高い機械科においては、後期で4名、30名の募集に対してはわずか14名と、非常に少なくなってきたということでございます。これらは質問にはしませんけども、実はこの間、生徒の研究発表大会がございまして、私も参加しました。この中で、いろんなアイデアロボットコンテストとか、マイコンカーとかエコ電カーとか、それぞれの生徒が発表したわけですけども、中にはエコ電動カーのレースということに関して、ことし初めて九州大会に出場したわけですね。そしたら初出場で初優勝したというような、非常に輝かしい成績を上げているわけです。それだけ私たちの後輩は優秀であるというふうに感じておるんですけども。教育長も言われましたけども、これは要望になります。ぜひ私が見たああいった研究発表を、実績発表を、各中学校で発表できる機会を各校長先生たちで考えていただいて、少しでもそういった手づくりとか、そういう技術系に興味を持って、子どもたちに持ってもらって、水俣工業あたりを志願していただくというふうなことも一つできるんじゃないかならうかと思っておりますので、これは要望にかえたいと思いません。

○議長（松本和幸君） 次に、小・中学校再編成後の地域振興について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、小・中学校再編成後の地域振興について順次お答えします。

まず、旧石坂川小学校と旧石飛分校の状況、また、施設の管理についてお答えします。

昨年4月の閉校以降、体育館については社会体育施設として転用し、教育委員会で管理をしておりますが、校舎等については、校地の活用方法が決定していないことから、教育委員会で暫定的に管理を行っているところです。

現在、旧石坂川小学校については、地域のボランティアで敷地内の草刈りなどを行っていただいていることから、来年度は草刈りや校舎の見回りなどの業務を地元自治会に委託したいと考えており、本議会にその予算を提案させていただいております。

旧石飛分校の管理についても、地域のボランティアによるところが大きく、地元の集会所等として活用していただくことなども検討しているところです。

次に、深川小学校閉校準備委員会の状況についてお答えします。

深川小学校閉校準備委員会につきましては、昨年4月の設置以降、各部会を中心とした閉校記念式典の企画、記念誌の作成、記念碑の建立、大運動会の開催などを行っておられます。現在、3月21日の閉校記念式典へ向けた準備に取り組んでおられるところです。

また、閉校準備委員会の中での将来像検討部会におきましては、子どもの生活と地域の将来像を調査検討する部会として、これまでスクールバスの運行計画について御提案をいただいたり、学校跡地の活用についても、地元意見の集約に取り組まれておられます。

次に、閉校後の行政の担当課及び対応についてお答えします。

旧石坂川小学校体育館については、これまでも学校開放事業として開放してきたことから、引き続き利用できるよう、社会体育施設として転用し、生涯学習課を担当課としております。同様に、深川小学校体育館についても社会体育施設として転用したいと考えております。

また、校舎等は国庫補助を受けて整備していますが、そのような財産を転用したり、貸与や譲渡などの処分を行う場合、文部科学大臣への報告、申請等が必要になります。

そのため、校舎等の跡地の管理につきましては、跡地の活用方法が決定するまでの当分の間、教育委員会教育総務課で暫定的な管理を行っていきたいと考えております。

なお、校舎等の跡地の活用については、水俣市小中学校再編成実施計画の基本方針の中で、校舎・校地の跡地利用については、地域と連携を図りながら、利活用を考えていくこととしております。

現在のところ、地域で話し合う場を設けていただき、教育総務課を窓口として、その御意見をお聞きしている段階です。

学校施設は、これまで地域の方々に愛着を持たれ、しかも地域社会の中心的施設であり、跡地活用に当たっては、地域振興の視点が非常に重要であると認識しております。

あわせて、貴重な社会資本でもありますことから、閉校後の跡地の活用方法については、地域住民の意見も聞きながら、市長部局の企画課などの関係各課と連携し、総合的に検討する体制を整え、対応してまいりたいと考えております。

次に、将来にわたる再編成の中・長期計画をどのように考えるかとの御質問にお答えします。

水俣市小・中学校再編成実施計画の基本方針の中で、再編成を実施した後、児童・生徒数の著しい減少等があった場合には再検討するとしております。

また、昨年8月の水俣市PTA連絡協議会との話し合いの中でも、平成23年4月の再編成後の将来にわたる中・長期計画を協議していくこととしております。

お尋ねの将来の水俣市の中・長期計画につきましては、まずは今後の児童・生徒数の増減状況を注意深く見守るとともに、子どもたちの学習状況や学校経営の状況等を十分把握することが必要であると存じます。

その上で、適切な時期を見計らい、将来の望ましい学校像について関係者の御意見を聞きながら検討したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 もう質問はしません。

今、閉校後の行政の担当課ということを知りましたが、私は、今後の地域振興ということを考えれば、担当課は企画課が担当すべきというふうに考えております。これは次回の一般質問でもう一度こちら辺を突っ込んで質問したいと思っております。ぜひ企画課の方でやらなければいけないというふうに考えております。

それと、もう一点、石坂川小学校については、閉校後の対応の悪さで、住民の方々の不信感が広がったということを知り、私は、教育委員会に苦言を呈させていただきました。二度とああいうことがないように、次の対象校に接してほしいというふうに思います。最近、石坂川小学校に行ったんですけども、覗いてみたんですけども、長年事務職で働いておられた方が、玄関前の花壇を一人で手入れされていたんですね。草一本もないくらいにきれいにしておられました。話を聞くと、たとえ1年たっても荒れるのが忍びないと言っておられたのが印象的でした。ですから、いかにそれほど学校の存在が大きかったかということをごさいますので、今後、こういったことに対しては、やはり胸をきちっと向けながら、接して欲しいというふうに思いますので、これは要望で終わります。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時8分 散会

平成21年3月11日

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一 般 質 問

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成21年3月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（田畑純一君）
次 長（崎田雄七君）	議事係 長（栄永尚子君）
書 記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本勝彬君）	副 市 長（森 近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（田上和俊君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター院長（坂本不出夫君）
総合医療センター事務部長（桑畑達美君）	産業建設部産業づくり総室長（小林信也君）
福祉環境部次長（盛下修一君）	水道局長（吉村明賢君）
教 育 長（大淵洋君）	教 育 次 長（坂本彰君）
総務企画部総務課長（本山祐二君）	総務企画部企画課長（栄永徳博君）
総務企画部財政課長（淵上茂樹君）	

○議事日程 第4号

平成21年3月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 谷口眞次君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 環境モデル都市の推進について |
| | 3 景気対策・地域活性化について |
| | 4 教職員の労働環境について |
| | 5 有害鳥獣（イノシシ・シカ）の駆除について |
| 2 中原泰子君 | 1 発達障がい児への支援施策について |
| | 2 医療センターについて |
| | 3 本市のスクールバスの状況について |
| | 4 資源ごみについて |
| | 5 「道の駅」について |
| 3 西田弘志君 | 1 当初予算について |
| | 2 経済活性化について |
| | 3 ごみ施策について |
| | 4 環境施策について |
| | 5 市ホームページについて |
| | 6 みなまた環境絵本大賞について |
| | 7 小・中学校の耐震化計画について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に地方自治法第121条の規定により、坂本総合医療センター院長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口です。

3月5日の西日本新聞の社説に、「政治の混迷」との見出しで、このような記事がありました。

季節は、芽吹きを春を迎えたというのに、永田町は寒々とした冬景色である。政治は私たちの国を一体どこへ導こうとしているのか。その混迷と貧困を憂慮せざるを得ない。定額給付金などの財源を確保する第2次補正予算関連法が、与党の3分の2以上の賛成多数によって再可決され、成立した。財政難の中で2兆円もの税金を投じるのであれば、もっと別に有効な使い方があるのではないか。世論調査で国民の7割が評価しないにもかかわらず、結果は数の力で押し通した。世間でこれをごり押しと呼ぶ。最後のよりどころとなったのは、毎度おなじみ困ったときの3分の2であると書いております。

まさしく民意が押しつぶされた結果となりました。何事にもごり押しではなく、民意を大切に市民本位の議員活動を目指していかなければならないと、改めて強く感じたところでございます。

さて、水俣市は、市制施行60周年の節目の年に、宮本市長は就任4年目の希望に満ちた所信表明をされました。これまでの3年間、産廃阻止を第一の命題として、日々努力され、全国でも大変まれであります、アセス段階での早期解決という偉業をなし遂げられ、全国に市民の底力と元氣と勇気を与えました。そのほかにも水俣病問題の解決に尽力をされ、環境モデル都市の推進と認定、さらには、給食センター建設や、月浦ニュータウン事業、ダイオキシン処理事業や、みずから掲げられたマニフェストの実現に向けて、最大限の御尽力と成果を上げられました。

新年度予算が提案され、水俣病の解決と環境モデル都市の推進を第一に、5つの基本方針の実現と、これまでどおり、市民の目線、弱者の視点に立った市政運営を希望いたしまして、通告に従い、順次質問に入ります。

昨日から5人目ということで、かなり項目の方で重複をしておりますけれども、1回目の質問につきましては、通告どおりいたしたいと思っております。

まず、1、水俣病問題についてであります。

市民のだれも一日も早い全面解決を望んでいる中、最高裁判決から4年半近くがたち、未認定患者の救済策が国会内外でようやく具体的に動き出したことは、全面解決に向けて大変喜ばしい

ことでありますが、今後の行方が大変気になっているところがございます。

そこで、お尋ねをいたします。

①、市長は、2月9日に近隣2市3町の首長とともに上京し、与党PT園田座長と環境省に対し水俣病問題に関する要望書を出されたと報道されていますが、その内容と結果についてお尋ねをいたします。

②、行政による水俣病の終結が目的だとの声がありますが、市長は公健法による地域指定解除について、いかがお考えかお尋ねをいたします。

③、3年以内の最終解決が与党PTの合意事項にあると報道されていますが、市長は報道されているような内容で、真の全面解決になると考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、2、環境モデル都市の推進についてであります。

これまでも環境問題につきましては、何回となく質問をいたしておりますが、モデル都市認定後6カ月がたち、まさしく打って出る年であり、市長も所信表明の中で、アクションプランを3月までに策定し、自転車のまちづくりや家庭への太陽光発電システムの設備設置補助など、具体的な取り組みを推進していくとのことでありました。

そこで、お尋ねをいたします。

①、太陽光発電など、エコ対策に対する市の補助金制度はどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

②、新聞報道によると、大規模な風力発電所建設計画がありますが、これまでの経緯、内容、投資へのメリットなどについてお尋ねをいたします。

③、自転車のまちづくりについて、これまでの取り組みと成果、今後の計画はどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

次に、3、景気対策・地域活性化についてであります。

リーマンショックに始まる金融経済危機は世界大恐慌を引き起こし、日本経済も急激な景気後退に見舞われています。このような時期こそ、タイムリーな景気対策の実行が望まれるのではないのでしょうか。

新聞によりますと、熊本労働局は2月27日、1月の県内の有効求人倍率が前年比0.05ポイント減の0.44倍と発表しました。9カ月連続のマイナスで、2002年5月以来の低水準であります。昨年10月から、ことし3月までに失職、または失職見込みの非正規労働者の数は1,854人、県内での内定取り消しは、2月19日時点で、大学・短大生14人、高校生9人、うち8人は別の企業に内定したものの、15人はまだ就職活動を続けているとのことあります。

水俣の状況も大変心配をしているところあります。

そこで、以下、3点、質問をいたします。

①、昨年からの100年に一度と言われる金融・経済危機が続く状況の中で、水俣市内の企業における契約解除や、解雇など、雇用状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

②、今回の補正予算でも景気対策が盛り込まれているようですが、21年度事業を含めて、水俣市独自の経済雇用対策は何かあるのかお尋ねをいたします。

③、定額給付金を有効活用するため、市内商店街で利用できる地域振興券の発行計画があるが、具体的内容についてお尋ねをいたします。

次に、4、教職員の労働環境についてであります。

①、先生方の健康実態や労働時間についてどのように把握されているのかお尋ねをいたします。

②、教育指導要領の改訂や研修会などの増加で、先生方が過重労働になってはいないのかお尋ねをいたします。

最後に、5、有害獣イノシシ・シカの駆除についてであります。

何カ月もかけて大切に育ててきた農作物が一夜にして被害を受けたり、人的被害も心配であるなど、多くの市民の方から苦情を聞いております。

19年度の一般会計決算意見要望の9つの項目のうちの一つに、地産地消の推進、また、農作物に甚大な被害を及ぼしているイノシシ・シカ等の有害獣の駆除対策を強化するなど、農業施策の振興に努めていただきたいとありました。水俣市のことから、即対策を講じられたものと期待をいたしまして、以下、2点について質問いたします。

①、住民からの被害状況や苦情について、どのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

②、ここ数年の対策と成果についてお尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題について及び環境モデル都市の推進については私から、景気対策・地域活性化については産業建設部長から、教職員の労働環境については教育長から、有害鳥獣（イノシシ・シカ）の駆除については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題についてお答えします。

まず、2月9日に、近隣2市3町の首長との連名によって提出いたしました水俣病問題に関する要望書の内容と結果についてお答えします。

今回の要望活動は、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決以降、認定される方、訴訟をされる方

が増加する一方で、被害者の高齢化が進行し、一刻も早い救済策の実現が求められる中、原因企業チッソの分社化法案の検討が進んでいる状況を踏まえ、与党P Tの園田座長及び環境大臣に対して行いました。

要望書の内容につきましては、被害者救済を第一とし、原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者の補償の完遂、地域経済社会の安定を求め、地域の将来に禍根を残すことがないような最終全面解決を切望するものとなっております。

結果につきましては、園田座長が4月までに解決したいとお答えになるなど、本市の要望する内容を十分に伝えることができたと思っております。

次に、公健法による地域指定解除についてお答えいたします。

公健法に基づきます指定解除は、新たな患者の発生や認定、それに基づく補償も発生しないということを意味するものであります。

したがって、指定解除については、すべての被害者の方々の救済にめどがついて、その後も新たな認定申請がないという条件が整った段階で、議論がなされるのではないかと考えております。

次に、3年以内の最終解決が与党P Tの合意事項にあると報道されているが、これで真の全面解決になると考えているのかについてお答えします。

水俣病問題の最終解決につきましては、もちろん一日も早い解決を望むところではありますが、さきに述べましたように、地域の将来に禍根を残すことがあってはならないと考えております。

与党P Tの特別措置法案によりますと、国、県、チッソの連携により、救済措置開始後、3年以内をめどに救済対象者を確定し、一時金など、速やかに支給するよう努めるとされております。

しかしながら、法案が国会に提出された後も与野党による議論の中で、紆余曲折も予想され、また、救済の対象など、救済措置の方針につきましても不確定であります。

さらに、救済策が法案として成立した後も、各患者団体の対応もまちまちであり、救済策の実施については、多くの課題が残されております。

したがって、現時点で真の全面解決になるかについてのお尋ねについては、明確にお答えできる状況にはありません。

いずれにしましても、救済を求める水俣病患者の救済並びに紛争の終結、地域の経済の安定が図られ、水俣病問題の全面解決が実現できるよう、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入りたいと思います。

市長は2月9日に天草市、芦北町、津奈木町、出水市、長島町の各首長さんと一緒に上京さ

れて、与党P Tの園田座長並びに環境大臣に要望書を出されたということで、水俣病が動き出したすぐにいち早く行動をしていただいたということにつきましては、大変感謝をしたいと思いません。

それと、公害健康被害補償法の地域指定解除については、村田県環境生活部長の方も言っているとおり、今の時点でできるはずがないと、断言するというようなことを言われております。

市長も記者会見の中で、地域の混乱が心配ということで答えられております。2月10日の新聞によりますと、与党P T園田座長は、遅くとも先ほど答弁があったように、4月までに解決したいと。水俣事業所存続については、残るかどうかは事業との兼ね合いと、分社化するからいなくなることはないというふうに答えたと報じています。

分社化された会社は、水俣病補償問題とは関係ない会社、すなわち水俣での事業活動も単なる経営判断でよいというふうにとりあえず認めていると理解をするならば、市民がやはり一番心配している水俣撤退というのが現実のものになるのではないかと、一番心配をされるわけでございます。

そういったことから質問をしたいと思えますけれども、水俣病を起こした地域に大きな影響を与えたチッソでございます。分社化された会社とはいえども、やはり水俣での事業存続による地域貢献は、やはり国、県、市に対する大きな約束事としてはっきりと明記すべきではないかというふうに思います。これはこれまでも水俣はチッソと一緒にやってきた。そしてまた、これからも共存共栄していかなければいけないという観点から、ぜひ、そういうふうにやっていただきたい。

また、市長は、園田座長の言葉をどのように、今回受けとめられたのか。

その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 分社化の地域貢献について明記すべきではないかと、はっきりすべきではないかという、まず、第1点の御質問でございますけれども、法案の中には、一応地域経済に貢献することを確保するというような文言で明記をされているところでございます。

一応、明記はされておりますけれども、それがどのような形で具体的に進められていくのかということは、まだわかっておりませんので、そこら辺のところは注意深く見ていきながら、御意見を申し上げていかなければならないと思っております。

それから、園田座長の言葉をどう受けとめるかということでございますが、その辺の分社化の話も当然出てまいりまして、いろいろお話を聞きしたところでございますけれども、今回、園田座長の言葉は、分社化後のチッソの工場の存続ということについては、法案の中に明文化することはできないと。けれども、分社化が、すなわちその事業撤退とか、あるいは消滅にはならな

いと、そういう見解を示されたものだと受けとめております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目の質問に入ります。

大変、各新聞とも報道は本当に水俣市民が心配するような記事が並んでいるわけですね。ここに3月7日の西日本新聞ですけども、地域指定を解除すれば、公健法による新たな患者認定の道が閉ざされる。つまり水俣病問題が終わりを迎えることを意味すると。PTの園田座長は記者会見で、地域指定の解除を書かないと解決にはならないと言い切った。また、水俣病が発生した熊本不知火海沿岸には、潜在的な被害者も相当いると見られ、学者らの間でも地域指定の解除の条件など、全く整っていないというのが、ほぼ共通の見解だと。確かに水俣病の被害者の高齢化が進み、早期に救済したい政治家の思いはわかる。ただ、被害者の声や現地の実情を無視した救済などあり得ない。今回の法案は水俣病の解決よりも幕引きを重視した机上の空論に思えてならないというふうに、西日本新聞は言っております。

そして、熊日新聞は、地域指定解除について、熊本県や鹿児島県が公健法の指定地域から外されると、新たに認定を申請する窓口がなくなると。このため患者団体には胎児性水俣病の病像すら見えない現状で、将来の患者救済を打ち切るのは水俣病問題の幕引きだ。世界で危機感が高まっている水銀の微量汚染を考慮しても、解除すべきではないとの強い批判があるということ。それと地域住民の義務として、与党案には、国、自治体、チッソだけでなく、地域住民に対しても最終解決が図られるよう求めなければならないと盛り込んであります。不知火海沿岸では、地域で患者が差別を受けてきた歴史もあり、地域住民に与党が課そうとする協力義務が何を意味するのか、まだ明確になっておらないというような記事が載っております。

いずれにしても、これがそのまま本当になれば、地域住民は本当に何か水俣病でさらに被害を受けるというような気がしてならないわけです。

地域住民の義務として、最終解決が図られるように努めなければならないとうたっておりますが、どのように市長はこれを受けとめられるか。これが1点ですね。

それと、多くの学者も言っているように、公健法による地域指定解除問題については、今、解除問題を議論するときではなく、被害者の救済に全力を挙げるべきであるという市長の考え方を私も支持をしたいと思えます。

救済を求めて手を挙げる人たちの影で、いまだ声すら上げられない人がいるというのも、また、事実であります。門戸を閉ざして幕引きを図るやり方では、真の解決にはほど遠いという専門家の声もあるわけでございます。

3年で最終解決を考えて、最終目標を新たな患者認定の場がなくなる公健法に基づく水俣病発生地域の指定解除とすることを命題とせず、水俣病関係の調査を十二分にやはり行って、潜在

患者の発見に全力を注ぎながら、新たな患者申請がなくなり、今は何もないけれども、加齢の中で、年が重なった状況の中であらわれた申請者があったときでも、やはり、それは水俣病として救えるような方策を確立したときが、やはり最終目的とした最終解決を考えるべきじゃないかというふうに私は考えております。

この水俣病問題につきましては、どのように最終解決するか、全世界がやはり注目しているわけです。未来に、世界の歴史に禍根を残すようなことであってはならないというふうに考えております。

最後の最後まで、やはり1人まで救えるような方策をぜひやっていかなければいけないと。そして、地元住民がこれからもチッソとともに、やはり共存共栄して発展していくこと、そして患者の補償が進む、この2つの大きな柱がやはり最終目的じゃないかというふうに考えております。

今後、どのようにこの法案が進んでいくのか、ぜひやはり地元の市長として、多くの意見を述べて、全面解決に向けて、これからもぜひ御尽力をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ質問ですが、ここに2月25日の熊日新聞の社説がございます。最高裁判決の後、熊本県は、研究者の提言を受けて、不知火海全域の健康調査と、その前提とも言うべきパイロット調査を提起したが、国も与党も無視したままである。今回の救済策が、公害健康被害補償法の地域指定解除まで視野に入れるのだとすれば、不知火海全域の健康調査に取り組むぐらいの射程の長さを持つべきではないかと。潜在患者の発見に努め、患者の救済に全力を挙げると補償協定で約束したのは、ほかならぬチッソであるというような社説が載っております。

このように、最高裁判決を受けて、熊本県が提起した不知火海全域の健康調査の実施を国に強く求めて、真の解決を求めていくべきと思うが、市長の考えを最後に聞きたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の、地域住民の義務ということでございますけれども、この件につきましては、地域が一体となって、できるだけ早い全面解決に向けて努力をしてほしいという、そういう意味合いだろうと思うんですが、この件につきましては、真意がどこにあるのかということはまだ聞いておりませんし、なかなかそのところはわからない状況であります。

一応真意を聞きながら、どういう思いでこの義務という言葉を使っているのかということは、また、お聞きしながら、対応していかなければならないと思っております。

それから、もう一点の、不知火海沿岸の地域の全体の調査ということでございますけれども、この件につきましては、国、県あたりからも、いろいろお話を聞いておりますが、現状においては非常に厳しいというような受けとめ方をしているところでございます。

したがって、私も実現性には大変厳しいのではないかなという、そういう思いをしております。

ます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市の推進について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市の推進について、太陽光発電など、エコ対策に対する市の補助金制度はどのようなものかという御質問にお答えします。

環境モデル都市に認定された水俣市は、全国の市町村のモデルとなるよう、二酸化炭素を初めとした温室効果ガス的大幅削減に向けた取り組みを推進していかなければなりません。

そこで、きのうの中村議員の一般質問でもお答えしましたとおり、家庭での温室効果ガス削減のための事業として、太陽光発電システムと太陽熱利用システムの導入に対する補助金制度を来年度創設したいと考えております。

具体的には、みずからの居住用住宅に新たに太陽光発電を設置する方に対して、1キロワット当たり5万円、上限が20万円の補助金を、また、太陽熱温水器を設置する方に対しては、設置費用の10分の1、上限が5万円の補助金を支給したいと考えております。

平成21年度の補助対象件数としましては、太陽光発電システムが43件、太陽熱利用システムが20件を想定しており、詳しい補助制度につきましては、新年度早々には要綱等の整備を行い、市の広報紙や来年度開催予定の環境モデル都市に関する地区説明会等で、市民に広くお知らせしていきたいと考えております。

また、2月末に経済産業省が、太陽光で発電した電力を現行の2倍程度の価格で買い取れることを電力会社に義務づける制度を2009年度にも導入すると発表しましたので、国の設置補助制度とあわせて、太陽光発電の普及にさらに弾みがつくものと考えられます。

市内の多くの家庭で、この新エネルギー導入に対する補助金を活用され、温室効果ガスの削減に取り組んでいただけることを期待しています。

次に、本市における風力発電所の建設計画の経緯、内容、メリットなどについてお答えします。

本計画案につきましては、さきの福田議員の御質問でもお答えしましたとおり、これまでの経緯といたしましては、九州電力等が出資する民間会社、西日本プラント工業株式会社が、平成17年10月から、本市石坂川地区において独自に風況精査を行い、当地区を風力開発の有望地であると評価され、昨年8月27日に本市を訪問していただき、本計画案を御説明いただいたところで

す。

これを受けまして、市といたしましては、西日本プラント工業株式会社が、今後、現地におい

て、特に、影響が懸念される希少猛禽類について、事前に独自調査を行いたいとの御意向であったことから、産廃処分場建設反対運動に取り組む中で、希少猛禽類調査に重点的に取り組まれた方々の御意見を伺ったり、関係自治会長や全員協議会でも事前に御説明をさせていただいたところでした。

内容は、今後、西日本プラント工業株式会社が、九州電力の系統連携候補者として、正式に選定されれば、地元の同意と協力を得ながら、本市に新会社を設立され、風力発電の開発計画を進めていきたいと伺っております。

具体的には、本市南東部の鹿児島県境に位置します鬼岳から石飛地区にかけて、発電規模が1万4,000キロワットで、風力発電設備を7基建設するもので、事業費総額は約四十数億円、従業員は3名程度になるとお聞きしております。

市のメリットといたしましては、もし将来に、この事業が実現いたしますと、環境モデル都市に認定された本市にとって、温室効果ガス削減の取り組みとして大きく貢献するとともに、産業振興への寄与と、固定資産税などの市税収の増加も見込めることが上げられます。

反面、希少猛禽類など生態系への影響を初め、騒音、電波等を含めた地元住民への影響なども考えられますので、市といたしましては、西日本プラント工業株式会社が進めておられる各種調査結果等を踏まえ、専門家の意見もお聞きしながら、前向きに検討していきたいと考えております。

次に、自転車のまちづくりのこれまでの取り組みと成果、今後の計画についてお答えします。

平成9年11月に行政、市内事業所、市民の代表等で組織した自転車のまちづくり委員会を組織し、講演会、サイクリング大会等の開催、アンケート調査の実施、サイクルマップの作成など、さまざまな取り組みを行いました。

また、平成11年12月には、自転車のまちづくりに関する提言書を提出していただいております。

その後も提言書に基づき、シンポジウムや小学生一輪車大会等の開催、イメージキャラクターの募集などを実施しましたが、市民に広く周知徹底するまでには至らず、平成14年度末の委員の任期終了後、委員会の活動を終了しております。

なお、自転車が通行しやすい道路の整備など、ハード面の整備が不十分であったことも、市民全体に根づかなかった原因ではなかったかと考えております。

平成14年度以降は、市民を対象とした、重立った事業は実施しておりませんが、自転車反射材の配布、市職員を対象とした通勤実態調査の実施や自転車通勤の励行、国際交流協会によるサイクリング大会などを実施しております。

今後の計画につきましては、自転車のまちづくりを推進するための組織を早急に立ち上げ、そ

の中で、具体的な計画について検討してまいります。

また、公用自転車の整備と、利用促進につきましても、今後、検討を行ってまいりたいと思っております。

なお、市としましては、まず、できることからという考え方で、ことし3月から取り組んでおります市民ノーマイカーデーの周知とあわせ、現在、市内事業所への協力依頼等を行っているところですので。

また、自転車のまちづくりを推進するに当たっては、ハード面の整備も不可欠でありますので、今後は環境モデル都市としてのメリットを生かし、国の補助事業等を活用し、関連部署とも連携を図りながら、自転車が利用しやすい環境整備についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に移りたいと思います。

きのうからも、この環境問題については、いろいろと出ておりますけれども、何点か質問をさせていただきますと思います。

まず、1番目の太陽光発電ですけども、今は全国どこでもCO₂削減に対して、いろいろな方策を行っております、やはり水俣は水俣らしいモデル都市としての、やっぱり優先的な補助制度といえますか、そういうのをしていかなければいけないというふうに考えております。

太陽光発電においては、1キロワット当たり5万円ということで、国の施策も入れたら12万円という形になりますね。それから、太陽熱温水器につきましては、1台当たり10分の1の5万円が限度ということです。ほかにもエコ給湯あたりが、去年までは国の4万2,000円だったのですか、これが補助があったんですけど、多分、ことしはもうなくなったのかなというふうに認識をしておるんですけども、このエコ給湯設置に当たっての補助制度は考えられないのか。

それと、全国的に雨水タンク、屋根から雨水をためて、それから洗車とか、水まきをしたりとか、そういった雨水タンクに対して補助金を出しているところが、全国でも30カ所ぐらいございますので、去年ですか、金沢市のサワヤという会社に行ったときに、工場にずっとそんな大きなタンクを設けて、洗車等に利用されていたという記憶がございます。

ぜひ、こういったエコ給湯関係、それから雨水タンクの補助制度もぜひ検討していただきたいというふうに考えます。

それと、今回の太陽光発電等にしてもしかりですけども、やはり市民の協力がぜひ不可欠ではないかというふうに思っておりますので、現在のところ、高価であるというのが、一つのネックになっておりますけども、標準的な家庭で、太陽光発電の設置費用としては約250万円と、国と地方自治体の補助金と節約できる電気料金に加え、余剰電力の購入価格上昇を考慮しても、費用

回収には約15年ほどを要するというふうに新聞でも出ております。こういうことを、ぜひやはりよそに負けないような補助制度というのを今後も確立していただいて、ぜひ周知徹底をしていただきたいというふうに思っております。

次に、風力発電について、二、三、質問をしたいと思います。

きのう、クマタカの記事について、福田議員の方から、問題提起がございましたけれども、同じ工業高校ですけども、ちょっと意見が違うんですけど、違う観点から、非常に私としては、貴重な意見だというふうに認識しております。

この方も決して、市長が言うように反対運動をしているわけじゃなくて、クマタカの住む森をそっとしてほしいという、本当に自然を大事にしたい環境、こっちは片やCO₂削減の環境という形で、環境のイメージがちょっと違うんですけども、そういったことで、クマタカをそっとしてほしいという、この読者の広場に投稿されたのじゃないかなというふうに思っております。

もちろん産廃問題では、このクマタカが非常に市民の命を救った一因でもあったというふうに考えたならば、果たしてその産廃処分場ではよかったけれども、今度はその風力発電の開発については、もうごめんないというような、やはりそういった考え方ではいけないのじゃないかなというふうに思っております。

クマタカについては、調査が今年の10月から、月に3日程度、連続して6カ月間ということ、計画がされておりますけども、ぜひこのクマタカについては、結果をぜひ公表していただいて、調査結果を。そして今後、もし必要であるならば、延長してでも、調査をしてやってもらえないだろうかということで、その要請ができないのか。もし、全くその影響がないと。もうこの何カ月間調べても、全く6カ月間で影響がないというのを確信がとれれば、これはもうぜひこの風力発電については、やはりCO₂削減には、水俣環境モデル都市の事業としてはすばらしい事業だというふうに認識をいたしておりますので、ぜひ、その点はやはり小さい意見ですけども、やはり大きくやっぱり受けとめる必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。延長とかの要請ができるのか。それを1点ですね。

それと、市民への説明会が4月に予定されているという記事が載ってましたけれども、説明会の日程はわかっておれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、いろいろやはりこの風力発電には大きなメリットがたくさんあります。しかしながら、自然環境を壊すとか、あるいは道路の造成とか、いろいろまた、ほかにも問題があると思いますけども、環境基本条例とか、今度つくられます水道水源保護条例、ここら辺の兼ね合いとも、十分検討していかなければいけないだろうと思いますけども、今後、市の対応と課題について、これをお尋ねしたいと思います。

次に、自転車のまちづくりについて、2点、お尋ねをしたいと思います。

平成9年11月に行政と市内事業者、市民の代表で自転車のまちづくり委員会を組織して、平成11年に提言書を、前の市長ですか、江口市長に多分提出されたというふうに聞いておりますけども、提言書が手元にありますけども、すばらしい提言書ができていますね。私もびっくりしました。こんなすばらしいのがそのまま眠っていたのかということに、残念な思いがしているわけですけども。アンケートまで入れて50ページぐらいあるんですけども、できております。余りにも理想と現実がかけ離れて、かなり前に進まなかったのもあるのかなというふうに、今これを見て感じたわけですけども。委員の方が20名ですか、せっかくすばらしい提言書をつくられて、ほとんど実行されていないような状況です。14年の末でちょうど任期も終了したということで終わっていますけども、反省点としては、さっき答弁がありましたように、ハード面の整備が不十分であったと、うまくいかなかったということですね。

そこで、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、1点目は、3月までのアクションプラン作成の中で、国の補助事業として、道路整備とか、具体的に計画はないのか。これを1点ですね。

組織については、早急に立ち上げるということでございますので、ぜひこれはもう早急に立ち上げていただきたいというふうに思っております。

それから、2番目が、できることからということですので、サイクルンルンマップというのが6コースあるんですね。ここにございますけども、6コース、すばらしいコースが時間もコースも書いて、カラー刷りのすばらしいやつができております。これを見直すというか、絞り込んで、できるところから、3カ所ぐらいできればいいのかなというふうに考えておりますけども、まず、エコパークコースとか、それから日本一の長い運動場コースとか、それから湯の児チェリーラインコースとか、この3本ぐらいに絞っていただいて、見直しをしていただいて、ぜひ道路も整備してもらえよう形で検討していただければというふうに思っております。

それから、やはり環境モデル都市ですので、金を取ってどうこうというんじゃなくて、もしできることならば、無料で貸し出しができるようであれば、3カ所ぐらいに自転車をリサイクルショップでもいいですから、あるいは放置自転車でも、よそにはたくさん山ほどあると思いますので、そういったことを利用して、ぜひ道路整備と、無料サイクルの貸し出し、これができないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、太陽光発電以外にエコ給湯、あるいは雨水ポンプ導入などできないかというのが第1点だと思います。

私もこれは金沢に行って、サワヤさんの状況も見させていただきまして、いろいろ工夫すれば、いろいろなものがあるんだなということを感じながら帰ってきたところでございますけれ

ども、まずは今回は、太陽光発電、あるいは太陽熱の利用の普及促進を図り、そのことで実績をまず上げたいと、そのように思っておりますので、まず、これから先に取り組みさせていただきたい。

今後、いろいろな形で、きのうも断熱材の話も出てきておりますので、そういったことも含めまして、今後の検討課題として取り組みながら進めていきたいと思っております。

それから、風力発電についてでございますけれども、この件につきましては、いろいろな立場、あるいはいろいろなお考えもあるということでございますので、それぞれお互いの御意見は尊重させていただきながら進めていきたいと思っております。

現時点では、ただいま答弁で申し上げましたように、調査をしっかり行って、また、その調査結果は公表させていただきながら、そして、その中で皆さん方の御意見をいただきながら、進めていきたいと、そのように思っております。

延長のことでございますけれども、現時点ではまだ調査結果その他等がわかっておりませんので、延長についてはまだお答えできないという状況でございます。

それから、説明会についても同じでございます。

それから、市の対応の課題ということでございますけれども、これは、今後、調査をさせていただきながら、その中からまたいろいろな課題も生まれてくるのではないかなと思っておりますので、その時点でお答えさせていただきながら、また、解決へ向けて努力をしていきたいと、そのように思います。

それから、自転車のまちづくりでございますけれども、国の補助事業は今のところあっておりませんので、今後、要請をしていかなければならないと思っております。

それから、道路の整備、あるいは自転車の無料の貸し出しというようなことはどうかということでございますので、これは検討委員会も設置しておりますので、その中で十分検討させていただきながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 最後に、1点、要望で終わりたいと思っておりますけれども、とりあえず太陽光発電と太陽熱温水器をやっていくということで、後はまた検討したいということですので、ぜひ、率先して、市長が水俣の第1号で太陽光発電をつけるとか、検討していただければと希望して終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、景気対策・地域活性化について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 谷口議員の景気対策・地域活性化について順次お答えします。

まず、市内企業における契約解除や解雇など、雇用状況はどのようになっているかの御質問にお答えします。

さきの野中議員、中村議員の御質問でもお答えしましたとおり、本年2月に従業員数50人以上の医療・福祉関係等を除く18社の雇用実態調査を行ったところ、特に、経営状況の厳しい事業所において、雇いどめや解雇となった非正規社員が、昨年末から現在に至るまで、計109人となっております。

また、昨年11月にはエコタウン企業であるリプラ・テック株式会社が倒産し、最終的には水俣、芦北管内で正規社員29人がやむを得ず離職されるなど、大変厳しい雇用情勢が続いているのが現状です。

次に、水俣市独自の経済雇用対策は何かあるのかについてお答えします。

このような厳しい雇用状況を踏まえまして、市といたしましては、来年度事業として失業者等が次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の場を提供するため、国の緊急雇用創出事業制度を活用して、失業者等を市の臨時職員として一時的に雇い入れる労務作業的な業務や、事務補助的な業務を行う事業を計画いたしております。

また、地域の実情に応じて地域の雇用再生を図るため、失業者等を雇い入れて雇用機会を創出する国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、株式会社みなまたに委託して、失業者等を1年以上継続して雇い入れ、ネット販売による地元特産品の販売等を計画しているところです。

次に、地域振興券の具体的内容についてお答えします。

この事業は、危機的な経済状況において、市内で利用できるプレミアムつき商品券を発行することで、市民生活を支援するとともに、定額給付金の交付と同時期に実施して、市内の小売店等の活性化を図ることを目的としております。

地域振興券は、500円券22枚つづりを1冊とした1万1,000円分を1万円で販売する予定です。

販売総数は1万冊、1億1,000万円分、販売総額は1億円を予定しております。なお、発売は、ゴールデンウィーク前の4月下旬からを予定しております。

振興券の使用については、使用期間を7月末日とし、おつりは出さないようにしたいと考えております。また、振興券を利用できる取扱店につきましては、振興券が大いに利用されるよう、多くの規制を設けないようにしたいと考えております。

なお、取扱店は、振興券の発売前に地域振興券事業に賛同される店や、事業所等を募集し、登録することとしますので、多くの店や事業所に登録していただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3番まで答弁いただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

御存じのとおり、隣の出水でもパイオニアに続いてNECという会社が撤退するということ

で、出水市長の方も早速善後策を検討したいということで、3月5日の西日本新聞に載っておりますけども、約900人以上の従業員が県外へ配置転換の対象になると、配置転換に応じられない人は失業の危機に直面するため、地域が受けるダメージは大きいというふうに書いております。

水俣からも多分何名か勤められているんじゃないかなというふうに、私も知人がおりますので、そういうところで心配をしているところでございます。

また、緊急雇用対策の件で、各課から求人要請が多分出て検討されたと思うんですけども、どれくらいの求人があって、どれくらい決定したのか。そしてまた、今後の採用の見込みはどのようになっているのか。それを1点、まず。

それと、2番目に、定額給付金と同時期に販売したいということで、地域振興券は計画があるようですけども、商店街の方も大きい期待を持っていると思います。ぜひ、スムーズな発行のために、きのう質問がありましたけども、商工会議所の協力が不可欠と思っていましたけども、どうしても対応できないということでございますので、仕事の方がふえると思いますけども、ぜひスムーズに、スピーディーにやっていただかないと、せっかく楽しみにしているやつがおくると、何をしとっとかいということになりますので、ぜひそこら辺は肝に銘じてひとつやっていただきたいなというふうに思っております。

数年前に振興券か何か多分出されたのかな、そのときの反省点として、かなり大型店にやはり集中したということの反省点もありますので、できる限り商店街、市内の商店街を第一にやはり活性化するのが大きな目的じゃないかというふうに考えておりますので、商工会議所が協力できないとなれば、商店街の組合関係、ここら辺と一応話をしたり、打ち合わせをすべきではないかなと。内容の徹底とか、あるいは、いかに魅力のある商品というか、物を販売しないと、やはりどうしても大型店に流れるということが、もちろん、その大型店は、水光社とか、ロッキーとか、品物がいいから、そういうように流れるのかなと思いますけども。やはり、全体的にバランスのとれたような活性化がやはり必要じゃないかなということを考えますので、商店街との打ち合わせの話し合いとかは予定されていないのか。とにかくタクシーとか、美容室とか、飲み屋とか、いろいろなところも利用できるように、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思っておりますので、特に、規定があるのか。それを1点と、商店街との打ち合わせ、そこら辺がないのか。それと、先ほど言った臨時雇用の今後の採用の見通しとか、今決定した分は何名かということ。

3点、お願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

緊急雇用創出事業について、各課いろいろな要望を取りまとめたわけでございますけれども、

大体何件来て、どれくらいの金額になるかという御質問ですけれども、全体で115名の応募が来ておりまして、金額としては8,651万円でございます。

それと、ただこれにつきましては、県の方で基金を創設して、市町村に配分するというところでございまして、その配分枠といたしまして、来年の平成21年度から23年度までの3カ年で2,459万円、本市におきましては2,459万円。平成21年度は1,475万円でございますので、非常に金額的にかなり応募より少ない金額になっておりますけれども、結果的には、市の方では16名を雇用をしたいと考えています。それと期間的には、これは雇用保険法との関係がございまして、6月未満ということで、16人を雇用する計画にしております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 地域振興券につきまして、取り扱い参加できる商店と申しますか、事業所に規制があるのかどうかということが1点ございましたけれども、これにつきましては、風俗営業法の規定がございまして、例えば、マージャンとか、あるいはパチンコ屋さん、そういう射幸心をそそるようなものについては御遠慮願いたいということを今考えております。

それから、商店街との打ち合わせにつきましては、きのうも申し上げましたとおり、既に何回か打ち合わせをさせていただいておりまして、一緒にやりたいというようなことで、申し入れもしましたけれども、なかなかちょうど申告の時期、あるいは、5月のイベントと重なりまして、なかなか人手的に、受託してみずから商工会議所がやるというのが非常に困難だというような御返事もいただきましたけれども、ただ、その商店街の協力といいますか、登録に関するいろいろな名簿だとか、そういうものについては、積極的に御協力をいただいて、とにかくやるには大いに賛成だからということで、協力は惜しまないというスタンスで、打ち合わせをさせていただいております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 あと2点、最後に聞きたいと思います。

熊本の方では、もう1月から既に臨時職員を63人採用して進めております。

一時保育とかも検討されてやっているようですけども、ここでは、熊本では、金額的には日給が5,700円ということですけども、水俣市はこの日給はどのくらいに設定されているのか。

それと、やはり水俣においても、金融・雇用対策相談窓口とか、あるいは雇用相談の開催とかはしなくてもいいのか、予定はないのか、それだけ聞きたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 現在、雇用創出事業について、日給で検討しているわけござい

ますけれども、基本的には6,800円の日給を計画しております。それといろいろな雇用問題の窓口でございますけれども、基本的には、水俣、芦北管内については、ハローワークになっておりますけれども、いろいろな特別対策とか、そういう事業を今後組むことになると思いますので、そうした場合は、商工観光振興室も臨時というか、いろいろな御相談というか、そういう窓口にしていければと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、教職員の労働環境について答弁を求めます。

大淵教育長

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教職員の労働環境について順次お答えします。

まず、先生方の健康実態や労働時間について、どのように把握されているかについてお答えします。

近年、先生方の多忙感や疲労感が指摘されており、学級崩壊や保護者対応等に伴う精神的疲労から、休職をされる先生方がふえていると言われております。

健康実態や労働時間について、どのように把握しているかというお尋ねでございますが、まず、休職者について申しますと、水俣市の小・中学校におきましても、体調を崩し、断続的、または長期にわたり休職をしている方が数名おられます。

また、部活動のために休みがなくなる、疲労感が残るなどの報告も受けているところです。

その原因として、児童・生徒の指導のあり方や学級経営上の悩みを初め、保護者への対応、授業の準備や部活動の指導などが考えられます。

次に、労働時間について申しますと、一人一人について、具体的に調査をしたわけではありませんが、学校や校種により差があるようです。全体的には1時間から3時間程度、時間外に勤務している先生が多いと聞いております。

教育委員会としましては、市校長会議を通して、一人一人の先生の健康状態を把握するとともに、職員への声かけや相談等を通じて、健康の維持管理のために早目の対応をしていただくよう指導をしているところです。

また、各学校において、ノー部活動デーを設けたり、定時退勤日を進めていただくなど、職員の健康管理には十分配慮するようお願いをしているところでございます。

次に、学習指導要領の改訂や研修会などの増加で、先生方が過重労働になっていないのかの質問にお答えします。

御存じのように、次年度から新しい教育課程に向けた移行措置が始まり、平成23年4月から小学校が、平成24年4月から中学校が、新学習指導要領の全面实施となります。

改訂の基本的な考え方は、総合的な学習の時間が削減され、算数・数学や理科、外国語などの

時間が増加し、全体として若干の授業時数の増加が見込まれています。しかし、教育の全体計画の中で、勤務時間内に行われるものであり、たとえ学習指導要領が改訂になっても、教師の職責として、その使命を果たすべきと考えています。

また、研修につきましては、県教育委員会や芦北教育事務所、市教育委員会が主催するものとして、年間計画に基づき、初任者6年目、10年目経験者、17年目の各先生方の研修を初め、校長・教頭研修、教務主任、生徒指導担当者、環境教育担当者、人権教育主任、養護教諭や事務職員担当者などの、各種の研修会を実施しているところでございます。

これらはあくまでも、資質向上や指導力の向上を図るためのものであり、各学校で充実した教育を展開していくために必要であると考えております。

したがって、これらの研修会をなくすことは難しいと考えますが、市教育委員会としましては、見直しが必要なものにつきましては、関係の校長先生方の意見を伺いながら、可能な範囲で少なくする方向で、回数や内容の検討をしてみたいと思います。

そして、先生方にとりまして、少しでも過重感が軽減されるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

これはインターネットでちょっと調べてみたんですけれども、2年前の宮本市長の記事が載っております。日本自治体労働組合総連合の会合であったと思いますけども、田中副委員長さんと宮本市長が対談をされております。

宮本市長は、今の日本は、いじめとか、体罰とか、いろいろな問題が吹き出しています。私自身も以前教育長をやっており、教育の現場を知っています。例えば、体罰の規制とか、いじめた児童を出校停止にすればよいなどという問題では、基本的な解決策にはならないと思います。まず、先生と子どもたちと人間関係を深めることが大事だと思います。子どもたちと接する時間を多くし、本音で語れる人間関係をつくるのが大切だと思っています。会話が不足しているように思います。私はやはり現場は先生次第だと思います。先生が変われば生徒も変わります。そのためにも、先生がその資質を向上させなくてはならないと思い、そして、学校も一つの組織として、みんなで助け合い、力を出し合ってもらいたいと思います。まずは、情熱を期待したいし、先生の体温が伝わる教育を展開してほしいと思っていますと、熱い思いで語られたというようなことが、ブログの方に載っていましたので、これを受けて、ぜひやはりそういった教育環境、これをやはり先生の健康状態がまず第一じゃないかと、指導する側の健康状態も大事じゃないかなというふうに思っております。

平成13年にたしか松本満良議員が、この健康状況について調査をされて、そのとき入院とか、

長期入院が合計、先生方が21名おられたということで、具体的に数字は今減少しているのか、ちょっと調べてあれば、お願いしたいと思います。

それとノ一部活動デーとか定時退勤日をされているということでございますけれども、その実績、成果は上っているのか、どういうふうに評価されているか。

それと、県教育委員会からの仕事の効率化、勤務時間の短縮などの指導等はないのか。

また、研修会をなくすのはなかなか難しいということで、資質の向上についてはやっていただきたいと思いますが、見直しが必要なものにつきましては、校長の意見を聞いて、回数とか内容について検討したいということでございます。その研修会の前後に、何かレポートをかなりいっぱい出さなくてはいけないというような話も出ていますけれども、そのレポートの内容とか、その効果とか、どういう目的であるのか、それをお聞かせいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） まず、体調不良者が以前は21名いたが、現状はどうかと、現在はどうかというようなことでございますが、先ほど申しましたように、メンタル面での不調を訴えて休職されている方、あるいはまた、休職に至らないまでも職務は続けながら、体調は十分でない、というような方も含めまして、全体として数名と、そのようなことで、私報告を受けているわけですが、先ほど言われましたような、当時指摘されたような数字ではないと、それよりも減少していると、そういうふうに理解をしているところです。

それから、2つ目ですが、ノ一部活動デーや定時退勤日のことについてのその実態、また、その成果はどうかということでございますが、平成17年度に県の教育委員会からの通知文を受けまして、各学校ともに月1回の定時退勤日を設けていただいております。現在では、学校によりましては、週1回設けているところもございます。多くの学校は、水曜日を充てていると、そういうような状況ではないかなというふうに思っております。

また、県の教育委員会の指導を受けまして、昨年1市2町の教育委員会が同一の運動部活動の指針を策定をしました。それを私たち各学校に通知をしたわけですが、それを受けまして、各学校ではノ一部活動デーを設けてもらっていると、そういうような状況でございます。

学校によりましては、部活動がとて多い学校とか、あるいはまた、体育館の調整がつかないような学校につきましては、それぞれの学校の実態に応じた対応をしてもらっていると、そういうふうな状況でございます。

それから、3つ目でございますが、県教育委員会からの通知はあったかと、そういうようなことでございますが、それは平成6年に通知文が出されまして、そして17年度に、先ほど申しました教職員の勤務時間の管理の通知文が出されております。そして、平成19年度に教職員の総実務時間の縮減にかかる指針が出されておまして、私たちも通知文を各学校に出しました。そし

て、各学校、校長先生方への周知を図っているところでございます。

それから、4つ目ですが、研修会のレポートの件でございますが、先生方に目的を持ってもらって、そして効果のある研修会にするためには、私は事前の準備というのは基本的に私は必要ではないかなと、そういうふうに思っております。

また、報告書のこともございますけれども、それは県が行います研修については、例えば、先ほど申しました初任者とか、6年目とか、そういうのがございますけれども、そういうものについては求められているようでございます。

私は研修の成果とか、本人の意識の向上を確認すると、そういうような目的もございまして、それにつきましては、求められれば私は必要じゃないかなと、そういうふうに思っているところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、有害鳥獣の駆除について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、有害鳥獣（イノシシ・シカ）の駆除について順次お答えします。

まず、住民からの被害状況や苦情についてお答えします。

イノシシやシカ等の有害獣について、市民から寄せられた被害情報や苦情の件数は、年々増加傾向にあり、イノシシについては、山間部のみならず、市街地での目撃、被害情報も近年増加しております。

被害は、水稲や野菜、果樹といった農作物、石垣の崩壊などが寄せられており、被害金額も相当額に上っております。シカも以前は生息しておりませんでしたが、次第に侵入しており、山間部では木材の剥皮害や食害が発生しております。

イノシシについては、年間を通じ、猟友会へ有害獣捕獲許可を出し、駆除をお願いしており、被害の情報が寄せられたときは、猟友会に情報を流して、できる限り出猟してもらい、住宅付近なども銃器が使えない場所には、ワナを仕掛けてもらうようお願いしております。

また、シカの捕獲許可権限は県にあり、平成19年度より捕獲1頭当たり8,000円を補助する特定鳥獣適正管理事業が創設されたため、県へ有害獣捕獲許可申請をし、猟友会へ対応をお願いしております。

ただ、有害駆除のみによる被害の防止・削減には限界があるので、受益者による電気牧さくやトタン等を設置、また、雑草の繁茂したイノシシのすみかなどになりそうな場所の草刈りなどといった、被害を未然に防ぐ防衛策を講じていただくことも重要だと思いますので、今後とも広報紙等を通じ呼びかけていきたいと思っております。

次に、ここ数年の対策と成果についてお答えします。

イノシシの有害獣捕獲については、年間を通じて許可しており、捕獲頭数は平成17年度が12回許可し66頭、平成18年度が9回許可し32頭、平成19年度が5回許可し38頭と、年間平均30から40頭程度捕獲しており、捕獲頭数に応じて1頭当たり5,000円から1万円の奨励金を出しております。この奨励金について、近年、捕獲頭数もふえてきていることから、これまでの30万円から40万円を今年度より予算化しております。

シカの有害獣捕獲は猟友会隊員のシカ猟の経験が少ないことから、ここ数年は捕獲されておられません。

狩猟期間についても、従来は11月15日から翌年2月15日まででしたが、平成19年度より生息頭数が増加していることから、1カ月延長され、3月15日までとなるなど、鳥獣被害対策に関する制度も変わってきております。

また、有害駆除だけではなく、市単独で電気牧さくの設置に係る費用の一部を助成しており、平成17年度が3基分で9万円、平成18年度が5基分で15万円、平成19年度が5基分で15万円の補助をしております。また、近年、申請者が増加していることから、平成21年度におきましては8基分、24万円を予算計上しているところです。

○議長（松本和幸君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原泰子議員に許します。

（中原泰子君登壇）

○中原泰子君 皆さん、こんにちは。

勇気会の中原泰子です。

きょうも中学3年生が最後のラストスパートをかけて、ちょうど今、この時間テストに向かっていることと思います。そんな、まさに分岐点に立っている彼らにエールを送るつもりで質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1、発達障がい児への支援施策について。

①、教育、保育の現場支援の必要性が明らかになってきたが、本市の新たな取り組みはどのようなことがあるのか。

②、5歳児健診の検討はなされたのか。

2、医療センターについて。

①、自治体病院がつぶれないように、全国各地でその地域に合ったさまざまな形態に経営を変えているが、本市の医療センターは、今後どうしていくのか。

②、医師、看護師確保のための保育所が開設されるが、開所時間、曜日などが明らかにされていなかったが、どう決定したのか。

3、本市のスクールバスの状況について。

①、来年度から新たなスクールバスが運行するが、その利用人数、運行ルートはどうなっているのか、問題となっていることはないのか。

4、資源ごみについて。

①、現在のその他紙類の分別の仕方において、再度クリーンセンターで分別作業が行われているが、それはなぜか。

②、生ごみ専用の袋の値段は下げられないのか。

5、「道の駅」について。

①、各地に道の駅が存在して、にぎわいを見せているが、本市はどのような道の駅を構想しているのか。また、エコパークとの融合性はどうか考えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中原議員の御質問に順次お答えします。

まず、発達障がい児への支援施策については福祉環境部長から、医療センターについては総合医療センター院長から、本市のスクールバスの状況については教育長から、資源ごみについては福祉環境部長から、「道の駅」については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 発達障がい児への支援施策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） まず、発達障害児への支援施策として、教育・保育の現場支援の必要性が明らかになってきたが、本市の新たな取り組みはどのようなことがあるのかの御質問にお答えします。

高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害などの発達障がいのあるお子さんは、これまで長く「障がい」とはみなされず、親のしつけの性格上の問題としてとらえられ、支援がおくれてきた経緯があります。

近年、保健・医療・福祉・教育等のさまざまな分野の研究が進み、発達障がいを疑われるお子さんを早期に発見し、早期に適切な支援につなげる重要性が広く関係者の中に認識され、国際的な診断基準も定められました。

当市におきましても、発達障がいを早期に発見し、保護者が子どもの状態を正しく認識できるようにするために、従来の3歳児健診の方法の見直しを行いました。

また、現場で直接子どもに接する関係者に対し、発達障がいに保護者が気づき、受容できるようにするためのアプローチの方法や、具体的な療育指導の研修を、さらに充実していきたいと考えております。

発達障がい児への支援として、大きな課題である乳幼児期から成人期まで、一環した支援体制の構築に向け、保健・医療・福祉・教育に携わる関係者間の連携会議の開催等、情報交換や研修の拡充に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5歳児健診の検討はなされたのかの御質問についてお答えします。

発達障がい児を早期に発見し、療育につなげるため、法定の3歳児健診と就学前健診の間に、独自に5歳児健診を設ける自治体がふえています。

5歳児健診は、子育て支援の一環であるとともに、高機能自閉症や注意欠陥多動性障害、学習障害等の発達障がいを早期に発見し、より早く子どもの個性に合った支援をするために、有効と認識しております。

一昨年、議員より発達障がい児の早期発見対策について御質問を受け、先進地である鳥取県の実況を調べたり、県内において先駆的に5歳児健診に取り組んでおられる城南町に視察に行き、課内や関係機関と慎重に協議を重ねてまいりました。

健診において、発達障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、保護者の理解を得て、専門医療機関の受診につなげることは、療育の第一歩であり、非常に重要なことでもあります。しかし、5歳児健診では、地域の療育の受け皿が少ない状況もあり、十分な療育が受けられないまま就学してしまう等の意見があり、遅過ぎるのではないかと結論に至りました。

そこで、県内の各市町村の実況等も考慮し、当市では5歳児健診にかわる健診として、3歳6カ月児健診として取り組むことにいたしました。

従来の3歳児健診と異なる点は、健診時に子どもの集団活動の場面を設定し、保護者が集団の中での子どもの理解や、行動面の様子を客観的に観察する機会を設けたこと、保護者への問診項目として、情緒面、行動面の問診項目を新たに追加したこと、また、保護者の同意を得て、健診前に保育園・幼稚園の先生方による集団の中での子どもの行動及び情緒面のアンケート調査を実施し、専門職種である先生方から見た気になる子どもの早期把握に努めるよう工夫をしたこと。健診当日に保護者が専門の心理士による相談を受ける機会を設けたことなどです。

発達障がい児の早期発見は、健診だけでは不十分です。各ライフステージで、子どもにかかわる専門職種の緊密な連携が非常に重要だと考えています。

今後も各関係機関がさらに連携を深め、発達障がい疑われる子どもや、その保護者に対し必要な支援体制の充実強化を図っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 現在、特別支援を受けている幼児・児童・生徒は約7万7,000人となっており、通級指導教室及び特別支援学級において指導を受けている幼児・児童・生徒はそれぞれ約5万1,000人、約11万4,000人としています。各地で5歳児健診も広がっており、同時に発達障がいへの理解を深める啓発活動も行われているようであります。

それでも、とてもデリケートな問題でもありますから、各地慎重に進められているようです。

私も5歳児健診の視察に伺いました。見過ごしたり、気にはなっているけれども、伝えられなかったりして、そのままにしている方が問題であり、後に集団生活がしにくいなどと、本当に悩み苦しむのは子どもたちであるというアドバイスを受けると、今の子どもたちには絶対に必要だと感じましたし、5歳という年齢より、もう少し早い方がよいのではと思いました。

そういった点と、この財政が厳しい中での新しい取り組みを既存のスタイルの精度を上げるということで補った施策は本当にありがたいです。

ただ、どうしても就学前との期間があきますので、就学前の体験入学などの精度も上げていただけたら、保護者も安心して、その時期を迎えられるのではないのでしょうか。

また、各地でこういった健診が広がっている中で、問題点や課題も上がってきており、共通して言えることは、健診後のフォロー体制の整備をすることが優先される課題となっています。

そこで、本市では、そのフォロー体制について、どのようにすると考えていらっしゃるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 健診後のフォロー体制ということでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたように、本市では5歳児健診ではなく、3歳6カ月健診ということで実施し、発達障がいのあるお子さんの早期発見に努めたいというぐあいに考えております。

見直し後の3歳6カ月健診におきましては、心理士を加えまして、子どもや保護者の状況観察を多方面から行くと、それとともに、保護者の子育てに対する不安、あるいはそういったことに気軽に相談できる場をまずつくっていききたいと、そのように考えております。

今、議員の方からもありましたように、健診が、特に、発達障がいの疑いのあるお子さんを早期に発見する有効な手段でありますけれども、発見しましても、保護者の中には、なかなか受け入れられないと、なかなか支援に結びつかないと、そういったケースもございます。

そういった場合に、根気強く保護者の方々に対して、子どもの状況というのを十分に理解していただき、きめ細やかな支援というのが特に必要になってくるということでございます。

そういったことで、子どもにかかわる保育園、あるいは幼稚園、学校でありますとか、そういった関係機関が連携をし、子どもや保護者の困っていることに対して、丁寧に相談に応じていくと、さらに、学習の機会を提供できるように、整備等を進めていきたいというぐあいに考えております。

また、これまでと同様に、早期に医療機関へつなぐ、そういったことを基本といたしまして、たんぼぼというのをやってございますけれども、発達相談の機会や療育支援センター、ここではここに仲間と言っていますが、そこへの紹介、あるいは療育相談員、さらに、養護学校の特別支援教育コーディネーター、先生がいらっしゃいますけれども、保育園や幼稚園、学校などへの技術支援を充実させるとともに、これらの専門職種の連携を強化することによって、健診後のフォロー体制の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ぜひ、健診時は疑いをかけるのではなく、困っている子ども、悩んでいる保護者はいないのかという姿勢で取り組んでいただき、答弁にもありましたように、健診後の事後相談など、フォロー体制を整えてあるということで、本市の子どもたちが健やかに育っていけるのではないかと思います。

また、フォローというのは、乳幼児期・学齢期・成人期とつながっていくものであると考えます。境目に来るときの連携において、幼児期から学齢期はこれまで聞いてまいりましたが、学齢期から成人期が気になります。乳幼児期はそもそもの管轄が違う幼稚園・保育園を過ごすことになってしまい、連携も多様に出てくるかと思われま。

しかし、子どもの成長の連続性の視点から考えると、どちらともに同じ支援体制を整えていただきたいと考えますが、まず、平成21年4月1日より、幼稚園教育要領の改訂にも含まれております特別支援員を要望があれば配置すべきとなっております、公立幼稚園におきましては、地方財政措置を拡充しております。本市には、公立幼稚園はございませんが、公立であろうと、私立であろうと園児にとっては立場は同じであります。よって、幼稚園に対して、何らかの支援を考えておられるのか。

まとめますと、学齢期から成人期への連携はどうなっているのか、幼稚園への支援はちゃんと考えておられるのかを質問いたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 幼稚園への支援は考えていないかと、そういうような支援員の配置等を考えていないかというようなことかと思っておりますけれども、御指摘のように、今回の財政措置が進

められておりますのは、公立の小・中学校、また、幼稚園と、それを対象にしているところがございます。言われますように、市内にありますのは、私立の幼稚園でありますので、今回は対象外と考えられるのではないかと、そういうふうに思っておるところです。

したがって、現在のところでは、市としては考えていませんけれども、今後、国の方で何らかの措置がとられるということになりますと、私たちも早急に関係先と連携をとりながら、対応を考えてまいりたいと、そのように考えているところではあります。

○議長（松本和幸君） 次に、医療センターについて答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、医療センターについての御質問にお答えいたします。

まず、本市医療センターの経営の今後について申し上げます。

近年、全国の自治体病院の多くが、大変厳しい経営状況にあることは、議員御指摘のとおりであります。このような中、病院事業の廃止や、診療科の閉鎖、民間譲渡を行う幾つかの自治体病院も出ております。

当医療センターにおきましては、これまで、医業収益増の努力をする一方、医療資器材等の入札実施や、平成17年度に附属湯之児病院を統廃合するなど、経営改善の努力を重ね、あわせて医師不足の問題につきましても、最大限の努力を行ってまいりました。

結果として、ここ数年、黒字基調で推移しているところでございます。

また、水俣、芦北及び北薩地域も含めたこの地域の皆様に、良質で高度な医療の提供と、民間だけでは対応が困難な救急医療など、地域医療の中核的病院として存続できるために、関係機関等との医療連携を図りながら、さらなる努力をしております。

その方策の一つである地方公営企業法の全部適用について、これまで先進地視察や市関係部局とのたび重なる協議を行ってきております。

全適移行については、今後も自治体病院を取り巻く厳しい状況が続く中、持続可能な運営形態を確立するため、市本体と一致協力しながら、努力を続けてまいります。

これまで重要な課題の一つとして、協議を行ってまいりました地方交付税からの病院事業への繰入金につきましても、あるべき姿について、早期に形を見い出せるよう努力をしております。

次に、院内保育所についてお答えいたします。

医療センターの院内保育所につきましては、医師、看護師確保を目的として設置し、平成21年4月1日の開所に向けて、準備を進めているところであります。

保育時間等につきましては、医師、看護師等で構成する、保育所準備委員会で検討を行いまし

た結果、午前8時より午後6時までとし、延長として午後7時30分までとしております。

曜日につきましては、休日を除く月曜日から金曜日までとし、休日の場合も、医師・看護師の勤務の状況によりまして、申し出があった場合、保育を午前8時から午後6時まで実施することとしております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ①についてですが、これまで平成20年度をめどに全部適用ということでしたので、改革プランと同時に、何かアクションがあるのかと思ってまいりました。少しおくらせているのに何か問題点があるのかと感じ、今回、質問で上げさせてもらいました。

自治体病院の8割近くが赤字を計上した経営の悪化、医師不足などによる医療機能の低下の現状から、公立病院が提供する医療に支障が生じているために、地方公共団体が開設者として、平成20年度内に改革プランを策定することとなっています。

平成20年度中に作成し、議会承認を得ることとなっておりますので、経営方針も伺えるこのプランをぜひ公表をしていただきたいと思います。

聞くところによりますと、他市ではコンサルタントに作成してもらって、提出を守っているところもあるようですが、決してプランという名の作文にならないように、厳しい状況の中ですが、全適にするならするでやる気を見せていただくこのプランを、コンサルタントに頼ることなく作成されることを望みます。

さて、答弁にもありましたように、全部適用の体制で自治体病院を残すという考えは変わっていないということでしたが、市長のお気持ちも一緒であるとして、以下、質問します。

自治体病院を思い切って閉鎖するところもありながら、本市は残すと決めた以上、やらなければ、変えなければならないことがあると思います。

ほかの自治体病院も、さまざまな視点から見直しをかけております。本市の医療センターにおきましても、標欠病院にならないために、1病棟約50床を閉鎖しております。これは、医師数の算出式より出したところ、バランスがとれております。

このような軌道修正もしながら、経営をされていると感じております。

そこで、厳しい財源の中、病院における不採算要因を十分分析した上で、一般会計から負担額を検討されていると思いますが、その不採算要因は主に何だと分析されていますか。そのことは、十分に話し合われて取り決めをされているのか。退職者増のことは除き、市と医療センター、それぞれにお聞きします。

次に、②についてですが、院長を中心に、医師確保・看護師確保を懸命になって動いていただいております、その一つの策として、今回、院内保育の開所となっていると認識しております。

私もこの施設は入所の人数は少数でも関係なく大事だと思います。しかし、先ほどの答弁に

あった開所時間、曜日はニーズに合っていないと感じます。

本市の民間保育所の数は今のところ十分な状況ですから、この事業はあくまでも開所する側の都合ではなく、利用する方の必要に合わせる努力をしないと、また、いつの間にか閉鎖してしまったとなってしまいます。

医師・看護師の勤務体制や激務をよく御存じのはずならば、他の民間保育園と同じにしている、利用者が少ないのは容易に想像がつかます。

究極なニーズに答えていては切りがありませんが、この厳しい時期を乗り越えるためには、ほかにできないことを取り入れないと、何の価値もありません。具体的に言いますと、日勤は通常の民間の保育園に預けてもほとんど問題ないと思うのです。困っているのは、遅番で勤務時間の終了が夜間になってしまうときや、会議で遅くなったとき、ぎりぎりの人数での勤務体制なので、子どもが病気で何日も休めないときです。

今は、働くということは男性だから、女性だからという枠を超えてきており、その状況から起こる負担や問題を行政が一番フォローしなければならないところではないでしょうか。

この院内保育所を有効に、本当の医師確保・看護師確保と、本市のためになればとするとき、預かる時間の検討、院内という場を生かしての病後児保育の場として見直されてほしいのですが、どう考えるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 十分検討をなされているかということでございますけれども、現在、このことについては、お互いに一緒になって検討しているところでございます。協議を進めております。

いろいろな超えなければならないハードルもございますので、引き続きまだ協議を進めながら検討をしてみたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 行政の方と十分検討していらっしゃるんですけど、今議員さん言われた、公立病院の今回の改革プランを出しなさいと、その根底になったことからお話ししますと、これは公立病院の改革ガイドラインというのが、これ厚労省じゃないんです。総務省から出された。その委員長さんは、医師でも厚労省関係でもない、長さんと言われる公認会計士なんですね。そこの根底になったのが経営の悪化と医師不足、そしてその3つの柱は、経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しと、いわゆる経営が全部入ってきてるんですね。そういう中で、今行政とずっとやっている問題点としては、その全適がまだ残っているんです。

ただ、私どもは、行政の方と話す中で、全適がそんならベストかといいますと、今後、公設、民営化、閉鎖いろいろな問題が出ています。それで、存続して発展する形態はどうかということまで詰めて考えないかんとおもいます。

改革プランはおおむねできております。ただ、今から詰めていかないかんとところもあるのは事実です。僕はもう湯之児病院の統廃合のときから、存続問題いろいろ言われてきましたので、その改革はいろいろやってきました。去年出されたときに、これはうちの職員に、この改革プランをまとめてレジュメで説明したときのあれですけど、まとめてもこれだけあるんです。その中に書いてあるのは、いわゆるミッション、戦略、いわゆる存在意義の明確化、これを我々、急性期病院24時間体制の救急医療をやりますということによって言っていることです。

それにB S Cなどの目標管理の導入、そしてベンチマークの、いわゆる分析ですね。我々がこの地域で救急医療やっているときに、全国の急性期病院のどの位置にあるのか、我々は心配するなど、ちゃんとやっているんだということを職員に言っているわけです

それと、病院機能評価の受診、これは昨年度バージョン5をいただきました。クリティカルパス導入、D P Cの導入、S P Dの導入、略語ばかりですけど、そしてやはり急性期には電子カルテが必要だろうということで、やってきたんですけども、企業法の一部適用では、やはり改革は難しい面もあると。このガイドラインに載っているように、人事制度の見直し、はっきり書いてあるのが年功序列制度の見直しです。競争入札の完全実施、施設設備の一括発注、モチベーションを高めるための報酬制度の導入、そして職員のケアパスのいわゆる明示、そういうことをまだ今から詰めていかないかんと。

全適に対する問題ですけども、公立病院が役割を明確化しなさいというのは、民間医療機関にゆだねることができないような分野をやりなさいということなんです。それは不採算医療、特に今は急性期医療、産科医療ですね。その中に仮にこれが書いてあるのが公立病院が担うべき不採算部門、これは一般会計において所要の経費負担が行われるべきであると。国のいわゆる交付税だけじゃないんですよということを、ここに明記してあるんですね。仮に財政上の理由で一般会計負担のルール変更が行われるとしたら、病院に求められる医療機能の水準自体も見直しなさいと。これは僕らが湯之児のときの統廃合のときに何回も改革プランを出して却下された、その当時に言われたときは、結局、過疎化の進むところで、これだけの病院機能が要るのかと。将来そうなったときには、そんなら我々が逆に聞いたのは、町立病院、診療所機能でいいんですかと。そうなったら救急医療は診れませんよということなんです。結局、国の方もそれに沿って集約化となりましたけれども、御存じのとおり、昨年ですか、小児救急と婦人科医療の集約化の問題、議会でも問題になりましたけど、いわゆる八代に統合しようということになりました。そのとき、我々が何で反対したかということ、生活圏が違うんです。何で長いトンネルを3つも抜け

て、八代と統合せないかんのかということで見たら、データがないんですね。鹿児島県の、うちに来ておられる患者さんのデータがないと。それを県に求めましたら、なるほどということで、基幹病院じゃないけども、強化病院として県は残すと。今でも県北と違いまして、小児科3名、婦人科2名存続して、今のところ総合病院機能を残して、今頑張っているところです。

総合病院機能がナンセンスと言われた時代があります。熊本市内であれば機能を特化した救急病院がいっぱいあります。住民は困りません。田舎にあっては総合病院機能を持つような救急病院がなければ、救急医療はやっていけないということで、我々は今ガイドラインの改革プランもきちんと行政と相談しながら、きちんと出していきたいと思っております。

院内保育所をかなりちょっと強く言われまして、開所側の都合と言われたんですけど、この院内保育所が何で県の地域医療、補助事業の第1号で認定されたかという経緯をちょっとお話ししますと、19年度に県の地域医療協議会があったんです。そのときに、いわゆる医師確保の問題が最大の問題でした。それで、熊大のこれは婦人科の片渕教授が県の方の協議会の中で、いわゆる女性医師の確保をどうしても行政として考えろと。例えば、院内保育所とか、そういうところを設置できないかと言ったら、県の方が検討しますと。終わった後、その場でそういう補助事業するなら、うちが手を上げるよという形で、まずは女性医師確保のための、いわゆるワークシェアリングですね。言ったのは、新幹線もあと2年後には直通しますし、熊本の東から西までパイトに行くよりも、30分で来れますよと、子ども連れてきてくださいと、子どもは預けていいですよ。それを民間保育所に預けるといったって、ドクターが連れてきて、子どもはやっぱり手もとにおいときたい、そういうことから始まったんです。

その後、看護師不足もあって、うちが病床を休床したときに、これは看護師不足もやりなさいということでやっているわけでありまして、これを結局、そういう行政の指導の中でこれは行われたということで、我々も県の方からハード面の補助はいただきましたけど、ランニングコストは何の補助もないんです。

それをこの前、行政の方に言いましたら、これは2月の厚労省の課長さんが、たとえ院内保育所が1人であっても認めるという発言のコメントをいただいたところです。そういう形で、我々としても、県内第1号の院内保育所、いわゆる県の補助事業でやっていきますので、今後を見据えながら、やはりそのニーズに合ったところは、今から考えていかないかんと思っています。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 院内保育所におきましては、看護師さんから、私の方にぜひ病後児ということも含めて考えていただけないかというお気持ちを聞いておりましたので、このことを触れさせていただいたわけです。

ぜひ、ニーズをこれから受けとめていただいて、幅広く院内保育時間、曜日を広げてほしいと

お願いします。

まず、①についてですが、残すと決めた以上は、厳しい財源の中で必要経費を絞り込み、しっかり繰り入れをする。病院サイドは、厳しい予算の中から負担金をいただいた以上は、責任を持って繰り出しをいただいた以上の赤字を出さない経営をしてほしいと思います。

近年、他の自治体病院は、民間の医療機関に習い、サービスといったことにも力を入れているようです。今はそのサービスがいいのか、悪いのかで病院を選択される方が多いのが実情です。あの病院は看護師さんがとても優しい、患者以外の家族にも対応がよいなどがとてもよく聞かれます。しかし、残念ながら、本市の医療センターにおいては、そういった好評が少ないようです。

何度か対応の件については病院サイドに苦言を申してまいりましたが、ここまで厳しい財政の中からの繰り入れ、院長を中心となつての必死の医師確保が、最初の患者さんとの対応の仕方により、経営効率化にストップをかけているのは非常に悔しい思いです。

家族が不安で来院しているのに、迷惑そうな態度をする、入院時にとるアナムネを倉庫のような本が散乱しているようなところをとる、オペ後のバイタルチェックを移動中の廊下で平気で行う、夜間、モニター音を上げ、廊下に出し安眠を妨げている、入院ベッドの間のカーテンを了承なしに開けて回る、インフルエンザの予防接種後に、よくもむようと指示する、ドクターに対して看護師の言動が横柄であるなど、多くの苦情をまだ聞きます。こういった一部の看護師の対応で評判が悪く出ているのは非常に残念であります。

しかし、接遇の話し合いは多いと聞いておりますし、真剣に指導を厳しく行っているのに、まだそういった対応になってしまうというのであれば、明らかに人手不足です。どんなに思いがあっても、人手不足による激務が続けば、即サービス低下にあらわれてきます。

経費削減においても減らしてはいけないところがあります。患者さんが安心安全に治療を受けられることに、支障を来す削減はよくありません。

ぜひ、②の質問にあったように、まずは看護師だけの病後児保育からでも始めていただき、働きやすい環境を整えて、医療現場の人材を大事に、負担金の取り決めをしていただきたいと思います。

環境をよくすれば、人は集まります。人が集まれば1床年間1,000万の収入があるとされる、今閉鎖中の50床も活用でき、市民も安心できます。加えて本市は県境にありながらも、中核医療機関として残っていくべきところです。鹿児島県からの来院、他の市町村からの来院も多く引き受けている実情から、本市の医療センターを地域として見たときの意義をもっと理解していただく努力をしていただきたいと思います。各医師会・大学へのPRは、院長がかけずり回ってなさっていると伺っております。

本市だけで守っていくのではなく、地域で守っていただけるように、県に対していま一度強く主導権を発揮していただけるよう要望したいと思います。市長はどう考えていらっしゃるのかお聞きします。

それと、中核医療機関として残っていく手だてや手段はほかにはないのか、御存じのところ、お気づきのところを、ぜひ教えていただきたいと、院長に質問いたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も医療センターの院長さんともいろいろお話をさせていただく中で、今、中原議員の方からたくさんの御指摘がございましたけれども、それは指摘は指摘として受けとめながら、院長とも相談をさせていただきながら、改善をしていかなければならないと思っておりますし、また、今お言葉にもございましたけれども、本当に手前みそになりますが、院長を中心として医師確保等については、必死の思いで今回っいらっしゃると。対応につきましても、いろいろな形で頑張っておられますし、私の方にもいい話もたくさんありますので、その辺のところも御理解をいただければなと思っておりますのでございます。

今、御要望がございましたけれども、御要望どおりに議員のお気持ちを受けとめさせていただきながら、頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） まず、職員の苦情、批判というのは、当初、ほかでもいろいろ聞いておりますし、褒められることよりも、当然苦情の方が多いわけですけども、220名近くの看護師いますと、一つの同じベクトルのモチベーションを持っていただくというのはなかなか無理なことで、いろいろな考え方がございます。すべてがやはり改革に向けて協力してくれる体制づくりにはなっていない。そういう中で、いつも何かの講演のときに、いつも申し上げるのが、やはり病気を診ずして病人を診よと。人を診よという、これは有名な高木兼寛の言葉ですけども、それを使わせてもらうようしているんですけど、実は絶えません。これが我々も非常に頭の痛い問題であって、不眠症で悩まれる患者さんの苦勞がよく私もわかるというような状況にも陥ったことがございます。そういう中で、やはり、医療センター、こういう質の向上がない限りは、やはり地域の基幹病院として存続することはできないと、私も思っています。

今後、やはり医療センターが基幹病院として、どういう方向に進むかという、やはり地域の行政、生活圏の中の行政、これは鹿児島県も含めた、皆さん方で、今後のやはり中核病院のあり方を検討していただきたいと。やはり、一つの自治体だけでこれを経営するのは非常に難しい状況に今後なってくるんじゃないかなと思います。全適のほかにも、先ほどは言いませんでしたけど、今、道州制を見据えたような、この北薩地域も含めた医療圏の中で、自治体のいわゆる組合立の病院形態も、今後考えていかなきゃいかんのかなという、今気がいたしました。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、本市のスクールバスの状況について答弁を求めます。

時間がないので簡潔にお願いします。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、本市のスクールバスの状況についてお答えします。

まず、来年度から運行するスクールバスの利用人数、運行ルートについてお答えします。

来年度は、深川小学校の再編成に伴い、スクールバス2台を運行させ、水俣第一小学校に26名、葛渡小学校に8名を送迎することとしております。

運行ルートは、国道3号及び国道268号、市道長野・薄原線を運行する予定です。

問題になっていることは特にはありませんが、市道長野・薄原線の幅員が比較的狭く、みなくるバスも運行していることから、通行に十分注意する必要があると考えております。

なお、運行予定ルートについては、先に試走を行い、安全性の確認を行ったところです。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 深川小学校の保護者の方との協議は、登下校道を実際に歩いてみられたりして、安全面に十分考慮されたと聞いております。しかし、今回の2台のバス運行に加えて、また、今後予定されている編成から、新たに2台のバス購入予定を伺いました。計6台のスクールバスが存在するわけですが、バス1台にかかる費用、維持管理費、運転手の人件費も含めて幾らかかる予定なのか質問します。

また、バス以外の運行方法は考えなかったのか質問します。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、スクールバス1台当たりの運行経費がどのくらいかということでございますが、平成21年度のスクールバス1台当たりの年間運行費につきましては、運転業務委託料及び燃料費、それから点検整備費、保険料、そういうものすべて込みにしまして、約200万円になる予定でございます。

それから、バス以外の運行方法はなかったかということでございますが、いろいろと私たちも検討をしております。例えば、考えられるのが路線バスとか、あるいはまた、タクシーとか、そういうのが考えられるのではないかと、そういうふうに思っておるわけですがけれども、まず、路線バスを考える場合は、あくまでも路線バスが運行されていることとか、あるいはまた、運行時間が登下校に適しているとか、さらには人数的に乗車が可能とか、タクシーの場合だったら、人数が少人数が対象であるとか、あるいはまた、道路が狭いとか、そういうふうなのが考えられるのではないかと、そういうふうに思うわけですが、経費とかいろいろなことを考えましたとき

に、実際、市の方でスクールバスを運行させた方が、現在のところでは、財政的にはかなりいいんじゃないかと、そういうふう判断をしたところでございます。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 約200万の、今後計6台となったとき1,200万の負担となります。また、長期休み等の運行も予定に上がっておりますので、稼働日数はふえてまいりますから、それ以上になってしまうことだと思われまます。

また、長期休みなどの利用は、主に部活動の生徒に利用されますから、バスに数名しか生徒が乗らないということになります。

これが6台、購入して6年間は目的以外のことには使用できないとされているので、むだではないでしょうか。幾ら要件を満たすバスだと補助金が出るとしても、むだなものを購入するのはいかがなものかと考えます。

これから購入予定とされている2台に関しては、もっと精査されるようにしていただきたい。

また、これからの子どもの人口の動向を考えますと、ふえる見込みが少ない今は、既存のものを有効に使っていただきたいと思えます。

道幅も狭く、人数が少ないのであれば、民間のタクシー会社の活用が一番いいのではないのでしょうか。狭い道幅にも十分対応ができ、何より安全であり、もし何かという事態が起きても、無線連絡が常につきまます。今は、ジャンボタクシーの対応もできますので、ある程度の乗車は可能です。

また、調べたところ、タクシー会社が辞退された経緯があったと聞いておりましたが、直接タクシー会社に伺ったところ、できますかという連絡に、もっと具体的に内容を教えていただきたいと尋ねたところ、それきりだったということです。これでは本当に検討したとは言えません。スクールバス以外、余り考えがなかったとしか思えません。きちんとルートや利用者人数、運行回数、稼働時間、日数を詳細に伝えた上で、できるのかできないのか判断していただきたいと思えます。運転業務だけでも受けることができるそうです。

そして、今は不況の波は本市にも来ていることは、皆さん承知されているところであります。

企業誘致ももちろん大事であります。地場産業を守る意味においても、委託先は現役世代優先で考えていただきたい。先を見越してむだなものは持たない、既存のものを活用し、さらに安全であって、地場産業を守る、この提案を検討していただきたいと強く思いますが、いかが考えられるのか質問します。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 先ほど、金銭的なことが、費用のことがございましたけれども、スクールバスの運行経費につきましては、地方交付税の措置がございまして、私たちの試算では、例

えば、1台当たりのマイクロバスを購入する場合、約半額が国庫補助、それから残額を過疎債で購入しておりますので、市の実質的な負担というのは60万円程度と、非常に軽くなりますし、また、運行経費につきましても、先ほど申しましたように、交付税措置があると、特にスクールバスの場合は、そういう面では、非常に財政的には軽減されるのではないかと、そういうふうに考えておるところです。

また、それから、民間会社の方のこともございます。確かに先ほど言われましたように、昨年度はバス会社、タクシー会社に見積もりを提出をお願いしましたけれども、辞退をされたと、そういうようなことでございますが、もっと詳しく知りたかったということでございますので、本年度は仕様書をつけまして、再度、見積書の提出をお願いしたいと、そういうふうに考えております。その上で、業者の選定につきましては十分検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、資源ごみについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、資源ごみについてお答えします。

まず、現在その他紙類の分別の仕方において、再度クリーンセンターで分別が行われているのはなぜかという御質問についてお答えします。

その他紙類は、新聞・チラシ、段ボール以外の再生可能な紙類の分別項目ではありますが、平成17年度から、それまで安易にごみ箱に投げ込まれていた紙くずを、できるだけ分別して、資源に回そうという趣旨で始めたものであり、そのため、入れ物も使用済み封筒や紙袋を利用するなど、市民の皆様のお知恵をかりながら、工夫してリサイクルできるものとして出させていただいております。

しかし、中にはティッシュペーパーや感熱紙、銀紙などのリサイクル不可能なものも混入していることもあり、目にとまったものについては、その場で可能な限り、これらを取り除く作業をいたしております。

ほとんどが、その他紙類として適正に分別されており、すべてについて再度分別を行っているわけではありません。

今後も市報等で紙類の分け方・出し方のお知らせをして、資源化できない紙類の混入がなされないようお願いをしていきたいと考えております。

次に、生ごみ専用袋の値段は下げられないのかという御質問についてお答えします。

水俣市の生ごみ専用袋につきましては、従来から市による市場独占を防ぎ、小売店、メーカーの自由競争による販売価格の抑制を図っており、仕様のみを指定し、価格についてはメーカーと

小売店の自由に行っているため、基本的に小売価格に介入することはできません。

したがって、できることは袋の仕様を少しでも安くなるよう設定し直して、原価を下げ、店頭価格を下げてもらうようお願いをして、少しでも安くなるよう、メーカー、小売店に相談したいと考えています。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ①についてですが、ティッシュペーパーや銀紙の混入を除く作業が行われているということでした。前年度の女性模擬議会のメンバーで、クリーンセンターの視察に行きましたときに、ラミネート加工されている紙はエンドユーザーがリサイクルできないということで、ここで排除していますという作業があったようです。

その紙は、市民がリサイクルできるもの、リサイクルしてほしいと思いながら、分別しているものでありましたので、そこで排除作業をされているのを見ますと、大事なマンパワーがここに費やされているのはもったいないと思いましたし、市民がリサイクルしようという思いは何なのかと感じました。

ラミネート加工をされた紙は、リサイクルできないと知っている方は少ないようです。地道な家庭での分別がむだな労力、二度手間にならないように、もう一度紙の分別はわかりやすく説明してほしいと思いますが、どう思われるのか質問いたします。

次に、②の袋についてですが、どうにか袋がリサイクルできて、なるべく市民の負担にならないように努力されていることは伺っておりました。

しかし、特に高齢者の方から袋が高いという意見を聞きますと、何とかならないものだろうかと考えるわけです。

そこで、これは私の思いと提案なのですが、現在行っている資源ごみの分別作業で発生する還元金を、その袋を安くするために使われないものだろうかと考えるのです。

高齢者の方だけ安く提供する案も見つかりませんし、不公平を生み出します。でしたら、市民みんなで頑張っているのであれば、還元金を袋代に充てて負担を減らすことが一番わかりやすいと思うのです。

これまでの還元金の利用内容を見たときに、大きな自治区は大きな金額になり、小さな自治区はそれなりの金額で、その用途内容も知っている方は知っているが、知らない人は知らない。同じ分別をしているのに、不公平が生じている感があります。

それならば、全額をとはいませんが、少しでも皆さんが感じられる還元方法は、袋を安くすることだと思うのです。

また、高齢者のひとり暮らしの方などは、生ごみの量が少なかったり、朝から生ごみを出すのに困難と言われる方には、回収方法を変えてみることや、段ボールで生ごみを堆肥に変える方法

を取り入れたりして、柔軟に対応できないものかと考えます。

この2点についてどう思われるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） その他紙類の分別の中で、ラミネート加工の紙、最終的にはリサイクルに非常に手間取ったりなんかするという点でもございますけれども、基本的にはやっぱり一番その家庭で出される行為そのものが非常に質の高い行為といたしますか、そういったことで、最終的にはやっぱり品質の最高レベルの資源となるのが理想でございます。ただ、この間、議員の方でも御指摘のとおり、若干そういった周知の仕方に理解のいかない部分というのも多々あったのかなということもございます。そういった反省もございますので、再度やっぱりその他紙類の分別を含めて、ごみの分別、あるいは資源ごみの有効活用ということについては、周知徹底を図られるように努めてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、生ごみ袋、安くならないかということで、リサイクル還元金をそれに使うのも有効じゃないかという御指摘だったかと思えます。

生ごみ袋の袋代を補てんするという点から、財源を確保する必要がありますけれども、その中に、その財源の一つとして、今言われたリサイクルで、市民が一生懸命頑張って出されたリサイクルの還元金が充当できないか。一つには、それも有効な手段かなというぐあいに思えます。ただ、貴重な財源でありますので、いろいろなまた、御意見等も拝借する必要があるかなと思えます。

その活用について、リサイクル推進委員会、そういった組織もございますので、そういった組織の御理解が得られるように、御相談申し上げていきたいというぐあいに考えております。

それから、段ボールコンポストの普及ですけれども、私もそういうような段ボールコンポストというのがあるというのは、承知してはいたんですが、具体的にどういう方法でやるのかというのは、なかなかまだ勉強不足でわからない点がございましたけれども、少しお聞きしますと、少々手間はかかりますけれども、非常に経費はほとんどかからないと、あるいは臭い対策も気を使えば特段気にならないし、家庭でも可能であると、そういった生ごみを自家処理することによって、ごみの減量につながるということでは、有効な手段というぐあいに考えております。

この段ボールコンポスト含めて、いろいろな方法等もございます。今後、さらに生ごみの減量化等については検討を進めてまいりたいというぐあいに考えます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 ぜひ、環境モデル都市として、もう一度、労力のむだもなくすように取り組んでいただきたいと思えます。

袋代についても、入札などの見直しなども検討事項に加えていただき、安く提供できるよう努力していただきたいと希望し、この質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、「道の駅」について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、「道の駅」についての御質問に順次お答えします。

まず、本市はどのような道の駅を構想しているのかについてお答えします。

道の駅の整備については、さきの高岡議員の御質問にお答えしましたとおり、エコパーク水俣を水俣の新たな交流拠点と位置づけ、観光入り込み客の減少に歯どめをかけるため、水俣の新たなイメージを創出したいと考え、取り組んでいるものです。

具体的には、水俣の特産品や観光スポット等を紹介することで、地域の魅力を広く発信するとともに、物産館の活性化を図ることで、農業、水産業に活力を取り戻し、地域産業の振興、地域の活性化を図りながら、市民が水俣に自信と誇りを持てる場所となることを目指しており、道の駅開駅を起爆剤に、広域交流拠点として新しいまちづくりを創造したいと考えております。

次に、エコパークとの融合性はどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

御承知のとおり、水俣湾埋立地は公害防止事業として水俣湾内にある水銀ヘドロをしゅんせつし、埋め立ててできた場所であり、平成2年3月に事業は完了しています。その後、県営公園として環境と健康をテーマとした整備が進み、平成19年4月にエコパーク水俣として、全面供用を開始されたところであります。

このように、エコパークは水俣病の原点とも言うべき場所に立地しており、道の駅に登録されることで、多くの方々に環境が復元された現在の姿を見ていただくことができると考えております。

さらに、道の駅に立ち寄っていただくことで、水俣市の観光・物産などの地域情報はもとより、エコパークや水俣病資料館、水俣病情報センター、環境センターなどを紹介することができ、これまで以上に生まれ変わった水俣を理解していただけるのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 各地の道の駅のほとんどが、静かだったその地域がまるで水を得た魚のように生き生きとして、にぎわいを見せております。

水俣市民も道の駅になることで、今度こそは水俣という強い期待があるようで、私もその一人であります。その期待にこたえるには、もう少し事業計画書を綿密に立ててほしいと思います。

集客数、売り上げ見込み、商品の見直し、接客、1人当たりどれぐらい購入していただけるのか。駐車スペース、出入り口の見直し、トイレの数、トイレの様式など、あそこに行けば何かあ

る、もう一度寄りたい、トイレ休憩はいつもここでとったりピート客をふやすことに焦点をおいて、市民みんなで盛り上げようとする目標を掲げてほしいと思います。

私の立場からですと、道の駅の利用は、トイレ休憩、のどが渴いた、小腹がすいた、ちょっと休みたいといったところです。トイレはまさに重要ポイントで、何度か寄っていくうちに、その場所を通ると寄りたくなって、そこに置いてあるおいしいものを見つけたり、特産物を発見していくものです。その逆の方もいらっしゃることでしょう。

また、女性は特に、駐車場に入りやすい、出やすいといったことが重要です。

レストランたけんこ横の新幹線工事事務所跡地を大型バスの駐車場にし、少しでも店とトイレに近いといった利便性も高めてほしいと思います。

近くの田浦道の駅は、年に32万人の利用、出水の物産館におきましては、100ほどの個人農家が協力し合い、年2億円の売り上げにつながっていると聞いております。

水俣にやれないことはない、私は思っております。急に大きな改革はできなくても、一人一人の産物や、作品を認めて、おもてなしを皆が自信をもってPRすることができたら、隣の商品だって売りたいくなるはずで、その柱となる部分の事業計画と、5年後、10年後のプランを公表していただきたいと思っております。

そのことについては、どうお考えなのか、トイレの見直し、駐車場の見直しを含めて質問いたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今議員の御提案のとおり、我々もこのエコパークの道の駅の開駅については、非常に期待を持っておりますし、今後頑張っていかなければならないと、そう思っております。

御承知のように、道の駅みなまたにつきましては、この駅内にはバラ園もありますし、まっぼっくりもありますし、レストランもございます。それとあわせまして、後ろの背面の方にはいろいろな遊具施設もございますし、スポーツの施設もございます。したがって、ここは一日遊べる道の駅というような感覚で、とらえることができるのではないかと、そういう意味においては、よその道の駅と違った一つの特徴として売り出すことができるのではないかなど、そんなふうに思っております。

正直申し上げまして、非常に早くこの駅が認定を受けたものですから、まだ、その準備に今大わらわといったところでございますので、一応開駅をしながら、今、議員が御指摘いただきました部分につきましては、前向きにぜひ検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子君 できることは、早く取りかかっていたいただきたいなと思っております。1回、2回行っても

魅力がなければ、なかなか次にはつながりませんし、評判がついて回ります。

それにエコパークを利用される方も絶対に寄っていただけるように、食べ物の充実にも力を入れていただきたいです。

以前にも渚上議員から提案があったように、グラウンドゴルフの団体利用などの情報はキャッチし、それに合った数の商品を準備しておくなどのリサーチも、これまで以上にアンテナを張っていただきたいと思います。

とにかくエコパークを利用する方はいらっしゃるのにもったいないです。水俣には、漬物づくりの名人、だんごづくりの名人さんがいっぱいいらっしゃるはずですが。そういった方々の協力も得て、成功につながるようにと思います。

先ほど、市長もおっしゃったように、私の個人の意見としても、このエコパークと隣接した道の駅をほかの市との違いを打ち出して、遊べる、学べる、食べられる、これを柱に一日じゅう楽しく過ごせる場として定着させて、水俣の発信源になってほしいと思いますが、最後に市長の思いをお聞かせください。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃいましたことも十分受けとめさせていただきながら、今後の水俣の活性化に向けて、ぜひ、この部分を一つの交流人口の拠点として頑張ってもらいたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で中原泰子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

朝日会、西田です。

私、先日、時々やっております修学旅行のガイドの研修で、ちょっと沖縄に行く機会がありました。ひめゆり記念館、沖縄平和記念資料館、対馬丸記念館、この対馬丸というのは、本土に疎開する民間人、女性、子どもを中心に乗った船がアメリカ海軍のボーフィン号という潜水艦で沈没させられまして、1,400人の命が亡くなった。余り悲惨な出来事だったので、記念館ができておりました。それと沖縄のガマ、これはだんだん戦線が厳しくなったときに、兵士や民間の人が

隠れていた自然のごうですけど、こういったものの見学と語り部の方のお話を聞かせていただきました。

沖縄戦の話、また、沈没した子どもたちの犠牲になった話、ガマの中で水も電気もトイレもない中での生活、けがをした兵士の傷口にウジがわき、隣の人が死んでいった話など、体験者の生話を聞ききますと、戦争の恐ろしさ、悲惨さを肌感じて伝わってきました。戦争は二度とやはり起こってはならないというふうに非常に思うわけです。これは、沖縄戦を体験した沖縄の人にしかできない平和学習だというふうに思いました。

昨年、環境塾で熊大に排水処理の勉強に来られていたインドネシアの国の機関の方の、インドネシアの海や川の汚染に関するセミナーを一つ受けたことがありまして、現地の写真、現状の話を見ると、汚染は深刻なものだというふうに感じました。法の整備もできていない、住民の意識も薄い、これは以前の水俣と変わらないのかもしれませんが。実は世界に至るところに50年前の水俣が存在するのかもしれませんが。

水俣は水俣病の経験を世界に発信して、こういった発展途上国の貧困な国でも、公害が起こらないように警鐘を鳴らし、二度と公害を世界では出してはならないというふうに発信し続けることが、平和学習の沖縄、原爆廃止を訴える広島、長崎と同じように、水俣の役割の一つだというふうに思います。

水俣は環境モデル都市であるとともに、環境国際都市にならなければならないというふうに、そのように思います。

海外の方にも水俣にいっぱい来ていただいて、水俣の体験したことは学んでもらう、そして排水処理のこういった技術が水俣に、チッソにあるかどうか知りませんが、そういった処理の技術というものを海外に売っていく、そういったものにつなげていくのが、また、水俣の一つではないかというふうに思います。

水俣の再生のプロセス、これが水俣の宝だと思いますし、水俣病を負の遺産と見るか、逆手にとって本当の遺産と見るかで、今後の水俣のまちづくりは変わっていくというふうに思います。

環境モデル都市に指定を受けた宮本市政の1期目、最後の年として、水俣病公式確認から50年がたち、次の50年後の方向を決める年として、21年度を行っていただきたいという思いから、以下、質問をさせていただきます。

1、当初予算について。

今議会で126億4,000万の21年度の一般会計当初予算が提案されました。景気の悪化の懸念されることし、水俣の方向性を決める予算編成は、市民も気にかかることだと思い、以下、質問をいたします。

①、21年度当初予算が前年度比2.9%減額編成となっております。厳しい財政状況の中で、努

力した結果であると思うが、環境モデル都市の指定を受け、本市の未来に期待できる予算編成に至ったのかをお尋ねします。

②、特に、予算編成に当たり、重点施策として取り上げた主なものをお尋ねします。

2、経済活性化について。

経済が沈滞している地域に、地方行政が積極的な経済対策を行い、支援することは重要なことだと思い、以下、質問をいたします。

①、地域経済の活性化として、地域振興券の発行を予定されているが、どのような期待をしているかをお尋ねします。

②、予定している内容をお尋ねします。

これ重複しておりますけど、その先がありますので、このまま質問させていただきます。

3、ごみ施策について。

ごみ削減が頭打ちになってきております。ごみ行政も22分別、生ごみの堆肥化から、次のステップに踏み出す必要性を感じていることから、以下、質問をいたします。

①、本市のレジ袋の状況をお尋ねします。

②、CO₂の削減、ごみ減量化は環境モデル都市として、本市の喫緊の課題であります。これにつながるマイバック運動を推進するには、レジ袋の無料配布廃止は有効な手段と思うが、市の考えをお尋ねします。

4、環境施策について。

環境モデル都市を目指すまちとして、市民のライフスタイルを変えていくことは必要不可欠だという思いから、以下、質問をいたします。

①、環境モデル都市として、CO₂の削減につながる自転車のまちづくりは有効な手段と思うが、平成11年に自転車のまちづくりに関する提言書が出た以来、余り推進されていないが、今後の取り組みについてお尋ねします。

②、自転車のまちづくりにつながるノーマイカーデーは、もっと市民に認知されるよう、啓発活動が必要だが、状況をお尋ねします。

これも重複しておりますけど、このまま質問をさせていただきます。

5、市ホームページについて。

高度に情報化されたインターネット社会は、地方にも構築されてきました。情報提供という市民サービスの一つに、市のホームページは欠かせないアイテムになりつつあるという思いから、以下、質問をいたします。

①、インターネットの活用は、まちづくりを大きく変える可能性を持っています。まちづくりに関するさまざまな情報を持っている自治体として、もっとホームページを有効に活用すべきと

考えるが、どう認識しているかお尋ねします。

②、他の自治体のホームページにバナー広告が有料で掲載されているが、本市で有料広告掲載を実施する予定はないかお尋ねします。

6、みなまた環境絵本大賞について。

環境と読書は、水俣にとってまちづくりのキーワードであります。オリジナルの環境絵本を発信することは、本市にとって有意義だという思いから、以下、質問をいたします。

①、環境モデル都市、また、日本一の読書のまちづくりを目指す本市にとって、環境をテーマに絵本の出版に期待するものは何かお尋ねいたします。

②、予定されている内容をお尋ねします。

7、小・中学校の耐震化計画について。

子を持つ親は、安全な学校を望むのは当然な思いであります。昨年耐震化問題が話題になってから、保護者の気にかかることとして、以下、質問をいたします。

①、学校施設は、水俣の将来を担う子どもたちの命を預かる大事な場所であります。耐震化の現状の進捗状況をお尋ねします。

以上で本壇から終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、当初予算については私から、経済活性化については総務企画部長から、ごみ施策については福祉環境部長から、環境施策については副市長から、市ホームページについては総務企画部長から、みなまた環境絵本大賞について及び小・中学校の耐震化計画については教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、当初予算について、本市の未来に期待できる予算編成に至ったのかの御質問にお答えします。

平成21年度当初予算を編成するに当たり、国は骨太の方針2008において、歳出・歳入一体改革の徹底を示し、概算要求では地方交付税は3.9%の減少が試算されておりました。

また、熊本県は財政再建戦略中間報告で、市町村向け補助金の削減を掲げるなど、本市の財源に大きな影響が予測されました。

そのような状況の中、ゼロベースからの見直しを原則とて、職員一人一人がさらなる経費縮減・財源確保を念頭に置き、市民の視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得られるよう、予算編成に当たったところです。

その結果、当初予算案としましては、総額で126億4,000万円と、前年度から約2.9%の減少となりました。これは、学校給食センター建設や月浦台地開発事業など、大型建設事業の終了・縮小に伴う事業費の減少が大きな原因ですが、細部にわたる見直しによる経費の節減も歳出の減少に寄与しているものと思っております。

歳入においては、景気悪化の影響等により、市税が減少するものの、地方交付税は20年度の収入実績や年末の地方財政対策で2.7%の増額が示されたことから、20年度当初予算より増加する見込みで、財源不足を補う財政調整基金からの繰入金は、約1億1,600万円を計上いたしております。

その中で、市民サービスの低下を極力抑えるようにしつつ、環境モデル都市に向けた事業など、今後につながる新規事業を計上することができたところです。

次に、重点施策として取り上げた主なものについてお答えします。

平成21年度当初予算は、予算規模を縮小したものの、幾つかの新規事業を計上しております。

まず、環境モデル都市に向けた取り組みとしましては、個人用住宅への太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置に対する補助金を計上しております。これは個人レベルでの二酸化炭素削減の取り組みを推進するものです。

学校施設についても、耐震化とあわせて、環境に配慮した施設とするため、学校エコ改修環境教育事業として、温熱環境・エネルギー消費量現況調査等に着手することとしております。

また、環境モデル都市と読書のまちづくりの2つの取り組みを広く周知するため、環境に関する絵本を全国に募集する事業を計画しております。

まちづくりについては、市全体の将来計画として、第5次水俣市総合計画を策定することとし、また、湯の児温泉を含む市街地のランドデザインを描く都市再生整備計画作成経費を計上しており、次年度以降のまちづくり交付金を利用して整備を進めていくように計画しております。

それから、平成21年度は、市制60周年の年であるため、NHKの公開番組等で各種イベント開催経費など、各課において計上したほか、道の駅のオープンにあわせて、バラ園への集客を図るためのイベント経費などを計上しております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 当初予算につきましては、今答弁いただきましたように、一般会計総額は126億4,000万円。これ3億8,000万円ほど減額になっております。増額でふえた部分というと、民生費が1億4,700万、総務費が1億8,000万円ふえております。議会費も290万円ほどふえております。減額で大きいところは、土木費が2億1,200万減って、前年比12.6%マイナス、教育費は3億4,100万円減って、前年比28.2%。これは今答弁あったように、月浦台地開発の事業、土木費はですね。

教育費については給食センターの建てかえがもう終わり、大きなプロジェクトが終わって、一通り大型投資がこしは終わったということだというふうに思います。ちょうど踊り場の年になって、本年度第5次の水俣市総合計画を策定する。そして21年度以降、新たな投資ができるというふうなことだと思えます。

当初予算は、水俣の方向を示す大変大事なものだというふうに思っております。財政の厳しい中、市民サービスの低下を極力抑えた予算、環境モデル都市の指定を受け、新しい今後の水俣につながる新規事業も今言われたように計上できた。新しい水俣の50年をスタートする年にふさわしい予算編成が、おおむね達成できたんじゃないかというふうに思っております。

この中で質問なんですが、こしの21年度予算編成に当たりまして、19年、20年実施した事業について、事業評価等を行って見直した事業というものはあるのか。それを1つ質問をさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 20年度の事業の見直しを行ったかということでございますけれども、平成21年度の当初予算の編成の作業におきまして、ゼロベースからの見直しということに取り組みまして、予算要求、あるいは予算査定の、それぞれの過程において、これまでの事業をいろいろな角度から検討し、見直したところでございます。

今、答弁の方でも申し上げましたけれども、細かい部分でも、できるだけ経費の削減を図っていったということでございます。

その主なものといたしましては、前回は出たのではないかと思います、施設管理におきまして、指定管理者の選定につきまして、新たに4つの施設で公募による選定を行ったりしております。

さらには、市民サービスでは後期高齢者のはり・きゅうの助成金とか、そういったものも盛り込んでいるというような状況でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 やはり事業は事業評価を行っていただいて、スクラップ・アンド・ビルドを繰り返して、市民満足度の効率のいいものを選択と集中でやっていただきたいというふうに思います。

現在、ホームページで第4次水俣市行財政改革の素案というのが出ておりまして、私も見させていただきました、その素案ですけど。地方交付税、補助金の減少、雇用、市民生活、経済状況の不安定さからくる市税収入の減少など、本市を取り巻く情勢はますます厳しくなるだろうというふうに予測をされております。

やはり、これを乗り切るには、行財政改革を大胆に実行していくことが必要だというふうに思います。

今ある第3次水俣市行財政改革は、前市長から引き継いだものだと思いますので、宮本市長の考える第4次水俣市行財政改革を早急にまとめていただき、中・長期の財政改革の方向性を示していただきたいというふうに思っておりますけど。

これは関連で、ヒアリングでもちよつと書いておりましたですけど、この行財政改革についての考え方を、市長の考えを聞きたいんですけど、これ質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 行財政改革の考え方、意気込みについてというような御質問だったと思います。

本市はこれまで3次にわたりまして、行政体制の整備、あるいは財政健全化に努めていただけてきたところでございます。

議員も御承知のとおり、大変今厳しい状況を迎えてきておりますし、本市を取り巻く財政環境というのは、今まで以上にこれからも厳しさを増すのではなかろうかと、そういうことは予想されていく。したがって、これまで以上に行政のスリム化というのか、それが要求されてきますし、財政運営にそれなりの厳しさを持って取り組んでいかなければならないと、そのように思っております。

財政が厳しくなるから、市民のサービスが低下するということがないように、市民によりよいサービスを提供するために、限りある財源を最大限有効に活用しながら、今後も取り組んでいかなければならないと思っております。

要するに効果的な行財政運営を行った上で、効果的な財政運営を行っていくということを基本的な考え方として据えながら、今後の大綱の策定に向かって努力してまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、経済活性化について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 経済活性化について、地域振興券にどのような期待をしているかとのお尋ねにお答えいたします。

地域振興券につきましては、谷口議員の御質問にお答えいたしましたとおりでございますが、経済状況が悪化している中、地域振興券により、市民生活を支援するとともに、振興券を市内で使用することでの市内商店等の活性化を期待しております。

次に、予定している内容についてお答えいたします。

地域振興券は、500円券22枚つづりの1万1,000円分を1万円で販売することとし、販売総額1億1,000万円を4月下旬から発売する予定としております。

また、振興券の使用に関しては、使用期限を7月末日とし、おつりを出さないようにしたいというふうに考えております。

振興券の取扱店につきましては、利用者の利便を図る上で、多くの規制を設けないようにし、事前に登録をお願いしたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 内容につきましては、もうきのう、きょうと出ておりますので、大体わかりました。

この商品券というのは、毎日のように新聞に載っております。菊池がもう出しているんですね。八代、天草、阿蘇、この辺は20%返すというふうな記事も見ました。大体1割から2割増しの地域限定で商品券を出す。

熊本県内ではこのプレミアム券というふうに呼んでますけど、12自治体が予定をしているというふうに聞いております。

全国では698自治体、大体39%、4割近いところがこれを実施する予定だそうです。

水俣の商店街も過去に2回ほどこのプレミアムの商品券を発行したことがあるんですが、一度目は10%、2回目はたしか5%だったと思います。商店街と商工会議所で行った事業ですけど、2回ともそれなりに金額はそんな何千万もなかったと思うんですけど、市内の商店街で使われて、それなりに地元の売りに貢献ができたというふうに思います。

朝、谷口議員の方で大型店、水光社あたりはかなり流れたという御指摘がありましたんですけど、実際にすごく流れたんですけど、これは手数料をそのとき取ったんです、2%か3%。ですから一回商店にいった商品券がそのまま商工会議所に行かずに、水光社に現金でいって、また、そこで使うと、もう手数料もかかりませんのでというのは、かなりあったというふうに自分たちは認識をしております。

今回ののは、そういう手数料は取らないんですよ。だと思いますので、満遍なくなるべく使って、大型店に流れるのは、これはしょうがないと思いますけど、期待をしているところです。

水光社あたりが月に1回、5%の還元を今定期的にやっていますけど、5%だけでもかなりお客さんが集まるということを言われております。

この大変厳しい時代、5%で喜ばれるわけですから、今回ののは10%還元できるということですから、このお得感というのを十分に宣伝、告知をやっていただきたいなというふうに思っています。

さっき言いましたように、20%返すところもあるというふうに載っておりますけど、これは基本的に、私たちは商店街にいますけど、2割返すんやったら10%で2回やっていただいて、広くやった方がやっぱりいいと思います。それを長く、広くやった方が、経済の活性化にはつながる

ので、ぜひ期待をしているところです。

1つ、質問をさせていただきますが、これは買う方の利便性を考えますと、答弁では、役所の1階で販売するという事だったんですけど、商店街とか、大型店の中で、こう何日か限定で売り場を置くとか、そういったものは考えられないかを1つ。

3カ月、7月の末までというふうに今も言われましたんですけど、大体7月、8月がお盆なんで、大体夏の商戦は8月になるので、もう7月末じゃもう多分論外だと思うんです。ですから、4月末だったら5、6、7、最低8月まではやっていただきたいと思いますし、できればもう秋ぐらいまで半年ぐらい延ばして、もし余裕があるようだったら、年末の商戦にこういった商品券というのは、自主財源が難しかったら、いろいろなものを探して、もう一回出せるぐらいの経済対策をやっていただければ、水俣の方もいろいろな形で恩恵を受けるんじゃないかなというふうに思います。

その2つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、販売箇所を市役所だけじゃなくて、大型店、あるいは商工会議所も含めてだと思えますけれども扱ったらどうかということでございますけれども、当初、私どももそのところもちょっと検討はしてみましたんですけども、直接現金を扱うということで、非常に相手様もお困りになるんじゃないかということが、一つ大きなネックとしてございまして、最終的にはもう一本化した方がスムーズにいくんじゃないかという結論に一応達しました。

それから、使用期限につきましては、実はきのう、私、高岡議員にちょっと最初、今発言は7月末までと言いましたけれども、あのときは第2の質問の中で、8月末までと言って、ちょっとちぐはぐになったと思えますけれども、それは訂正したいと思います。7月末で、今考えておりますけれども、今おっしゃった8月のお盆商戦等を考えれば、そうかなというような思いもしないではなかったんですけども、私ども3カ月間を考えましたのは、短期決戦で勢いよく使っていただいて、水俣の商店街を景気づけていただこうということと、あとは販売の還元、交換ですね、換金の部分で3カ月というふうに区切らせていただいたということでございますので、特別長期がいいとかということまでは、実は想定してない。ただ短期間で使っていただきたいということがちょっと眼目としてございましたので、8月末というのは、今想定しておりませんが、ちょっと検討をまた、させていただきますと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 期間はぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

売り場については、商工会議所は忙しいのでだめだったというのは、きのうから聞いており

ますし、地場の生協の方とこういふのを話すと、もう本当、水俣の活性化のためやったら、人を出してでもやりたいねなんていう話になるんですけど、その辺は特定のところがいいのか悪いのか、ちょっとわかりませんが、そういうのも少し検討していただければというふうに思います。

それと、商店街あたりには、もし決まったら、もう早目に告知をしていただいて、一緒にイベントがやれるぐらいのことをやっていただきたい。それは最終的にはそのお店、商店街の話だと思うんですけど、やる気があるところはやればいいと思うんですけど、そういうお店が後手にまわらないように、情報を早目早目に出していただきたいというふうに思っております。

水俣市が今までにない経済対策として行うことでありますので、ぜひ成功をしていただきたいというふうに思います。

もう一個質問なんですが、告知の方法が市報とか、回覧とか、何かそういったものになるのか。できればポスターとか、そういうものを作成して、まちに張っていただくとか、それが一つと、使い切れなかった振興券をどう処理するのかを一個聞きたいと思います。割り引いて還元するのかどうかです。それとさっきおつりが出ないというふうな答弁があったと思うんですけど、これ結構子どもが使ったりする場合がありますので、500円持ってという、おつりは出してもいいんじゃないかというふうに、自分たち、よくそういう地元の商品券を出すんですけど、おつりを出すのと出さないのと、使い勝手がすごく変わってきますので、そこもひとつ検討をしていただきたいんです。それについて質問をさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、最初は告知はどうするのかということでございましたけれども、早速3月15日号のまず、市報でお知らせをすると。その次の市報にもお知らせをするというふうな形で、まず、考えておりますし、それから取扱店の登録の申請がございますけれども、スケジュールとしては、その市報に載せておりますけれども、その後説明会を具体的に、日にちはまだ決めておりませんが、3月議会、きょうの答弁後、速やかに周知をして、説明会をやりたいというふうに思っております。

そして、取扱店の登録をなるべく早く、できれば4月の半ばごろまでには終えまして、取扱店のポスターを作成いたしまして、その店にいろいろ張っていただく。その取扱店を市民の方にも周知をするというようなことを今考えております。

今の予定でいきますと、説明会を3月24日あるいは25日のいずれかで行うということにしております。

それから、使い切れなかった場合は、換金、返納ですか、返金というのができるのかということにつきましては、基本的には考えておりません。ぜひ、趣旨が使っていただくために商品券を

買っていただいたというふうに考えておりますので、ぜひ市内の商店で使っていただきたいというところでございます。

それからおつりの問題なんですけれども、基本的には購買をたくさんしていただきたいというふうに思っておりますので、おつりよりも足して使っていただきたいという趣旨で、おつりは考えておりません。

○議長（松本和幸君） 次に、ごみ施策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ごみ施策について、まず、本市のレジ袋の状況についてお答えします。

本市においては、現在、レジ袋に関して正確な消費量の把握はしておりませんが、経済産業省のデータによりますと、レジ袋は年間1人当たり約300枚消費するとされており、これをもとに算定いたしますと、水俣市でのレジ袋の年間消費量は人口が約2万8,500人ですので、約855万枚と推定できます。

水俣市としましては、レジ袋の消費量を削減するため、水俣市ごみ減量女性連絡会議と協力し、マイバッグキャンペーンなどの啓発事業を実施して、削減努力をしております。

また、水俣市が認定し、市内に15店舗ありますエコショップにおきましても、店内における啓発やポイントの付与など、各店舗で工夫いただき、削減に御尽力をいただいております。マイバッグの持参率も徐々にではありますが、増加の傾向であると認識しているところです。

続きまして、CO₂の削減、ごみ減量化につながるマイバッグ運動を推進するには、レジ袋の無料配布廃止は有効な手段と思うが、いかがかとの質問にお答えいたします。

ほかの自治体におきましては、全県、あるいは全市で一斉にレジ袋の無料配布を中止した自治体がございます。

また、水俣市内にも1店舗ではありますが、無料配布中止を実施している店舗がございます。このような先進事例を調査いたしましたところ、来店客のマイバッグの持参率は80から90%と、飛躍的に上がっていることと同時に、また、経費の削減や従業員等の環境意識の向上という効果も見られるとのことでした。

市内の状況としましては、市内の女性団体で構成しております水俣市ごみ減量女性連絡会議から、レジ袋の削減や無料配布廃止について、消費者の立場から、エコショップや、それ以外の商店の皆様との話し合いを求める声も上がっているところです。

率直に申しまして、レジ袋の削減という行動のみでは、CO₂削減やごみ減量に関して劇的な効果が期待できるものではないと思われまます。

しかしながら、レジ袋を当たり前にもらわない、マイバッグの持参という具体的な行動は、環境問題を意識するきっかけづくりとしては有効なものであり、住民の環境への意識の高揚、さまざまな環境に配慮した行動への波及効果が期待できるものと考えます。

このような状況を受けまして、現在行っております啓発事業とあわせて、消費者と商店街の方々との意見交換の場を早急に設け、レジ袋の削減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 水俣のレジ袋は大体どこでも全部無料配布、今、1店あると言われたですかね。私が知っているところでは、隣の津奈木のスーパーさんが1枚5円で、もう自主的にやられております。逆に、この環境モデル都市水俣では、まだそこまで至っていないところだというふうに思います。

もし、無料配布をやめて有料化となると、市民に負担がかかるわけですので、すぐ実行というのは難しいかもしれませんが、環境モデル都市として、今言われましたごみ減量女性会議ですか、こういったところも含めて、婦人会、行政、事業者も含めて議論する時期ではないかなというふうに思って、今回取り上げさせていただきました。

水光社さんあたりと、レジ袋の話をしますと、もう大体マイバックは頭打ちになっているということですね。あそこ、レジ通るときに、マイバックをカウントしていますので、大体もう頭打ちになっている。もうこれ以上、マイバックを推進するには、もうレジ袋に手をつけるしかないということなんですが、1店だけやるとどうしても売り上げ等に響いたときに困るという話もあります。

やはり、やるならある程度、水俣市で足並みがそろわないかなというふうなお話です。それと、できるなら、水俣は今商圈が水俣、出水も同じなので、出水あたりの行政も一緒に話していただいて、その辺も県を越して一緒にできるような、そういった取り組みができれば、この水俣地域の環境に対するまちとして評価も上がるんじゃないかなというふうに思います。

ぜひこういったことを行政が市の方向性を示して、イニシアチブをとっていただきたいというふうに思っています。

このレジ袋の減量というのは、今言われてましたけど、大量生産、大量消費、大量廃棄、これは20世紀型のライフスタイルを見直すシンボリックなものだというふうに思います。

資源を大事に使う、ごみになるものは初めからもらわないという、そういった考え方に変えていくきっかけづくりになると思いますし、最終的には市民の意識改革につながるんじゃないかというふうに思います。

水俣市は22分別、生ごみの堆肥化で資源ごみに対する意識は非常に変わったと思います。今度

は次のステップに踏み出していただきたいというふうに思います。

このレジ袋を無料配付を廃止するやり方は2つありまして、一つは、事業者、市民団体、行政、この3者でレジ袋削減推進に関する協定書を締結するということですね。これは水俣市もトレーか何かでやっていらっしゃるんじゃないかと思うんですけど。それともう一つは、東京都杉並区、これは条例で有料化条例というのを施行しております。こういったやり方もありますけど、基本的には締結を、協定を結ぶやり方だというふうに思います。

これで一つ質問をさせていただきますけども、この無料配布中止の議論する場が必要だと思うんですけど、そういった検討の委員会というのを積極的にやられるつもりがあるか。1つですね。

それと、レジ袋に対するアンケートとか、消費者とか、事業者あたりのアンケートなんかをとっていただければなというふうに思うんですけど、この2つを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ごみ減量に向けたレジ袋の有料化についてのお尋ねでございますけど、御提案のありました減量化に向けたレジ袋の有料化の問題、そういった議論の場をまず設けることについて、ごみの減量化については、クリーンセンターを初め、担当の方でもいろいろと策を講じておりますけども、苦戦をしているというのが現状で、なかなか減量化につながっていないと、そういった現実を踏まえまして、できるだけ早くそういった市民を交えた議論というのをしていく、そういった場もつくっていく、そういった必要性があるんじゃないかなというぐあいに考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

それともう一つ御提案ございましたけども、そういった広域行政での取り組みであるとか、そういった中で、幾つか議論材料にできないのか、そういったことも含めて、また、場を設けていきたいと思っておりますし、先ほど御提案のありましたアンケートにつきましても、そういった市民との、あるいは消費者、事業者を含めた場において、その必要性とか、中身についても、検討をさせていただき、この後のごみの減量化にぜひともつなげていきたいというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 レジ袋が減ったからごみが減るというのは、先ほども言われていましたですけど、ごみは重量で換算してますので、ポリ袋が減って、ごみ自体が減るということは、余り劇的に減るということはないんですよと、クリーンセンターの方ともちょっと話を、そういうふうに聞いたんですけど。最終的には市民の意識改革ということなので、ぜひ進めていただきたい。それと、先ほどレジ袋は1人300枚ぐらいという換算になっているということを言われていましたで

すけど、これはいろいろデータがあって、私が見たのは235枚というものでした。これは石油にすると約4リットルだそうです。これを水俣市に換算しますと、200リットルのドラム缶、これが560本分ぐらいがこのレジ袋に消えているということなので、こういった数字もわかりやすく、市民の方に提示していただいて、レジ袋を減らすことは、石油を使わない、CO₂の削減につながるというふうな、そういった認知もしていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、質問なんですけど、このレジ袋を削減するには、マイバッグが広まっていかないといけないと思うんですけど、このマイバッグについて、各自治体でもですけど、仙台あたりではオリジナルのマイバッグをつくっております。水俣もそういった、水俣らしい、持つことがステータスになるようなマイバッグというものをつくってみるのもひとつ手じゃないかなと思います。

デザインは当然水俣出身の方がいいと思うので、江口寿史さんもいらっしゃいますし、前亡くなられましたですけど、内山安二さんという方が、漫画家の方いらっしゃいました。自分たちも一緒に本をつくったことあるんですけど、カフェとかっぱのキャラクターがあったんですけど、そういったものを起用するとか、水俣らしいオリジナルのマイバッグというものを検討したらどうかと思うんですけど、それについて1つ質問します。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） マイバッグをまず広める、その手だてとしてオリジナルのそういったマイバッグをつくってはということですけども、こういったものが、今御提案あったようなこともございますけども、オリジナルをつくることも含めて、このマイバッグが広まるような、何らかの方策というか、いろいろと検討を重ねていきたいというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境施策について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境施策について順次お答えいたします。

初めに、平成11年度に自転車のまちづくりに関する提言書が提出されて以来、余り推進されていないが、今後の取り組みをどうするかという御質問にお答えします。

自転車のまちづくりにつきましては、先ほどの谷口議員の質問でもお答えしましたように、平成11年12月に、自転車のまちづくり委員会から、自転車のまちづくりに関する提言書が提出され、イベントの開催等を行いました。その後は事業が十分に推進されていない状況です。

しかし、今回、本市が環境モデル都市の認定を受けたことから、モデル都市としての本市の責任は非常に大きいものであると認識しております。

また、議員も御指摘のように、自転車のまちづくりを推進することは、今後、CO₂を削減して

いくための有効な手段の一つであるとも考えています。

今後の取り組みとしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、事業推進のための組織を再度立ち上げ、ハード面、ソフト面の双方から具体的な計画について検討してまいりたいと思っております。

次に、ノーマイカーデーの啓発活動の状況についてお答えします。

市民ノーマイカーデーは、環境モデル都市を推進する施策の一つとして、今年3月から毎月第1及び第3水曜日に設定いたしました。

まず初めに、市民への周知を図るため、自治会長会で説明をさせていただき、各世帯へチラシの回覧をお願いしました。同時に、市内事業所にも協力をお願いに回り、今後も順次進めていく予定であります。

また、第1回目となった今月4日には、市役所前交差点で、担当課職員が横断幕を掲示し、市民への周知を図るとともに、エムズシティの前では市長も参加して、啓発用チラシの配布を行っております。

なお、このような啓発活動は、継続していくことが重要であると考えますので、今後、各種イベント会場でのチラシの配布など、いろいろな機会を利用して啓発活動を継続してまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 これもさっき、午前中に谷口議員の答弁で大体わかりましたですけど、私も平成11年につくられました自転車のまちづくりの提言書を見させていただきました。非常に内容の濃いもんで、10年前の提言書だったですけど、地球環境への配慮、高齢化社会の健康づくりとか、今に当てはめても全然遜色のないようなもんだったように見えました。10年たっておりますので、その辺ももう一回見直していただいて、新しい組織で、この宮本市政の自転車のまちづくりというものを構築していただきたいというふうに思います。

水俣は、よく言いますが、コンパクトなまちだと思います。それが一つの売りだと思います。病院、学校、市役所、銀行、買い物をするにも、もう自転車があったら十分どこでも行ける、そういったまちになっていますので、そういったものもアピールして、それにはやっぱり自転車が非常に便利だということをアピールしていただきたい。そして、自転車の乗りやすい道路の整備、そしてエコな乗り物である自転車という利点をアピールしていただきたいなというふうに思います。②のノーマイカーデーにつきましては、やはり必要性を認識してもらうために、周知をどうやっていくかだというふうに思います。私もきょうこれをするので、自転車でここに来たんですが、ふだんはバイクとか、車なんですけど、やっぱりきっかけが何かありますと、このように自転車に乗らんといかんというふうに思うわけですから、その辺の動機づけというのをやっていただきたいなと思います。

1つ、質問ですけど、いろいろなこと今からやられると思うんですけど、自転車のまちづくりをやっぱり推進するには、自転車にやっぱり大人も子どもも興味を持ってもらいたいというふうに思うんですね。それが必要だと思うんです。それにやっぱり自転車のイベントとか、講演会とか、日本一の長い運動場を使ったサイクリング大会とか、そういったものがやっぱり今から必要じゃないかなと思うんですけど、そういったものについて、市民にどう啓発していくかというのを、少し考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 自転車のまちづくりにつきましては、提言書が10年前に出まして、本当によくまとめていただきました。ただ、なかなかその時点でも問題になりましたのが、道路の問題とか、安全の問題、それとどう向き合うかというのがありましたので、今後、そういったところはまた再度詰めて、いいものにつくり上げていく必要があるのかなと思っております。

今ありましたように、自転車に関する興味を持っていただくということで、イベント等の開催につきましても、以前、水俣市で熊本県のサイクリングラリーとか、九州サイクリングラリーをやった経験もあります。なかなか交通事情の関係であるんですけども、そういった部分のイベント誘致とか、そういったものも今後、自転車のまちづくりの推進委員会を立ち上げますので、その中で十分協議をして、もっともっと楽しく子どもたちからお年寄りまで乗っていただく、また、CO₂削減だけじゃなくて、メタボ対策にもなりますので、健康づくりということも含めて、今後やっていこうかなと。職員への周知も含めてなんですけども、今西田議員からお話をされましたように、きっかけづくりということで、できましたら議会中は議員の皆さんも全員自転車か公共機関で来ていただくと、そういったことが、何かやっていければ、結局、夏のエコスタイルは皆さんも協力していただきましたので、やっぱりそういったことを行政も議会も一緒になってこれから進めていく必要があると思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 議員には、私はもう言える立場ではありませんので、皆さんが認識していただけると思います。

市長にちょっと最後聞きたいんですけど、やっぱりこういうふうに、じゃ自転車のまちづくり、ノーマイカーデーを推進しようというときに、やはり隗より始めよで、やっぱり市の職員からというものもあると思うんですけど、その辺をどう市長が考えられているかをお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、副市長の方から答弁いたしました。私も全く同じような思いであります。今、できるだけ通勤には歩いてきております。全然やせませんけれども、一応、雨の日

以外は歩くようにしております。本当にさわやかですし、見えないものも見えてまいりますし、CO₂削減も含めまして、非常に健康的なことだろうと、自分もっております。

今、議員がおっしゃるように、まずは市役所の職員から率先してやるべきだろうと思っております。最近、自転車で通勤する職員も大分ふえてきておりますので、さらに、周知徹底をさせていきたいと思っております。まずは職員から徹底して自転車の通勤を進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、市ホームページについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、市ホームページについて、まちづくりに関するさまざまな情報を持っている自治体として、もっとホームページを有効に活用すべきと考えるが、どう認識しているかとの御質問にお答えいたします。

本市では、平成8年に市のホームページを開設し、その後の情報技術、機器の発展に伴い、機能やデザイン、レイアウト等の見直しを図りつつ、現在に至っております。

運用については、主に電算担当の職員が当たっており、原則として、毎月更新を行うほか、必要に応じて随時更新を行っております。

利用状況につきましては、平成20年度におけるアクセス数が、毎月平均1万5,000件程度となっております。

近年、我が国においても、インターネットは急速な普及を見せ、今や日本のインターネット人口は9,000万人以上、世帯普及率は80%以上、企業における普及率は99%を超えるとも言われ、新たな情報メディアとしての確固たる地位を占めるに至りました。

このような中、議員御指摘のように、本市のまちづくり、行財政改革、環境施策、都市計画などといった行政の取り組みを、市民に対して積極的に示すとともに、水俣の魅力を対外的に発信するために、インターネットは有効な手段の一つであると認識いたしております。

つきましては、今後とも研究を重ね、魅力的なホームページづくりに努めますとともに、インターネットの持つ即時性、双方向性といった、他のメディアにはない特質を生かした活用方法についても研究してまいりたいと考えております。

次に、他の自治体のホームページにバナー広告が有料で掲載されているが、本市で有料広告掲載を実施する予定はないかとの御質問にお答えいたします。

近年、地方財政を取り巻く厳しい状況の中、各自治体では、自主財源の確保に懸命に取り組んでおり、自治体が持つ各種広報媒体や公共施設などを活用した有料広告掲載事業に取り組む事例が多く見受けられます。

本市におきましても、平成16年度から広報みなまた紙上に、有料広告を掲載しており、各事業者の皆様の御協力により、今年度は30万円以上の収入を上げる見込みとなっております。

議員御指摘の、市ホームページへの有料バナー広告掲載についても、以前、実施に向けて検討を行ったことがございますが、当時は、掲載対象事業者の規制基準の問題、また、ホームページのデータ容量の問題などから、実施を見送った経緯がございます。

しかし、今回改めて県内各市の状況を調査いたしましたところ、14市中12市において、既に市ホームページへの有料バナー広告掲載を実施されていることがわかりました。

つきましては、新たな財源確保という観点から、各市の事例を参考にしつつ、本市においても市ホームページへの有料バナー広告掲載の実施に向けて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ホームページにつきましては、全国で3,200市町村があって、その9割、2,924自治体が大体持っている、もうほとんど持っているということだと思います。

民間のシンクタンクの21世紀政策研究所というところが、この2,924自治体のホームページを31項目細かくチェックしてランキングを出しております。ベストテンですね。高得点の自治体は、やはりホームページづくりにエキスパートの職員を育てているとか、しっかりした組織をつくって運営をやっているというふうに言われています。ランキングのトップは高知市が1番ですね。2位が2つありまして秋田市と岡山市、4位が兵庫県の篠山市ですね。5位静岡県富士市というふうにならばずっと並んでいるんですが、やはりこのホームページの作成にはパターンがあって、カリスマ職員型のホームページ、これは市職員の本当に技量が抜群で、すぐれた方がたまたま一人、二人いらっしゃって、その方が何から何まで、全部プロセスをこなしているというところもあるそうです。この中で、ベストテンの中で一番私が目を引いたのは、4位の兵庫県の篠山市、ここのホームページを見ると、地元の特産品が黒豆だそうなんですけど、それをもじって黒豆課というのをつくって、黒豆のレシピなんかも詳しく紹介してあって、もう観光ガイドなんかも非常にわかりやすくつくってあります。何がすごいかというと、アクセス数が480万アクセスぐらい上がっているんですけども、かなりの方が見に来ている。やっぱりそういう内容が濃い、見て楽しい、利用価値のあるということで、そのように見ていると思うんですけど、ここは、このホームページに何かお役所サイトというふうな銘打ってるんですけど、内容はもうお役所仕事どころではなく、非常に細かくやっていらっしゃいます。こういったものを絶対つくれというのじゃないですけど、やっぱりこういうのを見ますと、やっぱり篠山の土地に対して、すごい思い入れがあるんだなというふうに思います。

残念ながら、今、水俣のを見ますと、そこまでの魅力は感じられないというふうに、私は思っ

ております。こういう媒体を駆使して、商工、観光、教育、農林水産、そういった施策をどんどんと情報を発信するというのもやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。

バナー広告につきましては、第4次水俣市行財政改革大綱の案というのを見ますと、市有地とか公用車の有料広告というのは検討したいと書いてあるんですけど、残念ながらバナー広告というのは載っていませんので、今検討されるということだったんですけど、ぜひやっていただきたいと思うのと、バナー広告、大体5,000円、1万円、高いところは1万5,000円というところもあるんです。大体5,000円ぐらいだと思うんですけど、やはり少しでも収益に上がる、この非常に財政難のときに、ちょっとでも上がるものは、やっぱり積極的にやった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

質問を1つしますと、このホームページの運営について、今は電算室が兼務でやっていらっしゃると思いますけど、役所内にはいろいろな優秀な方がいらっしゃると思います。ホームページに対してスキル持っている方もいらっしゃるかもしれませんので、そういう職員を公募してやらせてみるとか、ちょっと今までと違った形の運営というのはいかないかを、1つ、質問させていただきます。

それと、バナー広告については、今14市中12ということだったんですけど、水俣とどこなのか。それは何かやっぱり地域性があるってやっていないのかを教えてくださいたいのと、バナー広告をするのに、お金はかかりませんし、何か超えるハードルが必要があるのかどうか。自分には見当たらないので、もうバナー広告について、もう一回ちょっと答弁いただければと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 市のホームページの作成について、今までと違ったようなやり方でやったらどうかということでございんですけども、水俣のホームページは、おっしゃるように、お役所サイトで、余りこうおもしろみがないというのは事実そうだと思います。今のやり方ですと、多分業務としてやっているということです。

例えば担当課から所管の、例えば情報のところの係に来まして、そこが言われたことをただ載っけていると。そこに工夫とか、あるいは興味を引くようなことを載せたりとかという、そういう発想は多分今までなかったんだろうというふうに思っております。

今おっしゃるように、本当に今、情報化時代でございまして、いかに水俣市をアピールしていくか、売っていくかというのが、こういうところで差が出てくるんだろうというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところは、今回の異動の中でも、そういうスキルを持った人を有効活用できるように考えていきたいなというふうに思っております。

それから、14市のうち、実は水俣市と玉名市がバナー広告をまだやっておりません。先ほども答弁いたしましたように、ぜひこれについては、少しでもやっぱり財源確保、あるいはおもしろ

いホームページをつくるという意味からも、積極的にこれは取り組んでいきたいというふう
思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ホームページにつきましては、ちょっと時間がないので、これで終わりますけど、
一つだけ提言というか、お願いですけど、このトップページに市長の似顔絵が書いてあるんです
けど、非常に余り見た目がよくないので、ぜひこれだけは早急に変わっていただきたいというふう
に思います。これは一応、要望で伝えます。

時間がちょっと押してきまして、7の耐震化はもし行けませんでしたら、次回に回しますの
で。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境絵本大賞について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、環境絵本大賞についての御質問のうち、環境モデル都市、また、
日本一の読書のまちづくりを目指す本市にとって、環境をテーマにした絵本の出版に期待するも
のは何かについてお答えします。

本市では、平成19年11月に、すべての市民が読書に親しめるよう、水俣市日本一の読書のまち
づくり宣言をしました。

また、御承知のように、平成21年は、水俣市市制施行60周年及び市立図書館開館80周年という
節目の年を迎えることとなります。

そこで、本記念事業を実施することとしています。この事業は環境をテーマとしており、本市
ならではの思いを込めた事業であると考えています。

環境についての創作絵本を募集し、この絵本を介して広く地球温暖化や環境保護等の問題を
メッセージとして発信していこうとするものであります。

御存じのとおり、本市がこれまで歩んできた環境に対する思いや道のりは、既に長きにわたっ
ております。

環境をテーマとした絵本を出版することは、環境モデル都市水俣と日本一の読書のまちづくり
が一体となってPRできることになり、今後のまちづくりに大きく貢献できるものと考えており
ます。

次に、予定されている内容についての御質問にお答えします。

まず、本事業のスケジュールに沿って内容を紹介しますと、6月中旬にはマスコミ発表を行
い、7月上旬に、全国の公立図書館と芸術系の大学や専門学校、熊本県内の小・中学校、高校

に、ポスター、チラシを送付する予定です。

また、応募資格としては、商業絵本の出版経験のないアマチュアの方とし、水俣市ホームページ等を活用して、絵本作家を目指す全国の方々にも周知してまいりたいと考えております。

なお、作品の応募期間は、8月から10月までの3カ月間とし、11月中旬には絵本作家を中心とした審査委員会を開催して、12月に水俣市のホームページ等で審査結果の発表を行う予定です。

そして、表彰式は、来年1月中旬に開催する予定です。表彰式終了後には、審査員の作家の方による講演会も計画しております。

さらに、大賞を受賞した作品は、書店等での販売ができるようにしたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 6月に発表して、7、10で周知、公募、11月、12月で審査発表、来年表彰と製本されるというふうなスケジュールというふうに言われましたですけど、この環境モデル都市、そしてまた、日本一の読書のまちづくりを目指す、この本市にとりまして、この事業自体、内外に環境と読書についての取り組みをアピールする、非常にいい事業だというふうに思います。今までにない取り組みですので、ぜひ成功していただきたいなというふうに思います。

今、販売をされると言われましたですが、もう質問じゃなくてこのまま終わりますけど、もし販売して益金が出るようだったら、最初から環境の絵本だったら、この益金は木を植えますとか、途上国の子どもに絵本とか教科書を送りますとか、そういった使い方まで決めて販売していただければ、この絵本というものにもっと価値が出るんじゃないかなというふうに思います。

やはり、その本を買った人が何かに還元できる、環境にいいことに役立っているというふうな、そういった思いがあると、この本がまた生きてくるというふうに思いますので、ぜひそこは検討していただきたいというふうに思います。

それと、審査員の方を多分今から選ばれると思うんですけど、当然、環境問題に意識のある方、できればネームバリューのある方にそういった審査委員長を何かをやっていただいて、表彰にインパクトがあるものになればなというふうに思います。

水俣らしい絵本を行政から出していただいて、環境と読書のまちづくりという宮本市政をぜひアピールしていただきたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時19分 散会

平成21年3月12日

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

一般質問・質疑

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成21年3月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時49分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
次長（崎田雄七君）	議事係長（栄永尚子君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 15人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（田上和俊君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター院長（坂本不出夫君）
総合医療センター事務部長（桑畑達美君）	産業建設部産業づくり総室長（小林信也君）
福祉環境部次長（盛下修一君）	水道局長（吉村明賢君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（坂本彰君）
総務企画部総務課長（本山祐二君）	総務企画部企画課長（栄永徳博君）
総務企画部財政課長（淵上茂樹君）	

○議事日程 第5号

平成21年3月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 牧下恭之君
 - 1 国の経済対策と本市の対応について
 - 2 介護関係について
 - (1) 介護報酬改定について
 - (2) 介護ボランティアポイント制度について
 - 3 子育て環境整備について
 - 4 耐震診断補助制度について
- 2 岩阪雅文君
 - 1 所信表明について
 - 2 総合医療センター問題について
 - 3 国の第2次補正予算に対する具体的対応について
 - 4 本市の雇用、失業者の状況について
 - 5 本市の観光政策のあり方について
- 3 川上紗智子君
 - 1 介護保険に関する問題について
 - 2 子どもの医療費助成について
 - 3 平成20年度の決算見直しについて

(付託委員会)

- 第2 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について (厚生)
- 第3 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第4 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第5 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第6 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第7 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第8 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第9 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第10 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

			(厚生)
第11	議第13号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生)
第12	議第14号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(産業建設)
第13	議第15号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(産業建設)
第14	議第16号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	(産業建設)
第15	議第17号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	(産業建設)
第16	議第18号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(総務文教)
第17	議第19号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	(総務文教)
第18	議第20号	国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	(厚生)
第19	議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算	(各委)
第20	議第22号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	(厚生)
第21	議第23号	平成21年度水俣市老人保健特別会計予算	(厚生)
第22	議第24号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	(厚生)
第23	議第25号	平成21年度水俣市介護保険特別会計予算	(厚生)
第24	議第26号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	(産業建設)
第25	議第27号	平成21年度水俣市病院事業会計予算	(厚生)
第26	議第28号	平成21年度水俣市水道事業会計予算	(産業建設)
第27	議第35号	市道の路線認定について	(産業建設)
第28	議第36号	指定管理者の指定について (水俣市厚生会館)	(厚生)
第29	議第37号	指定管理者の指定について (ふくろふれあい学童クラブ)	(厚生)
第30	議第38号	指定管理者の指定について (二小ふれあい学童クラブ)	(厚生)
第31	議第39号	指定管理者の指定について (一小学童クラブ)	(厚生)
第32	議第40号	指定管理者の指定について (水俣市高齢者福祉センター)	(厚生)
第33	議第41号	指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ)	(厚生)
第34	議第42号	指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター)	(産業建設)
第35	議第43号	指定管理者の指定について (水俣市勤労青少年ホーム)	(産業建設)
第36	議第44号	指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)	(産業建設)
第37	議第45号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	(産業建設)

- 第38 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター） （産業建設）
- 第39 議第47号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター） （産業建設）
- 第40 議第48号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館） （産業建設）
- 第41 議第49号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター） （産業建設）
- 第42 議第50号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク） （産業建設）
- 第43 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館） （総務文教）
- 第44 議第52号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた） （総務文教）
- 第45 議第53号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館） （総務文教）
- 第46 議第54号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家） （総務文教）
- 第47 議第55号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館） （総務文教）
- 第48 議第56号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について （総務文教）
- 第49 議第57号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について （総務文教）
- 第50 議第58号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
（総務文教）
- 第51 議第59号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号） （総務文教・産業建設）
- 第52 議第60号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号） （各委）
- 第53 議第61号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター） （総務文教）

平成21年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 中山 徹		厚生
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について	水俣市山手町 1-4-6 光永ジツ子		厚生
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町岩城 2123-40 坂口 正人		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案 2 件、補正予算 2 件、議決案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情 3 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 5 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問を行います。

国の経済対策と本市の対応について。

景気は昨秋から急速かつ大幅に降下しつつあります。グローバルなインターネット社会が、世界経済を同時にブレーキを踏ませ、世界同時不況という台風並みの逆風にさらされています。

日々の新聞紙面には、大手優良企業の歴史的な経営悪化の情報が飛び交っています。そして、漏れてくるのは、NEC 2 万人、日産 2 万人、日立7,000人、派遣切りでとどまらず、正規社員のリストラ計画が次々と発表され、完全失業率が過去のピークであった2002年の5.4%を超え、7%前後にまで上昇する可能性が高いと見られています。

国もいわゆる 3 段ロケットで、75兆円規模の総合的な経済対策を打ち出し、生活支援策、景気浮揚策に懸命です。

この難局に当たって、我が市の政治や行政に取り組む使命と責任は何か。とりもなさず、市民の生活を守り、雇用を守ることに尽きます。未曾有の経済不況に立ち向かう市長のリーダーシップのもと、地域政策の展開が今ほど要請されているときはありません。対策の成否を握るのは規

模だけではありません。実行力とスピードも必要になります。

補正予算や新年度予算は市長の我が市の設計図であります。市長はどのような意図でもって逆風にも負けない設計図を描かれたのか、以下、お尋ねをいたします。

昨年後半からの世界的な景気後退の波が我が市の地域経済に、どのように押し寄せているのか、市長の認識をお尋ねいたします。

第2次補正予算の目玉は、定額給付金。さまざまな論議がありましたが、給付つき定額減税は世界の潮流であり、今か、今かと胸躍らせる庶民の期待にこたえるべく、早期かつ円滑な給付のために、今後のスケジュールと、地域経済活性化につなげるべく、市長の決意とその具体策をお尋ねいたします。

生活者支援の色彩が濃い施策では、社会保障分野で、医療の安心確保や介護従事者の処遇改善などがあります。自治体による雇用機会創出のために、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業が用意されています。

これらの本市への配分と、その目的にかなった本市の取り組みについてお尋ねをいたします。

中小企業支援では、緊急保証・セーフティーネット貸付枠30兆円のほか、金融機関への資本注入枠も10兆円追加、省エネ設備投資の減税や、中小企業への税率引き下げもあり、これだけを合わせても40兆4,300億円の規模になります。このほか、銀行等保有株式取得機構の活用・強化で20兆円が計上されています。

昨年後半からの本市の中小企業支援の中間まとめと、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

地域活性化では、地域活性化交付金や、地域活力基盤創造交付金、経済緊急対応予備費、緊急防災・災害復旧対策や学校耐震化、これらを合わせると、約4兆7,600億円、いずれも事業規模で、給付金の2兆円を大きく上回ります。

本市のこれら取り組みについてお尋ねいたします。

この経済危機をチャンスととらえ、新たな日本の展望を開くかぎは、環境と農業だと言われていきます。アメリカでもグリーン・ニューディールへと大胆にかじを切ったオバマ米大統領の登場もあり、世界の潮流になりつつあります。

環境と農業両分野を軸とした緑の社会への構造改革についての市長の認識と、我が市の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、介護報酬改定について。

急速な少子・高齢化が進展する中で、持続可能な福祉社会の実現には、社会保障関連予算の確保とともに、医療、福祉での人材の増強を図らなければなりません。特に、急速に進む社会の高齢化に伴い、介護職員の増強は重要課題であります。

しかし、介護現場の現状は、重労働や低賃金のため、仕事を続けられない介護従事者が少なくありません。過酷な仕事を福祉への情熱を支えに働いてきたものの、生計の見通しが立たず、退職を余儀なくされ、厚生労働省の調査では、2007年度の介護職員の1年以内の離職率は21.6%で、全産業の平均15.4%を上回っています。

2005年の平均年収試算額も、若年齢者が多いことありますが、男性の福祉施設介護員で315万円と、全産業の男性労働者511万円の6割程度であるという現実があります。

そこで、介護職員の処遇改善のため、政府は昨年10月、新たな経済対策の中に、来年度からの介護報酬の3%引き上げを盛り込み、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を講じるために、1,154億円の緊急特別対策を行いました。

雇用情勢が激変する中で、福祉分野を志す若者も多い、こうした人材が安心して働くことができるような取り組みは急務の課題です。

以下、お尋ねをいたします。

介護報酬は3年ごとに見直されるが、過去2回の介護報酬改定は2003年マイナス2.3%、2006年マイナス2.4%と、連続して引き下げられてきた。このため介護事業者の収入がふえず、給与が抑えられ、人手不足が深刻化してきました。

今回の改定では介護職員の待遇改善を目的に、初めてプラス3%を引き上げました。

しかし、これは2000年の介護保険発足時の水準に戻っただけで、介護職員の待遇改善までには至らないという声が多い。どう認識するかお尋ねをいたします。

介護報酬の3%の引き上げに伴い、全国の介護事業者の収入は約2,000億円増となり、全国の介護職員の給与を月2万円引き上げるのに必要な費用、約1,900億円を上回ると言います。しかし、介護報酬はサービス提供の対価として事業者を支払われます。どう使うかは事業者任せであり、事業所の規模や経営状況などで変わります。

事業所が自主的に処遇改善の取り組みの情報公開や、保険者による検証も求められると思いますが、この対応についてお尋ねいたします。

次に、介護サポーターについて。

宮本市長は、所信表明の中で、子どもからお年寄り、障がいのある人、ない人がともに助け合い、安心して暮らしていける生活づくり、ぬくもりのあるまちづくりが必要でありました。まさしくそのとおりだと思います。

高齢者による介護ボランティア活動ですが、厚生労働省では、介護予防を推進する観点から、65歳以上の高齢者の方が介護ボランティア活動を行ったとき、市が活動実績を評価してポイント化し、そのポイントを使って介護保険料や介護サービスの利用料に充てることができる介護ボランティアポイント制度を市町村の裁量によって実施できるように、今推進されております。

65歳以上の元気な高齢者が、介護施設や在宅介護などのボランティアをし、その活動記録をポイントに換算して、自身の介護保険料に一部を反映されますので、高齢者にとっては2点うれしいことがあります。

まず一つは、地域貢献をしながら、自身の介護予防につながります。そして、生きがいを持って生活ができます。

2つ目は、実質的に自身の介護保険料負担を軽減できます。今、東京を中心に、各地でスタートをしているようですが、自治体によってやり方はいろいろです。平成19年5月から制度化されましたので、先例市の取り組みを見ながら、検討している自治体も多いようです。

地域のひとり暮らし高齢者の方への話し相手や、外出や散歩の支援、特別養護老人ホームで食事や配ぜんなどの軽作業ボランティアなど、ボランティアは自身の希望に合わせて、在宅高齢者支援や自治体に受け入れ希望を登録している介護保険施設を選んで活動をされます。

高齢者が外出する機会を持たず、家に閉じこもりがちになる一方で、高齢者の知識や経験を必要とする介護の場は数多くあると思います。本市におきまして、今どのように、この制度を検討されておられるのか。また、この制度における課題は何が考えられるのかについてもお尋ねをいたします。

次に、子育て環境整備について。

水俣市は、環境都市みなまた・日本一の読書のまちづくりを目指して頑張っています。

さらに、子育て環境日本一を目指すべきだと思います。次代を担うのは子どもです。無限の可能性があり、水俣市の発展があると思います。所信表明の中に、母子保健事業、子育て支援事業として、妊婦健診の公費負担を5回分から最高14回分までふやすことで、安心できる妊娠・出産を促進します。さらに、予防接種事業、発達障がい児の早期発見・支援相談の充実、多子世帯の3歳児未満の保育料を無料にするなど、子育てしやすい環境づくりに努めると言われました。

以下、質問します。

現在、本市における子育て支援の情報は、市の広報紙など、また、インターネット上でも公開されておりますが、とかく子育て中のお母さんたちは子育てに追われ、広報紙等のお知らせを正確に把握することは大変難しく、また、インターネットを使用できない人も数多くいるのが現状です。

そこで、乳幼児期、青少年期までの幅広い段階ごとに、各種支援制度や届け出の仕方、子育てに必要な情報を掲載、加えて家庭での子育てが困難なとき、障がいのある子どもの子育て、ひとり親家庭に対する支援対策、相談機関、子育てのための事業等をわかりやすく紹介し、市内全域の保育園・幼稚園の紹介や公園等の位置、子育て関係施設の位置図等、このような市独自の子育て支援ガイドブックを作成することにより、子育て支援がより多くの関係者の方々に生かされる

と思います。だれでもわかりやすい情報が得られる子育て支援ガイドブックの作成が必要であると思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

妊婦健診14回分は、今年度第2次補正予算、同関連法案に盛り込まれていますが、21年、22年の時限立法です。その後も引き続き実施されるのかお尋ねいたします。

次に、ヒブ髄膜炎のワクチンについて。

ヒブ髄膜炎（細菌性髄膜炎の一つ）とは、脳や脊髄を覆っている髄膜に細菌が入り込んで炎症を起こす病気です。ヒブとは、ヘモフィレス・インフルエンザ菌B型という細菌のことで、毎年流行するインフルエンザウィルスとは全く違う細菌によるものです。その多くが5歳未満の子どもで、全国でも毎年500人から600人の乳幼児がヒブ髄膜炎にかかっています。

初期症状として、発熱と嘔吐など、かぜ症状との区別が困難だと言われています。ヒブ髄膜炎患者は増加傾向にあり、さらに抗生物質の効きにくい耐性菌に急速に変化するとも言われています。予後は悪く、死亡率は5%近く、20ないし25%に聴覚障害、発達遅延、神経学的障害といった後遺症が残存するなど、障がい児の子どもさんになっている方もたくさんいます。初期症状がかぜと区別がつかず、見落としになる心配が大きいわけですが、ここでワクチンが対策の決め手とも言われています。WHOでは、1998年にヒブワクチンの定期予防接種を推奨し、欧米諸国はもちろんのこと、現在世界では120カ国がこのワクチンを導入しています。その効果は劇的で、導入国では髄膜炎が激減しています。東アジアで定期予防接種が導入されていないのが、日本と北朝鮮とラオス、モンゴルなど、数カ国だけということでもあります。

日本は2007年1月にワクチンを承認をしました。生後3カ月から1カ月間隔で3回、さらに1年後に1回と、計4回の接種が必要で、ちょうど三種混合と同じ形で接種が行われるわけですが、公費による制度化が実施されておりません。費用は約3万円かかると言われます。これでは接種できる子どもに限られてきます。安心して子育てしやすい環境に努める本市としては、ぜひ乳幼児に対してヒブワクチン接種を制度化するべきだと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、5歳児健診について。

発達障がいには早期発見、早期療育の開始が重要です。5歳児程度になると健診で発見できるのですが、本市においては就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのにも時間がかかってしまい、適切な対応、対策を講ずることなく、子どもも就学を迎えてしまうため、状況を悪化させてしまっているという状況があります。5歳児健診についてのお考えをお尋ねいたします。

次に、耐震診断補助制度について。

県は市町村に対して、熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金制度を設けていま

す。水俣市の現状と今後どうするのかをお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、国の経済対策と本市の対応については私から、介護関係について及び子育て環境整備については福祉環境部長から、耐震診断補助制度については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、昨年後半からの世界的な景気後退の波が本市の地域経済にどのように押し寄せているかについてお答えします。

日本経済は、報道等によりますと、これまでだれも経験したことの無い未踏の領域に入りつつあり、内閣府が先月発表した実質経済成長率は、昨年10月から12月期に石油ショック時以来のマイナス12.7%を記録し、個人消費設備投資が大きく減少に転じたところでございます。

このような状況の中、本市における地域経済への影響について、先月、従業員50人以上の企業18社を対象にした雇用実態調査を実施したところ、企業側の回答として、工場での生産受注が大幅に減少し、操業停止に追い込まれたり、円高・金融不況の影響を強く受けたほか、業種によっては、深刻な落ち込みにより、回復の見込みが立たないといった状況と把握しております。

一方、食品関連企業に需要が堅調で、増産体制により2月決算において上方修正をする企業もあることもお聞きしたところです。

いずれにしましても、本市に限らず、先行き不透明な経済状況の中で、いかにしてこのような状況を乗り切るかについては、まさに喫緊の懸案事項であると認識しております。

本市といたしましても、昨年10月に設立されました水俣地域産業・雇用創出協議会の中で協議していくとともに、各種関係機関とも、さらなる連携を図りながら、引き続き産業創出に関する各種支援・振興・促進策を検討してまいりたいと考えております。

次に、定額給付金の今後のスケジュール、地域経済活性化への決意と、その具体策についてお答えします。

今後のスケジュールとしましては、体制面では、定額給付金の給付と地域振興券の発行を所管する総務課行政係に流動応援ということで、5名の応援体制をとっており、申請書の発送を3月中に行い、申請受付を4月から開始し、準備ができたものから、順次支給を開始したいと考えております。

地域経済活性化への決意につきましては、せっかく定額給付金給付事業を行うわけですから、

何とかして定額給付金が市内での消費につながるような事業展開を図る必要があるものと考えております。

その具体策としまして、定額給付金の給付と合わせまして、1割のプレミアムをつけました地域振興券1億1,000万円分を発行し、市内の事業所における消費へつなげていきたいと考えております。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業の本市への配分と取り組みについてお答えします。

ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業につきましては、国の本年度第2次補正予算の成立を受けて制度化されたもので、県では国からの交付金を受けて、基金を造成され、本事業を実施する市町村に対して補助金を交付をされるものです。

本事業の実施期間は、平成21年度から23年度までの3カ年を予定されており、本市への補助金の配分枠は、ふるさと雇用再生特別交付金事業が3カ年で約6,500万円、そのうち、来年度は約2,100万円となっています。

緊急雇用創出事業につきましては、3カ年で約2,400万円、そのうち来年度は約1,400万円となっています。

本事業に対する本市の取り組みといたしましては、これまでの議会答弁でもお答えしましたとおり、来年度のふるさと雇用再生特別交付金事業として、株式会社みなまたに委託して、失業者等を1年以上継続して雇い入れ、ネット通販による地元特産品の販売を計画しているところで

す。

また、緊急雇用創出事業については、失業者等を市の臨時職員として一時的に雇い入れる労務作業的な業務や、事務補助的な業務を行う事業を計画しております。

いずれの事業も、本市への補助金配分枠を繰り越すことは可能ですので、仮に追加募集等があった場合も想定しながら、今後さらに対応できる事業がないか、検討をしたいと考えています。

次に、本市の中小企業支援の中間まとめと、今後の取り組みについてお答えします。

本市では現在、中小企業の経営の合理化、体質の改善を図る目的で、必要な資金を貸し付ける水俣市中小企業経営安定資金融資制度において、企業が負担する保証料の半分について、10万円を限度として補給しているところです。

昨年は31件の利用がありましたが、ことしは国のセーフティーネットの対象業種拡大もあり、21件という状況であります。

なお、現在は需要は減少しているものの、保証料の半額補給は本制度の大きな魅力であり、来年度以降も継続させるとともに、新たな利子の補給制度の創設についても、他市の状況や本市の

財政事情等も考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、平成20年10月31日より、既存のセーフティーネット融資制度が緩和され、国の緊急経済対策として、原材料価格高騰対応等緊急保証制度が始まりました。

本制度の対象業種が760と多岐にわたっていることや、厳しい経済状況を反映して、これまでの利用件数は本年度2月末時点で既に120件、110企業となっております。

市といたしましては、この制度を積極的に活用することで、経営改善を図っていただくよう、大きく期待をしているところです。

今後も県や各金融機関と連携を図りながら、引き続き中小零細企業の支援に尽力していきたいと考えております。

次に、地域活性化に対する本市の取り組みにつきましてお答えします。

地域活性化交付金を活用した事業としまして、地域振興券事業のほか、17事業の総事業費2億9,630万7,000円に対し、1億6,576万9,000円の交付金を充当し、平成20年度から平成21年度に実施することとしております。

なお、本交付金に係る事業の概要につきましては、高岡議員の御質問にお答えしましたとおり、地域活力基盤創造交付金につきましては、地方道路整備臨時交付金が平成20年度をもって廃止されたことに伴い創設された交付金で、平成21年度の本市の事業といたしましては、八ノ窪・湯出線道路改良事業のほか2事業の総事業費1億400万円に対し、6,240万円の交付金を充当することとしております。

また、国の経済緊急対応予備費につきましては、経済金融情勢の変化に機動的、弾力的に対応するため新設されたもので、その用途は、雇用、中小企業金融、社会資本整備等とされており、今後の国の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

緊急防災・災害復旧対策につきましては、対象事業がありませんでした。

学校耐震化につきましては、平成20年度から平成21年度に学校耐震診断を実施し、耐震診断の結果を受けて、耐震補強工事に係る設計を平成21年度に実施することとしております。

耐震補強工事につきましては、平成21年度から平成24年度までに耐震補強の優先度が高い学校から進めてまいりたいと考えております。

次に、環境と農業両分野を軸とした緑の社会へ構造改革についての認識と、本市の取り組みについてお答えします。

御承知のとおり、昨年7月、国の環境モデル都市の認定を受けました。本市では現在、低炭素社会の実現に向けたアクションプランを策定中であります。

環境モデル都市には大幅なCO₂削減が求められており、ごみの分別を初め、これまで市民協働で取り組んでまいりましたさまざまな環境施策の強化とともに、自然エネルギーの活用が不可

欠となります。公共施設などで積極的に活用するとともに、市民生活への普及拡大を図るため、太陽光発電や太陽熱温水装置などの設置費用に対する助成などを実施してまいります。

次に、農業についてお答えします。

ここ水俣は自然と資源が豊富なまちであり、これらを活用する農林水産業の振興は、本市施策の大きな柱になるものと考えております。

具体的には、地産地消の積極的な推進・支援や、耕作放棄地の解消による農地の有効活用、集落営農組織づくりを進めるとともに、計画的な圃場整備の実施、農道舗装や水路の簡易な維持・補修への支援を考えております。

特に、議員御指摘の環境分野との関連につきまして、未利用の竹やサトウキビなどを活用したバイオエタノール製造技術の構築に向け、実証実験への取り組みなどを進めていく計画でございます。

本市におきましては、これまでも環境に軸足を置いたまちづくりを展開してきたところですが、今後はさらに、国の環境政策とも連動しながら、環境と経済が結びついた持続可能な地域社会をつくっていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 国の75兆円の経済対策に本市の対応をお聞きいたしました。

我が国の所得税の課税最低限は、夫婦に子ども2人の給与所得者で325万円、ところが国税庁の調査では、年収300万円以下の人が年々増加し、2007年には1,750万人超に達しているそうです。200万円以下の人だけでも1,000万人を超えるそうです。

この経済危機に一番影響を受け、苦しんでいるのは庶民であり、低所得者層であります。

生活者支援、雇用対策、中小企業支援、地域活性化していくのが75兆円の景気対策であります。

その中で、春を呼ぶ3点セットが定額給付金、子育て応援特別手当、高速料金引き下げであります。

子育て応援特別手当は、定額給付金の時期とあわせて支給されます。該当する子どもさんは第2子以降で、この春から小学校に上がる直前の3年間に当たるお子さんで、1人当たり3万6,000円が一括支給されます。夫婦と子ども2人の4人世帯で、2番目の子どもが対象になる場合には、その家庭には合計で10万円が支給されることとなります。

また、高速道路料金の引き下げが実施されれば、土日祝はどこまで走っても1,000円、1,000円を下回る区間は終日半額、平日は昼間3割引になります。すごい経済効果が期待されると思います。

第2次補正予算が1月27日に成立していることから、事務経費の予算は執行できるため、申請

の受け付けまでの準備作業を行うことができました。

市民の皆様からは、いつ定額給付金が出るんだろうかという、毎日のように電話がかかってくる。そういう状態でありまして、市民の皆様は待っています。

そこで、質問したいと思いますが、定額給付金準備が遅いと感じるが、いかがか。

プレミアムつき商品券は、割り増し率が今10%から20%は普通で、67%のところもあります。島根県大田市では1割プラス5つの施設無料入場券を添付しております。それは2,100円相当であるということでありまして、水俣市に湯の児温泉と湯の鶴温泉があります。観光刺激策に無料の温泉入浴券を5枚程度つけるとか、思い切った計画にできないのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、定額給付金の準備が遅いと思うが、どうかということですが、幾つかの理由が挙げられると思いますが、まず、第一の理由でございますけれども、2次補正予算の関連法案が3月4日に可決されたというのが、第一の理由だと思っておりますけれども、端的に申し上げますと、自治体の大きいところ、小さいところによって、その差が出てきているのではないかなと思っております。小さいところは、比較的早くその対応ができておりますけれども、大きいところはどうしてもいろいろな準備等がかかるものですから、遅くなったというような状況だと思っております。順次準備ができ次第、早く進めてまいりたいと思っております。

それから、2つ目に、商品券の割り増し率が低いと思うがどうかということですが、この交付金の主な使途といたしましては、地域活性化に資するきめ細やかなインフラ整備を進めるためと、そのように定められておりますので、本市といたしましては、市民生活に欠かせない社会基盤のインフラの整備にまずそのお金を使いましたものですから、その使った後でということになっておりますので、1割が適当かなと、そのように受けとめているところでございます。

それから、温泉入浴券をつけて販売したらどうかということですが、確かに有効な方法だろうと思っておりますけれども、要は、商品券を使用できる取扱店の皆さん方が、さまざまなアイデアを出していただきながら、例えば券の額面が500円でございますので、500円均一のセールスを行われるとか、あるいは買ったところに粗品をつけていただくとか、いろいろな形で商店の方から考えていただいてやっていただくと、活発に利用されるのではないかなと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市規模以上のところが、もう3月、年度内に給付するということもありますので、もっとしっかり市民の声に答えていただきたいなというふうに思っております。

みのもんたウイークエンドで、みのがさんが言われたことは、全国の多くの皆さんが定額給付金

支給に大喜びをしている姿を見て、メディアで批判を繰り返した定額給付金に対し、自分自身を含めた報道のあり方、余りにも偏った報道に反省をします。これからメディアのあり方についても考えることが大事ですと訴えられたそうであります。

定額給付金に対する市長の見解を最後にお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど、議員の方からもちょっとお言葉がございましたけれども、この定額給付金につきましては、いろいろこう、さまざまな考え方、さまざまなとらえ方をしている方がたくさんおいでだと思いますので、しかもこれは国において決定された施策でございますので、我々は粛々として準備を進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、介護関係について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、介護関係について、介護報酬改定をどう認識するかとの御質問にお答えします。

過去2回のマイナス改定が介護従事者の深刻な人材不足を招いている現状を踏まえ、処遇の底上げを図るという面から、今回の引き上げは一定の評価はできるものと思われま

しかし、大きな介護報酬の引き上げは処遇改善につながる反面、介護保険料の増加や利用者負担の増加に直結するため、慎重な対応を望むものであります。

また、今回の報酬改定が、市内各事業所における介護従事者の処遇改善に具体的にどの程度つながるのかとの評価を行うことは、非常に困難であると思われま

次に、介護報酬改定に係る保険者としての検証を求められると思うが、どう対応するかとの御質問にお答えします。

市独自で処遇が改善されたのかどうかを検証することについて、評価基準の設定や評価方法など、ノウハウを持っておらず、極めて困難であると思われま

現在のところ、国においては、仮称ではありますが、学識者等による調査実施委員会が設置され、介護報酬改定の結果の検証を実施するものとされておりますので、それらの結果から、まず踏まえてまいりたいと思いま

次に、介護ボランティアポイント制度について、今、どのようにこの制度を検討されておられるか、また、この制度における課題は何が考えられるかとの御質問にお答えします。

介護予防事業を行う上で、ボランティアの必要性は認識しており、現在でも、一般高齢者事業であるまちかど健康塾を実施するに当たり、地域から世話人という名目で、多くの方々に参加いただいております。次期計画においても、介護予防ボランティアの育成及び活用や認知症サポー

ターの養成など、地域の人材育成が大きな課題となっています。

その中でも、ポイント制度は、高齢者を元気な高齢者が支える仕組みづくりを拡大する有効な方法であり、国としても介護保険制度の枠内で実施できるとの見解を示していますので、本市におけるボランティア活動の実態も踏まえ、事業実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。

また、この制度の課題については、対象となるボランティアの種類をどこまで広げるか、どの組織が管理機関となってボランティアの需要と供給を調整し、マッチングさせるのか、また、介護サービスとどのように区別するかなどが考えられ、ボランティア関係事業の事務局的役割を担っている社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 介護ボランティアポイント制度については、検討していきたいということでありました。

一方、課題も浮かび上がっております。安心してボランティアを行い、また、受け入れる側も安心して受け入れるための環境を整えることでもあります。このためには、あらかじめ十分な制度のオリエンテーションを行うほか、施設の現場における事前研修をボランティア登録のための条件とすることも視野に入れる必要があると考えております。

また、ボランティアをしたい人と受け入れたい施設などをどうつなげていくかということでは、個人情報の管理も含めた体制整備の問題も検討課題であると思います。

地域貢献をしながら、介護予防もでき、事実的に介護保険料の軽減につながると思いますので、早期の実施を期待しております。

また、若い介護、人材確保を目指して、介護福祉士等就学資金貸付制度も拡充されております。活用できるよう周知徹底が必要と考えますが、いかががお考えかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ただいま御質問がありました介護福祉士等の就学資金貸付制度につきまして、これは既に県の方で導入をされているようでございますけれども、福祉や介護分野へ若い人材を確保するという意味において有効な手段と思われま。

制度の中身を見てもみますと、いわゆる介護福祉士、社会福祉士等の養成機関に入学されている方々に対して、必要な融資を行うという制度でございますけれども、実施主体であります熊本県の方に制度の拡充についてもお願いしてまいりたいと思いますし、さらに周知の方についても、徹底を図るようお願いをしてみたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、子育て環境整備について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉本哲裕君登壇)

○福祉環境部長(吉本哲裕君) 次に、子育て環境について順次お答えします。

まず、子育て支援ガイドブックの作成についての質問にお答えします。

本市におきましては、子どもやひとり親家庭について、相談事業、各種手当の支給、医療費の助成など、さまざまな施策を実施しているところですが、それぞれの施策を福祉課、健康高齢課、教育総務課など、複数の部署で実施しているところです。

現在は、各課で実施されているさまざまな支援策を、みなまた子育て相談一覧、困った別一覧として、一覧表にまとめ、児童手当の申請受付時や乳幼児健康診査時等、各課の窓口で配布を行っています。この一覧表では見やすさを優先し、各支援策の名称、利用時間、問い合わせ先等を記載していますが、申請・利用の仕方、必要となる書類等詳細な内容については各担当課へ問い合わせるよう記載されています。

御質問にありましたガイドブックについては、子育てやひとり親家庭に関する支援策や関係する施設、障がい児に対する支援、その他、子育て等に関する幅広い情報を記載し、具体的な支援内容、利用方法、申請の仕方、申請に必要な書類などが、産前、妊婦、乳幼児、小・中学生、高校生以上などの機関別にわかりやすく記載されるものだと考えられます。

このようなガイドブックを作成し、市民の方に配布することは、本市の子育てやひとり親家庭に関する施策の周知、市民サービスの向上に有効であると考えられますので、今後は各自治体で作成されているガイドブック等を参考に、どのような内容のガイドブックが市民の方に見やすく、使いやすいか等を検討しながら、水俣市の子育て支援ガイドブック作成に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、妊婦健診についてお答えします。

妊婦健診14回分が、平成21、22年の時限立法として、今年度第2次補正予算、同関連法案に盛り込まれていますが、その後、引き続き実施されるのかの御質問にお答えします。

議員の御質問のとおり、妊婦健診は、平成22年度までの時限立法として公費負担されることになりました。

その内容は、今までの5回分については、既に地方財政措置がなされており、今回ふえる9回分を国が2分の1、市町村が2分の1の割合で負担するというものです。

金額につきましては、平成21年度当初予算において、2,093万8,000円を見込んでおり、うち国庫補助が690万円、市の負担額は1,403万8,000円で、約7割の負担となります。

今回の妊婦健診拡充につきましては、子育て支援、少子化対策の一環として、重要な施策であるものと認識しておりますが、市の財政負担を考えますと、23年度以降も引き続き実施するためには、国の支援をいただかない限り非常に困難と考えますので、市長会等を通じ、強く要望をし

てまいりたいと考えています。

次に、ヒブワクチン接種を制度化するべきだと思えるが、いかがかとの御質問にお答えします。

ヒブワクチンによる予防接種は、自治体に実施義務のない任意接種であることから、現在のところ本市の予防接種事業としては実施していません。

ヒブワクチンは、2007年1月に厚生労働省により認可を受け、2008年12月にワクチンが販売になったばかりでございます。

そのため、全国的にワクチンの供給量が不安定で、医療機関で予約してもワクチンの入手が非常に困難な状況であると伺っております。

ヒブワクチンの予防接種は、現在、定期接種とし実施している三種混合の予防接種と同時に、計4回の接種が望ましいとされており、接種開始がおくれた場合でも、最低3回の接種が必要とされています。

1回の接種にかかる費用も約8,500円程度と言われており、任意接種のヒブワクチンの実施につきましても、現時点では困難であると考えております。

次に、5歳児健診についてお答えします。

昨日の中原議員の御質問でもお答えしましたように、先駆的に5歳児健診を実施している鳥取県の状況を調べたり、城南町を視察するなど、検討を重ねてきました。

健診において、発達障がいのある子どもを早期に発見し、専門医療機関の受診につなげることは非常に重要なことです。

しかし、5歳児健診では、地域の療育の受け皿が少ない状況もあって、十分な療育が受けられないまま就学してしまう等の意見が多く聞かれるため、本市では3歳6カ月時健診という形で実施することといたしました。

3歳6カ月児健診では、本市の療育センター専任保育士による集団活動の場面を設定し、保護者が集団の中での我が子の理解や行動の様子を客観的に観察する機会をつくったり、保育園・幼稚園からも保護者の同意を得た上で、子どもの行動及び情緒面のアンケート調査に協力いただく等、多面的に子どもを観察して、発達障がいのある子どもの早期発見に努めてまいりたいと考えております。

また、健診で気になる子どもの保護者には心理士による相談の機会をつくり、さらに保護者へのサポート体制を充実させていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子育て支援ガイドブックを作成をしたいという答弁でありました。合志市の子育て支援ガイドブックを見てみますと、非常にわかりやすく作成されております。参考にして、市民

に喜ばれるガイドブックを楽しみにしていきたいと思っております。

妊婦健診ですが、鹿児島県霧島市では、ことしの1月から14回無料化を実施しております。いち早く実施していただき、ありがたいと市民からの大反響が起こっているようであります。

国の財政措置がある間は実施するのは当然だと思います。問題は財政措置があろうがなかろうが、将来のための投資である大事な施策だから、市独自でも継続実施をするべきだと思います。

国も実施に向けて検討すると思いますので、いかがお考えか、再度お尋ねをいたします。

ヒブワクチンですが、ヒブ髄膜炎の死亡率が5%です。20ないし25%に障がいが残ると言われております。自分の子どもや孫が、もしヒブ髄膜炎になったら、非常にショックを受けると思います。

生み育てやすい環境整備のためにも、ワクチン製剤の供給量が安定したら検討されるのか、再度お尋ねをいたします。

5歳児健診ですが、先ほど言われました鳥取県が、平成18年度の厚生労働省の研究報告があります。その中で、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障がいの疑いがあると診断をされました。その半数以上は3歳児健診では発達上の問題の指摘はされておりました。報告書の結論としては、現行の健診体制では十分に対応できないというふうになっております。香川県三木町では、平成18年度から軽度発達障がいの早期発見、弱視の早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病予防を目的として、5歳児健診を実施しているということでありませぬ。

軽度発達障がいとは、知能検査では軽度低下、または境界以上である発達障がいの一群であります。普通学級に通っている子どもの5%程度がこの範囲に属すると考えられております。

平成17年度4月1日、発達支援法が施行されました。その中で、国・都道府県及び市町村の役割として、発達障がいの早期発見、早期支援、就学前の発達支援、また、その他発達障がい者の家庭に対する支援が行われるよう、必要な措置を講ずることとあります。

問題を抱えることが予想される就学前までに、1年間の余裕を持てるような5歳児健診が、医学的にも社会的にも必要と考えられます。未来の宝である子どもたちが、健やかに成長できるためにも、また、早期発見で多くの子どもたちを救うためにも、5歳児健康診査の実施が必要と思っておりますが、再度お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 妊婦健診についての御質問ですが、妊婦健診については、現在、毎年市町村代表と、それから熊本県の医師会とで協議をずっと重ねてきております。

本市が23年度以降も14回継続実施するのかということについて、そういった協議の場を踏まえて、一応検討しなければいけないというぐあいに考えておりますので、現段階で実施については

申し上げることはなかなか困難であると思います。

先ほど申しましたとおり、23年度以降も引き続き国の支援、今そういう方向であるのかなというところで、議員おっしゃられましたけれども、再度、国の方にその支援をお願いしてまいりたいと、要望してまいりたいと、そのように思っております。

それから、ヒブワクチンの供給安定されたら検討してはいかかかということですが、ヒブワクチンについては、種々予防接種の研究者等から、これは国定でございますけど、次期定期接種の候補としてヒブワクチン、それと水痘が定期接種となる可能性が高いというぐあいにならわれております。安定供給という形までは、今現在至っておりませんが、定期接種となりますと、そういった見通しが非常に濃厚になってくるということでもございましょうし、そういった国の動向というのを今後も見守りながら、取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

それから、5歳児健診でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回、3歳6カ月健診に見直したということですが、3歳6カ月健診は、発達におくれのある子を早期に発見したいと、発見するということを重点的に考慮し、今検討してまいった結果でございます。

議員が御指摘ございましたけれども、弱視、あるいは小児肥満等の早期発見につきましても、従来の3歳児健診でも、これは実施してきたところでございます。

さらに、保育園、幼稚園等の先生方からも情報提供をいただいて、早期発見に努めていきたいと、今現在のところ、そのように考えております。

御質問のございました5歳児健診につきましても、そういった必要性を含めて、3歳6カ月健診を実施する中で、検証してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、耐震診断補助制度について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、耐震診断補助制度についてお答えします。

お尋ねの熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金制度は、耐震改修促進法に基づき策定された耐震改修促進計画において、民間建築物等の耐震化を促進する支援策として制定された補助制度です。

地震発生時の緊急輸送道路沿道の一定の要件を満たす民間建築物の耐震診断の助成を行う市町村に、本来なら国3分の1、市町村3分の1の民間への補助金を、国3分の1、県6分の1、市町村6分の1として、熊本県が市町村の負担分の半分を助成するという制度です。

法に基づく住宅・建築物耐震改修事業の採択条件として、耐震改修促進計画の策定が必要であ

りますが、本市においては、まだ計画を策定しておりませんので、市の体制づくりを検討していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ある企業の方が耐震診断をしたいのだが、水俣市が耐震診断補助制度を設けていないので、国・県からの補助が受けられないという相談がありました。そこは人が多く集まるところなので、安全な建物にしたいんだと言われておりましたので、早急に制度設置を強く要望して、この質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 自由民主党議員団の岩阪です。

さきの通告に従い、順次質問してまいります。

さて、本日の経済状況は、昨日までの質問にもありましたように、日々悪化の一途をたどっています。まさに緊急を要する事態であり、自治体としての対応に大きな評価が問われるときでもあります。

市長も就任から4年目になりました。市長の目指すまちづくりは着実に進展したのか、第4次総合計画も、マニフェストとともに最終年度となり、いよいよ検証のときが来ました。

所信表明では、今年度を正念場の年ととらえ、これまでの集大成として、結果を残さなくてはならないとの決意を述べています。

就任1年目は、産業廃物最終処分場建設阻止を最重点施策として掲げ、総合計画とマニフェストとの整合性を図りながら推進するとしていました。

昨年6月には、第1の重点施策であった産業廃棄物最終処分場阻止の目的を達成し、本年度はそれらを踏まえ、水俣病問題の解決と、環境モデル都市の推進を第一の重点課題として掲げています。不況にあえぐ今日、市民は着実な具現化と実感の持てる政策の推進に大いなる期待を寄せています。

以下、質問します。

まず、所信表明について。

①、任期4年目にして、第4次総合計画、マニフェストの総仕上げの年である。実現度についてどう受けとめるか。

②、平成20年度重点施策、第3の重点施策であった子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりから、本年度、医療・福祉の充実へ、第4の、若者が希望の持てるまちづくりから、観光や商工業など経済の振興へ、重点施策の主題の変更に至った理由は何か。

次に、2番目として、総合医療センターの問題について質問します。

当医療センターは、常に水俣、芦北地域を初め、鹿児島県南地域住民の医療を支える中核的な存在として、今日まで大きな役割を果たしてきました。

全国の自治体病院の7割以上が赤字を抱え、加えて医師不足、高齢化による医療費の高騰など、公立病院を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

本市医療センターも例外ではなく、存続に向けた努力が続けられている現状であります。

そこで、以下、質問します。

①、現在の医療体制、特に医師、看護師はいかがか。

②、平成19年、20年3月定例会で、公営企業法の一部適用から全部適用への移行について、平成20年度を目標に推進すると表明しています。順調に推移しているのか。

③、国が示した公立病院改革プログラムを平成20年度内に策定し、公表するとしているが、いかがか。

④、医師確保等の方策として、院内保育施設の設置に取り組んでいます。進捗状況はいかがか。

以上、質問します。

3番目、次に、国の第2次補正予算に対する具体的対応についてです。

世界的同時不況の中で、日本の経済状況は最悪の状況に直面しつつあります。輸出の減少を背景とした需要の急速な縮小は、日本の企業を直撃し雇用不安を高め、その影響は私たち地方にも大きな影響を及ぼし始めています。

国も緊急の措置として、第1次補正予算を初めとして、今回、第2次補正予算を成立し、実施に移しています。

地方自治体は市民に直に接する現場として迅速な対応が求められています。地域活性化、雇用対策は緊急を要する事態であり、自治体の評価が大きく問われるときでもあります。

そこで、以下、質問します。

①、地域活性化、生活対策臨時交付金は、本議会の補正予算で承認されました。政策の立案に当たっての基本的な考えはいかがか。

②、緊急雇用創出基金、ふるさと雇用再生特別基金事業に対して、具体的にどう対応するのか

質問します。

4番目、本市の失業者、雇用の状況について。

最近の経済不況により、企業の倒産、閉鎖等、近隣市町村を初め、水俣市の状況も例外ではありません。昨年9月定例会以前には、建設業の破産、閉鎖、休業が伝えられる中、10月に入り、エコタウン立地企業が破産、当市を取り巻く雇用環境も日増しに悪化している状況にあります。

その後、隣接する出水市、芦北町でも同様であり、当市からの通勤者もあり、自治体にとっては緊急の対応が求められます。

特に、若者に対する対応は、水俣からの流失が懸念される一方、地域の活力低下も懸念されます。一刻も早い対応が望まれますが、以下、本市の対応について質問します。

①、本市の失業者、正規、非正規を含め、どのように把握しているか。

②、これまで雇用対策への取り組みはなされたのか。

最後に5番目として、本市の観光政策のあり方について質問します。

観光の振興は自治体にとって地域活性化の切り札として、生きがい効果や経済効果、あるいは自然や歴史、文化の創造など、政策の着実な推進は、地域の発展に大いに期待されるものがあります。

政府も昨年10月には国土交通省の外局として観光庁を設置しました。観光立国として政策の推進に取り組むものです。熊本県も11月には観光立県推進条例を定め、行動計画を策定しています。

さきの答弁では、新幹線全線開業を目指した取り組み、エコパークバラ園、道の駅を核とした新たな活性化につなげたいとしています。

今日までさまざまな施策展開にもかかわらず、現実には衰退の一途をたどっているかのように見えます。

本市の看板である山の温泉湯の鶴、海の温泉湯の児、美しい自然に恵まれた水俣市を、中期、長期に見渡す構想を抱いてはいかがか。

そこで、以下、質問します。

①、本市の観光政策の推進に当たっての基本的な考えはいかがか。

②、基本構想、いわゆるマスタープランの策定に取り組む考えはないか。

③、現在の推進体制の状況についていかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明については私から、総合医療センター問題については総合医療センター院長から、国の第2次補正予算に対する具体的対応については総務企画部長から、本市の雇用、失業者の状況については産業建設部長から、本市の観光政策のあり方については副市長から、それぞれお答えいたします。

所信表明について、まず、任期4年目にして、第4次総合計画、マニフェストの総仕上げの年である。実現度についてどう受けとめるかという御質問にお答えします。

マニフェストに上げた施策で、特に重要であった産廃問題につきましては、我がふるさと水俣を守るため、市民と結集した阻止運動により、一応の解決を得ることができたと考えております。

教育問題対策については、水俣市学力向上宣言の具体化に努めながら、放課後補充教室などの学力向上対策事業を実施したり、特別支援教育支援員を配置するなどの効果があらわれ、全国平均を上回る学力がついてまいりました。

また、日本一の読書のまちづくりにつきましては、平成19年11月に宣言を行い、策定した推進計画をもとに施策を展開しております。

地域の活性化、経済産業対策につきましては、世界的な金融・経済危機の中にあって、本市が環境モデル都市の認定を受けたことは、千載一遇のチャンスをいただいたものだと考えております。このことを水俣再生への浮揚の契機ととらえ、新エネルギー分野など、環境と経済の両立したまちづくりを展望し、水俣の生きる道として、これからも強力に進めてまいります。

福祉・介護・医療の充実については、高齢者を地域で支える見守る仕組みとして、地域リビング事業が定着いたしました。

また、まちかど健康塾や、地域ふれあいモデル事業の実施により、介護予防や認知症予防にも役立っております。

マニフェストに上げられた事業のうち、その成果が上がっているものは92.6%となっております。

第4次総合計画に掲げた事業はすべて着手しております。

その中でも、特に、重点戦略に掲げられた34事業の中で、かなり成果が上がる事業は、村丸ごと生活博物館事業や、給食センター整備事業、14事業で41%、一応の成果が上がる事業は、水俣花の名所再生事業や小・中学校再編成事業など、18事業53%、早急な見直しが必要な事業は、湯の鶴湯治村づくり事業とブルーツーリズム推進による湯の児再生事業の2事業、6%となっております。

湯の児、湯の鶴の観光については、平成20年2月に策定した水俣市観光再生アクションプラン

に沿って、おもてなしの向上による旅館街の魅力アップや、地域におけるイベント開催による集客のための取り組みなどを行うことによって、その復活を図ってまいります。

マニフェストと第4次総合計画に上げられた事業については、それぞれ取り組んでおり、成果も上がってきていると感じておりますが、今後は足りないところを分析し、公約の実現、計画の達成に努めてまいります。

次に、重点戦略の主題の変更に至った理由は何かという御質問にお答えします。

新年度は任期4年目を迎え、何としても結果を残さなくてはならないと思っております。どの事業も必要な事業であり、平成20年度の所信表明と詳細な事業項目に大きな変更点はありませんが、世界的な金融・経済危機の中で、本市の置かれた状況も大きく変化しており、目標を具体的に農林水産業の振興、観光や商工業などの経済の復興、医療・福祉の充実とし、特に重点的に、具体的にこれをやるという決意を示す意味で、重点施策を分類いたしました。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 昨年3月も総合計画の進捗度については質問をしたわけですが、政策については着実に進んでいるということでございましたし、ホームページ等で公表もしているということではありました。

3年目にして、さらに、それが充実して振興したかというふうに私は思っているわけですが、果たしてそれがどうなのかということは、やはり市民が本当に政策が進捗して、実感の持てる水俣になってきているのかどうかということが、一番私は進捗度をはかる尺度になるのではないかとこのように思うわけですが。

総合計画については、エコポリスみなまたとして、前市長からの継続事項でもあったわけですが、施策の一つ一つについては、確かに進捗しているかのように見えますけれども、前回、昨年の所信表明にありました自転車のまちづくりについても、ようやく10年目にして、来年の目を見るというような感じもするわけですが、昨年も、それについてはおこなっているようなことがございました。

私が思いますのは、この件で質問したこともありますけれども、マニフェストを推進する上では、その体制づくりが必要ではないかなということも御提案を申し上げましたし、総合計画との整合性を持たせながら進めるというふうなことも、答弁をされておりました、当時は。こういうふうに見てみますと、マニフェストを拝見してみますと、言われましたように、産廃問題は確かにとまりましたし、教育問題についても、着々として進められていると思いますけれども、地域活性化の部分については推進室をつくられました、元気づくり推進室をですね。しかし、それが実際進んでいるかという部分については、目に見える部分と見えない部分がございまして。

そういった中で、広うございますので、的を絞ってお聞きしたいんですけども、農業について

は環境に配慮した農水産物の公共施設などへの活用、将来、栽培契約への展開、それから、第一次産業のブランドの強化のため、付加価値の高い産業の育成に努めるというふうになっています。

今回、関連のある部分について、2つほどお尋ねしたいんですけども、今回、これからの水俣の第一次産業を考える会議というのをつくられました。この辺の意図は何なのかについて、いかにかお尋ねをしたいと思います。

私は、当然、農業にこういう目標を立てられたわけですので、当選1回目、つまり就任1年目においてこういう会をつくって、3年目に迎えてしかるべきではなかったのかと思いますけれど、確かに重点施策として掲げられたのはそうなんですけれども、それについてお尋ねしますのが1点です。

それから、そういう中で、今年度の農林水産業費が20年度に比較して7,000万円減少しております。少なくなっております。防空ごう対策等が終わったということもございますけど、それにしても、なぜそういう重点施策に上げられながら、予算が減らなければならなかったのか。その理由について1点ですね。

それから、最後に、後ほど観光についても質問しますが、水俣型観光というのを上げられていますけども、それでは、市長は本年まで、3年間の間、恐らく観光客はふえたとは思いませんけれども、どういうふうな水俣観光という考え方でこられたのか。この2点、質問をします。

それから、前後しますが、総合計画については、今後、全体的な評価について公表をしていただきたいというふうにも思います。

それだけについて、まず、お尋ねをいたします。

それから、重点施策の変更についてですけども、これについては、確かに見る目においては重点的になってきたという印象は受けますけれども、結果的に考えてみますと、例えば若者が希望の持てるまちづくりが、商工業の発展とかにかかわるわけですけども、それでは、若者が希望の持てるまちづくりというのは、総花的ではなかったのか、もっと早く重点的に取り組むべきでなかったのかという思いもしないでもないんですね。そういうのが一つです。

ですから、結果として、その成果が出せたのかどうかについて、非常に疑問を持つわけです。

それから、医療・福祉の充実についても、2年間、公営企業法についての全適に向けての進捗状況、あるいは一般繰り出しについての問題もまだ結論が出ていないように、きのうの一般質問での答弁ございますけども、重点的にやっていくのであれば、そういったものについても、むしろ私は積極的に推進すべきでなかったのかどうか。是か非かという問題ももちろんあるかもしれませんが、その辺の突っ込んだ意見、考え方をやはり今後、問題点についてもっと公表すべきであろうというふうに私は思います。

それから、もう一点は、本年度から豊かな生活づくりにある村丸ごと生活博物館が充実したというふうにも、常にそういうことを言われますけれども、昨年、担当職員2人いたのが、ことしは1人になっているということでした。

このように、重点施策を挙げながら、推進体制が果たしてできているのかどうか、非常に私は疑問に思うわけですけれども、そこで、質問をいたしますけれども、これら重点施策について、指針とか方針とか、あるいは予算、担当職員が、あと1年間で仕上げられるわけでしょうけれども、十分配置できてのスタートだというふうに思われるのかどうか。

以上について質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、第一次産業を重点的に持ってきた、その意図という、それでよろしいですね。

意図はどうかということでございますけれども、第一次産業についての考え方でございますけれども、これからは第一次産業というのは、本当に重要視されてくるのではないかと、いわゆる安心・安全の食に対する、あるいはスローフードといいますか、そういった時代に入りつつあるんじゃないかなというのでもございましたし、もっと言いますと、食の自給率をもっと日本は高めていかなければならないという部分もあるのではないかなと思います。

それとあわせて、水俣の農林水産業を考えた場合に、担い手不足でありますとか、あるいは高齢化でありますとか、あるいは耕作放棄地が非常にふえたというような実態もございます。実はそういったところから、水俣の活気といいますか、水俣の衰退にそういった部分がつながってきているのではないかなというような考えも持っております。

したがって、ぜひそういう意味から考えても、何とか農林水産業に力を入れることで、水俣の活気につながっていくのではないかなと、そういう判断をしたところでございました。

また、このことは、これに活気を持たせるということは、今御承知のように、派遣切りでありますとか、あるいは、内定の取り消しでありますとか、非常にそういった部分においては厳しい状況もあっております。こういった第一次産業を活性化させることによって、そういった方々の就農が生まれてくるのではないかなとも思いますし、また、実際企業からも何かそちらの方に向けて方向もいろいろお話も来ておりますので、そういった、これを活性化することによって、雇用にもつながっていくのではないかと、そういうような意味から、この第一次産業を考える会も設置し、いろいろな御意見もお聞きしながら、その中でやっていこうというような思いが一つでございます。

それから、2番目でございますが、農林水産の予算でございますけれども、これは防空ごうの工事が終了したということで、中山間地の整備の事業等につきましては、そういったソフト事業に

つきましては、これから考えていくということでございます。

それから、3つ目の、水俣型観光ということでございますけれども、確かにマニフェストには4年間で行う重要施策として、地域の特性や資源を生かし、水俣型観光の確立を図りますということ掲げております。

水俣型観光といいますのは、御承知のように、水俣の海、山、川、そういった自然を活用してやっていくことを基本としております。元気村づくりを進めたり、あるいは都市と農村の交流を促進することや、あるいはごみ分別でありますとか、環境学習でありますとか、そういったことで水俣を訪れる人々をふやして、観光交流人口の増加に努めるということを水俣型観光の一番基本として考えております。

その成果といたしましては、村丸ごと博物館が、これまで頭石だけでございましたけれども、大川とか久木野とか、あるいは越小場とか、そういったところに広がって、現在では年間1,300人というような方々が水俣を訪れていただいているということでございます。

それから、ちなみに本年度の環境対策課への視察件数は74件で、954名の方が水俣を訪れていただいております。

それから、水俣病資料館の入館者も約4万人ということになっております。

今回、環境モデル都市の認定も受けましたので、その数はさらにふえていくのではないかなと思っております。

ただ、観光の方でございますが、湯の児、湯の鶴の宿泊が非常に減少しているということも事実でございます。こちら辺については、今後、本当にいろいろな形で考えていかなければならないなと思っております。

要は、水俣の自然を活用した、あるいは水俣のこれまでの歴史にのっかって観光を進めていくと、そういうようなのを水俣型観光ととらえております。

それから、次に、総合計画の公表ですかね。マニフェストの配布については、もうそれはそのような形でやっていきたいと思っております。

それから、若者が希望を持てるまちづくりなのに、なぜ農林水産業の振興とか、そういうのが今出てきたのかということだろうと思いますが、それでよろしゅうございますか、そういう質問で。

基本的には若者の希望を持てるまちづくりという施策を進めるために、具体的にわかりやすく文言を整理したということでございまして、さきの答弁でもお答えいたしましたけれども、今回の施政方針では、目標をより具体的に設定したということでございますので、これまでの取り組みの延長上にあると考えていただければと、そのように思います。

次に、重点施策について、担当職員がこれでいいのかということだったろうと思っておりますけれど

も、この件につきましては、職員も大分減ってきております。そういう状況もございますので、これは今後検討していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 質問の仕方が悪かったのか、なかなかのみ込みにくいんですが、あと1年ありますので、ぜひ、充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センター問題について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、総合医療センター問題について順次お答えいたします。

まず、医療センターの医療体制、特に医師、看護師におきまして、平成21年3月1日現在、常勤医師による診療科は、呼吸器科3名、循環器科4名、小児科3名、外科6名、整形外科7名、産婦人科2名、皮膚科2名、泌尿器科4名、眼科1名、消化器科5名、放射線科1名、脳神経外科2名、麻酔科1名、歯科口腔外科2名の合計43名です。

非常勤医師による診療科は、耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリ科です。

新年度の体制というのは、3月に入って一応決まりますので、一応ほぼ決まりました。そういう中で、眼科医師が開業理由で辞表提出がございました。

大学の眼科医局、教授医局長、外来派遣担当、数回行きまして、交渉いたしましたけれども、非常勤医師での対応となるということでございます。支障のないように、今後も努力をしていきたいと思っております。

そういう中で、放射線科の専門医師が1人増員になります。それと、県の派遣としまして、自治医大からの研修が1名、熊大の研修医が2名増加になって、4名の受け入れを今のところ計画しております。

救急医療につきましては、24時間365日の対応をとっており、救急外来として、医師1名、看護師5名が対応し、専門医師及び検査技師や放射線技師、薬剤師、手術室の看護師等のオンコール体制をとっております。

次に、看護師につきましては、看護師211名、准看護師4名で、10対1看護の確保ができております。

次に、地方公営企業法の全部適用についての進捗につきましては、昨日、中原議員の御質問にお答えしたとおり、全適移行する場合の繰入金の問題を含め、今後も市と随時検討することとしております。

次に、公立病院改革プランについてお答えいたします。

公立病院改革プランの策定につきましては、平成19年12月24日付で、総務省自治財政局長より、公立病院改革ガイドラインについてが通知されております。

公立病院改革につきましては、3つの視点に立った改革を一体的に推進することが必要とされております。

その3つの視点につきましては、まず、1番目に経営の効率化が上げられます。

これにつきましては、地域住民に対しまして、良質の医療を継続的に提供していくために、必要な経営指標について、数値を掲げ、経営の効率化を図ることを求め、平成23年度までを改善目標として策定することとされております。

2番目といたしまして、再編・ネットワーク化であります。

これにつきましては、近年の公立病院の厳しい現状を踏まえ、地域全体で必要な医療サービスが提供されるよう、地域の公立病院の統廃合を行い、基幹病院から医師派遣等の支援を受けながら、日常的な医療確保を行う病院・診療所へと再編成を行うとともに、これらのネットワーク化を図るものです。

3番目といたしまして、経営形態の見直しであります。

これにつきましては、民間的手法の導入を図る観点から、例えば、地方公営企業法の全部適用や、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入など、経営形態を改めるほか、民間移譲や診療所化を含め、事業のあり方を抜本的に見直すことを求めているものです。

これら2番目、3番目の策定に関しましては、平成25年度を目標として策定することとされております。

医療センターにおきましても、現在、関係機関と協議を図り、年度内をめどに取りまとめを行っているところであります。

医療センターといたしましては、周産期、小児医療を初め、急性期病院としての機能を確保しながら、医師、看護師の確保に努め、地域住民の皆様に信頼され、期待され、選ばれる病院となるために、患者中心の医療、安全で高度な医療、地域との連携、健全経営を病院の理念として掲げ、水俣市のみならず、葦北郡、北薩地域の福祉と健康に寄与するよう努めてまいります。

次に、院内保育所の進捗状況についてお答えいたします。

院内保育所は、医師・看護師確保の一施策として、熊本県の補助を受け、県下公立病院では、初めての事業であります。平成20年12月より平成21年2月までを改修工事の期間とし、2月27日に竣工しております。

なお、保育士につきましても、一般公募により、5名決定し、開所時期は4月1日を予定といたしております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 まず、医療体制、特に医師・看護師の部分ですけれども、順調にいつている、大体いつているようにお伺いいたしましたけれども、市民にとっては一番関心事ですので、毎年こういつた部分についてはお尋ねした方がいいのかなとも思うんですけれども、非常勤医師で対応いつているのが耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリ科ということでございますけど、今後の医師確保いつための条件整備といえますか、院内保育と同じになりますので、くっつけて質問いたしますけれど。

大分県の中津市民病院では、今年度から医師確保について、産婦人科の分娩手当を新設して、1回当たり3万円、医師住宅手当を6万円、大学医学部の4から6年生、それから、大学院生について、それから、前期臨床研修医を対象した奨学金制度等についても、創設をしております。中の金額については、今申し上げませんが、奨学金については当然、務めた後返すという形にはなりますけど、中津市民病院に勤務すれば全額返済が免除されるというふうなことでございます。

そのほか、現在1人であった医療秘書を4人に増員して、医療体制に、医師が医療に専念できるようにしたというふうなこともございます。

水俣市の場合も、まだ3科で非常勤でございますし、こういった条件整備に努めていただきたいというふうに思いますけれども、その考え方を1点お伺いします。

それから、院内保育については、4月1日から開院だということでございますけれども、その経営手法といえますか、方法についてはどのように考えていらっしゃるのか、その2点でございます。

それから、次に、全適の移行についてですけれども、昨日、中原議員からも質問がありましたけれども、答弁の中では、答弁といえますか、国の示した公立病院改革プランの中でも移行を指摘していますけれども、昨年的一般質問の中でも、こういった流れは全国的な流れであるし、全適にすることで、社会情勢に迅速に対応していきたいと、また、メリットも多いし、医療センターの生き残り策であるというふうに述べられています。

非常に意欲的であったわけですが、今年度まだそれが実現されていない中、全適へ移行する場合の繰入金の問題を含め、今後も随時検討すると、きのうの答弁では述べられておりました。市長においては、全適の移行は今後検討すべきなのか、ベストかどうかについて、今から詰めていくと、たしか言われたと思うんですけど、もう一点、この辺、詰めたところで全適の移行についての考え方を院長の方にお尋ねしてみたいと思います。

それから、一般会計の繰入金についてですけれども、昨日も出ました。これについてはやっぱり市長の方にお尋ねした方がいいと思うんですが、院長はあるべき姿を見つけるべく努力すると

言われたように思うんですが、市長は越えなければならないハードルもあるというふうないうふうなうに答弁された、うろ覚えで申しわけないんですが、というふうに聞いております。いずれにしても、同じ思いで、非常に繰入金ネックになっているような印象を受けております。

改革プランでも、この一般会計の負担の考え方については、明記するように指摘をしているわけです。

そこで、その考え方について、まずお尋ねをしておきます。

それから、3番目ですか、プランの中の改革プランについてですけれども、再編ネットワークについて、昨年の答弁では、院長は、出水の市立病院との関係を言われましたし、きのうは熊本方面より鹿児島方面の方がいいんだと、するとすればそちらの方だろうというふうな印象のことも言われました。しかし、中核病院として維持していくのは、今後かなり難しいんじゃないかとも言われました。かなり踏み込んだ話だったと思うんですが。

私、ここに北海道の奈井江町というのがあります。北海道の中部に大体位置してまして、隣の砂川市ですか、炭鉱の町で有名だと思うんですが、ここが新たな医療連携というのを結びまして、協定を結んでおります。水俣市も出水市と結んでいらっしゃると思うんですが、医師の派遣、それから、病床の有効利用、それから、患者の紹介、逆紹介、高度医療機器等の共同利用、それから、カンファレンス研修会等の合同開催、それから、医療情報、患者情報の共有化、総合情報システムのIT化、病院の形態の検討、これは民営化するか、指定管理者にするかということだと思うんですが、こういった突っ込んだ協定を結んで、非常に効果を上げているという例がございます。隣の出水市は非常に厳しい状況にあるというふうにお聞きしているわけですけれども、今後、この問題についても再編・ネットワーク化についても、踏み込んだ考え方といいますか、取り組みについて進めていくべきではないかなという気もしておりますけれども、その辺の考え方を、院長の方にお尋ねしてみたいというふうに思いますけれども。

以上、お尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 6つぐらい質問があったと思うんですけれども、その医師の処遇問題ですけれども、実際、これはホームページを見られる、ダウンロードしてみると、そういうことがいっぱい書いてあります。中津市民病院も確かに分娩手当を3万円、住居手当は6万、そして大学生にたしか15万と、月額で。それにれ見合う市民病院で務めたら免除と、かなりの条件を出しておられるですね。私のところはそういうことは出しておりません。まだそこまで緊急の事態に陥っていないというところがありますけど。ただ、今、出水市の方を出されたんですけれども、これは出水は12月議会で承認された、3年間あそこに務めれば200万、2年間で100万、紹介者には20万、これはちゃんと載っていますので、言わせてもらいますけれども、全

く私は知りませんでした、そういうのは。先月、向こうの事務長と院長が面会に来ましたので、今の連携とも重なるんですけれども、病院同士が連携している中で、一言も我々に言ってくれないと。というのは医者集めはもうそれこそ生きるか死ぬかの連携どころじゃないという認識なんですね。あえてちょっと感情的になって、こそくな手段使われましたねと言いましたら、病院がやったことじゃありませんと、ここが大事なところなんですけど、議会、そして市が医師の待遇をまだ改善しなきゃいかんんじゃないかということで、議会から承認されたということに向こうが言ったわけですね。なるほど、確かにこれは出水市のホームページの中に載っておるんです。だから、そういうことで、やっていくと、最後の6つ目の質問にかかわりますけれども、その地域で医療連携やりなさい、我々のところに、今100%、非常勤もいますけど、確保できている。向こうは確保できていない。何が起きたか、呼吸器科に今3人がいないんです。それで受け入れて、3人で50名を超える急性期患者を持った時代があるわけです。そういうことで、我々としても高額医療機器の連携とかやっていますけれども、今の状況でやるには、やはり我々の病院の体質を強化すると、非常に医局でも動揺が出ています。そういう中で、やはりそのドクターの処遇ということに関しては、行政の方と考える改善をしてあげなければ、これはあすは我が身というような危機感は私も十分持っております。

それと、2番目の、院内保育の件ですけれども、経営をどうするかと、これは昨日も申し上げましたとおり、医師確保から始まって看護師確保にいったわけなんですけれども、これは病院の環境整備というのが一番大事なところであって、これを当然我々はこれは病院の負担が結構出てくるという認識です。そのほかのニーズまでどうのこうのと言いますけれども、まずは熊本県の意向を得て開設したと、これから利用を考えていかなきゃいかんということでございます。

それと、全適の件ですけれども、これはうまくいっていないということじゃないんです。これが、きのう申しましたとおりに、その経済面のところから出てきた問題でありまして、その医療政策がこれだけやはりころころ変わる中で、果たして全適にいけばいいのかといたら、全適にあって非常に苦しんでいるところがあるんです。隣もそうです。そういう中で、我々はやっぱりどうしてもこの病院を残していきたい。なぜかというと、やはり地域のために、活性化のために、先生方も一緒でしょうけど、社会保障というのが一番大事なんです。医療、福祉、保健、そしてまた、教育もそうだろうと思うんです。そういうところが充実していないところに、何が活性化だと、私は申し上げたいんですけど。そういう中で、住民の皆様、そして議員、市、我々がやはり考え方を一緒にして、これを存続していこうというところで、行政とも考えを、意見を述べているところです。まだ合意に至っていないところは繰入金の問題もありますけど、今後また煮詰めていきたいと思えます。

それと、改革プランについても、実を言いますと、そういう経済であれば、我々のところは今

のところは今のところ黒字基調できていると、だからそれだけのことをやってる。ただ、25年に経営形態をどうするのかというような問題は、まだだから今からの検討だろうと思います。

それと、再編・ネットワークで、県の北部とじゃなくて、こっちだと言いましたのは、生活圏が一緒なところで、やはり来ておられると、実績もあるという中で、きのう申し上げたのは、道州制を見据えたら、北薩地域を含めたところの機関病院として生きていく、存続するのも一つの手じゃないかということで、医療組合立みたいな母体に移るのも一つの手だなということをきのう申し上げたわけです。

今後ともそういうことで、うちの存続発展に向けての最善の方法を探っていきたいと思ってます。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 繰入金のことをございますけれども、現在、市の財政の見通しがなかなか立たないような状況をございます。市の財政状況と、それから病院の経営状況をよく考えながら、調整をしながら、今後も引き続き検討を進めていきたいと思ひます。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 公立病院の存続というのは、非常に課題の大きい問題ですけれども、先ほど中津市の例を出しましたけれども、ここは国立病院から平成12年に市民病院に移行したということですが、医療圏が24万人だそうです。それで人口が8万6,000人でしたかね。それから21年度財政規模が334億だったと思ひます。そういった中で、病院の規模が250床、職員が278人、医師が34人、診療科が15科ということで、12年から昨年までずっと黒字を続けてきているということをございました、2億5,000万程度。昨年は6,000万に落ちたということをございましたけれども。来年、再来年には基本計画をもって病院を新たに建て直すということをございました。

そういった規模からしますと、水俣市の市立病院というのは、非常に充実しているかなと。417床ですね、そして17科を診療されているわけですが、中津病院が医業収益が35億だったというふうに、たしか聞いていた。水俣市と比較した場合、水俣市の場合、人口が2万8,000人、しかも財政規模が125億程度、それに医業収益からしますと67億はしますけれども、そういう規模からしますと、約2分の1で24万人の医療圏を対応している比較からしますと、非常に水俣市は大きいんですが、今後、人口の減少だとか、その高齢化に対する、さっき言いました医療負担を考えますと、非常に厳しいかなという印象も受けておりますし、2月26日の日経新聞ですが、公立にかわる地域医療中核として、民間病院を6倍、200拠点に優遇税制を拡充していくというふうな記事を見ました。こういうのを見ても、かえって民間病院が充実されていくと、公立病院の存在というのがますます危うくなるような印象も私は受けているわけですが、そういう考え方

について、院長の考え、一つだけお聞きしてみたいと思います。

それから、繰入金についてですけども、これも最近の新聞ですが、国は来年から産科、小児科医確保のために、地方交付税を4割増しするというふうな記事を見ました。これを見ますと、周産期医療、小児科医療、不採算地域、これは特別交付税です。それから、普通交付税として、国立病院、救急病院として、金額がずっと書いてございます。

こういったことを考えますと、地方交付税がふえる中で、さっき言いました、当然地方交付税の中に繰入金として入ってくるわけですけども、現在幾ら入っているかわかりませんが、そのうちの3億5,000万が去年、ことしというふうに医療センターの方に入っているわけですが、こういったことを考えましたときに、交付税がじゃ4割増し、幾らかわかりませんが、試算はされたかどうかわかりませんが、入ってきたときに、どういうふうな対応をされるのか。今のままなのか、やはりこの考え方というのは、やはり従来のままでは私はいけないんじゃないかというふうに思うんですけども、その点について、市側の方へお尋ねします。

2点だけ質問します。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 今後の見通し、非常に厳しい。確かに水俣は3万切るようなところに、今休床で414床ですか、難しいということですけども、周辺から患者さんが来ていただいて、利用率は90%を維持しているという状況でございます。ただ、今後どうなるかは、これは非常に、僕はいつも言っているのは、県の方に、ちょっと長くなりますので、何かちょっと別の機会に懇談会でもつくっていただければ非常にありがたいんですけど。

県の総合対策というのを示されました。熊本県だけでやるから、こういうことが起きるんですよ、県際は。だから鹿児島県とやってくれと、何回も言いますが、去年は確かに医療総室から鹿児島県からうちに来ている、国庫だけのあれを調べてくれましたけれども。非常におかしなことがいっぱい支援事業であるんです。来週、熊本県で地域医療協議会が県庁で行われますので、3つに絞って言おうと思っているんですけど、夜間救急の患者受け入れの機関の支援事業、国が3分の1出しますと、県は金がないから出さないと。3分の1、3分の1と、当然市も出せない。そしたら3分の2はどうなるのと言ったら、事業主が負担してください。支援事業じゃなくて負担事業じゃないかと言ったら、これは3月7日、保健局の医療課長さんが、今の現状はこうだと言われたのが、最初のレジュメの中に、政局が不透明、景気の先行きが不透明、行政の信頼回復、そういう中で医療政策やっておられたら、ビジョンが立てられない。ただ一生懸命頑張るだけです。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 院長の発言をいただきましたけれども、全く、この地方交付税の

措置の改正についても、実は700程度措置総額を増額するというような新聞記事で踊っておりまして、中身にすれば非常に危ういというのが実は実態でございます。

改正のポイントを若干皆様に知っていただきたいと思うんですけれども、これはもちろん総務省が、昨年12月に改正要綱というのをを出しまして、水俣に関係ある部分につきましては、産科、小児科、救急医療等に関する財政措置の充実という部分がございます。これで、実は試算等をしてみました。それでいきますと、普通交付税と特別交付税というのがございますが、普通交付税の中に医師確保対策として、ベットの単価を変更すると。例えば48万2,000円の部分が、21年度から59万円にしましょうと。こういう部分で、実は措置額が10万8,000円、1ベット当たりふえるということになれば、水俣の医療センターの場合は、4,460万4,000円ふえますよと。これが措置額です。それと、もう一件、実は救急医療という部分がありまして、これは特別交付税で今までは実額をいただいていたんですが、これを普通交付税に振りかわるということで、実はトリプルです。これが実は3,795万にふえます。単純にいけば1.5倍になりますけれども、これが1,265万ふえます。今言いました4,460万4,000円と1,265万足しますと、大体5,725万4,000円になります。これを実際交付税がどういう形で来るかという、大体62%が実額としておりてまいります。それでいきますと、3,500万強がふえると、実際ふえると、実額としてですね。ふえるという形になります。ただし、先ほど言いました特別交付税の救急告示病院の、この部分というのが丸々減るということになります。

それと、ただ、小児医療に関しましては、95万8,000円の単価が135万円になるということで、39万2,000円のアップになりますので、そのベッド数ということで、大体784万円、実額としてふえるということで、それを精査いたしますと、おおよそ千七、八百万ぐらいの交付税の実額の増額になるのではないかというふうに試算をしております。ただ、交付税全体の病院に関する措置総額と申しますのは、もう一件実はありまして、病院の事業債、企業債というのを発行しています。その分の償還に関しての措置というのが、交付税の中になされます。ですから、総額でいきますと、でこぼこがあるということで、今よりもふえるということもありますし、減るということも、年度年度で違うということが結論でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、国の第2次補正予算に対する具体的対応について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 国の第2次補正予算に対する具体的対応について、まず、地域活性化・生活対策臨時交付金の政策立案の基本的な考え方についてお答えいたします。

地域活性化・生活対策臨時交付金については、国では地域活性化等に資するきめ細やかなイ

インフラ整備などを進めるため、地域活性化・生活対策臨時交付金を交付することとされております。

本市におきましても、このことを踏まえ、景気対策として公共事業の拡大、市民生活の支援及び商業振興、観光振興、農林業振興など、各方面に向けた事業に予算配分したところです。

本交付金に係る事業の概要は、高岡議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、補正予算編成におきましては、国の補正予算案、法律案の動向が不透明な中、21年度予算の編成と並行して進め、厳しさを増す地域経済情勢が活発になるよう、地域振興券や子育て支援による家計への直接の支援と、公共事業等による各産業への支援の両面を考慮し、予算編成を行ったところでございます。

次に、緊急雇用創出交付金、ふるさと雇用再生特別基金事業に対して、具体的にどう対応するかについてお答えいたします。

緊急雇用創出交付金、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、事業内容の検討を進めておりましたが、県に対象事業としての確認がとれましたので、21年度の補正予算として追加提案をさせていただきたいと考えております。

事業内容につきましては、さきの答弁でも申し上げましたとおりですが、緊急雇用創出事業として、失業者等を市の臨時職員として雇い入れ、労務作業や事務的業務に従事してもらう事業を計画しております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業については、地元特産品のインターネット通信販売を株式会社みなまたに委託し、株式会社みなまたで失業者等を1年以上継続して雇い入れることを計画しているところでございます。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 大体今までの質問がこれに集中しましたので、出尽くしたと思いますので、簡単に質問したいと思いますが、感じることは、こういった場合に、市がどういうふうに対応するかということが一番課題だろうというふうに、私は思っております。政策の選択だと、計画性、あるいは迅速性、集中的にどこにどう投資するのか、あるいは充てるのかということが、一番私は興味があったわけですが、どうも見てみますと、従来の事業に上乘せしたような感じしかどうも見えなかったわけですが、いずれにしても、うまく円滑に運営できるように期待はしたいと思っております。

そこで、今後こういった部分について、うまく対応できるように体制を整えていただきたいと思いますという思いがしております。

そこで、1点だけですが、国の2次補正に関して、地域活性化以外にも出てきているのではないかとこのように想像してはいますが、それについて何もなかったのか、あるいは措置さ

れていることはなかったのかについて、質問してみたいと思います。いかがでしょう。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 国の2次補正に関しては、先ほど申しました地域活性化の交付金や定額給付金などがありましたけれども、実は一つ検討をまだ今年度中に急ぎ、進めている事業がございます。それは環境省の事業で、環境共生地域づくり補助金というのがございまして、これは内閣官房が実際に環境モデル都市を選定をしていただきましたけれども、それに選定された市町村が低炭素型の都市づくりにつながるような事業に対して補助金を交付するというものでございます。

これにつきましては、具体的には何をするかということでございますけれども、自転車のまちづくり、これを推進したい。これにかかる自転車の共同利用システム、これハードも含みます。例えば自転車の購入だとか、あるいは倉庫だとか、そういうものも含みますけれども、そういう一体的な共同利用システムを検討して、今急ぎプランを策定しております。その事業を今年度内に、あと残りありませんけれども、申請をして内示をいただけるような作業を今急ぎやっておりますので、ぜひこれも補助を受けてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、本市の雇用、失業者の状況について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 本市の失業者について、正規、非正規を含め、どのように把握しているのかとの御質問にお答えします。

これまでの議会答弁でもお答えしましたとおり、昨年末から現在に至るまで、雇いどめや解雇となった非正規社員は、計109人でした。また、本年3月ごろをめぐり、計45人の非正規職員を雇いどめ、また、解雇される予定であると把握しております。

次に、これまでの雇用対策の取り組みはなされたかとの御質問にお答えします。

このような厳しい雇用状況を踏まえまして、市といたしましては、本年2月に従業員数50人以上の主要企業18社の雇用実態調査を行った際に、厳しい経済状況の中、何とか現在の雇用を維持していただきたい旨のお願いをいたしたところです。

また、国の第2次補正予算に対する市としての具体的な取り組み内容につきましては、先ほど総務企画部長がお答えしましたとおり、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施することといたしております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 1点だけお尋ねします。

昨年、リプラ・テック株式会社が破産しまして、これに関して大川議員の質問があったわけで

すが、市として情報収集を行うとともに、ハローワーク水俣と連携しながら、従業員の方の雇用の確保に向けて努力するというものでありましたが、そのことについて対応されたのか。

これを機会に、私はむしろ緊急の相談窓口だとか、対策課を私はつくるべき時期ではなかったかというふうに思うんですけれども、その2点ですね。

対応されたかというのと、窓口を今後設置される考えはないか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 去年からの不況によります倒産、あるいは非正規社員の雇いどめ、解雇につきましては、非常に残念で、懸念しているところでございますけれども、ハローワークで調べましたところ、1月現在の数字でございますけれども、有効求人倍率が1年前0.42だったものが0.33と、0.09悪化しております。確かに早急な雇用対策、そういう窓口は必要でございますけれども、市においては、なかなか求人とかあっせんの機能を持ち合わせていないのが現状でございます。

ただ、昨年におきましては、原精機産業さんが倒産されたときに、市長みずから関連企業に向いて、雇用のあっせんというか、お願いに行ったところでございます。また、リプラ・テックに関しても、その後の雇用について、いろいろな各方面に調整したというか、あっせんを行ったところでございますけれども、そういう形で、市としても何らかそういう雇用することができないか、違う形でということで随時検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、本市の観光施策のあり方について答弁を求めます。

時間がありませんので、簡潔にお願いします。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 本市の観光政策のあり方についてお答えします。

まず、本市の観光政策の推進に当たっての基本的な考え方はとの質問にお答えします。

本市への観光入り込み客数は、平成10年の約72万人をピークに年々減少し、平成19年は約35万人と、10年間で半減しており、危機的な状況であると認識しております。

観光は、旅館を初め、土産物、タクシーといった、さまざまな分野に関連する総合産業であるばかりではなく、観光客が訪れることで、地域のイメージを広く発信するなど、多くの機能を持っており、大変重要であると考えております。

観光政策を考える上で、人々は観光に何を求めるのか、十分に把握することが重要であります。

辞書によれば、観光はふだん接する機会のない、美しい景色や名所などを見物することと記載

されているとおり、観光の再生を進めるに当たっては、水俣が本来持っている豊かな自然や温泉などの地域資源を磨き上げることで、水俣を訪れた人が何度も水俣に来たいと思ったり、他の人に水俣を進めたくくなるような観光地を目指す必要があると考えております。

次に、基本構想、いわゆるマスタープランの策定に取り組む考えはないかとの御質問についてお答えします。

本市としましては、10年間で入り込み客数が半減しているという厳しい観光の実態を踏まえて、まずは、平成23年の九州新幹線全線開業に向け、すぐに取り組むべき緊急対策として、アクションプランを策定し、受け入れ態勢の整備や集客のためのさまざまな取り組みを行っているところ です。

また、平成21年度予算で、都市再生整備計画を策定することとしておりますので、湯の児温泉再生を初め、中長期計画についても検討していきたいと考えております。

次に、現在の推進体制の状況についての御質問についてお答えします。

昨年度までは、集客のための取り組みやイベント等は、観光物産協会エコみなまたに補助金の交付等を行うことで実施をしており、行政の枠にとらわれない対応などで、一定の成果を上げてきたのではないかと考えております。

しかし、観光を取り巻く厳しい状況の中、市として観光再生に責任を持って取り組んでいくため、平成20年度より観光専属の係として職員4名による観光再生係を新設し、旅館におけるおもてなしの向上や水俣のPR、エコパークバラ園整備の支援など、さまざまな取り組みを行ってきたところ です。

その結果、速報値ではありますが、平成20年度において、宿泊者数は減少したものの、観光入り込み客数は若干増加するなど、減少に歯どめがかかっており、早速成果があらわれてきたのではないかと考えているところ です。

市としましては、昨年、観光を担当する職員を増員しており、今後も水俣観光の再生に積極的に取り組んでいくこととしております。

○議長（松本和幸君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党議員団の川上紗智子です。

大変おいしい給食をいただきまして、私はこれがありましたので、腹八分目で済ませてまいりました。皆さん方もそうだと思います。最後までよろしくお願いします。

私が水俣に住み始めまして、ちょうど丸7年にもうすぐなります。おかげさまで、この水俣の豊かな自然、山、海、川、こういう環境のもとで、しかも温かい市民の皆さん方の中で、私の息子は中学校を巣立つことになっています。本当に感謝をしています。

これから先、水俣生まれの私ではありませんが、水俣で生まれ育った皆さん方と一緒に、もっともっと住みやすい、安心して暮らしていける水俣づくりに一緒に参加していきたいと思えます。そういう思いを込めまして、質問に入らせていただきます。

日本の10月から12月期の国内総生産は、前期比で13%減となりました。かつてない落ち込みをしました。世界不況の発信源であるアメリカでさえも、27年ぶりの落ち込みということなんですが、6.2%の減で済んでいます。このことを見ても、日本経済の悪化がいかに深刻かが伺えると思います。

特に、熊本県は、1月の有効求人倍率は0.44倍で、9カ月連続下落でした。ちなみに全国順位は40位です。その中で、水俣市の最新の有効求人倍率を耳にしました。0.33ということですから、もっと深刻だと思います。こういう中で、国民の先行き不安、水俣市民の将来に向けた生活不安は、来年度の国の予算を見ても、これでは解消できるわけがないなと思えてなりません。

こういうときだからこそ、住民の福祉を増進させる、このことを使命とする地方自治体の仕事が大変になってきているんじゃないかと思えます。

以下、質問いたします。

1、介護保険にかかわる問題について。

今、市民の皆さんの暮らしを見て、深刻だと思う一つは、戦前戦後と大変苦勞されてきた高齢者の皆さん方の現状です。

2006年6月に自民党、公明党が賛成多数で決めました医療改革関連法、この法律の中には年齢で医療保険を差別し、保険料は年金から天引きをする。後期高齢者医療制度の創設などともに、療養病床という病院の中のベッドなんですけど、療養病床の大幅削減というのが盛り込まれました。療養病床というのは、長期にわたる療養が必要な人に医療と介護を提供する病院のことです。そして、その療養病床は2種類に分かれます。介護保険が適用される病床と、医療保険が適用される病床に分けられるんです。

そして、それらの大幅削減というのは、2012年3月末、もうすぐです。それまでに2006年当時ありました療養病床、医療型の病床25万床、そして介護型の病床13万床をそれぞれ医療型の療

養病床は減らす、介護型は全部なくすということを決めました。合わせて35万床当時あったものを、2012年3月末までに15万まで減らすというものでした。ところが、計画がちょっと狂ったんだと思いますが、介護型が全部なくなるということは変わっておりませんが、医療型、医療保険が適用される病床については、15万の目標が22万の目標に変わっています。

いずれにせよ、この病床が大幅削減されることに間違いはありません。また、新聞紙上で大きく取り上げられましたが、特別養護老人ホームの待機者が全国で38万人を超すということが報道されました。本当にこれも深刻だと思います。

そこで、お尋ねします。

①、市内の各種介護施設の定員、入所者数及び待機者数は幾らになるか。そのうち、介護療養型医療施設の定員、入所者、待機者数は幾らか。

②、市外の介護施設に入所している市民の数は幾らか。

③、現在の待機者の問題をどう解決していくのか。

④、2011年度に廃止される介護療養型医療施設入院者の退院後の受け皿をどうするのか。

⑤、今回、介護保険料の引き上げが提案されていますが、市民の負担は一体どれぐらいふえるのか。

2、子ども医療費助成についてお尋ねします。

①、県内で、水俣市より助成対象年齢が高いところはどれぐらいあるか。また、それぞれの助成対象範囲はどうなっているのか。

②、水俣市で助成対象を小学校卒業まで、あるいは中学校卒業までに引き上げた場合の必要経費のおおのこの試算はどれぐらいなるか。

3、平成20年度の決算見通しについて。

①、実質収支比率及び経常収支比率は幾らぐらいになるか。

②、公債費比率、公債費負担比率は幾らになるか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、介護保険に関する問題については福祉環境部長から、子どもの医療費助成については私から、平成20年度の決算見通しについては総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 介護保険に関する問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉本哲裕君登壇)

○福祉環境部長(吉本哲裕君) 介護保険に関する問題についての御質問に順次お答えします。

まず、市内の各種介護施設の定員、入所者数及び待機者数は幾らか、そのうち介護療養型医療施設の定員、入所者、待機者数は幾らかとの御質問についてお答えします。

市内に立地する介護保険3施設は、介護老人福祉施設1カ所、介護老人保健施設2カ所、介護療養型医療施設3カ所であり、それぞれの定員は120床、170床、106床となっております。

平成20年3月末現在での水俣市在住の入所者等は、それぞれ116人、139人、78人です。また、待機者については3施設を合わせて400人程度おられます。

また、地域密着型サービスの居住系サービスである認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、3事業所、定員35人、入居者34人、特機者が30人程度おられます。

次に、市外の介護施設に入所している市民の数は幾らかとの御質問にお答えします。

平成20年12月末現在で、介護老人福祉施設に16人、介護老人保健施設に4人、介護療養型医療施設に1人、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護事業所に6人、特定施設入居者生活介護事業所に3人が入所、または入院されておられます。

次に、現在の待機者の問題をどう解決していくのかとの御質問にお答えします。

新聞報道等にもありますように、施設の待機者、とりわけ介護老人福祉施設である特別養護老人ホームの待機者解消は、全国的にも大きな問題として取り上げられており、国は、来年度からの第4期事業計画での対応を県や市町村に要請しています。

水俣、芦北地域においては、地域内での施設の充足状況から、新たな介護保険施設の圏域内開設を予定されておらず、地域密着型サービスや居宅介護サービスの充足による市町村単位での対応を行うよう、県から求められています。

本市の待機者の状況について、県からの情報等をもとに、待機者の現況を整理しますと、まず、最も早急な対応を要する待機者は在宅の方であり、その中でも緊急性の高い要介護度2以上及び認知症自立度2以上の方を対象とする対応策が必要であると考え、既存の地域密着型サービス事業所の活用に加え、新たな施設整備目標を第4期の事業計画に設定し、サービス枠の拡充を図ります。

また、入所の必要度が低い利用者を割合を減らし、重度者が適切な施設介護サービスを受けられるよう、各施設における重度者への重点化について、施設や利用者及び家族の理解を深める取り組みを進めます。

あわせて、軽度者の居宅生活を支えるため、短期入所生活介護などの居宅介護サービスや認知症高齢者に対応できる地域密着型サービスの充実を進めるとともに、地域や家族の理解を深めることによる、地域の受け入れ体制の確保や、隣人や家族、民生委員やケアマネ、自治会活動の福

社力、医療機関などの社会資源の連携など、高齢者等が地域で暮らすための仕組みづくりを行います。

これにより、安易に施設に頼らない、また、施設入所者の状態が改善した場合には、地域に帰ることができる体制の検討を進めます。

次に、2011年度に廃止される介護療養型医療施設入院者の退院後の受け皿はどうするのかとの御質問にお答えします。

2011年度、平成23年度末までに行われる療養病床の再編成は、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービスの提供、不足する医療人材の効率的な活用、医療・介護の総費用の減少を図ることを目的とするものであり、現在、入院中の方で医療の必要性が高い方は医療療養病床へ、必要性が低い方は介護老人福祉施設や、従来の老人保健施設、介護療養型の老人保健施設へ計画的に移行することとなります。

介護療養型医療施設は、該当病床を介護老人保健施設等に転換することが可能であり、場合によっては医療療養病床への転換ができますので、現入院患者を退院させることなく継続して移行させることが可能です。

医療機関としては、経営の面から、有利な転換を選択できることとなり、ほとんどの病院で、平成22年度の医療報酬改定結果を待って、その対応を行うものと思われま

す。本市におきましては、3施設106床が対象となっており、現時点では各施設とも転換の内容等について未定としておりますが、23年度中には転換等の対応がなされ、新たな体制に移行するものと考えます。

次に、今回、介護保険料の引き上げが提案されているが、市民の負担はどれくらいふえるのかとの御質問にお答えします。

第4期事業計画における介護保険料の設定につきましては、高齢者人口の増加に伴う認定者数増加の見込み、サービス利用者の重度化傾向に伴う1人当たり給付費の増加、医療系サービス利用者の増加傾向などの自然増要因に加えて、介護報酬改定、待機者解消のための施設整備、医療報酬改定に伴う介護サービス利用者の増加を考慮し、3年間の給付費を見込みました。

さらに、第3期経過期間の低所得者対策の継続、20年度末繰越金の全額繰り入れ、介護報酬改定に伴う介護保険料上昇緩和措置を行い、これまでの保険料基準額算定方法に準じて、基準保険料を月額4,381円で設定しております。第3期の基準保険料と比較しますと、58円の増加となっております。

これを所得段階別保険料で示しますと、第1段階で年額保険料2万6,300円、年額400円、月額33円の増加、第2段階で年額保険料3万1,600円、年額500円、月額41円の増加、第3段階で年額保険料3万7,400円、年額600円、月額49円の増加、基準となる第4段階で年額保険料5万2,600

円、年額700円、月額58円の増加。第5段階で年額保険料6万8,400円、年額900円、月額75円の増加、第6段階で年額保険料8万6,800円、年額1,200円、月額100円の増加、第7段階で年額保険料9万4,700円、年額1,300円、月額108円の増加となっております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今、答弁していただいた中で、結局、市内にある介護保険関係の施設は介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームだと思うんですが、1カ所で定員が120床、入っている水俣市在住の人が116人、また、老健施設と言われている介護老人保健施設は2カ所あって、定員は合わせて170床、水俣在住の人で入っている人は139人、そして介護療養型医療施設が3カ所あって、そこでは定員が106床、水俣在住の人で入っている人は78人であり、待機者を全部合わせたら400人程度ということだったと思います。

市外の入所者を合わせると、全部満床ということになるんですね、現在。

2回目の質問の一つ目をいたします。

400人程度の待機者のうち、県からの情報をもとに整理して、最も対応を早急にしなきゃいけない待機者というのをはっきりさせ、そしてその方々への対応策ということで答えていただいたと思うんですが、どのように待機者の現況を整理されて、その対応策は、話はしてくださったんですけど、ちょっとわかりにくいので、どういう施設をどれぐらいつくって対応しようとしているのか、具体的にお答えください。

それから、2番目の質問は、同じように程度の軽い人の対応策についても言っていたと思いますが、具体的に答えていただけないでしょうか。

それから、3つ目の質問ですが、2011年度末をもって廃止が予定されている病院の中の介護型療養病床、ここに入院している方についての話なんですけれども、現在と同じベッド数が確保できれば問題はないと思うんですが、もしベッド数が少なくなったとしたら、出ていかざるを得ない人が出てくるのではないのでしょうか。

2回目の最後の質問になりますが、保険料の引き上げについてです。

高齢者の保険料は、年金から天引きをされているわけですがけれども、そうであっても、そこが引き上げられると、その分家族の負担がふえることになってくると思います。

前の方で話しましたように、今の不況は本当に深刻で、暮らしはますます大変になっているときだと思います。ですから、むしろ今は下げなければならないときになっているんじゃないかと思うんですが、そういうときに、わずかとはいえ値上げをしてもいいんだろうか、値上げをしちゃいけないんじゃないかと思うんです。保険料を引き上げなくてもいい方法はないのでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 川上議員の第2次質問について御答弁申し上げます。

第4期の事業計画、今、策定進めていますけれども、新たな施設を整備する目標、整備目標を設定するというので、待機者の状況を具体的にどのように整理したのか、あるいはどのように対応するのか、軽度の方も含めてということをございましたけれども、介護保険施設のうち、医療系の施設については、医療機関や福祉施設からの移行となるため、医療機関や医療系施設の御努力により、必要に応じた対応をとっていただいておりますが、特別養護老人ホームにつきましては、直接に自宅から入所するケースもございます。新たな施設整備などの対応をまず早急に行う必要があると考えております。そのために、まず、特別養護老人ホーム待機者のうち、ほかの施設との重複や、医療依存が高くて入所の見込みがない、そういった方などを整理し、その中で対応が急がれる在宅の待機者、そういった方を抽出いたしております。

さらに、要介護度及び認知症の度合い、そういったものを考慮し、最終的に対応すべき対象人員を定めて、対応施設や対応方法を選定し、新たな整備目標を設定したと、そういう形で、目標値の設定を行っております。

具体的に申しますと、地域密着型サービスの充実を基本として、重度者へ対して居住系施設である地域密着型介護老人福祉施設での対応、軽度者に対しては居住系施設であるグループホーム、グループホームを新設するというので対応していくと。また、在宅介護での対応を支援するために、対応型の通所介護の新設を整備目標に掲げてございますし、既存する地域密着型サービスであります小規模多機能型居宅介護施設の活用、さらに短期入所生活介護などの居宅介護サービスの充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、介護療養型病床の転換というのは、23年度に一応予定をされて完了するというので予定をさせていただきますけれども、行き先のない利用者が発生するんじゃないかというような御懸念もございましてけれども、まず、介護療養型病床の転換に当たっては、熊本県が熊本県地域ケア体制整備構想を策定し、国の転換支援策についての医療機関への周知や整理を行っております。

県としては、療養病床の円滑な転換を図ることで、入院している利用者が行き場を失うことがないようにすることを前提とした上で、医療機関や自治体への支援を打ち出しています。

本市としましても、県との連携を図るとともに、定期的な医療機関との連携、連絡調整を行って、円滑な転換が図られるように協力してまいりたいと考えております。

それから、保険料の引き上げについてですが、今回の保険料の増加については、先ほど申しましたように、地域密着型サービスを充実させるための新規施設整備に伴う給付費の増加というのが大きな要因となっております。

本市の高齢者数の推移や財政状況を踏まえて、施設入所待機者の解消や療養型病床の転換に対応するためのものがございますために、市民の皆様にはどうか御理解をいただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

2回目の質問の1番目の待機者に対する対応、早急な対応を要する待機者に対する対応策の1番目にお話をされた、地域密着型の老人福祉施設とおっしゃいましたかね。それは小規模の特別養護老人ホームという意味ですか。

（「も含まれます。」という者あり）

○川上紗智子君（続） はい、わかりました。

結局、介護型療養病床に入っている人については大丈夫というふうに受けとめていいんでしょうか。いま一つ不安が残るような気がします。

あと、保険料についてですけれども、結局、私もよくお話を聞くんですが、施設に家族を入れたいんだけど、なかなか空いてないと、ずっと待っていきゃいけない、何とかならないだろうかという話を聞きます。

待機者の数を見ても、施設が足りないのは明らかだと思うんですが、そういうニーズにこたえて施設をつくったり、サービスを充実すれば、真っすぐというか、直接保険料にはね返るといって、そういう仕組みが問題だなと改めて思います。

実際、必要なサービスは何なのかということで、提供されなきゃいけないのに、お金が枠をまずつくって、お金の範囲内でやるしかないというふうにもなるような気がするんですね。精いっぱい、水俣の介護保険料は熊本県内のほかの自治体に比べても決して高くなく、むしろ安い方だというふうに思いますが、安くてサービスが悪いんじゃないかというふうにもならない。でもサービスをよくしたら、保険料を上げざるを得ない。これはやっぱりそもそも介護保険制度をつくったときに、それまで介護費用の50%を出していた国が、介護保険が始まったら、国の出す分は25%に削ってしまったというところが大きな問題としてあると思います。

ぜひ、もう国の政治の改革をやらなきゃいけないんじゃないかというふうに、お話を聞きながら改めて思いました。極力、今度の療養病床の廃止などで困る人が出ないように、目配りをしていただきたいというふうに要望して、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、子どもの医療費助成について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、子どもの医療費助成について、順次御質問にお答えします。

まず、県内で水俣市より助成対象年齢が高いところはどれくらいあるか、また、それぞれの助成対象範囲はどうなっているかについてお答えします。

水俣市においては、子どもの医療費の助成対象年齢を就学前までとしていますが、県内47市町村のうち、本市よりも対象年齢を高く設定しているところが22町村あります。

近隣におきましては、芦北町が9歳まで、人吉管内10市町村では、半数の5町村が対象年齢を広げているようです。

また、県内市町村の対象年齢の範囲については、中学3年生までが7町村、小学6年生までが5町村、小学3年生までが10町村、就学前までが25の市町村となっています。

次に、助成対象を小学校卒業まで、あるいは中学校卒業までに引き上げた場合の試算はどれくらいかという御質問にお答えします。

本市における平成19年度の乳幼児医療費助成額の実績は5,871万1,000円でありました。就学後の児童の医療費実績については、全医療保険者のデータがありませんので、水俣国保に加入している児童の平成19年度の医療費データをもとに、その数値を水俣市の人口へ換算することで試算してみました。

それによりますと、助成対象が小学校卒業までに引き上げた場合は、2,668万9,000円の増額、中学校卒業までに引き上げた場合には、4,005万2,000円の増額が見込まれることとなります。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁いただきましたとおり、県内の市町村を見ますと、去年おととしでしたか、私が質問をして、小学校3年生まで引き上げられないだろうかという質問をしたときには、水俣は平均的だというような答弁がありました。けれども、今に至っては、その就学前というのはもう最低で、あとは小学校3年生、6年生、中3と、どんどん年齢が引き上げられています。これはやはり子どもの育成をやっぱり大事にしようと、少子化だと、人口も減っているというようなことで、随分認識が変わってきているんだなというふうに思っています。

この引き上げたところが、財政がいいから、余裕があるから引き上げたというわけではないと思うんですね。財政がいいところだけとは限らないと思います。財政力が高い低いに関係なく、やろうということでやっているんじゃないかというふうに思うんですけれども、この水俣でも改めて対象年齢を引き上げる考えはないでしょう。

2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 財政状況で申し上げますと、大変心苦しいのですが、財政的に豊かなまち、あるいはそうでないまちの差があってはならないと思いますし、やはり国の制度として、無

料化制度をつくるべきだろうとは思っているところでございます。

就学後の児童への助成につきましては、私ども国からの交付税措置というのは全くございませんので、本市の財政状況をやっぱり考えますと、厳しい状況であると言わざるを得ないのではないかと思っております。

また、子育ての整備を進めるのには、やはり国全体における大きな問題でありますので、これまでも私どもの再三全国市長会等においても御提案申し上げてまいりましたし、何度も提案として各地からも提案が出されておりますので、今後もそういった場に訴えていかなければならないのではないかと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、平成20年度決算見通しについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、平成20年度の決算見通しについて、実質収支比率及び経常収支比率は幾らかについてお答えいたします。

平成20年度の決算見通しにつきましては、現状で見込み可能な範囲において、3月補正予算で調整を行ったところでございます。

現在も予算を執行中で、歳入においては、申告に係る法人市民税や、特別交付税、地方譲与税などの収入や、歳出では、扶助費や3月補正で追加した事業の年度内執行額など、不確定要素が多いため、詳細な決算見込みを立てることは難しいところでございます。

そのため、実質収支が算出できず、実質収支比率は具体的な数値が算出できませんが、平成20年度は普通交付税の交付額が多かったことなどから、実質収支が増加し、比率も19年度の3.4%と比較して、よくなるのではないかと思っております。

また、経常収支比率は、その算出には、歳入・歳出の各科目を臨時または経常に仕分けし、財源充当額を確定するなどの作業に通常1カ月程度を必要とするため、現状で数値を算出することは困難でございます。

経常収支比率は、歳出のうち人件費や公債費など、経常的な支出に、市税などの経常的な収入がどの程度充当されるかを示す割合ですが、20年度は歳入の経常一般財源である市税や普通交付税が19年度よりふえる見込みであることから、歳出の経常経費が増加しなければ、19年度の97.7%より改善することが予想されます。

次に、公債費比率、公債費負担比率は幾らかについてお答えいたします。

公債費比率、公債費負担比率ともに、概して公債費の一般財源に占める割合を示すものですが、算定には若干の違いがございます。

公債費比率は、特定財源のほかに交付税に算入された公債費の額も控除するため、交付税措置

のある起債を多く発行している本市においては、19年度決算で公債費比率が10.1%、公債費負担比率15.1%と、公債費比率の方が低い値となっております。

公債費比率及び公債費負担比率の算定には、元利償還金に充当した一般財源の額や、歳入の一般財源総額、交付税への算入額などが必要で、現状で20年度の数値を算定するのは難しいところでございます。

20年度の公債費の予算額は、19年度決算額より多くなっておりませんが、これは借換債などの特定財源があるため、元利償還金に充当する一般財源は、おおむね19年度と同程度になるものと想定しております。

そのため、歳入の一般財源等が19年度より増額となれば、公債費比率、公債費負担比率ともに若干改善するものと思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問します。

この5年間ぐらいの流れの中で、水俣市が抱える借金はふえているのか、減っているのか、一般会計から出している、いわゆる借金の返済がふえているのか、減っているのかということをお教えください。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 借金がふえているか、減っているのかということで、結論から申し上げますと減っております。公債費につきましては、皆さん予算等で御存じだと思いますけれども、16年度に予算上は18億2,000万、17年度は16億5,000万、それから18年度が15億2,000万、19年度が14億9,000万、20年度が14億3,000万というふうに、毎年借金の返済する額は減ってきております。したがって、市債の残高も、要するに同じように減っていくということで、市債残高は16年度が136億3,000万でございます。20年度の見込みといたしまして、127億5,000万ということで、ここ5年で20億弱、19億ぐらいの借金の返済をしてきたと、残高が減ってきたということで、この状況は続くというふうに見ております。ただ借金が減ればいいのかということでも、実はございませんので、やはり社会資本の整備とか、あるいは地域振興のためには必要な投資をやっていくということが必要でございますので、必ずしも減ることがいいということでもないというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 借金が減ってきている、全くなくなるということはないという話ですけども、減ってきているというのは、もともとが大きかったのが、努力が実っているんじゃないかなというふうに思います。このままいけば、夕張みたいにはならないというふうに思っているんですね。

ぜひ、ああなると本当に、もちろん市も大変ですけど、市民の暮らしもめちゃくちゃになるというのはよくわかりますので、事業をぜひ吟味をしてもらって、市民の生活を守る自治体になっていくよう、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

最後ですが、市長にお聞きしたいと思います。

アメリカ発の金融恐慌というふうに言われる中で、市長においては、環境問題を重視してられています。私はそれはとても大事なことだと思います。なぜなら、環境保全がないがしろにされれば、人間の生存条件も崩れてしまうからです。

人間が生存していくための条件を確保するために、避けては通れない不可欠の課題だというふうに思っています。と同時に、人間がいなければ、これは成り立たない議論だと思うんですね。

どこの自治体も今人口がふえているところは、そうはありませんけれども、限界集落という言葉がありますが、それぞれ市町村が人口が減って行って、本当になくなってしまう町、村が出てくるかもしれないというのが、今の流れに残念ながらなっていると思います。この人口減少に歯どめをかけるというのは、相当困難な課題だと思うんですが、私はこの間、おもしろい資料見つけてまして、特殊出生率、一人の女性が一生に産む子どもの数ですね。全国的に順位が出ていまして、上位30位の中に県内の町村が3つ入っているんです。それはどこかという、単純に比べられないかもしれませんが、山江村が出生率が2.03なんです。クリアしています。減らないです、このままずっといけばですね。減らないと思います。ただ続くかどうかわからないんですが。あと錦町が1.97で、上位30位に入っています。あとあさぎり町が1.98です。上位30位の中には、上位を占めていますのは、沖縄県とか、奄美大島とかの市町村が多いんですけども、その中に3つ入っているんですね。子どもを産み育てやすい地域、せめてそういう地域をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと。確かに国全体の政治の流れがどうも少子化に歯どめをかけるような流れになっていない中で、自治体ができることは、何とかやっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですね。そうしないと、幾らいいまちづくりをしても、それを後継いでくれる子どもたちがいなければ、むだになるとは言いませんが、引き継いでいかなければならないというふうに思うんです。それで、出生率が低いということは、将来の展望がなくなるということですので、子どもたちがどんどん生まれて伸び伸びと育てるような、そういうまちにしていかななくちゃいけないと思うんです。

財政の問題はさっきおっしゃいました。国からの補助がないのは、ほかの自治体も一緒だと思うんですね、一定の年齢まで国からの補助がないというのはですね。だから、そういう意味では、それでもやっている自治体もあるわけですから、引き上げている自治体もあるわけですから、せめてよそ並みにしませんか。ぜひしていただきたいと思うんです。それでこそ、子どもからお年寄りまで安心できるまちの一步を踏み出せるんじゃないかなというふうに思います。

市長、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の方から御質問がございましたけれども、議員の強い思いはしっかり受けとめさせていただいたところでございます。

議員御指摘のように、御案内のように、水俣市はやはり弱者と言われる方が多いまちであるということも認識しております。

これからも、今後さらに、まずは財政の見直し、削減を図らなければならないと思いますし、そういったことに努めながら、それらの財源をできるだけ福祉の充実したまちの方に力を入れなければならないのかなど、そんなふうに思っております。

私が環境モデル都市のことを申し上げておりますのも、今議員がおっしゃったように、その根底には命を大切にすまち、その上に環境モデル都市というのが乗っかっているんだというような基本的なスタンスで言っておりますので、今後もそういった財政面のところも十分考えながら、福祉についても精いっぱい努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時29分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第1号水俣市水道水源保護条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第5号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第6号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第7号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第8号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第9号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第8、議第10号水俣市学童クラブの設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第9、議第11号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第10、議第12号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第13号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第13号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第14号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第14号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第15号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第15号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第16号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第16号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第17号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第17号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第18号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第18号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

る条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第19号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第17、議第19号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第20号 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第18、議第20号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第21号 平成21年度水俣市一般会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第19、議第21号平成21年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書42ページから43ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

44ページから68ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 大川末長議員。

○大川末長君 第2款総務費、1項総務管理費の、45ページです。18節備品購入費、市長公用車購

入費について、市長車を買いかえることだと思いますけれども、買いかえる決定した経緯について、4点、質問します。

メリット、デメリットについて、現有車の処置はどうするのか、次はどういう車種を選んでおられるのか、290万円で買えるつもりなのか、以上、お尋ねします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 現有車については、今クラウンに乗っておりますけれども、これについては入札で処分したいというふうに思っています。

それから、今回の車種につきましては、エコカーを選定をしたいというふうに思っています。

メリットは、燃費効率がいい、それで環境に貢献する車ということで、メリットだというふうに思っています。それと、環境モデル都市の思想に資するということでございます。デメリットは特段考えておりません。

○議長（松本和幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

69ページから81ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

82ページから98ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

98ページから108ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

108ページから113ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

114ページから127ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

127ページから130ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） ないようですので、次に移ります。

131ページから155ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

156ページから158ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

11ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

22ページから30ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

30ページから41ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

これで平成21年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第20 議第22号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第20、議第22号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議

題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第21 議第23号 平成21年度水俣市老人保健特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第21、議第23号平成21年度水俣市老人保健特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第22 議第24号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第22、議第24号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第23 議第25号 平成21年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第23、議第25号平成21年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第24 議第26号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長(松本和幸君) 日程第24、議第26号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第25 議第27号 平成21年度水俣市病院事業会計予算

○議長（松本和幸君） 日程第25、議第27号平成21年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第26 議第28号 平成21年度水俣市水道事業会計予算

○議長（松本和幸君） 日程第26、議第28号平成21年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第27 議第35号 市道の路線認定について

○議長（松本和幸君） 日程第27、議第35号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第28 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）

日程第29 議第37号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）

日程第30 議第38号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）

日程第31 議第39号 指定管理者の指定について（一小学童クラブ）

日程第32 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

日程第33 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

日程第34 議第42号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

日程第35 議第43号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）

日程第36 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

日程第37 議第45号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

日程第38 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）

日程第39 議第47号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）

日程第40 議第48号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）

日程第41 議第49号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）

- 日程第42 議第50号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
日程第43 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
日程第44 議第52号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
日程第45 議第53号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
日程第46 議第54号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
日程第47 議第55号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

○議長（松本和幸君） 日程第28、議第36号指定管理者の指定についてから、日程第47、議第55号指定管理者の指定についてまで、20件を一括して議題とします。

本20件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第48 議第56号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（松本和幸君） 日程第48、議第56号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第49 議第57号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第50 議第58号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第51 議第59号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第52 議第60号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第53 議第61号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）

○議長（松本和幸君） 日程第49、議第57号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第53、議第61号指定管理者の指定についてまで、5件を一括して議題とします。

議第57号

水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年3月12日提出

水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例

水俣市部総室課室設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号カを削る。

第3条総務企画部総務課の項中第15号を第17号とし、第4号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 情報化の推進に関すること。

(5) 電子計算業務に関すること。

第3条総務企画部企画課の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条総務企画部産業廃棄物対策室の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(提案理由)

産業廃棄物対策室の廃止及び行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第58号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年3月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条中「半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。）」を「4時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該4時間の勤務時間」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第7条を次のように改める。

(休息时间)

第7条 任命権者は、第4条第1項に規定する職員について、所定の勤務時間のうちに、市長の定める基準に従

い、休息時間を置くものとする。

(水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(水俣市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第4条 水俣市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1週間を通じて20時間」を「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に、「30分」を「5分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(水俣市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第4条の規定による改正後の水俣市職員の修学部分休業に関する条例(以下「新修学部分休業条例」という。)第2条に規定する修学部分休業をするため、新修学部分休業条例第2条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新修学部分休業条例第2条第1項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の水俣市職員の修学部分休業に関する条例(以下「旧修学部分休業条例」という。)第2条に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該部分休業の期間の末日までの間において任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。)が当該職員の意見を聞き定めた内容の新修学部分休業条例第2条第1項に規定する修学部分休業をすることの承認があったものとみなす。

(提案理由)

平成20年度人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成21年4月1日から施行されることに準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第59号

平成20年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

平成20年度水俣市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,274,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成21年3月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第11号)

歳 入 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18. 繰 入 金		234,855	2,820	237,675
	1. 基 金 繰 入 金	231,252	2,820	234,072

補正されなかった款に係る額	14,037,057		14,037,057
歳入合計	14,271,912	2,820	14,274,732

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
5. 農林水産業費		372,851	600	373,451
	2. 林業費	54,798	600	55,398
9. 教育費		1,254,497	2,220	1,256,717
	4. 社会教育費	223,595	2,220	225,815
補正されなかった款に係る額		12,644,564		12,644,564
歳出合計		14,271,912	2,820	14,274,732

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	市役所新館外壁塗替え工事	千円 4,410
5. 農林水産業費	2. 林業費	有害鳥獣捕獲オリ購入費	600
9. 教育費	4. 社会教育費	文化会館重油配管設備改修工事	2,220

議第60号

平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,662,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
15. 県支出金		820,082	22,182	842,264
	2. 県補助金	273,422	22,182	295,604
18. 繰入金		192,469	96	192,565
	1. 基金繰入金	192,469	96	192,565
補正されなかった款に係る額		11,627,645		11,627,645
歳入合計		12,640,196	22,278	12,662,474

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		2,033,777	4,474	2,038,251

	1. 総務管理費	1,499,800	4,474	1,504,274
4. 衛生費		1,615,664	640	1,616,304
	4. 環境対策費	125,961	640	126,601
6. 商工費		241,875	7,770	249,645
	1. 商工費	241,875	7,770	249,645
7. 土木費		1,473,730	9,394	1,483,124
	2. 道路橋りょう費	319,378	9,394	328,772
補正されなかった款に係る額		7,275,150		7,275,150
歳出合計		12,640,196	22,278	12,662,474

議第61号

指定管理者の指定について

水俣市ふれあいセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成21年3月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ふれあいセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市連合母子会 会長 西郷 マサ子
- 3 指定期間
供用開始の日から平成22年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第57号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

産業廃棄物対策室の廃止及び行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第58号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成20年度人事院勧告に基づく国会公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正

する法律が、平成21年4月1日から施行されることに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第59号平成20年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ282万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ142億7,473万2,000円とするものであります。

補正内容としましては、第5款農林水産業費に、有害鳥獣駆除事業、第9款教育費に、文化会館管理運営費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第18款繰入金をもって調整いたしております。

また、繰越明許費の補正としまして、市役所新館外壁塗りかえ工事外2件を追加いたしております。

次に、議第60号平成21年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,227万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ126億6,247万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第2款総務費に、広報資料整理事業、第4款衛生費に、水俣病犠牲者慰霊式関係経費、第6款商工費に、商品開発及びインターネット通信販売業務支援事業、第7款土木費に、環境美化等整備推進事業などを計上いたしております。

なお、財源としましては、第15款県支出金及び第18款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第61号指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第57号から議第61号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第57号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第58号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第59号平成20年度水俣市一般会計補正予算第11号について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第60号平成21年度水俣市一般会計補正予算第1号について質疑はありませんか。

〔あり〕〔なし〕という者あり)

○議長(松本和幸君) 真野頼隆君。

○真野頼隆君 議第60号の平成21年度の水俣市一般会計補正予算第1号の件なんですけれども、臨時職員の賃金が幾つか出ていますけれども、これは一般質問の答弁でありましたように、緊急創出事業の16名の賃金かと思うんですけれども、そうなのかということ。もしそうであれば、仕事の中身、何の仕事に何名をとということをお尋ねしたいと思います。

○議長(松本和幸君) 田上産業建設部長。

○産業建設部長(田上和俊君) お尋ねの賃金につきましては、今おっしゃるとおり、緊急雇用創出事業の補助金でございます。合計16名でございますけれども、そのうち8名につきましては、環境美化関係の作業的な、労務的なものを予定してまして、あと8名につきましては、財政課のいろんな事務事業等、それと今回行われます未来コンサートの補助等に賃金で採用して当たらせるというふうに考えています。もう1人か2人、違う事務事業だったと思いますけれども、そういう補助事業でございます。

○議長(松本和幸君) 真野頼隆君。

○真野頼隆君 これには定額給付金の支給とか、あるいは地域商品券のためのそういう緊急の雇用の職員の賃金というのは含まれないということですか。

○議長(松本和幸君) 田上産業建設部長。

○産業建設部長(田上和俊君) 定額給付金関係についての事業は入っておりません。

○議長(松本和幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第61号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第61号まで議案52件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時49分 散会

平成21年3月18日

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第6号)

表 決

平成21年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第6号）

平成21年3月18日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時57分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
次長（崎田雄七君）	議事係長（栄永尚子君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	副市長（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（田上和俊君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（盛下修一君）	水道局長（吉村明賢君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（坂本彰君）
総務企画部総務課長（本山祐二君）	総務企画部企画課長（栄永徳博君）

○議事日程 第6号

平成21年3月18日 午前10時開議

- 第1 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について
- 第2 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第13号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第14号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第15号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第16号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第17号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第18号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第19号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議第20号 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議第21号 平成21年度水俣市一般会計予算
- 第19 議第22号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議第23号 平成21年度水俣市老人保健特別会計予算
- 第21 議第24号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議第25号 平成21年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第23 議第26号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第24 議第27号 平成21年度水俣市病院事業会計予算
- 第25 議第28号 平成21年度水俣市水道事業会計予算

- 第26 議第35号 市道の路線認定について
- 第27 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 第28 議第37号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第29 議第38号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第30 議第39号 指定管理者の指定について（一小学童クラブ）
- 第31 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第32 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第33 議第42号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第34 議第43号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 第35 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第36 議第45号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第37 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第38 議第47号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第39 議第48号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第40 議第49号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第41 議第50号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第42 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第43 議第52号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第44 議第53号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 第45 議第54号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第46 議第55号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第47 議第56号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 第48 議第57号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第49 議第58号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第50 議第59号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）
- 第51 議第60号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第52 議第61号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 第53 請第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 第54 陳第9号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について
- 第55 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 陳第1号 水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について
- 1 陳第2号 水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第56 議第62号 水俣市中小企業振興基本条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、産業建設常任委員会で発議の条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成21年1月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第6号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 日程第1 議第1号 水俣市水道水源保護条例の制定について
- 日程第2 議第5号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第6号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第7号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第8号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第9号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第10号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第11号 水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第12号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第13号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第14号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第15号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第16号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第17号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第18号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第19号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第20号 国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第21号 平成21年度水俣市一般会計予算
- 日程第19 議第22号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議第23号 平成21年度水俣市老人保健特別会計予算
- 日程第21 議第24号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議第25号 平成21年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第23 議第26号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

- 日程第24 議第27号 平成21年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第25 議第28号 平成21年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第26 議第35号 市道の路線認定について
- 日程第27 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第28 議第37号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第29 議第38号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第30 議第39号 指定管理者の指定について（一小学童クラブ）
- 日程第31 議第40号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第32 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第33 議第42号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第34 議第43号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 日程第35 議第44号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第36 議第45号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第37 議第46号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第38 議第47号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第39 議第48号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第40 議第49号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第41 議第50号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第42 議第51号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第43 議第52号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第44 議第53号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 日程第45 議第54号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第46 議第55号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第47 議第56号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第48 議第57号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議第58号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第50 議第59号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第51 議第60号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第52 議第61号 指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）
- 日程第53 請第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 日程第54 陳第9号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第1号水俣市水道水源保護条例の制定についてから、日程第54、陳第9号私立幼稚園助成金増額に関する陳情についてまで、54件を一括して議題とします。
順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） おはようございます。

ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第5号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、統計法の全部を改正する法律が平成21年4月1日から施行されることに伴い、規定の整備を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤職員の職種区分の適正化等を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市長等及び水俣市教育長の退職手当の算出額の適正化等を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行されたこと等に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、戸籍事項の証明に関する手数料の免除対象の拡大等に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市立深川小学校の閉校に伴い、体育館を社会体育施設として転用するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成21年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとして、第2款総務費に、環境モデル都市推進事業費、水俣市市制60周年事業費、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、学校エコ改修と環境教育事業、環境みなまた絵本作品募集事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、固定資産土地鑑定評価業務委託料外1件を計上している。

このほか、地方債については、過疎対策事業債外2件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市長公用車購入費について、買いかえの理由等についてただしたのに対し、前回一般質問での環境モデル都市水俣の理念を体現する、環境に優しい低燃費、低公害のエコカーを積極的に導入したいとの答弁を受けてのものであり、また、市長車限定の使い方ではなく、空いているとき職員も使用できないか検討も行うとの答弁でありました。

また、新エネルギーシステム設置補助金について、予算を上回る応募があった場合の対応についてただしたのに対し、応募状況を見て補正による対応などを検討したいとの答弁でありました。

また、給食施設費の燃料費で、A重油を使用する理由についてただしたのに対し、調理に使う

蒸気を発生させるため、一部の調理に利用しており電気やガスよりも効率がよいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号から議第55号の指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市立武道館、グリーンスポーツみなまた、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指定管理者の指定を行うことで変わったところは何かとただしたのに対し、経費面では特に変わりはないが、公募することにより、利用度や集客などの向上に向けた運営が期待できるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、産業廃棄物対策室の廃止及び行政組織・機構の効率化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成20年度人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成21年4月1日から施行されることに準じて制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、他市町村や市内事業所の状況についてただしたのに対し、14市中13市が実施、町村においては郡部単位で実施するところとしないところに分かれている。また、市内においては幾つかの事業所が7時間50分の就業時間となっているとの答弁でありました。

審査の結果、原案に賛成であるという意見と、現在不況で失業が相次ぐ中、就業時間を短縮するという事は時間当たりの賃金の実質引き上げにつながることであり、社会情勢からしても、

今、条例を改正し明文化することは、市民感情を無視した時代に逆行するものであり反対であるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成20年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第9款教育費に、文化会館管理運営費を計上している。

財源としては、第18款繰入金をもって充当している。

また、繰越明許費の補正として、市役所新館外壁塗りかえ工事外1件を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号平成21年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第2款総務費に、広報資料整理事業を計上している。

財源としては、第15款県支出金をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ふれあいセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について申し上げます。

本請願については、請願の趣旨に賛成であるという意見と、教職員の増員については理解できるが、教職員給与の財源確保・充実はさらに給与をふやす措置と受け取れるため賛成しがたいとの意見に分かれましたので、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第9号私立幼稚園助成金増額に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号水俣市水道水源保護条例の制定について申し上げます。

本案は、環境悪化を未然に防止し、貴重な資源である水環境を保全し、将来にわたって市民の生命及び健康を守るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例による水源保護の方法についてただしたのに対し、水環境に悪影響を与えおそれのある施設の計画等が出てきた場合、まず最初に市への協議という手続を課すことで情報をいち早くつかみ、対応することをねらいとしているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市学童クラブの名称の変更等のため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、関係法令の廃止等に伴う規定の整備を図るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、関係法令の改正の内容についてただしたのに対し、従来の伝染病予防法及び性病予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合された。また、児童福祉法に規定されていた育成医療が障害者自立支援法の方に移ったものである。なお、制度の内容については従前のとおりで変わっていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理者の業務等の見直しに伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法第129条第3項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険料の今後の見通しについてただしたのに対し、現行の制度ではサービスをふやすと負担もふえるようになっている。国の施策に左右されるところが大きく、市町村レベ

ルで考えるのは非常に厳しいものがある。市としても負担をなるべくふやさない方向で考えていたが、待機者や認知症の人への対応等のため、今回やむなく改正を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国保水俣市立総合医療センター等において作成する裁判用診断書等の手数料の改定を行うため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改定の必要性についてただしたのに対し、県内の他の自治体病院と比べ特に低いものについて、均衡を図るために改定しようとするものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成21年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、自立支援給付費、第4款衛生費に、妊婦健康診査事業、乳幼児医療事業などを計上している。これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生活保護の現状についてただしたのに対し、生活保護の申請は平成20年度においては約80件を受け付けており、微増傾向にある。平成21年2月末で365世帯536人が保護対象となっており、人口比で18.87パーミルと県下で最も高い保護率であるとの答弁がありました。

また、リサイクル推進事業助成金及びその原資となるごみ売却の見通しについてただしたのに対し、売却価格が昨年9月ころから急激に下がっており、平成20年度当初総額を3,000万円程度と見込んでいたが、2,500万円前後になる見込みである。21年度については、約1,800万円程度と見込んでいる。今までが異常な高値がついていたものであり、従前の状況に戻ったと言うべきと考える。なお、平成20年度の助成金は、19年度と同じ1,060万円を予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億259万7,000円を計上している。

歳出については、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上している。これらの財源としては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金などをもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を

行いました。

質疑の中で、療養給付費の国庫負担金が前年度に比べ大幅減になった要因についてただしたのに対し、平成20年度当初予算の編成時には、老人医療制度の廃止を初めとする制度の大幅改正があっており、過年度の実績がない状態で国が示した方法により積算したものであるが、国において財政調整の積算方法への反映が間に合わず、結果として過大になったものである。平成21年度については20年度の実績及び新しい積算方法により見込みを行っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号平成21年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,333万7,000円を計上している。

歳出については、総務費、医療諸費などを計上している。

これらの財源としては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、老人保健特別会計の今後についてただしたのに対し、平成22年度までは過年度の過誤等の調整のため残すことが決まっているが、それ以降については国の方針がまだ示されていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,559万5,000円を計上している。

歳出については、総務費、諸支出金を計上している。

これらの財源としては、保険料、繰入金などをもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号平成21年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億5,596万円を計上している。

歳出については、総務費、保険給付費、地域支援事業などを計上している。

これらの財源としては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス等諸費の見込みについてただしたのに対し、前年度、前々年度の実績に、報酬単価の改定及び要支援の段階の重度への移行等を加味し積算しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号平成21年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に62億1万1,000円、収益的支出に61億5,300万9,000円、資本的収入に5億2,654万8,000円、資本的支出に7億8,526万7,000円を計上している。

収益的収入の主な内容は、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益などを計上している。

収益的支出の主な内容は、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光水熱費等の経費や企業債利息などを計上している。

資本的支出の主な内容は、総合医療センターナースコールシステム、駐車場設備更改等の建設工事費、医用デジタルガンマカメラシステム、デジタルエックス線テレビシステム、医用テレメーター、栄養管理システム等の器械備品購入費、企業債償還金などを計上している。

このほか、企業債については、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、過年度損益修正損の内容についてただしたのに対し、現在DPC方式により医療費の会計を行っているが、入院患者については入院時と退院時で変更が生じることがあり、再計算による返戻分が大きな割合を占めているとの答弁がありました。

また、医療センターにおける接遇対応改善の現状についてただしたのに対し、院内に設置した御意見箱に寄せられた意見をもとに、毎月の会議で検討し、また各病棟においても、看護師長、副看護師長から話をしている。市民から厳しい意見をいただくこともあり、精査した上で今後とも改善の努力を続けていきたいとの答弁がありました。

なお、委員から、経営努力により黒字を出すのはよいことであるが、支出を削減したことがサービス低下につながることはないよう、今後とも努められたいとの意見が出されました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号から議第41号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、一小学童クラブ、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、各学童クラブの指導員と利用児童の人数についてただしたのに対し、ふくろふれあい学童クラブについては指導員4名、児童の定員35名、二小ふれあい学童クラブについては指導員7名、児童の定員35名、一小学童クラブについては指導員6名、児童の定員45名であり、いずれも利用児童は定員に達しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第60号平成21年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

歳出の主な内容は、第4款衛生費に、水俣病犠牲者慰霊式関係経費などを計上している。これらの財源としては、第15款県支出金及び第18款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事請負費の内容についてただしたのに対し、本件は水俣病犠牲者慰霊式の際に使用する大型テントの安全対策として、基礎にアンカーボルトを打ち込む工事を急遽県補助を受けて実施するもので、5月1日の式当日に間に合わせるため補正予算を計上したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第14号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター支所を廃止するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市湯の鶴温泉保健センターの利用者の利便性を向上させるため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、丸島団地及び田平団地について、老朽化に伴い住宅の一部を廃止するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、下水道施設占用料について、郵便事業の民営化に伴い、免除対象から除くため制定し

ようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成21年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第5款農林水産業費に、農業農村整備一般改良事業、森林環境保全事業、第6款商工費に、地域特産品定着化促進事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、第7款土木費に、牧ノ内・大迫線道路改良事業、地域住宅交付金事業などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、白浜団地5号棟建設事業外1件を計上している。

このほか、地方債に、過疎対策事業債外9件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、道の駅みなまたに対する市民の期待は大きいですが、まつぼっくりは現状のまま使用するのとただしたのに対し、現状では売場面積が狭いため、当面テントを張って生鮮食品を販売する予定であるが、今後來客者数、売れ行き状態等を見て検討したいとの答弁がありました。

また、合併浄化槽設置整備費補助金についてただしたのに対し、5人槽では33万2,000円の補助金で30基、7人槽では41万4,000円の補助金で40基等を予定しているとの答弁がありました。

また、市道の改修工事についてどのように対応しているかとただしたのに対し、現場状況を確認し緊急性があるところから行っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、土木工事及び修繕工事について、地元業者ができる工事は、できる限り地元業者へ発注していただきたいとの意見がありました。

次に、議第26号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億7,511万8,000円を計上している。

歳出の主なものは、公共下水道事業費、公債費等であり、公共下水道事業費の主なものとしては、浄化センター等運転管理業務委託料、汚水管整備及び浄化センター改築更新関係経費等である。

これらの財源として、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、市債等をもって充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給外1件を計上している。

このほか、地方債として、公共下水道事業債、過疎対策事業債及び公的資金の繰上償還に係る借換債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公用車購入費約285万円の内容についてただしたのに対し、ライトバンと軽ワゴン車各1台を購入する予定であるとの説明がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号平成21年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億8,599万円、収益的支出に4億1,189万7,000円、資本的収入に4,799万5,000円、資本的支出に2億4,376万2,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水道料金の未収金についてただしたのに対し、未収金は10万円未満であるとの答弁がありました。

また、水俣は核家族化等によりひとり住まいがふえているが、基本料金の基本水量を見直す考えはないかとただしたのに対し、簡易水道及び飲料水供給施設の統合計画があるため、統合後、総括的に見直しを行いたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、開発行為により計画され、水俣市道認定基準第3条の規定を満たすため、市道に認定するものであると説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号から議第50号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市勤労青少年ホーム、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はげのき館、水俣市地域農業担い手育成センター及び湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

以上9件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成20年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、第5款農林水産業費に有害鳥獣駆除事業を計上し、財源として、第18款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

最後に、議第60号平成21年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の内容として、第6款商工費に、商品開発及びインターネット通信販売業務支援事業、第7款土木費に、環境美化等整備促進事業等を計上し、財源として、第15款県支出金及び第18款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月13日

総務文教常任委員長 谷口眞次

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第5号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第18号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第19号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第51号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	原案可決	全員賛成
議第52号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	原案可決	全員賛成
議第53号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）	原案可決	全員賛成
議第54号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）	原案可決	全員賛成
議第55号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	原案可決	全員賛成
議第56号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	原案可決	全員賛成
議第57号	水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第58号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第59号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分	原案可決	全員賛成
議第60号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成
議第61号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	原案可決	全員賛成
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について	不採択	賛成少数
陳第9号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	採 択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月13日

厚生常任委員長 大川末長

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	水俣市水道水源保護条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第20号	国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第22号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第23号	平成21年度水俣市老人保健特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第24号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	平成21年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第27号	平成21年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第39号	指定管理者の指定について（一小学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第40号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	原案可決	全員賛成
議第41号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第60号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月13日

産業建設常任委員長 福田 斉

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第14号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第17号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第26号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第28号	平成21年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第35号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第42号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	原案可決	全員賛成
議第43号	指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）	原案可決	全員賛成
議第44号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	原案可決	全員賛成
議第45号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まっぼっくり）	原案可決	全員賛成
議第46号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	原案可決	全員賛成
議第47号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	原案可決	全員賛成
議第48号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	原案可決	全員賛成
議第49号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	原案可決	全員賛成
議第50号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	原案可決	全員賛成
議第59号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）付託分	原案可決	全員賛成
議第60号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	原案可決	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

平松辰弘議員から議第58号について、岩阪雅文議員及び緒方誠也議員から請第4号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、平松辰弘議員。

○平松辰弘君 議第58号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

議第58号は、平成20年人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成21年4月1日から施行されることに準じて制定しようとするものであります。

皆さん御存じのとおり、具体的な中身は給与等の額や率にかかわる改正ではなく、就業時間にかかわる改正であります。つまり、公務員の1日の就業時間をこれまでの8時間から7時間45分に、15分間短縮しようということであります。

以前から国際的に労働時間短縮の促進は言われてきておりますが、今、100年に一度と言われます不況のさなかでございます。日増しに失業者がふえ、大きな社会問題になっております。ここ水俣では事態はさらに深刻で、会社は倒産、失業者が続出しております。皆さん、この事態は目の当たりにされていることと思います。それゆえ、今議会での一般質問でもかなりの議員から、市内の失業状況、雇用対策、これらの質問が集中しております。また、市でも緊急雇用対策を講じられようとしておられます。

そのような中、幾ら人事院勧告とはいえ、就業時間短縮を今行うことはいかがなものかと私は思います。

就業時間の短縮、裏を返せば、単位時間当たりの賃金引き上げと実質的には変わりありません。今は時限的にでもいいからワークシェアリングを考えてもいいときははずです。そして、この改正を行うことは、市民感情を無視したもので、時代に逆行するものと私は考えます。

よって議第58号に対して反対いたします。

○議長（松本和幸君） 次に、岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 請第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

本請願に言います義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画の見送りは、確かに平成18年6月に成立しました、国の財政状況を見据えた行政改革推進法に基づく政策の推進であります。これは教員を含めた公務員の総人件費改革の一環であり、教育関係のみということではございません。

しかし、政策の推進の一方で、本請願の、子どもと向き合う時間の確保、拡充等については、平成20年度、主幹教諭によるマネジメント機能の強化や特別支援の充実、食育推進等のため定数改善を実施してきています。

ちなみに、教職員の定数改善は、平成18年度329人であったものが、平成20年度、主幹教諭の配置で1,000人の増、外部人材の活用として非常勤講師7,000人の増、学校地域支援本部を全市町村対象に1,800カ所等、年次改善が図られています。

平成21年度は、新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備についても、教職員の定数改善が図られる見込みであります。

教員勤務実態調査については、調査に基づきまして、平成20年3月、学校現場の負担軽減として、当面取り組むべき事項を指摘し、改善に向け取り組みを進めています。

このように、政府としても、教育の格差解消、その他の改善に向けて着実に取り組んでいます。また、財源確保、給与措置等については、国の財政状況や、広範にわたる政策の推進、今日の民間の厳しい雇用情勢や経済状況を考慮すれば、請願の趣旨は理解できるものの、政府による行政改革推進法の範囲内で推進することが望ましいと判断をします。

よって本請願については反対であります。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、緒方誠也議員。

○緒方誠也君 請第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、賛成の立場で討論します。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

地方財政が逼迫している中で、教育条件での自治体間格差が広がっています。低所得者層の拡大、固定化が進み、家庭の所得の違いにより教育格差も広がっています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。子どもは国の宝です。国の責任において国民平等に教育を受ける条件を整備すべきであります。

このような状況をつくり出したのは、三位一体改革という美名のもとでの小泉内閣の弱者切り捨て、地方切り捨て政策であります。

子どもと向き合う時間の確保のための施策として、文部科学省による勤務実態調査であらわれた、極めて厳しい教職員の勤務実態の改善は、喫緊の課題となっています。

今、うつ病で休業している先生が多いことは、自民党笹川総務会長も認めて、3月14日の講演で話をしています。また、健康不良を訴える先生が水俣で多いのも現実であります。原因として、超過勤務、教師数不足等の学校現場の厳しい労働環境であります。

今、政府がやっているから大丈夫なんだという反対意見もありますけれども、いい人材を確保し、子どもたちにいい教育条件を整備するように、国に意見書を上げることは、現場をよく知る地方議会の大きな役目であります。

委員長報告では、不採択となっていますが、実情と日本の将来を担う子どもの教育の視点から、全会一致の採択をお願いしながら、請第4号についての賛成討論といたします。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第1号水俣市水道水源保護条例の制定についてから、議第57号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、48件を一括して採決します。

本48件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本48件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本48件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、議第58号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、議第59号平成20年度水俣市一般会計補正予算第11号から、議第61号指定管理者の指定についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本3件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、請第4号教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第9号私立幼稚園助成金増額に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択しました。

日程第55 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 陳第1号 水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について

- 1 陳第2号 水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について

- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定

を国に求めることについての陳情について

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第55、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年3月13日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年3月16日

厚生常任委員長 大川 末 長

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体から意見聴取を求める陳情について	慎重審査を要するため

	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
--	-------------------------------	----------------

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年3月13日

産業建設常任委員長 福田 斉

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年3月12日

議会運営委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第56 議第62号 水俣市中小企業振興基本条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第56、議第62号水俣市中小企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

議第62号

水俣市中小企業振興基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年3月18日

提出者

産業建設常任委員会

委員長 福田 斉

水俣市議会議長 松本和幸様
(別紙)

水俣市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が水俣市の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有する者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、国、県その他関係機関の協力を得ながら、中小企業者、市及び市民が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づく基本的施策を次の各号のとおり定める。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化及び経営の健全な発展に関する施策
- (2) 中小企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策
- (3) 中小企業の振興に関する情報の収集及び提供に関する施策
- (4) 中小企業の資金調達の円滑化に関する施策

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策に基づき、中小企業に関する具体的施策を実施するに当たり、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が発注する工事、委託業務、物品の購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業が製造又は加工した物品及び中小企業が提供する役務の利用の促進に努めること。
- (3) 中小企業の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。
- (4) 国、県その他関係機関との連携又は協力による施策の推進に努めること。

(中小企業者の責務)

第6条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 地域の生活環境との調和並びに消費者への安全で安心な製品及び役務の提供
- (2) 市産品の利活用、商工団体等への加入等による地域貢献
- (3) 経営基盤の強化及び従業員の福利厚生への向上

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

中小企業が水俣市の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図り、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、本案のように制定しようとするものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長福田斉議員。

（産業建設常任委員長 福田斉君登壇）

○産業建設常任委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました議第62号水俣市中小企業振興基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

中小企業が水俣市の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図り、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、本案のように制定しようとするものであります。

全会一致で御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま産業建設常任委員長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第62号水俣市中小企業振興基本条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。
これで平成21年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 高岡利治

署名議員 緒方誠也

平成21年3月第1回水俣市議会定例会（2月27日～3月18日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	水俣市水道水源保護条例の制定について	2月27日	厚 生	3月18日 原案可決	
議第2号	水俣市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	2月27日	厚 生	3月2日 原案可決	
議第3号	水俣市出産子育て支援基金条例の制定について	2月27日	厚 生	3月2日 原案可決	
議第4号	水俣市ふれあいセンターの設置等に関する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月2日 原案可決	
議第5号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第6号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第7号	水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第8号	水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第9号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第10号	水俣市学童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚 生	3月18日 原案可決	
議第11号	水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚 生	3月18日 原案可決	
議第12号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚 生	3月18日 原案可決	
議第13号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚 生	3月18日 原案可決	
議第14号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第15号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第16号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	

議第17号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第18号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び水俣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第19号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第20号	国保水俣市立総合医療センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第21号	平成21年度水俣市一般会計予算	2月27日	各委	3月18日 原案可決	
議第22号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第23号	平成21年度老人保健特別会計予算	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第24号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第25号	平成21年度水俣市介護保険特別会計予算	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第26号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第27号	平成21年度水俣市病院事業会計予算	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第28号	平成21年度水俣市水道事業会計予算	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第29号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	2月27日	各委	3月2日 原案可決	
議第30号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月27日	厚生	3月2日 原案可決	
議第31号	平成20年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月27日	厚生	3月2日 原案可決	
議第32号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月27日	厚生	3月2日 原案可決	
議第33号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	2月27日	産業建設	3月2日 原案可決	
議第34号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	2月27日	厚生	3月2日 原案可決	

議第35号	市道の路線認定について	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第36号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第38号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第39号	指定管理者の指定について（一小学童クラブ）	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第40号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第41号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	2月27日	厚生	3月18日 原案可決	
議第42号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第43号	指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第44号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第45号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第46号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第47号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第48号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第49号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第50号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	2月27日	産業建設	3月18日 原案可決	
議第51号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第52号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第53号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	

議第54号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第55号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第56号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	2月27日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第57号	水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について	3月12日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第58号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月12日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第59号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	3月12日	総務文教 産業建設	3月18日 原案可決	
議第60号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	3月12日	各 委	3月18日 原案可決	
議第61号	指定管理者の指定について（水俣市ふれあいセンター）	3月12日	総務文教	3月18日 原案可決	
議第62号	水俣市中小企業振興基本条例の制定について	3月18日	省 略	3月18日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	陳情の処理の経過及び結果について	2月27日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月18日	総務文教	3月18日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	3月18日	厚 生	3月18日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月18日	産業建設	3月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月18日	議会運営	3月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる 決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 中山 徹	厚生	3月12日	3月18日 継続審査
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただく ため各被害者団体からの意見聴 取を求める陳情について	水俣市山手町 1-4-6 光永ジツ子	厚生	3月12日	3月18日 継続審査
陳第3号	政府と国による「公共工事におけ る賃金等確保法」(仮称)の制定、 公共工事における建設労働者の適 正な労働条件の確保に関する意見 書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	産業建設	3月12日	3月18日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の 採択に関する請願について	水俣市長野町 10-12-8 田中 睦	総務文教	9月11日	3月18日 不採択
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同 組合法」(仮称)の速やかな制定 を国に求めることについての陳情 について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269-5 馬籠みどり	産業建設	9月11日	3月18日 継続審査
陳第9号	私立幼稚園助成金増額に関する陳 情について	水俣市天神町 1-5-24 市原あさえ	総務文教	12月11日	3月18日 採 択